

衆議院 第百五十四回国会 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第十六号(その一)

平成十四年六月二十八日(金曜日) 午前十時十分開議

出席委員

委員長 瓦力君

理事 衛藤征士郎君 理事 金子一義君

理事 久間章生君 理事 米田建三君

理事 伊藤英成君 理事 玄葉光一郎君

理事 赤松正雄君 理事 工藤堅太郎君

理事 石破茂君 岩屋毅君

理事 大野松茂君 奥谷通君

理事 北村誠吾君 小島敏男君

理事 近藤基彥君 斎藤斗志二君

理事 桜田義孝君 七条明君

理事 谷本龍哉君 西川京子君

理事 浜田靖一君 林省之介君

理事 増田敏男君 松野博一君

理事 森岡正宏君 山口泰明君

理事 伊藤忠治君 木島日出夫君

理事 大石尚子君 須藤義規君

理事 首藤信彦君 中野寛成君

理事 肥田美代子君 山田敏雅君

理事 渡辺周君 上田勇君

理事 白保台一君 田端正広君

理事 中塚一宏君 樋高剛君

理事 赤嶺政賢君 今川正美君

理事 井上喜一君 宇田川芳雄君

参考人 秋山昌廣君

(元防衛事務次官)
衆議院調査局武力攻撃事態
室長
有事法制立法化反対に関する請願(赤嶺政賢君
紹介)(第六四八〇号)
同(木島日出夫君紹介)(第六四五五号)
有事法制立法化反対に関する請願(東門美津子君
紹介)(第六四八一號)
同(小沢和秋君紹介)(第六四八二号)

委員の異動
出席委員
委員長 瓦力君
理事 衛藤征士郎君 理事 金子一義君
理事 久間章生君 理事 米田建三君
理事 伊藤英成君 理事 玄葉光一郎君
理事 赤松正雄君 理事 工藤堅太郎君
理事 石破茂君 岩屋毅君
理事 大野松茂君 奥谷通君
理事 北村誠吾君 小島敏男君
理事 近藤基彥君 斎藤斗志二君
理事 桜田義孝君 七条明君
理事 谷本龍哉君 西川京子君
理事 浜田靖一君 林省之介君
理事 増田敏男君 松野博一君
理事 森岡正宏君 山口泰明君
理事 伊藤忠治君 木島日出夫君
理事 大石尚子君 須藤義規君
理事 首藤信彦君 中野寛成君
理事 肥田美代子君 山田敏雅君
理事 渡辺周君 上田勇君
理事 白保台一君 田端正広君
理事 中塚一宏君 樋高剛君
理事 赤嶺政賢君 今川正美君
理事 井上喜一君 宇田川芳雄君

六月二十八日 辞任

補欠選任

北村誠吾君

同(大森猛君紹介)(第六四八三号)
同(木島日出夫君紹介)(第六四八五号)
同(児玉健次君紹介)(第六四八六号)
同(穀田恵二君紹介)(第六四八七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第六四八八号)
同(中林よし子君紹介)(第六四九二号)
同(春名真章君紹介)(第六四九三号)
同(不破哲三君紹介)(第六四九四号)
同(藤木洋子君紹介)(第六四九五号)
同(松本善明君紹介)(第六四九六号)
同(矢島恒夫君紹介)(第六四九七号)
同(山口富男君紹介)(第六四九八号)
同(吉井英勝君紹介)(第六四九九号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第六五二七号)
同(大幡基夫君紹介)(第六五二八号)
同(大森猛君紹介)(第六五二九号)
同(菅野哲雄君紹介)(第六五三〇号)
同(木島日出夫君紹介)(第六五三一号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第六五三二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第六五三三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第六五三四号)
同(木島日出夫君紹介)(第六五三五号)
同(木島よし子君紹介)(第六五三六号)
同(春名真章君紹介)(第六五三七号)
同(矢島恒夫君紹介)(第六五三八号)
同(木島よし子君紹介)(第六五三九号)
同(春名真章君紹介)(第六五三九号)
同(松本善明君紹介)(第六五三七号)
同(塩川鉄也君紹介)(第六五三四号)
同(木島よし子君紹介)(第六五三五号)
同(木島よし子君紹介)(第六五三六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第六五三七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第六五三八号)
同(木島よし子君紹介)(第六五三九号)
有事法制の制定反対に関する請願(今川正美君
紹介)(第六五〇〇号)同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)
同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)
同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六五三九号)

六月二十六日 請願(菅野哲雄君紹介)(第六五二六号)

有事法制反対と平和政策に関する請願(菅野哲

雄君紹介)(第六五四〇号)

は本委員会に付託された。

請願(菅野哲雄君紹介)(第六五二六号)

有事法制反対と平和政策に関する請願(菅野哲

雄君紹介)(第六五四〇号)

川村議会(第五四九二号) 有事法制三法案の慎重審議に関する意見書(神奈川県綾瀬市議会)(第五四九三号) 有事関連三法案に関する意見書(長野県小諸市議会)(第五四九四号) 有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(長野県大町市議会)(第五四九五号) 有事関連三法案反対に関する意見書(長野県立科町議会)(第五四九六号) 有事法制に関する意見書(長野県丸子町議会)(第五四九七号)	に国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出第八八号) 自衛隊法及び防衛廳の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号) 安全保障基本法案(東祥三君外一名提出、衆法第二一号) 非常事態対処基本法案(東祥三君外一名提出、衆法第二二号)	城支部長佐久間博信君、会社役員横田匡人君、東北大學名譽教授・専修大学法学部教授小田中聰樹 君宮城県護憲平和センター理事・黒川郡護憲平和センター理事長首原傳君、宮城大学看護学部教授山本真千子君の八名であります。 以下、その陳述内容につきまして簡単に御報告申し上げます。
有事法制に関する意見書(長野県東部町議会)(第五四九八号) 有事法制の立法化反対に関する意見書(長野県武石村議会)(第五四九九号) 有事法制の慎重審議に関する意見書(長野県箕輪町議会)(第五五〇〇号) 有事法制に関する意見書(長野県三郷村議会)(第五五〇一号)	○瓦委員長 これより会議を開きます。 内閣提出 安全保障會議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛廳の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案並びに東祥三君外一名提出、安全保障基本法案及び非常事態対処基本法案を一括して議題といたします。	主要先進国が有する国家緊急事態に対処する有事法制がこれまで我が國に存在していなかつたことの問題点、シビリアンコントロールの確保と国民を守る有事法制の整備を行うべきこと、有事法制について国民に周知の努力を行い、幅広い議論を喚起する必要性、有事法制の整備に当たり、民間防衛と言われる国民の安全に関する法整備を進めるべきこと、政府として憲法解釈をはつきりと確定し、安全保障の原則を確立させた上で議論する必要性、政府提出案の違憲性及び憲法の平和原則を守る必要性、アジア近隣諸国との平和保障機構の設置及び国連の機能強化により紛争解決を進めたします。第一班久間章生君。
有事関連法案に関する意見書(鳥取県青谷町議会)(第五五〇二号) 有事法制関連法案の慎重審議に関する意見書(静岡県吉田町議会)(第五五〇三号)	○久間委員 第一班、仙台班の派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。	○石破委員 第二班、鳥取班の派遣委員を代表いたしまして、団長にかわり私からその概要を御報告申し上げます。
有事関連三法案の成立延期に関する意見書(香川県琴南町議会)(第五五〇五号) 有事法制三法案を制定しないことに関する意見書(高知県土佐山田町議会)(第五五〇六号) 有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(福岡県北九州市議会)(第五五〇七号)	派遣委員は、団長として私、久間章生と、金子一義君、伊藤英成君、赤松正雄君、熊谷市雄君、首藤信彦君、中塚一宏君、木島日出夫君、山口わか子君、井上喜一君の十名で、現地において萩野浩基議員、鎌田さゆり議員が参加されました。	派遣委員は、瓦力委員長を団長として、大野松茂君、浜田靖一君、永田寿康君、肥田美代子君、白保台一君、樋高剛君、赤嶺政賢君、今川正美君、宇田川芳雄君と私、石破茂の十一名であります。
本日の会議に付した委員会 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第八七号) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並び	現地における会議は、玉姫殿において開催しました。そこで、各委員から意見陳述者に対し、有事法制の整備がおくれた理由、集団的自衛権の行使に関する見解、有事法制についての国民の理解の内閣の紹介並びに議事運営の順序などを含めてあいさつを行つた後、意見陳述者より意見を聽取し、これに対し各委員より熱心な質疑が行われました。	○瓦委員長 御苦労さまでした。 ○石破委員 第二班、石破茂君。
意見陳述者は、宮城県議員村井嘉浩君、守屋木材株式会社代表取締役社長守屋長光君、東北学院大学教養学部教授遠藤恵子君、日本郷友会宮	意見陳述者は、鳥取県西部地区日韓親善協会会長・東京印刷株式会社取締役社長杉原弘一郎君、鳥取大学名譽教授小倉道雄君、税理士大西龍夫君、尾道市議員井上文伸君、島根大学名譽教授渡辺久丸君、全日日本鉄道労働組合総連合会鳥取県協議会議長生田幸広君、鳥取県知事片山善博君の七名であります。	参考として掲載されますようお取り計らいをお願いいたします。
の内容は速記により記録いたしましたので、詳細ななお、速記録ができましたら、本委員会議録に	以下、その陳述内容につきまして簡単に御報告申し上げますと、阪神大震災の経験に照らして、有事の法制度を平時から整備しておくことの重要性、国の究極の役割は国民の生命財産を守ることであるという観點から、有事法制よりも国民の保護やテロ、不審船に備えることを目的とした法制を優先して整備することの必要性、我が国の現在の情報体制での確な国際情勢判断を下すことの困難さ、国の自衛権を認める以上は、具体的な	以上をもつて第一班の報告を終わりたいと思いますが、今回の会議の開催につきましては、地元の関係者を初め、多数の方々に多大の御協力をいたさ、極めて円滑に行うことができました。ここに深く感謝の意を表する次第であります。

自衛権の行使に関する法制の整備が必要であるとの観点から、国民感情に配慮して安全保障政策の原則を明確にしていくことの重要性、有事法制の原則を確立することへの危惧、有事法制よりもテロ対策を望んでいる国民の意識、有事の際に住民を守るために、国と地域の実情に精通している地方自治体とが一体的に対応できるような役割を整理することの重要性、有事体制整備に当たっては、従来からの縦割り行政の弊害をなくし、国、地方自治体、警察、消防などの機関が一体的、一元的に活動できるような体制を、政治家が官僚を指揮しつつ、十分に議論して整備していくことの必要性、国民を保護する法制度が二年以内に整備することになつてゐるが、その実現性に関する懸念、武力攻撃事態の定義など法案の概念のあいまいさについて、それぞれの立場から意見、要望が述べられました。

次いで、各委員から意見陳述者に対し、国民保護法制度は、できるだけ早期に各界の意見を求めて推進していくこと、有事の際には国が中心になりつつ、国、地方自治体、警察、消防が連携していくあるべき体制に関する所見、平時と有事の救急医療体制の量的、質的相違、国民の保護に関する法制に盛り込むべき具体的な内容、情報収集、国民への伝達など国情報体制に関する所見、我が国の安全保障政策や自衛隊の行動原則に関する所見、武力攻撃事態と日本周辺事態との関係、このにより、日本側が自主的に武力攻撃事態の認定をすることが困難になることの問題、友好関係の樹立など、外交努力を積極的に行つていくことの重要性、国民に有事法制の重要性を理解してもらうために国がなすべき方策、地方の立場から見た有事法案に対する意見などについて質疑が行われ、滞りなくすべての議事を終了しました。

以上が第二班の会議の概要ですが、会議

攻撃事態が日本周辺事態と重なることもあり得るという政府の見解により、米国の戦争に日本が巻き込まれることへの危惧、有事法制よりもテロ対策を望んでいる国民の意識、有事の際に住民を守るために、国と地域の実情に精通している地方自治体とが一体的に対応できるような役割を整理することの重要性、有事体制整備に当たっては、従来からの縦割り行政の弊害をなくし、国、地方自治体、警察、消防などの機関が一体的、一元的に活動できるよう

なまづいた。

以上をもつて第二班の報告を終わりたいと存じます。また、今回の会議の開催につきましては、地元の関係者を初め、多数の方々に多大の御協力をいたさぎ、極めて円滑に行うことができました。ことに深く感謝の意を表する次第であります。

○瓦委員長 御報告申し上げます。

第三班米田建三君。

○米田委員

第三班、新潟班の派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、団長として私、米田建三と、工藤堅太郎君、岩永峯一君、森岡正宏君、山口泰明君、桑原豊君、筒井信隆君、上田勇君、木島日出夫君、山口わか子君の十名で、現地において吉田六左エ門議員が参加されました。

現地における会議は、ハミングプラザVIPに

おいて開催し、まず、私から派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序などを含めてあいさつを行つた後、意見陳述者より意見を聴取し、これに対し、各委員より熱心な質疑が行われました。

意見陳述者は、新潟防衛懇話会会長鈴木廣君、前滑川市長澤田寿朗君、新潟国際情報大学専任講師佐々木寛君、新潟県議会議員志田邦男君、人づくり県民ネットワーク幹事佐々木薰君、新潟大学名譽教授藤尾彰君、新潟大学法学部教授小野坂弘君の七名であります。

以下、その陳述内容につきまして簡単に御報告申し上げますと、有事に際して自衛隊がその能力を十分に發揮し、また国民を戦争の被害から守るために、平時から有事、緊急時の対応に関する法律を整備しておくことの重要性、國、國民にとつて最も基本的かつ重要な制度を定める有事関連法案の早期成立の必要性、シビリアンコントロール

ルの観点から、自衛隊の行動の基本に関する法制を平時から整備しておくことの重要性、有事関連三法案によつて東アジア地域の軍事的な緊張が高まる可能性、有事の概念、周辺事態との関係、二年以内に整備することとされている国民保護のための法制などについて具体的に説明することの必要性、自衛隊の行動に関して、国際標準に則した責務、権限を法律で整備することの必要性、有事関連三法案が米国による違法な軍事行動に日本が加わる可能性を高めることへの懸念、現行憲法下における有事法制整備の不可能性などについて、それぞれの立場から意見、要望が述べられました。

次いで、各委員から意見陳述者に対し、国民の生命財産を守り、戦争を抑止するための有事関連三法案の必要性、武力攻撃事態認定の地理的範囲を我が国領域内に限定する必要性、国民保護のための法制という重要な法制度の整備が先送りされいることによる武力攻撃事態対処法案の不完全性、同案の規定による國と地方公共団体との関係が地方自治の本旨に反するという懸念を払拭するためには必要な今後の議論の進め方、福田官房長官による非核三原則に係る発言に対する見解、我が国に対する外部からの武力攻撃事態発生の蓋然性の有無、戦争反対運動や報道機関に関する規制を加えようとする有事関連三法案に関する見解などについて質疑が行われ、滞りなくすべての議事を終了いたしました。

意見陳述者は、サセボコンパス21代表幹事・株式会社馬郡喜商店代表取締役馬郡謙一君、佐世保市長光武顯君、長崎友愛病院院長茅野丈二君、長崎短期大学助教授北川誠一郎君、佐世保商工会議所副会頭・辻産業株式会社代表取締役社長辻昌宏君、長崎総合科学大学助教授前原清隆君、長崎大学教授舟越耿一君、株式会社橋本商会取締役社長室長千田稔君の八名であります。

以下、その陳述内容につきまして簡単に御報告申し上げますと、有事法制の早期整備、関連法制整備までの本案施行の凍結、国民保護法制未整備の問題、周辺諸国との十分な理解の必要性、安全保障に関する基本法制定の必要性、周辺事態と武力攻撃事態との関連、有事法制の要らない国づくりの必要性、有事に即した自衛隊訓練の充実の必要性などにつきまして、それぞれの立場から意見、要望が述べられました。

次いで、各委員から意見陳述者に対し、有事法

以上、御報告申し上げます。
なお、木島日出夫委員の申し出については、座長において善処いたしました。

以上です。

○瓦委員長 御苦労さまでした。

○衛藤委員 第四班、佐世保班の派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、団長として私、衛藤征士郎と、玄葉光一郎君、近藤基彦君、田中和徳君、末松義規君、田端正広君、中塚一宏君、赤嶺政賢君、今川正美君、井上喜一君の十名で、現地において北村誠吾議員が参加されました。

現地における会議は、ライフステージアイトワ

において開催し、まず、私から派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序などを含めてあいさつを行つた後、意見陳述者より意見を聴取し、これに対し、各委員より熱心な質疑が行われました。

意見陳述者は、サセボコンパス21代表幹事・株

の見解、総理による代執行についての見解、関連法整備を早めることについての見解、国連平和協力創設及び国連常備軍に関する見解、本案が集団的自衛権の行使につながる危険性、有事の際の民間企業と米軍との関係、有事と地方自治との関係などにつきまして質疑が行われ、滞りなくすべての議事を終了いたしました。

以上が第四班の会議の概要であります。会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はそれによつて御承知願いたいと存じます。

なお、速記ができましたら、本委員会議録に参考として掲載されますようお取り計らいをお願いいたします。

以上をもつて第四班の報告を終わりたいと思ひますが、今回の会議の開催につきましては、地元の関係者を初め、多数の方々に多大の御協力をいたさ、極めて円滑に行うことができました。ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○瓦委員長 ありがとうございます。以上で去る五日及び七日に行われた委員派遣の派遣委員からの報告は終わりました。

お詫びいたします。ただいま報告のありました第一班、第二班、第三班及び第四班の現地における会議の記録は、本日の会議録に参照掲載することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔会議の記録は本号(その二)に掲載〕

○瓦委員長 本日は、参考人として元防衛事務次官秋山昌廣君に御出席を願つております。秋山参考人に一言、「あいさつを申し上げます。本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長の許可を得ることになります。また、参考人は委員に対し質疑することはできないことになります。これより秋山参考人に対して質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田敏雅君。

○山田(敏)委員 民主党の山田敏雅でございます。

参考におかれましては、本日、御多用のことろ出席いただきまして、本当にありがとうございます。

○秋山参考人 まず、御質問がございましたので、防衛局長在任中のことについて申し上げたいと思いますけれども、私は、一九九五年の四月になりました。その内容が対日工作資金の内訳とその使われ方、数多くの文書が流れました。これは、もし事実であるとすれば、外国であればスパイ罪、死刑に値する。外国にお金をもらってその便宜を図る、こういうことはあつてはならないことでありますので、本日はぜひ疑惑を晴らしていただきたいと思います。

台湾に行つてまいりました。この機密文書を手に入れて、そして最初にスクープをされた方にお会いしました。だから手に入れたのか、どういう経緯で、どういう事情があつて、どういう理由で、こういう質問をいろいろお聞きしました。

○山田(敏)委員 新ガイドラインの作成に関して、九六年の四月に出しましたので、その仕事も携わりましたし、その後行われました日米防衛協力の

○山田(敏)委員 短く質問しますので、短く答えていただきたいたいと思うんですが、その際、林代表

学の研修を手配し、その資金を提供したこと、そしてその資金については五万ドルを二回に分けて送金すること、そしてそれはアメリカのCSI S、ここに送るということ、その責任者は台湾輸送機械株式会社の会長である彭榮次氏、この方が

これまでに九五年の十一月にこの防衛大綱の中に周辺事態対応というものが入ったわけでございます。この周辺事態対応が入るときには国内でも大変な議論がございましたが、九五年の十一月にこの防衛大綱の中に周辺事態の関係が入りました経緯は、これは率直に申し上げますと、九四年ころから起つておりました朝鮮半島における北朝鮮の核開発疑惑に絡む問題でございまして、それに関連した日米の防衛協力のあり方、あるいはオペレーションの問題、支援といったようなものが背景にあってこの周辺事態の対応が九五年の防衛大綱に出たわけでございます。

○秋山参考人 まず、御質問がございましたので、防衛局長に就任いたしまして、九六年、九七年の六月いっぱいだったと記憶いたしますけれども、五年間に、十一月でございましたけれども、防衛大臣、現在の防衛大綱でございますね、それを作成する仕事に携わりました。同時に、沖縄の米軍基地の問題が非常に大きな問題になりまして、その関係で、大変たくさんの方の仕事をアメリカあるいは沖縄ともやつたと記憶しております。

○秋山参考人 まず、ガイドラインの見直しとかいうものがあつたわけでございますけれども、その途中にこの台湾海峡の緊張事態があつたということを、時系列的にぜひ御理解をしておいていただきたいと思います。

○山田(敏)委員 新ガイドラインの見直しとかいうものが発生したわけでございます。防衛大綱の周辺事態対応につながって、防衛協力の見直しとかガイドラインの見直しとかいうものがあつたわけでございますけれども、その途中にこの台湾海峡の緊張事態があつたということを、時系列的にぜひ御理解をしておいていただきたいと思います。

○秋山参考人 まず、ガイドラインの問題のそのときございましたでどうか。それともう一つ、台湾の林金茎駐日代表、その方にお会いになられたでしょうか。

○山田(敏)委員 短く質問しますので、短く答えていただきたいたいと思うんですが、その際、林代表

で、この機密文書そのもののコピーを、ここに、私は手に入れましたので、このページは秋山参考人について書かれたものでございます。この文書が本物であるかどうかということは重要なことでありますので、とりあえずその文書の中身を、手に入れた方の心証を得ました。

その中に具体的に書いてございます。これは、中身の内容を簡単に申し上げますと、秋山さんが防衛局長在任中に、日米安保の新ガイドライン、これを順調に通過させたキーパーソンであること、それから双方の軍事情報の協力にも貢献したこと、それによって、秋山氏のハーバード大

○秋山参考人 まず、ガイドラインの問題のそのときございましたでございましたが、それともう一つ、台湾の林金茎駐日代表、その方にお会いになられたでどうか。

○山田(敏)委員 短く質問しますので、短く答えていただきたいたいと思うんですが、その際、林代表

台湾側の記録によりますと、中日断交、すなはち台湾が断交して以来、国交が途絶えて以来、秋山さんは政府の要人が初めて会う最高レベルの国防官僚であつて、双方の軍事情報の協力にも多く貢献した、こう記録がございますが、それは事実でしようか。

○秋山参考人 林代表は、とにかく一度お目にかかりたいということで、私もそれを受けたわけでございまして、大変儀礼的な面会、これは夕食をともにしたと記憶しておりますけれども、率直に言つて、どういう話をしたのかはほとんど記憶しておりません。ただ、私の残つている印象としては、防衛省の幹部に会うということが目的だつたというふうに思つております。

ただ、先ほど御説明申し上げましたように、台湾海峡事案の発生する前の時点での面会でございました。防衛省の幹部に会うということが目的だつたというふうに思つております。

まして、台湾海峡の話があつたとはとても思えません。全然記憶しておりません。

それから、後半の御質問についてでございますけれども、私は、先ほどちょっと申し上げましたけれども、ガイドラインにつながる日本の周辺事態対応の話というのは、朝鮮半島の、まあ有事を想定した形から出てきた話でございまして、先ほど申し上げましたように、九五年の十一月の防衛大纲に向けて、国内で相当の議論をしてやつたわけでございます。

それで、先生御質問の、台湾の中のいろいろな情報につきまして、その内容についてでございましょうけれども、私の知る限りにおいて、つまり当時の北東アジアの情勢、日米関係、台湾と米国との関係、日本と台湾との関係からいたしますと、とても書いてあることは、私の感じからいたしますと現実から離れているようなことが書いてあります。後からいろいろ書かれたのではないかとうふうに私は思います。

○山田(敏)委員 ハーバード大学の留学についてお伺いします。

ハーバード大学のエズラ・ボーゲルさんに御相談なさつて、御本人が留学をしたいという申し出たつてアリケーションを出していただきまし

をされたということでございますが、それに間違ひございませんか。

○秋山参考人 事実は、先方の方から、防衛庁をやめた後ハーバード大学で研究をしないかというお話がありました。研究するに当たつて先方から

は、研究する課題なり目的を明らかにしてくれとお話しはございましたけれども、当初先方から

いうことはございましたけれども、お話しはございました。

○山田(敏)委員 ここに、クリムゾンという新聞の記事がございます。これはハーバードの現地の新聞だと思うのですが、この台湾の報道がなされから、ハーバード、非常に大きなスキャンダルというかになりました。このクリムゾンの記者がエズラ・ボーゲルさんに証言を求めてインタビューをしました。その精細が全部書いてござります。

これによりますと、エズラ・ボーゲルさんは、

今秋山さんがおつしやつたことと違うことをおつしやつているんですが、秋山さんから手紙をいたしました。アメリカと日本の安保条約、これについて何か論文を書きたい、これ、ヒズウイッシュ

と書いてあるんですね、からあつたというふうに証言されておりますけれども、もう一回ちょっと正確に記憶を思い出してください。

○秋山参考人 エズラ・ボーゲル博士に、先ほど申し上げましたように、途中の段階で、私は何か

書きたい、こういうテーマでやりたいというレターを出したことは確かでございます。しかし、私がハーバード大学で研究をするというきっかけは、先方からお誘いがあつたということでござります。

○山田(敏)委員 ちょっと、ボーゲルさんと違うことを言われるのではありませんが、留学をするということは費用がかかります。それで、ボーゲルさんは、お金はありませんというふうに証言しています。秋山さんのためのフェローシップはノーファンドと書いてあります、証言しております。それから、秋山さんの入学を許可するに当たつてアリケーションを出していただきまし

た、その審査をしました。そのコミッティーですね、こういうことを述べておられます。

このアプリケーションを出すときには、留学をする費用が、何も根拠がないとアブルーパルをされないわけですね。そのお金についてはどういうふうに向こうから言わされましたでしょうか。

○秋山参考人 それは、もちろん私はハーバード大学のフェローシップを期待いたしましたけれども、かなり早い段階で、それは難しいということ

が先方からの話でわかりました。そこで、特別にハーバード大学の方で資金を集めけれども、集まらない場合には秋山さんの負担になる、それで

よいかという話がありましたので、それはやむを得ません。ただ、私は私の意識としては、大学の方からのお招きという意識がございましたの

で、何とかそれは集めていただきたいということ

でスタートをしたということでおられます。

○山田(敏)委員 それはちょっと事実と違いますね。最初から大学がお金を集めるということはない、ノーファンドだということをはつきりボーゲルさんは言つたんですね。では、どうやつてそのお金を集めたかというのが、これはどんどん事実が明らかになりました。

まず第一に、ちょっと資料をお配りいたい

て。

台湾の機密文書に、だれが、どういう順序で、幾ら、どこに送金したかということが書いてあります。それで、今お配りしました資料は、これは

S、この、この方は副代表でありそしてスポーツマンです、この方が、すべての送金、それからお金を受け取ったレコード、記録を調べました。

た、その結果、こういうことが明らかになりました。

○山田(敏)委員 台湾輸送機械の方から五万ドルが振り込まれました、これは秋山さんのフェローシップのために送りました、こう書いてあるんで

シップのために送りました、こう書いてあるんで

す。この事実は御存じでしたでしょうか。

○秋山参考人 私は、ハーバード大学からいろいろと便宜供与を受けましたので、ハーバード大学に確認し、あるいは当時も私は承知をしておりましたけれども、ハーバード大学が米国のC S I S から、約四万ドル弱だったと思いませんけれども、受領する、あるいはしたということは承知いたしました。

○秋山参考人 いつの段階で承知されたんで

しょうか。

○秋山参考人 正確にその日付は記憶ございませんけれども、多分二〇〇〇年の年が明けてから

だつたと記憶いたします。

○山田(敏)委員 もちろんこれは留学される前ですね。

私は、一九九九年の一月に、ハーバード大学といいますか、ボストンに行く予定がございました

ので、そこで、エズラ・ボーゲル博士と、それからケネディ・スクールの学長のジョセフ・ナイに

会いました、実はこの御両者からお招きをいたしました。それで、一九九八年の十二月以降から、ハーバード大学と客員研究の活動をする調整をしておりました。

私は、一九九九年の一月に、ハーバード大学で客員研究員としての活動することを決意いたしました。そして、二、三ヶ月の調整を経た後、一九九九年の四月から、私は、宿舎と研究室の提供を受けて研究活動を始めたわけでございます。

今のお話は、約一年後の二〇〇〇年一月の時点

でございますので、私が行く前にこんな話があつたということは、全く時系列的にはございませんし、先回も私説明いたしましたけれども、私がハーバード大学に行く、あるいはハーバード大学

でのその資金の問題について何か台湾が関与をしたということは、私の知る限り全くないと確信しております。

○山田(敏)委員 それじゃ、留学した後でCSI-Sが受け取ったと。今、事実報道されているわけですけれども、これは台湾からのお金であるといふのは後でお知りになつたということですね。

○秋山参考人 CSI-Sが発表をして新聞に報道されたということは私もワシントン・ポストその他記事で承知しておりますが、私は直接CSI-Sに確認しておりませんので、CSI-Sがどういふふうに資金を集めたのか、私は知る立場にございません。ただ、報道でそういうふうになされていることは私も承知しております。

○山田(敏)委員 エズラ・ボーゲルさんとナイ教授が秋山さんを招待したと今おっしゃつたんです。が、ボーゲルさんの話によると、招待した割には随分お金に苦労されております。もともとそういう資金はないので、これは一生懸命探さなきやいけないということだそうです。そして、このCISの会長と秋山さんの費用については話がついた、こういうふうに述べられております。

そこで、このケリー会長が、台湾の対日工作資金の実質的な責任者であつた台湾輸送機器株式会社の彭会長にロサンゼルスで会っています。で、この件について話をされています。その中で、秋山さんが四月に台湾を訪問されて国家安全局に連絡を入れた、こういうふうに述べてあります。これは事実ですね。

○秋山参考人 ロサンゼルスという場所との関係

では、ちょっと私、今の御質問、よく理解できませんでしたけれども、私は、二〇〇〇年の四月に台湾を訪問しております。私は、日本と台湾の関係が、現役時代からいろいろな意味で大変薄いということを懸念していたものでございますので、役所をやめた後、ぜひ台湾を訪問したいということで、もう前の年からいろいろ計画を立てておりました。その年は台湾だけ訪問したわけではありませんで、一月にはインドですが、二月には韓国ですか、三月にはサンフランシスコ、四月に台湾、五月に北京ということで、毎月アメリカの国内外に出ておりました。その一環として台湾を訪問したわけでございます。

そして、四月に台湾を訪問することでございましたので、その約二ヶ月前の二月に台湾と連絡をとつて、その日程の調整をいたしたということは事実でございます。

○山田(敏)委員 その二月に連絡をとつた相手は国家安全局、まずそれを確認してください。それから、四月に行つたときにだにお会いになったのでしょうか。

○秋山参考人 二月に先方の方から連絡がありまして、楊さんという軍人の方から連絡がありましたが、私は当初その所属はわかりませんでした。ただ軍人の肩書を持つておりましたので、国防省の方だという理解でございましたけれども、そのうち、国家安全局という組織まで私知りませんでしが、最初は国防部の軍人の方から連絡があつたといたけれども、その楊さんがそういう方面のお仕事をやつているということは認識しておりますが、最初は国防部の軍人の方から連絡があつたといたことでございます。

それから、私が四月に参りましたときは、李登輝、当時まだ總統でございましたけれども、李登輝総統。それから直後に行政院長になられた唐飛輝、行政院長。それからあと、主要な幹部でございますけれども、外交部ですとかあるいは總統府、それから大陸委員会。それからもちろん国防部、それから安全保障関係の機関。さらには、ちょっと欲張りまして、日本でいうところの海上保安庁あるいは水産庁に相当するところ。そして、当時新しい總統に當選を果たしました陳水扁氏のバッケル。あるいは台湾総合研究所等々、大変多くの方とお目にかかることができました。

○山田(敏)委員 国家安全局に訪問なさったとき

に御自身がどういう発言をされたか覚えていらっしゃつたら、どうぞおっしゃつてください。

○秋山参考人 国家安全局に参りましたときは、その組織の性格からいたしまして、軍事問題といいますか安全保障の問題が話題になりました。私は正確にはわかりませんけれども、三割、四割あるいは五割近くの活動資金を一般企業ないし個人から集めていると聞いております。そのことにつきまして、私はハーバード大学が適切と報道で後で知つたということなんですが、このことでも終わつておりましたのでガイドラインの話、そういうことを説明したと記憶しております。

○山田(敏)委員 秋山参考人、ワシントン・ポス

トの報道で後で知つたということなんですが、このことでも終わつておりましたのでガイドラインの話、そういうことを説明したと記憶しております。

○秋山参考人 法務省刑事局長をお呼びました。事後収賄という要件についてお伺いいたしました。現職にある方がある程度の便宜を図つてその退職後に何らかのお礼を受け取つた場合には、そういう事後収賄という要件が成立するということです。

○秋山参考人 先日の委員会で、法務省刑事局長をお呼びました。

○秋山参考人 もう一方で、台湾の機密書類の、何年何月何月にございました。台湾からお金が来て秋山さんの費用でございました。台湾からお金を受け取りましたと。これがCSI-Sから受け取りましたと。これもCSI-Sから受け取りましたと。一方、ハーバード大学のアカウンティングの記録を確認いたしました。両方の記録がびつたり合います。何年何月に四万ドルを送金されましたと。一方、ハーバード大学のアカウンティングの記録によりますと、三万九千六百ドル、四百ドルはいろいろな手数料だと思うんですけれども、CSI-Sから受け取りましたと。これもCSI-Sから受け取りましたと。これもCSI-Sから受け取りましたと。これもCSI-Sから受け取りましたと。これらは私が四月に参りましたときのものでございました。

○秋山参考人 もう一方で、台湾の機密書類の、何年何月何月にございました。台湾からお金が来て秋山さんの費用でございました。台湾からお金を受け取りましたと。これがCSI-Sから受け取りましたと。一方、ハーバード大学のアカウンティングの記録を確認いたしました。両方の記録がびつたり合います。何年何月に四万ドルを送金されましたと。一方、ハーバード大学のアカウンティングの記録によりますと、三万九千六百ドル、四百ドルはいろいろな手数料だと思うんですけれども、CSI-Sから受け取りましたと。これもCSI-Sから受け取りましたと。これもCSI-Sから受け取りましたと。これもCSI-Sから受け取りましたと。これらは私が四月に参りましたときのものでございました。

○秋山参考人 今おっしゃつてることは、私はハーバード大学しか知らないと。しかし、今証拠をもつて三者のお金の流れ、すなわち、秋山さんの留学費用はもとは台湾から出たということをすべての関係者が証拠をもつて認めて、事実として明らかになつたわけです。そのときに、やはり秋山さんは相当地位におられた方ですので、これは責任を感じたと見ていただくが、今、私が質問したことに対して何を意見があると思うんですが、いかがですか。

○秋山参考人 もし、私がハーバード大学で研究活動をするということ、あるいはその資金手当の問題について私が何か台湾と話し合いをした事前にあるいは事後に、そういうことであれば、それは私は責任があると思いますけれども、私は、事前も事後も、二〇〇〇年の二月以降も、四月訪問したときも、その後も、現在も、その問題

について台湾側のどなたともお話をしたことはございません。したがつて、私としては、これは私と大学との関係の問題というふうに整理をするのが適当だと思いますし、もし、御指摘のように、何か台湾においてこの資金の問題で問題があると問題ではないというふうに思います。

それから、刑法のお話がございましたが、刑法の問題について一般的な議論をするのであれば別に私はこだわりはありませんけれども、先ほど申し上げましたように、この周辺事態対応、ガイドラインの見直しもそうでございますけれども、周辺事態対応、何度も御説明させていただきますけれども、その経緯というのは、一九九四年の朝鮮半島の、北朝鮮の核開発疑惑から起つてある問題について、一般的な議論をするのであれば別に私はこだわりはありませんけれども、先ほど申し上げましたように、この周辺事態対応、ガイド

票、それからすべての証拠書類で明らかになつたわけですから、これは重要な問題だ、我が国の防衛政策に重要な問題だと思うんですが、その点については何か責任を感じられるんですか、どうですか。

○秋山参考人 私は、そういう資金手当ての問題でこういう報道がなされ、報道ベースではござりますけれども、そういう事実を私も知りまして、正直言つて大変困惑いたしたのは事実でございますけれども、しかし、私自身は、ハーバード大学での研究生活は大学との関係でやつたわけでございまして、それ以外のことについて私が関与する、何か意見を述べるという必要はないと考えます。

それで、台湾問題も含めまして、北東情勢の安全保障の問題につきましては、私自身の責任で今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○山田(敏)委員 防衛庁の最高責任者である事務次官、元事務次官の方が外国からお金を受け取つたという事実が明らかになつて、それでも私は関係ありません、こういうことであれば、やはり防衛庁のモラルを厳しく問わなきやいけない、こう思いますが、私の質問を終わります。

○瓦委員長 次に樋高剛君。

○樋高委員 自由党の樋高剛でございます。きょうは、秋山参考人におかれましては、お忙しい中をどうもありがとうございました。

時間に限りがありますので、端的に伺いをさせさせていただきたいと思います。

今回、米国に留学中に台湾の情報機関から十ドルの資金提供を受けたのではないかと台湾側の内部文書によつて報道がなされているということ

でありますけれども、今、有事法制の審議もされたりません、どこから何とかしてください、こういうふうに言われたわけですよね。だから、だれかが動いてこの資金をどこから手に入れたんですか。それは台湾から出たというのが、入出金伝

が香港、台北あるいはシンガポール等でなされたとして、私も全く知らないことでございましたので、驚愕いたしました。その後の報道あるいはC S I S の発表等々により、私も報道ベースではないいろいろな実験を知ることができましたが、私ども、こういう結果になつているということについては非常に残念に思つております。

ただ、私個人のことについて言えば、私は、あくまでハーバード大学との関係において対応を

するというふうに考えておりまして、本件問題に付いても、ハーバード大学が適正にアメリカの研究所から資金の提供を受けたということを発表しております。

それで、台湾問題も含めまして、北東情勢の安

全保障の問題につきましては、私自身の責任で今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○山田(敏)委員 防衛庁の最高責任者である事務次官、元事務次官の方が外国からお金を受け取つたという事実が明らかになつて、それでも私は関係ありません、こういうことであれば、やはり防衛庁のモラルを厳しく問わなきやいけない、こう思いますが、私の質問を終わります。

○秋山参考人 私が個人的にハーバード大学から金額的に明示された形でいただいたお金は、研究活動経費が七千数百ドルでございました、八千ドル弱でございます、その二年間です。それから

あと、研究活動旅費、交通費につきまして、二

年間総額で五千ドルの範囲内ということで、した

がいまして、年がら年じゅう学生と同じディスカウントチケットで走り回つておりますけれど

も、それが金額的には私の承知しているものでござります。

あと、オフィスに幾らお金がかかったのかとい

うことはちょっと私もよくわかりませんし、それから、住宅の方も大学の方で払つていたわけでござります。

ただ、いざれにいたしましても、ハーバード大

学の新聞での発表では、外部から全部で約七万ド

ルの資金の提供を受けたということを発表してお

りまして、私もそれを承知しております。

○樋高委員 大学がどのように資金の手当をするのか関与する立場になかつたというふうに説明なさつておいでなんですねけれども、そもそも、支援を受けたそれだけの大金が、どこからお金が手当されたのかということを疑問に思わなかつた

ことは、ちょっと不自然なんじゃないかと思うのです。

第二類第七号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第十六号(その一) 平成十四年六月二十八日

訪日をなさつて、お歳暮や、台湾の食品や商品券を配つたと。それをいただいたことはござりますか。

○秋山参考人 ございません。

○樋高委員 それでは、その彭榮次氏が、また、一席を設けた、宴会を設けたということ、その中で意見交換をしたということも言われておりますが、参考人は、そういった食事をいただいたりとか、そういう席に出たということはございませんでしようか。

○秋山参考人 二〇〇〇年四月に台湾を訪問いたしましたときに、李登輝總統への面会は彭榮次氏の紹介で、彭榮次氏に連れていくてもらつたわけでございます。私は、彭さんにおちそうになつたかどうかというのには必ずしも明確に記憶がございませんけれども、一回、二回、食事はしたことはございますが、それは彭榮次さんが私にごちそうしてくれたかどうかは、ちょっとそこは正直言つてよくわかりません。どなたがホストだったのかということは、正式にちょっとと今私よくわかりません。ただ、彭榮次さんに何か特別に宴席を設けてもらつたという記憶は全くございません。

○樋高委員 その彭榮次氏がもししかしたらホストである、要するにその宴席代を持つたということでも、それは明確に否定はできないということですね。

○秋山参考人 私は、二〇〇〇年に二回台湾に行つておりまして、十二月に、これは日本の国際問題研究所と台湾の大体似たような名前の研究所だつたと思ひますけれども、その研究所同士の対話の機会がありましたので参りました。そのときにも李登輝にお目にかかるつておりまして、そのときはあるいは、私はよくわかりません、彭榮次さんがホストなのか、だれがホストなのか、ちょっとよくわかりませんけれども、先方の会食に参加したことが一回ございます。

○樋高委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○瓦委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫です。あなたは、五月二十二日の当委員会で久間委員から質問をされまして、一九九八年十一月に防衛庁を辞しました。その後から、ハーバード大学のジョセフ・ナイ博士、それからエズラ・ボーゲル博士からアメリカ行きを要請を受けましたと話しましたね。退官をされた何日後ぐらいですか、直後というのは。

○秋山参考人 非常に雑駁な言い方かもしれないけれども、退官後はちょっと、少し静かに家にしていたと記憶いたしますので、十二月に入つてからだと思います。

○木島委員 あなたが九八年十一月に防衛庁事務次官を退官されました。それは、当時、防衛省調達職事件があつたので、当時の額賀福志郎防衛庁長官とともに、事務次官として職を辞したことですね。

○秋山参考人 自己都合により辞職いたしました。あなたは、CSIS、戦略国際問題研究所から自分のハーバード大学客員研究員としての資金が出ているということを書いてある新聞を知つておられます。あなたは、CSIS、戦略国際問題研究所から自分のハーバード大学客員研究員としての資金が出ているということを書いてある新聞を知つておられますが、あなたも聞こうとしたんですか。

○秋山参考人 先ほどの議論にも出ておりましたけれども、アジアセンターの所長をしておりましたエズラ・ボーゲルから、CSISがその資金の提供をしてくれるだろうという話は、私は聞いておりました。

○木島委員 あなたは今、新聞で、CSISから金が出ているということを知つていてると言いましておられましたが、いつですか。

○秋山参考人 私の記憶では、四月の初めのワシントン・ポストの記事だつたと記憶いたします。

○木島委員 それは、九年四月ということです。

○秋山参考人 ことしでございます。

○木島委員 そうすると、あなたがハーバード大学の客員研究員として渡つたのは九年四月からでありますから、九九年四月からことしの四月まで、あなたは、自分のアメリカ在留にかかるすべての経費が一体どこから出でていたのか、全く知らなかつたということなんですか。

○秋山参考人 先ほども申し上げましたけれども、私がハーバード大学で研究活動する決断をい

たしましたのは一九九九年の一月でございました。そして、四月から二年三ヶ月、研究活動を行つたしました。先ほど議論がございましたけれども、率直に言つて、その他のファンドあるいはファウンデーションの方からのスカラーシップを得るというのは、いろいろやりまして、おきましたから、ハーバード大学からいただいていることについては、私は認識しております。

○木島委員 次に移ります。

ハーバード大学から金が出でているということを認識していた。じゃ、ハーバード大学にどこから金が出ていたということは全く認識していなかつたということなんですか。あなたは、エズラ・ボーゲル博士やナイ博士から招請を受けたと言わされました。この二人の博士は、一体どこからハーバード大学へあなたの客員研究員としての諸経費が出ているという話は全くしてくれなかつたんですね。あなたも聞こうとしたんですか。

○秋山参考人 先ほどの議論にも出ておりましたけれども、アジアセンターの所長をしておりましたエズラ・ボーゲルから、CSISがその資金の提供をしてくれるだろうという話は、私は聞いておりました。

○木島委員 あなたは今、新聞で、CSISから金が出ているということを知つていてると言いましておられましたが、いつですか。

○秋山参考人 CSISはなぜあなたのために四万ドルもの金を出してくれたと考えていますか。

○秋山参考人 CSISの意図は私はわかりません。しかし、ハーバード大学とCSISは多分いろいろな関係があるんだろうと思いますし、私の理解では、アジアセンターの所長をやつておりますが、それが工ズラ・ボーゲルがいろいろと声をかけていてくれたんではないかというふうに理解しております。

○木島委員 次の質問に移ります。

あなたは、アメリカ滞在中、ハーバード大学側から出るあなたのための金のほかに、他のどこかから金が入ることはなかつたですか。

○秋山参考人 先ほども申し上げましたけれども、私がハーバード大学で研究活動する決断をいたしましたね。

○木島委員 ここに、平成十一年二月一日付の、あなたと中央コンピューターサービス株式会社代表取締役松原公一との間で締結されたと思われる経営管理に関する業務委託契約書があるんですね。当時大阪証券取引所には、あなたと一九六四年四月に大蔵省に同期入省し、九一年六月に、全く同じ時期に大蔵省を退官した、あなたの無二の友人である野口卓夫氏が副理事長として在職していましたね。

○秋山参考人 野口卓夫君は私と同窓でございましたし、当時大阪証券に勤務していたということはそのとおりだと思います。

○木島委員 野口卓夫氏は、あなたが事実上責任をとつて防衛事務次官を退職する、そしてアメリカに渡るということを知つて、毎月三十三万円余の金を工面してくれたというものが事の真相じやないんでしょうか。

○秋山参考人 何か大変個人的なプライベートの問題について御質問を受けているように思いますけれども、私自身は、契約に基づきまして調査委託業務を行つたわけでございます。その調査契約に基づいて契約当事者が、一年ちょっとであつたと思ひますけれども、契約が実行されたというところでございます。

○木島委員 プライベートだとおっしゃいましたが、そうじやないんです。その後、大阪証券取引所では、あなたへの四百六十六万円余の金の流れも含めて、不當に資金が使われたとして、調査委員会がつくられ、調査報告書がつくられている。そして、こどし四月には、野口卓夫氏は特別背任の容疑で告発されたということをあなたは知つているんじゃないですか。プライベートじゃないんじやないんですか。

○秋山参考人 私は詳しくは存じませんけれども、大阪証券取引所について、今御指摘のようないろいろな動きがあるということは私も承知しております。承知しておりますけれども、私に関して言うのであれば、その契約に基づいて、私は受託した調査業務をかなりの時間をとつてやりましたし、そして、大阪証券取引所でこの問題、数年前に起きたときに、私の業務の内容も全部報告をされていると承知しております。

○木島委員 時間ですから終わりますが、大臣官房審議官まで務め上げ、防衛事務次官まで上り詰めて、施設庁の調達事件で事実上責任をとられた形となつたあなたに、かつての大蔵省の筋や防衛庁の筋からいろいろな便宜が図られ

たというのが事の真相じやないか、大阪証券取引所からの金も、台湾からの金もその一つなのではなかといいう疑惑がぬぐえないということを私最もに渡るということを知つて、毎月三十三万円余の金を工面してくれたというものが事の真相じやないんでしょうか。

○今川委員 次に、今川正美君。

○瓦委員長 次に、今川正美君。

○今川委員 社会民主党・市民連合の今川正美です。

○秋山参考人 お忙しい中にわざわざお越しいただきましたして、ありがとうございます。

時間が限られておりますので早速お伺いをいたしましたと思うのですが、まず最初に、今各党の委員からも御質問があつておりますが、今回の件は、要

約的に言いますと、いわゆる台湾の国家安全局が、李登輝総統時代から、台湾の安全保障を強化するため、日米の主要な政治家や官僚に対しても工作を展開した。特に注目されるのが、我が国

が、そうじやないんです。その後、大阪証券取引所では、あなたへの四百六十六万円余の金の流れも含めて、不當に資金が使われたとして、調査委員会がつくられ、調査報告書がつくられている。

そして、こどし四月には、野口卓夫氏は特別背任の容疑で告発されたということをあなたは知つているんじゃないですか。プライベートじゃないんじやないんですか。

○秋山参考人 私は詳しく述べて存じませんけれども、大阪証券取引所について、今御指摘のようないろいろな動きがあるということは私も承知しております。

うお話のようであります。その前段階で、今私が申し上げたような意味合いにおいて、台湾側から、どなたとは申しませんが、アプローチなど働きかけはなかつたんでしょうか。

○秋山参考人 台湾海峡問題あるいは台湾の安全

保障の問題との絡みで、日米安保体制の再確認あるいは再定義あるいは防衛大綱あるいは周辺

事態対応に関して何らかのアプローチがあつたかと。少なくとも私が知る限り、全くなかつたという認識でございます。

○今川委員 もうほんと時間がございませんが、いま一点お尋ねしたいのは、二年間ほどアメリカに行つておられた間、ケネディ・スクール、

それとアジアセンターの客員研究員という立場であられたんですね。このケネディ・スクールなりアジアセンターにあなたが赴かれていた。そのケネディ・スクール、アジアセンターの客観的位置、あるいはそうしたスクールやセンターの目的などはどういうものであつたんでしょうか。

○秋山参考人 客員研究員として研究活動をしたわけでございますけれども、客員研究員というのには、千差万別といいますか、いろいろな方がおります。しかし、私はかなりシニアの方だつたと思ひますし、ほかの国(政府)を退職した人、あるいは大臣を歴任した人、あるいは先ほど申し上げました台湾の唐飛という行政院長、首相でございますが、たしか半年でやめて、やはりハーバード大学の客員研究員になつてゐる。同時に、学生、若い人、あるいはドクターコースに行くといったような人でやはり客員研究員あるいはビジディングフェローといったような形で来ておりますし、勉強する人、教える人、研究だけする人、いろいろなタイプの方がおります。したがつて、私がどこに位置するのかということは、ちよつとにわかつ申し上げられません。

アジアセンターというのは、日本に限りませんで、中国その他、韓国、アジア全体の安全保障、もちろん経済、外交、そういう問題を取り扱うセンターでございます。

ケネディ・スクールは、これはいろいろな部門がございますが、私が関心を持つたものは国際関係の部門でございます。

○今川委員 時間が参りましたので、これで終わります。

○瓦委員長 以上をもちまして秋山参考人に対する質疑は終了いたしました。

秋山参考人には、御多用中のところ、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十六分散会

平成十四年七月五日印刷

平成十四年七月八日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K

第一百五十四回国会衆議院

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第十六号(その二)

なお、現地参加議員といたしまして、自由民主党の萩野浩基君、民主党・無所属クラブの鎌田さゆり君が出席をされております。

[本号(その一)参照]
派遣委員の宮城県における意見聴取に
関する記録

一、期日

平成十四年六月五日(水)

二、場所

江陽グランドホテル

三、意見を聴取した問題

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態における我が国と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出)、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、安全保障基本法案(東祥三君外一名提出)及び非常事態対処基本法案(東祥三君外一名提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

久間 章生君

金子 一義君

伊藤 英成君

赤松 正雄君

木島日出夫君

井上 喜一君

宮城県議会議員

守屋木材株式会社代表取締役社長

長澤 長光君

東北学院大学教養部教員

日本郷友会宮城支部長

佐久間博信君

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態における我が国と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出)、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、安全保障基本法案(東祥三君外一名提出)及び非常事態対処基本法案(東祥三君外一名提出)について

(4) その他の出席者

内閣官房内閣審議官	村田 保史君
内閣官房内閣参考官	横山 文博君
防衛庁長官官房審議官	德地 秀士君
外務省総合外交政策課長	富田 浩司君

○久間座長 これより会議を開きます。
私は、衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会派遣委員団長の久間章生でござります。私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ございさつを申し上げます。
皆様御承知のとおり、当委員会では、内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案並びに東祥三君外一名提出、安全保障基本法案及び非常事態対処基本法案

の審査を行つてはいるところでございます。
当委員会といたしましては、各案審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、御当地におきましてこのようないな会議を催しているところでございます。

御意見をお述べいただく方々には、御多用中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見をお述べくださいますよう、よろしくお願ひいたします。
それでは、まず、この会議の運営につきましてとこうございます。どうか忌憚のない御意見をお述べくださいますよう、よろしくお願ひいたします。
会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うこととしたします。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

午後一時開議

○久間座長 これより会議を開きます。

なお、この会議におきましては、御意見をお述べいただく方々から委員に対しての質疑はできないことになつておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様方から御意見をお一人十分程度お述べいただきました後、委員から質疑を行ふことになつております。なお、御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、本日御出席の方々を御紹介いたします。

私は、現在地方議員ですが、その前は自衛官として一等陸尉まで国防の任についておりました。

自衛隊を退職するきっかけになりましたのは、P

KO法案の制定の際に、国会で極めて瑣末な議論をしていましたことに大変強い憤りを感じたからであります。政治に不満があるなら、堂々と政治を訴えることのできる立場に立ちたい、そういう思想で政治家を志したのであります。

幸いなことに、私が自衛隊を退職してから社会情勢の変化があり、テロ特措法や周辺事態安全確

	会社役員	横田 匡人君
東北大學名譽教授	小田中聰樹君	
黒川郡護憲平和センター理事長	菅原 傳君	
専修大学法学部教授	山本真千子君	
宮城大学看護学部教授	菅原 傳君	
(1) 派遣委員	内閣官房内閣審議官	内閣官房内閣参考官
座長 久間 章生君	村田 保史君	横山 文博君
金子 一義君	德地 秀士君	
伊藤 英成君		
赤松 正雄君		
木島日出夫君		
井上 喜一君		
(2) 現地参加議員	防衛庁長官官房審議官	富田 浩司君
萩野 浩基君		
(3) 意見陳述者	外務省総合外交政策課長	富田 浩司君
宮城県議会議員	鎌田さゆり君	
守屋木材株式会社代表取締役社長	村井 嘉浩君	
東北学院大学教養部教員	守屋 長光君	
日本郷友会宮城支部長	遠藤 恵子君	
佐久間博信君		

保法に代表されるような法律の整備がきちっとで

きる環境が整つてまいりました。しかし、こうし

た法律は、その時点の国際情勢等の求めに応じて

つくられたものであり、常に後手後手の法整備に

なった感は否めません。最も重大で深刻な事態で

ある有事についての対応が、そのような後手に

回った対応でよいと考える人はいないでしよう。

幾ら情報化が進んで国と国との間が低くなり、ボーダーレス化が進んだとしても、EUの

ように通貨が統合されれば自由に国をまたいで

行き来できるようになつたとしても、それぞれの

国家が消滅しないのは、国家の最大の役割が国民

の生命と財産を守ることにあり、それぞれの國

民が自身の國を必要としているからであります。

ところが、日本人は平和になれてしまい、この國によつてどのように自分が守られているのかといつた点に気がついていないのが現状であります。中には、今回の法律の審議を通して、一体ど

この國が攻めてくるのかといった意見や、今なぜ有事法制なのかといつた疑問を露呈する方までい

るところです。日本人は平和になれてしまい、この

國が攻めてくるのかといつた意見や、今なぜ有事法制なのかといつた疑問を露呈する方までい

るところです。日本人は平和になれてしまい、この

事態対処法案、安全保障会議設置法の改正案、自衛隊法等の改正案は、平たく言えば、戦争や危機になつたとき、国民と地方公共団体、警察、消防、自衛隊など國家全体がどう連携していくかをあらかじめ定めたチームワークのルールであります。有事に際しては、その対応について自衛隊が中立的な役割を果たすことから、有事法制は自衛隊の行動に関する法制だけだというように受け取られがちであります。しかし、ほかにも、日米安保体制の関係から日本を防衛する米軍の行動の円滑化を確保することや、国民の生命財産を保護するための法制も有事の際には必要であり、これらの法制が相まって我が國の独立と安全を守ることができるわけであります。こうした法整備が未整備だと、我が國に対する武力攻撃が発生した場合においては、国民の生命や財産保護などの規定がないために、国民の基本的人権がむしろ侵されることになります。私は考えておりません。

有事法制は、人権と平和を守るためにあります。それを国家が個人の人権や権利を制限したり抑圧するといった対立概念でとらえるべきではありません。しかし、我が國に對する武力攻撃が発生した場合には、防衛出動時、自衛隊の任務遂行上特に必要だと認められる業務、例えば医療、土木建築工事、輸送などに都道府県知事が従わなかつた場合でも、都道府県知事に対し罰則は与えられないことになっておりました。武力攻撃事態対処法案における地方公共団体の長等に対する内閣総理大臣の指示権や所要の措置は、国民の生命、身体、財産の保護に特に必要がある場合で、かつ地方公共団体が従わない場合、つまり常識では考えられないような場合に限定した極めてまれなケースだと考へました。

今後二年間で具体的な権限の行使についての法律の整備がなされるようですが、宮城県民の生命財産を守るためにも、具体的な拘束力のある法律を整備していただきたいと強く願うものであります。

以上、かいつまんで私の意見を述べさせていたしました。

最後に、地方議会に身を置く者として、有事法制における地方自治体への対応に関する私見を述べます。

今回の有事法制関連三法案、つまり、武力攻撃

べておきたいと思います。

マスク等でこの点に関してはいろいろな意見が出されております。中には、武力攻撃事態対処法が、「国民の生命、身体若しくは財産の保護又

は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要と認め

る場合」、地方公共団体の長等に対する内閣総理大臣の指示権を認め、これに地方公共団体が従わ

ず実施できないときは、内閣総理大臣みずから、または関係大臣を指揮して所要の措置を実施させることができます。これが地方自治体が主体的に判断し対応するという地方自治の基本的な仕組みそのものを否定するものだと強く非難しております。

しかし、三法案のうち、自衛隊法等の改正を詳しく読んでみると、自衛隊法の改正ですが、この中には、防衛出動時、自衛隊の任務遂行上特に必要だと認められる業務、例えば医療、土木建築工事、輸送などに都道府県知事が従わなかつた場合でも、都道府県知事に対し罰則は与えられないことになっておりました。武力攻撃事態対処法案における地方法令の長等に対する内閣総理大臣の指示権や所要の措置は、国民の生命、身体、財産の保護に特に必要がある場合で、かつ地方公共団体が従わない場合、つまり常識では考えられないような場合に限定した極めてまれなケースだと考へました。

今後二年間で具体的な権限の行使についての法律の整備がなされるようですが、宮城県民の生命財産を守るためにも、具体的な拘束力のある法律を整備していただきたいと強く願うものであります。

以上、かいつまんで私の意見を述べさせていたしました。

こうした重要な法律が継続審議になつたり廃案になれば、それこそ世界の笑い物になつてしまひます。国会議員の皆様は、日本の代表だという意識を持っていただきたいと強くお願いを申し上げ、私の意見陳述といたします。

三十一年近い前の話でございますが、ちょうど私が学生のとき、東ヨーロッパを当時の大学教授と一緒に旅をする機会がございました。あるとき、突然バスがとめられ、今思えますが、ワルシャワ機構軍の演習にちょうどぶつかったことがございました。見渡す限り数百台の戦車が地平線のかなたから走ってきて、道路をとめられ、大変驚いたことがあります。生まれて初めて軍事力というものを目の前に見せつけられ、力というのはこういうものであるかということを初めてさまざまと感じさせられました。今思えますと、私が防衛、軍事力というものに関していろいろ考えたという原点であつたなどいうふうに思っております。

先ほど御紹介いただきましたとおり、私は木材会社を経営しております。皆様からいたしますと大変奇異に感じられるかもしれません、今、日本の木材会社は国内よりも海外の調達の割合が大変高くなっています。私どもは物の仕入れのために多くを海外に依存し、私自身も、八万キロ以上の飛行機の旅をすることが毎年あります。

先進国の大都会へ行くこともござります。それから、いろいろへんびな地域の国境地帯に行くことが多い。例えば、北朝鮮そして中国の国境、カンボジア、ラオスの国境、インドネシア、ボルネオの国境、そういうところに行くことがござります。また、以前、青年会議所の活動の一環として、多くの場所にNPOとして行ったことも多々ございました。そして、そのようなときに、先ほどの力というものをひしひしと感じさせられる場面が多々ありました。

そのような中で、日本の自衛力、防衛というこ

御清聴ありがとうございました。

○久間座長 どうもありがとうございました。

次に、守屋長光君にお願いをいたします。

○守屋長光君 ただいま御紹介いただきました守

屋と申します。いわゆる有事関連法制に関する意

見を述べる機会をいただき、ありがとうございます。

民が国家に期待し求めるこの一つに自分たちを守つてもらうということがあり、今日はこの機会に再度自分なりに、現在の防衛が有事の際にどのように自分たち国民を守つてくれるのかというふうに過去に定めた法令の見直しをし、有事に現実的に対応でき、私どもを守つていただける法整備をしていただきたいというふうに思い、今回の有事関連三法案に対しても賛成の意見を表明させていただきます。

私は、日本は法治国家であり、そのためには、自衛隊という国家機関を法の下に動く整備をしていただきたいというふうに思いました。そのための関連法案と、いうふうに思つております。

最後になりますが、きょうお聞きいただいております国会議員の先生方にお願いです。もし、この法案が今国会で可決されれば、その後一年間の中でいわゆる第三分類の法整備をされるそうですが、十数年前に、沖縄にあります自衛隊の資料館で沖縄の戦史についてパノラマで説明をいたいたことがあります。生まれて初めて沖縄戦といふものを深く理解したつもりでおりました。その際に、どうしてこんなに沖縄の皆さん方がよくわかりました。

批判するわけではなくて、これはお願いなんですが、武力攻撃事態の予測、おそれの違いに対する言及だけではなく、国家権力そのものがこういう軍事力につながるものだというふうに思いました。この力を持つ機関のコントロールをしていただき、旧軍の過ちの部分を繰り返さないような法の整備を国権の最高機関として考えて施行していただくことを國民の一人としてお願いし、意見陳述とさせていただきます。

○久間座長 ありがとうございました。

次に、遠藤恵子君にお願いをいたします。

○遠藤恵子君 遠藤でございます。よろしくお願ひいたします。

きょう意見を陳述させていただきますのは、一応東北学院大学教授ということでおざいます。

それよりは、一般の地方の住民、女性の住民として、幾つか気がついたこと、あるいは気になることを申し上げさせていただきたいと思っております。

時間もございませんので、五点ほど意見を申し上げたいと思うのですが、その前に、まず前提として、私、今回このお役目をお引き受けしたのは

つい最近なんですけれども、その際に、周りの人たちに、どうでしょうかと、気がつく限り多くの皆さんに聞いてみました。そうしたところ、ほとんど知らない人ばかりでございました。学生なんか、全然聞いたこともないというような人が大部

分でございました。

ということは、内閣の皆さんも国会議員の皆さんも、これを地域の人たちに知らせる努力を果たしてきました。

さて、この法案を整備することの意味、あるいは本当に必要なのかどうかということも含めて、その意味ですか、それからどういう内容にしたらいかという議論を国民の間に広く喚起してほしい、議論を喚起する努力をまずしていただきたいというふうに私は思つております。

す。

第二点としましては、地域住民にとって、緊急

事態というか大変な事態、あるいは人権が保障されないような事態というのは、必ずしも武力攻撃事態だけじゃないだろうというふうに思っています。当該法案を検討するのは、考え方、発想が逆だな

いふうに思つております。これが第一点で

す。

事態といふのが第一印象でございました。

というのは、これまでお二人の陳述人の方が申されましたが、私もこの点は賛成なんですが、それでも、国というものが持つている最も重要な機能、役割というのは、国民の基本的な人権を保障するということ、それから、その生命とか身体とか自由とか財産を保護するということ、これが最

も重要な機能だということですね。それを緊急事態においてどう具体的に保護するのかということ

きな課題だろう、こういうことを議論する前の段階の課題だろうというふうに思います。

それから三項目としまして、これはマスコミなんかでも随分取り上げられておりますけれども、幾つか政府というか内閣の見解が示されたようですが、予測とおそれの違ひがいまだにわかりにくいということ。

予測の方が、「客観的に判断される云々」とあります。それから、おそれの方については、「客観的に認められる」云々とあるのですが、客観的といふのは一体だれが見て客観的か、客観性の担保をどうやってするのかということが余り問われてないよう思ひます。

どういう機関がこれは客観的であると判断するんでしようか。地震予知連絡会議みたいなところにどうか。地政予知連絡会議みたいなところにこうですよということが、武力攻撃事態といふことでは果たして可能なのかどうか。内閣総理大臣が判断するのだったら、危なつかしくしてしようがないよう思ひます。

どういう機関がこれは客観的であると判断するんでしようか。地震予知連絡会議みたいなところにこうですよということが、武力攻撃事態といふことでは果たして可能なのかどうか。内閣総理大臣が判断するのだったら、危なつかしくしてしようがないよう思ひます。

それから四番目としまして、緊急時に応する日常的な予防方策を検討することの方がもっと重要だし、先決じゃないかというふうに思ひます。

例えば、感染症対策。もしかしたら、武力攻撃事態といふその武力で、生物化学兵器を使うといふ可能性もないわけではございませんね。感染症対策で、ワクチンなんかちゃんと本当に日ごろ備蓄しているんでしょうか。この間新聞報道で見ましたけれども、はしかに感染して亡くなる人数の方が副作用で亡くなる人数よりも多いというよう

なことがあります。たとえば、感染症対策。もしかしたら、武力攻撃事態といふその武力で、生物化学兵器を使うといふ可能性もないわけではございませんね。感染症対策で、ワクチンなんかちゃんと本当に日ごろ備蓄しているんでしょうか。この間新聞報道で見ましたけれども、はしかに感染して亡くなる人数の方が副作用で亡くなる人数よりも多いというよう

に避難誘導のようなことが書いてあります。が、どこに避難するのか、避難の場所も確保しないで何を言つてゐるんでしようねというのが印象なんですね。

それから、緊急時のインフラは通常時のインフラと違うでしようから、そういうものも整備しておくとか、あるいは高齢者や病人の安全の確保をどうするかとか、検討すべきことは本当に山のようにあるんじゃないかな。それらを検討する前に、ただ手続論みたいなことを先にやつてしまふというのでは、本当に本末転倒だなという気がいたします。

それから五番目、最後なんですが、私が一番不安に思つてゐることは、「国民の協力」という項目がございます。どういう協力なのか、非常に抽象的で、どの程度の協力なのか不明なために、地域住民としては非常に不安です。際限のない協力に於けるいくといおそれはないのか。

ここにいらっしゃる先生方あるいは今の方々は、もしかしたら冷静に判断してこういう程度ですよと思つてゐるかも知れない。でも、法律ができちゃえば、ここにいらっしゃる先生方ですか今内閣がかわつても法律は生きるわけですから、今後どういう判断でその協力が際限のないものになるかといふことがわからぬ。それでは大変困るわけですから、ここまでですよ。例えば避難勧告が出たときに、それに従わないのではなくて一応避難はしましようという程度の協力なんか、もっと深刻な協力なのか、そこら辺の線引きもきつとしていたかないと、国民の協力と言われても困りますねというのが実感なんですね。

それから、もし協力ができない、あるいは何らかの理由で協力しないという場合、一体国民はどういうふうになるんでしょうか。この辺についても、非常に不安といいますか危惧を感じる次第です。

以上のようなことで、私は、全くこの問題の専門家ではございませんで、一般的の地域の住民の意見が大体こんなところだろう、私の考え方方に近い

んじやないかということで意見を申し上げさせていただきました。

○佐久間座長 ありがとうございました。

○佐久間博信君 佐久間でございます。

私は、有事法制に賛成、促進を願う立場で意見を述べさせていただきます。

委員の先生のところにこういうふうなものが行つてゐると思います。(図面を示す)これを机の上に出されまして、お話を聞いていただきたいと思います。

私は、前大戦に陸軍の将校として中国大陸と南方の前線に勤務、戦後、復員しまして、戦災の甚だしい日本の復興に機械関係に勤めてまいりました。現在、戦没者を弔うため、かつて日本の領土であった太平洋の島々、サイパン、テニアン島、樺太と沖縄における軍と国民の防衛戦闘、避難、相互協力などを研究しております。

私は、大正十一年生まれで、現在八十歳です。

当時は、第一次大戦後に国際連盟が発足、日本国民の中には、もう戦争はなくなつたとの風潮がありました。現在、戦没者弔うため、かつて日本の領土であった太平洋の島々、サイパン、テニアン島、樺太と沖縄における軍と国民の防衛戦闘、避難、相互協力などを研究しております。

私は、大正十一年生まれで、現在八十歳です。

当時は、第一次大戦後に国際連盟が発足、日本国民の中には、もう戦争はなくなつたとの風潮がありました。現在、戦没者弔うため、かつて日本の領土であった太平洋の島々、サイパン、テニアン島、樺太と沖縄における軍と国民の防衛戦闘、避難、相互協力などを研究しております。

私は、大正十一年生まれで、現在八十歳です。

当時は、第一次大戦後に国際連盟が発足、日本国民の中には、もう戦争はなくなつたとの風潮があ

りました。現在も、その当時と同じような状況でござります。このため、日本は軍隊を大きく縮小し、兵器の近代化を延期、国民の安全対策も考えられなくなりました。

この状態で昭和の大戦に入りました。兵器のおくれは精神論で、準備の不足は神に祈りまし

て、私たちは祖国のために戦い、多くの友が倒れました。日本は島国、他の侵略が少なく、國

の軍属を含め十二万二千人、全戦没者の六一・

五%，軍人よりも多かったです。

当時も今も、有事における国民の安全維持の法規、法令が少なく、官公庁に権限移譲の規定と習慣が余りありません。

昭和二十年五月、ドイツが降伏、日本政府は満州と樺太に、ソ連侵攻の予告と避難の必要を文書で通告しました。しかし、具体的な対策に欠け、いずれも一般国民が大きな被害を受けたのであります。

大戦後、世界は、民間の戦争被害を防ぐため、

一九四九年、昭和二十四年八月、ジュネーブ条約をつくり、日本も昭和二十八年加入、同年七月国

会で承認されています。

今ごらんいただいておりますのは条約で制定された国際記章で、避難所の標示や民間防衛職員の記章に使用しております。この記章は、追加議定書六十六条にあります。日本は、この一九七七年、昭和五十二年の協定にまだ参加しておりません。いわゆる戦争におきますときの避難所の標識、これは、日本語で書いても、来た方はわかりません。

今審議されております有事法制は、日本と国民を守る入り口であります。早急に成立を進めてい

ただき、国際的におくれている防衛の諸法規、特

に民間防衛と言われる国民の安全に関する法規と組織を進めるようにお願いを申し上げ、私の説明といたします。

この標識の参考のための民間防衛の資料は、先

生方のお手元に行つております。お忙しいと思ひますので、多分、重要なところには赤い線が引いてあります。

昨年のアメリカでのテロ事件の際にも、後方支援だからいいんだという議論から、アメリカの自衛権に対して無原則に自衛隊を海外まで派遣して

あります。先ほども申し上げましたように、万の場合は、果たしてこういう標識が日本にあるのか。実は、この標識はきのうつくりました。私がつくったわけでございます。ぜひ、万が一、本当に万が一のときのために、国民の安全を守れるように、有事法制の促進を心からお願ひします。

○久間座長 ありがとうございました。

○横田匡人君 本日、こうした機会を与えていた

だきました、大変光栄に思つております。新しい時代の責任世代の一人として、大変未熟ながら、このたびのいわゆる有事関連三法案並びに自由党提案の安全保障基本法案、同じく非常事態対処基本法などについて、今国会で現在審議をされております国の危機管理、非常事態への対処について、私なりの意見を述べさせていただきます。

まず、基本的な認識として、国の最も重要な責務は国民の生活の安全の確保であり、国民の生命と財産、自由と人権を守ることにあることは言うまでもなく、有事法制は、我が国の安全をどのように確保していくかを具体的に整備をする意味で当然必要な法制であると考えます。

しかし、残念なことに、今までの国会では、長い間、いわゆる五年体制のもと、戦争か平和ばかりが延々と繰り返され、その結果、日本の安全保障はいつもあいまいな憲法解釈により、現在もなおその原則というものが確立されておりません。

私は、まず初めに、今回國の有事を法制する場合、その最も基本として、今までどこかうやむやにしてきた憲法解釈を政府としてはつきり確定をし、安全保障の原則を確立させた上で有事法制の議論を行つていただきたいと切に願つております。

昨年のアメリカでのテロ事件の際にも、後方支

援だからいいんだという議論から、アメリカの自

県は、まず小学生と六十歳以上の人々を、軍を

昭和十九年七月、サイパン島の防衛は崩壊し玉砕、ここで初めて政府は国民の避難を法令化し、予算を組むことになりました。このとき、沖縄

も、米軍の来襲が近いとして、沖縄の第三二軍が県知事に県民の避難を要望しました。県は、まず小学生と六十歳以上の人々を、軍を

しまいました。この行動は、まさに集団的自衛権の行使であり、重大な誤りであったと考えます。

そうした意味からも、自由党から提案がありました安全保障基本法案は、有事法制の大前提として大変重要な理念であり、安全保障の原則や自衛隊の行動原則を明確に表示することで、日本政府への理解と信頼を国内外もとより国際社会からもいただけるものと思います。

何をおいても、国民からの信頼なしには成り立たないものと考えます。ここで、仮に今回もそうした議論をおざりにしたまま、なにかし崩し的に有事法制を置いて、国民からは、政府や自衛隊の行動などが無原則に拡大することへのおそれ招くくなるものと思います。

次に、有事の概念のあり方、どちら方として、政府が示した案では戦闘機や艦船を使っての武力攻撃事態を想定しておりますが、昨年九・一、アメリカでの民間航空機を使用した大規模テロ攻撃など、今後予想される国のか非常事態は、いかなる手段をもって引き起こされるか、考へ得るすべての事態を想定しなければいけないと私は思います。

さらに、戦闘行為や国家テロ以外にも、国民生活に大きな打撃を与える大規模な自然災害、また、食糧・エネルギー危機、ネット機能を悪用した大規模なサイバー攻撃などによる騒乱など、通常の既存の危機管理体制では対処できない事態を再度、時間をかけてあらゆる角度から十分に検討をいただきたいと思います。

国民保護のため、限られた形で一時的に国民生活の一部を統制することが必要かと思われます。そうした項目が示されないままでは、むしろ、万が一起きてしまつた非常事態に加え、連鎖的に国内に大パニックが発生しないとも言えない

と考えるからです。

また、非常事態によっては緊急対応を要することが予想されますか、政府案では、武力攻撃事態に至ったとき、基本方針を決定し対策本部を設置するだけなつておりますが、どうか、有事が發生してから方針をつくり、決定をし、その後に對策本部を設置といったぐいに不要な時間をかけずに対処ができるよう、例えば、自由党案のように、内閣にあらかじめ常設の非常事態対処会議なるものを設置しておくことが望ましいと考えます。

私たち一般の国民は、日々の生活や仕事に追われる毎日のなかで、國家の非常事態を考えることは大変重要なことはどこかで認識しながら、なかなか深く考え、かつまた話しあうといったところまでには至らない現状があろうかと思います。それゆえ、何とぞ国政を担う皆様に、眞の国民の立場に立つた国民保護のため、慎重な議論としっかりと有事法制の整備を期待するものでござります。

残念ながら、最近の報道を聞きますと、この法案を所管する省庁でもある防衛省においての例の問題を初め、国民の不信を招く内容のものが政府には多過ぎると思います。一体どこを向いて政治をしているのかと言わざるを得ません。現在の内閣が発足の際、国民が与えた八割を超えた異常とも言える高い支持率は、実は真に国民のための政治をやってくれという悲鳴だったのではない

しかし、憲法は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持し、戦力不保持と交戦権否認とを定め、武力主義によると決意」して、戦争と武力行使を永久に放棄し、戦力不保持と交戦権否認とを定め、武力主義的対応をはつきりと否定しています。この点で、有事法案は既に違憲との批判を免れません。

第二に指摘すべきは、有事法案が周辺事態法と相まって攻撃的な日米共同武力行使システムをつくり上げている点であります。

有事法案は、単に我が国の領域内の一般国民に対する武力攻撃が現実に加えられ、被害が発生した場合だけではなくて、公海や他の國の領域内で周辺事態法に基づき後方支援活動を開拓する自衛隊に對して、武力攻撃が実行ないし予測される場合をも武力攻撃事態としてとらえ、これに日米が共同で武力対処するシステムを用意しているからであります。

このシステムは、憲法が採用する集団的自衛権の法理、原則に反するものでありますが、それに加えて指摘すべきは、その攻撃的な性格であ

ります。予測の段階で武力行使の態勢を組み、相手方の攻撃着手と同時に武力行使に移るのを認めることは、自衛隊に先制攻撃に出ることなら認めることに事実上は限りなく近づくからであります。

第三に指摘すべきは、有事法案は首相に非常権限を集中して独裁的なシステムをつくり上げておありと認めさせすれば、国会の承認なしに自由に防衛出動できることであります。

また、地方公共団体に対し、首相は指示権や直接的な実施権を持ちますが、これは地方自治の原

則を無視するものであります。

第四に指摘すべきは、有事法案の反人権性であります。

自衛隊及び在日米軍の行動の円滑化、効率化、自由化のために、国民生活に関連する広い分野で市民的自由や権利を制限し、物資保管命令違反などに対する刑罰さえも用意し、国民に協力を強制しているのであります。

しかも、法案は、今後この制限を拡大強化することをうたっています。そして、社会秩序の維持のための取り締まり強化さえももくろんでおります。その反人権性は明らかだと私は思います。

次に、歴史の観点から述べたいと思います。

私たちは、近い過去に、自衛の名のもとにアジア諸国に対する侵略戦争を行い、多数の民衆に対して大きな被害を与えると同時に、みずからも兵器の被害をこうむるなど、大変悲惨、苛烈な戦争体験を持っておりました。

この体験を通じて私たちが学んだ歴史の教訓の第一は、自衛戦争なるものの虚構性であります。

○久間座長 ありがとうございました。

次に、小田中聰樹君にお願いをいたします。
○小田中聰樹君 お配りいたしました意見陳述項目に沿つて意見を述べたいと思います。

第二は、举国一致体制の凶暴なファシズム性と人権抑圧性であります。この歴史の教訓に立脚し、日本国憲法は、前に述べましたように、戦争放棄を定めました。そして、それとともに、国家緊急権に関する規定を置くことを拒むことによって、有事立法否定の原則と思想を表明したのであります。このような戦争体験と歴史の教訓、そして憲法の有事立法否定の原則と思想に深く学ぶとき、今回の有事法案の持つ危険な本質と実体は明らかであります。あしき歴史を絶対に繰り返してはなりません。

次に、現実的観点から有事法案の問題点を考えみたいと思います。

第一に指摘すべきは、有事立法の前提となるべき武力攻撃発生の現実的リアリティーが欠如していることであります。

その証拠に、一体どこの国がどのような意図、目的で我が国に武力攻撃を加えようとしているのか、その蓋然性が果たしてどれほどあるのか、貴委員会の議事録をつぶさに読んでみても一向に明らかではありません。

それと同時に、武力攻撃事態、とりわけ予測事態が日米の軍事戦略に基づいて意図的、作為的につくり出される現実的危険が大きいこと、有事立法は国民をこの危険に積極的に巻き込んでいくという恐るべき役割を果たすことを強く指摘したいと思います。

第二に指摘すべきは、有事立法が、日本の軍事戦略や軍事行動に対する世界各国、とりわけアジア、中近東諸国の警戒心を高め、国際緊張を激化させる危険があるということであります。

第三に指摘すべきは、常に有事に備える平時の有事化、非常時化で、これは、政治、外交のみならず、経済、労働、教育、文化を始めとするあらゆる生活分野に軍事の論理の浸透と横行を許して、国民を警戒、監視、統制、動員するシステムを拡大強化し、人権制限を日常的レベルでも体制化、システム化していくことであります。

この状況は、人権と民主主義の危機というべきものであります。この危機的状況の一端をかいま見させているのが、昨今問題化している防衛庁個人情報リスト作成事件であります。

このようにして有事立法がつくり出すのは、戦争の危険であり、人権と民主主義の危機であります。決して国民生活の平和と安全ではありません。そうだとすれば、私たちが選択すべきは有事立法ではありません。平和、民主、人権、福祉の憲法的理念に立脚する積極的な平和保障政策にこそ、現実的有効性と有用性があると私は考えるものであります。

有事三法案は違憲であり、不要、有害であります。有事立法が憲法か、この歴史的な岐路に立ち、国会が大局的な見地に立って賢明に対処し、この有事法案を廃案とするよう強く望むものであります。

○久間座長 ありがとうございます。

次に、菅原傳君にお願いをいたします。

○菅原傳君 私は、国会での有事法制をめぐる論戰を聞きながら、かつて五十年前の戦争中のことを思い出し、嫌な時代がやってきたなと思っていました。これはまさしく、憲法九条が大きな抑止力となってきたことを明らかにしております。

当時、私は国民学校の教師であります。國策に沿って子供たちに忠君愛國を教え、日本の勝利を信じて頑張ろうと説きました。しかし、一九四五年八月十五日、日本政府はボツダム宣言を受諾して戦いに敗れました。何年かぶりでの明るい電灯の下での暮らし、日夜を問わずに鳴り響くサイレンの警報もなく、静かな世界が戻り、ほつとした安堵感に浸つたことを覚えております。平和のあたりがたさを感じたことであります。

敗戦の結果残ったものは、広島、長崎の惨禍であり、B29の爆撃で瓦礫と化した多くの都市で上戦のように、狭い国土での被害は甚大なものにあり、親を失ったたくさんの孤児であり、餓死寸前の食糧難であります。この状況は、現在のアフガンの爆撃で町を破壊され茫然としている人々の姿と二重写しに見えてまいります。戦争はすべてを破壊し、得るものは何一つありません。

私たち教師は、敗戦の虚脱状態から立ち上がり、教育の中心に平和を据えて戦後の教育復興に取り組んできました。教え子を再び戦場に送り、それを許さないといきました。教育ではあります。しかし、教育の中には、これまでの歴史と並んで、新しい日本の道を示すものがありました。

新しい日本国憲法のもと、日本は、戦後一度も戦争に巻き込まれることなく現在まで参りませぬ。これはまさしく、憲法九条が大きな抑止力となってきたことを明らかにしております。

私は、有事法制三法案に一通り目を通しましたが、疑問点がいっぱいあります。有事とは自衛隊用語では戦争のことを指しているそうですが、なぜ今戦争の三法案なのか、理解がなかなかできません。冷戦時代は当時のソ連が仮想敵国とされましたが、ソ連崩壊後はそのようなものは存在しません。近隣諸国で、日本に武力攻撃をかけてくる国はいましたが、ソ連崩壊後はそのようなものは存在しません。冷戦時代は当時のソ連が仮想敵国とされましたが、ソ連崩壊後はそのようなものは存在しません。

自衛隊法改正の百三条は、病院、土地、家屋の管理、医療、土木、輸送の協力と命令を打ち出しておりますけれども、憲法で保障されている国民の権利を奪うものであり、従わない場合に懲役や罰金を科すやり方は、戦前の国民精神総動員法を思われる悪法だと思います。

このような国民に余りなじまない法案についての世論調査では、朝日の五月二十一日調査で、法案の内容を「あまり知らない」五一%、「全く知らない」一三%、合わせて六四%であります。共同通信五月一日調査で、今国会で「成立させるべきだ」は三九%、「成立させるべきではない」が四七%で、否定派が上回っております。さらに、共同通信社が行つた各県知事のアンケートでも、半数以上の三十四人の知事が賛否を保留し、審議を慎重にと求めております。国会の審議時間も少なく、法案では国民の生命財産の保護については何ら触れられておりません。

しかも、最近、防衛庁・自衛隊で、情報公開請求者の思想などを調べる組織ぐるみの事件が発覚をいたしました。加えて、福田官房長官が、憲法上は核兵器も保有できるとして、国はである非核三原則の見直しを言明し、広島、長崎を初め国外から強い反発と批判が沸き起こっております。

この二つの出来事は底流で有事法制と結びついているのではないかと国民の不安が深まつております。

ます。小泉首相は、備えあれば憂いなしと力説をされておりませんけれども、軍事のための備えは、近隣諸国に脅威を与え、警戒を募らせるばかりであります。

二十世紀は戦争の時代でしたが、二十一世紀は人類平和の時代にしたいものであります。戦争のための有事法案を考えるよりも、いかにして戦争を起こさないかを考えることが二十一世紀の私たちの知恵ではないでしょうか。そのためには、まず、アジア近隣諸国と平和保障機構をつくり、平和、経済、文化などの交流を一層深めるとともに、国連の機能を強化して紛争解決を図るよう、日本政府もその役割を積極的に進めるべきだと考えます。

政府は、改めて憲法九条の高い理念を大切にし、戦前の誤りを繰り返すことなく、世界に向けて勇気ある行動を展開してほしいと考えます。したがいまして、有事法制法案は速やかに撤回されるよう要望しまして、私の発言を終わります。

○久間座長 ありがとうございます。
○山本真千子君 私は、今回の三法案につきまして、一国民として、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず初めに申し上げたいのは、一九九五年の阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件、九九年の茨城県の東海村の原子力臨界事故などさまざまな災害に対しまして自衛隊が大きな役割を果たしてきましたことにより、国民の自衛隊に対する期待はますます大きくなっていると感じております。特に、九五年の地下鉄サリン事件では、この事件の被害者の初期治療を担当いたしました病院で実際の治療に当たった私の友人から聞いた話であります。國として強力なリーダーシップが欠如していた中で病院自身があれほど対応ができたことは奇跡であり、偶然とも言えるとのことでし
た。どのような事態には、國としての強力なりダーシップのもと、事に当たることが重要であると痛感したことでした。

今回提出されております法律案は、災害よりもさらに悲惨な状況が考えられる有事におきまして、國の存亡をかけて、國の強いリーダーシップのもと、対応とするための態勢を整えるものであります。このような仕組みがあつて初めて、有事

という事態に際して國全体としてきちんとした対応がとれるのだだと考えております。したがいまして、私いたしましては、これらの法律案の整備は当然必要であると考えております。されど、私はこれらの法律案の整備は強化するものであります。このように、特に問題であるといふ新聞などの報道によりますと、現在は、冷戦も終わって、世界的な規模の戦争が起こる可能性はないのではないかと言われています。しかし、一方で、昨年九月十一日には、私たちのだれもが想像もしなかつたような事態が米国で発生し、たくさんのうとい犠牲が払われました。また、新聞などでは、インド、パキスタンの領土問題など連日のように報道がなされており、冷戦が終わったといつても決して安心できるものではないと感じております。日本の周辺においても、たびたび出没する不審船のニュースなどを聞きますと、我々の周りにも危険はあるのだなということを感じております。

まず、武力攻撃事態対処法案についてですが、まさに有事における我が國の対応に関する基本的なことを定めたものであり、これにより我が國の有事対応はしっかりとしたものになると考えられます。また、この法律は、有事への対処に関して、國民を保護するために必要となる法律などを定めます。国民を保護するために必要な法律などを二年以内を目標に整備することを定めておりまます。細部にわたっては國民的な議論を十分に経て、國民に十分な情報提供を行ひ、國民一人一人がみずから國を守るという意識を持てるよう配慮しながら法律の整備を行つていただきよう強く要望いたします。

以上です。
○久間座長 ありがとうございます。
○山本真千子君 以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終りました。

えます。ただし、自衛隊を円滑に動かすための法律についてもまだ今後整備する部分があると言われておりますので、この部分は滞りなく二年以内に整備し、國民の安全確保をより十分なものとしていただくこととし、法律案を早急に成立させることがあります。

最後に、安全保障会議設置法改正案についてですが、これは有事の安全保障会議の役割を明確化するものであります。このように、特に問題であるといふ法律案に対する私の意見であり、速やかな成立を望んでおります。

私も國民の生命と財産を守ることは政治の最低限の責務であり、有事や大地震などの自然災害などでは、インド、パキスタンの領土問題など連日のように報道がなされており、冷戦が終わったといつても決して安心できるものではないと感じております。日本の周辺においても、たびたび出没する不審船のニュースなどを聞きますと、我々の周りにも危険はあるのだなということを感じております。

まず、武力攻撃事態対処法案についてですが、まさに有事における我が國の対応に関する基本的なことを定めたものであり、これにより我が國の有事対応はしっかりとしたものになると考えられます。また、この法律は、有事への対処に関して、國民を保護するために必要な法律などを二年以内を目標に整備することを定めておりまます。細部にわたっては國民的な議論を十分に経て、國民に十分な情報提供を行ひ、國民一人一人がみずから國を守るという意識を持てるよう配慮しながら法律の整備を行つていただきよう強く要望いたします。

以上です。

○久間座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終りました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。金子一義君。

○金子（一）委員 自民党の金子一義でございます。

きょうは、意見陳述人の皆様方、決して防衛関係専門家だとは思いませんけれども、にもかかわらず本当によく勉強されたと言つたら失礼でござりますけれども、御理解をいただいて、そして、一方で幅広い皆様方からの御意見も伺つていただけようこうしていろいろな御意見をお述べいただいた、本当に頭が下がる思いでございました。

自民党の中にも国防族という防衛をずっとやつて、いるグループもあるのですけれども、私は、こういう防衛を長くやつて、今は決してありません。しかし、今回皆様方の御意見を聞く限り、本当に高いレベルでの御意見を伺つて、今回、武力攻撃事態対処法案等の法案が提出され、法治国家として当然の民主的手続きを経て有事に對応できる態勢を築くに至ったことは喜ぶべきこととも思つております。したがつて、今回、武力攻撃事態対処法案等の法案が提出され、法治国家として、國民の生命財産を守るためには超法規的な行動を余儀なくされる状態にあります。したがつて、今回、武力攻撃事態対処法案等の法案が提出され、法治国家として、國民の生命財産を守るためには超法規的な行動を余儀なくされる状態にあります。

さて、村井さんからお話を出ました、なぜ今まで御意見がまずありましたけれども、村井さんは自衛隊にもおられた経験がある。この点について、なぜできなかつたのか。三矢研究等々、ずっと長い歴史がありましたね。何かちょっとポイントを一言おっしゃつてください。

○村井嘉浩君 やはり、五五年体制の政治体制がずっと続いてきた、それでこの問題がずっととタブー視されてきたというものが最大の理由だというふうに思います。

○金子（一）委員 私たちも、政治家の責任として、これまでに議論ができなかつた、しかし昨年のニューヨークのテロ、不審船、また東南アジア、アフリカにおけるいろいろな事象、状況、こういうところからようやく議論ができるようになつてきたという意味で、今法案を通させていただこうという状況になつてきました。

さつき、小田中さんだったでしょうか、廃案を前提にしてこの公聴会にあなた方は臨んでいます。だらうとちょっとおつしやられたかと思うんですけれども、全くそうではありませんで、必ずこの法を通していきたいという気持ちで公聴会に臨ませていただいておりますし、そのため皆様方からもいろいろな御意見を伺いたいし、そして私たちの思いも地方で、全国各地で伝えさせていただいたい、そういう気持ちで改めて私たちの姿勢を述べさせていただいたところであります。

そこで、もう一つどうしても議論が出てきますのは、この法案は骨格である、したがって、遠藤さんからも御意見が出来ました、国会でも出ております、国民の生命と財産を守るのが先ではないか、順序が逆ではないかと。これについて、いわば国の役割は防衛、地方自治体の役割というのは、今度は責務として、国民の生命財産を守っていく、避難をさせる、警報を鳴らすとかその他のいっぽいありますけれども、この役割を担つていただき。のことと、いうのが、ひよつとすると国民、住民の権利と自由というのをあるいは抑制する部分が出てくるかもしれません。しかしそこは、今遠藤さんは、そういうのがすべてわからないと、協力しろといつたつてできないとおっしゃられたんですが、これから具体的に法律の中で議論していくんです。

つくるんです。一つ一つ法律を丁寧につくつていつて、そして、この場合にはあるいは協力、あるいは自由が制限される可能性がありますという部分が法律になつてくるので、そのときに議論になつてくると思うんですけども、村井さんは今県議会の立場でもあるのですから、こういう部分がないと今度の法律は通すべきでないという御意見に対しての意見をぜひ伺わせてください。

○村井義浩君 今の御質問に対するお答えですけれども、この武力攻撃事態対処法につきましては、前半が基本法で、その後がプログラム法になつております。自由党の方から出ている法案も

読ませていただきましたけれども、基本的には基本法の前半に非常に似たような内容でございました。法律というのは、まず最初に骨格をしつかりつくりて、そこから枝葉をつけていくというのが大前提であります。いろいろな防衛関連の法律も、最初から制定されていたわけではなくて、逐次修

正、改正を加えて成り立つてきました。これで、まず骨格法をつくるというのにはやはり何よりも優先で、大前提だというふうに思います。

時期的に三原防衛庁長官がこの問題の研究を始めながらもう二十五年以上たつてゐるわけでございますので、この法律をこの国会で通すというのには全く理にかなつたことだというふうに考えております。

したがつて、まず基本法を先に通して、その後二年ぐらいかけてしつかりとその他の法律を整備する、それが一番ベストだというふうに思いました。

○金子(一)委員 遠藤さんにも聞かないとフェアではないのですから、この点に関してぜひお願ひいたします。

○遠藤恵子君 今回の法律は、基本法とそれからプログラム法とおっしゃいましたけれども、どうもプログラムの方に非常に偏つてているというふうに私は思えます。

プログラムがあるのは、目的があるからプログラムがあるのですから、周りの友人たちと一緒に話をしてみます。みんなが一番聞きたくさんに聞いてみました。みんなが一番聞きたくさんは、そのときにどうやつて僕たちを守つてくれるのかということを一番論議してほしいんだ、それから、過去の過ちみたいに、要するに一部の暴走をどうやつてとめるのかというところを一番切り抜きとかいろいろなものを見させていただきました。討議されている中で、予測とおそれといたことにに関しては随分言われていました。

ただ、僕も遠藤先生と同じで、周りの友人たちと一緒に話を聞いています。

○金子(一)委員 まだ、僕も遠藤先生と同じで、周りの友人たちと一緒に話を聞いています。

くかという仕組みが大事だよということをさつきお述べになられました。これについてもう少し何か御主張されたいことがあるのかなと思つてお伺いしてましたですが、いかがでしょうか。

○守屋長光君 ちょっと生意気な言い方かもしれないが、私は一経済人として、余り上手な表現はできませんが、例えば、今いろいろな経済的な危機が言われている。この会社と取引をしたらどうなるかなというふうに思うことが多々あります。そのときに、私自身の考えですが、今同じよう

うな予測、おそれという分類をもしながらくにました。どちら、それは私の方がよくわかっています。これをほかの人たちがもし言つたとしても、どういう仕組みでそのところが崩壊していくのか

などというところはやはりよくわかるのです。

今回、勉強するために、いろいろ国会の方にお願いしたりして、資料をちょうどいだしたり新聞の切り抜きとかいろいろなものを見させていただきました。

○金子(一)委員 本当にコントロールできる、そのようなところを言われます。昔も、天皇が最高権を持つていたころも実はやはりみんなが関心があるところでした、そこがどういうふうに決まっていくのかな、今からだと言わせてますので、そこを今後の中

でよく示していただきたい。

それで、今一番の御質問ですが、いわゆる制服だけじゃなく、シビリアンコントロールとは言われます。昔も、天皇が最高権を持つていたころも実はやはりみんなが関心があるところでした。そこを、コントロールできない形ではなく、本当にコントロールできる、そのようなところを決めていただけたらなというふうな、これは我々のお願いです。

○金子(一)委員 わかりました。

山本さん、ちょっと飛んで恐縮でございますけれども、今の点なんです。シビリアンコントロールの件なんですが、先ほどちょっと遠藤さんから、そういう客観性の担保、つまり、武力攻撃された、したがつてそれに反撃しなければいけないという客観性の根拠が担保されていないか、それが担保するんだ、地震予知会みたいなのが決めるのかというお話をあつた。内閣が決めるんじや危ういというお話をあつた。

これは、私たちにとりましては、やはり国会というものは信頼されていない、内閣というのも信頼されていないなという厳しい御意見としてあえて受けとめさせていただきますけれども、内閣が

決めて、そしてそれを国会が承認をしていく。したがつて、あくまでも制服、軍人さんがこうだと決めるのではなくて、國民の代表である我々が決めさせていただくという仕組みに今なつていてあります。が、これについて、今のシビリアンコントロールという観点との関係で、御意見があり

ましたらぜひ伺わせてください。

○金子(一)委員 重ねてちょっと。

今まさに御指摘されたとおり、どうやつて守つてくれるんだ、それから後段で、だれがそこを決

ているのでありますけれども、これについて、もし意見があればおつしやつていただけませんか。

○守屋長光君 第三分類というところが今後二年間の中で決められるというふうになりました。その決定権者、それ以降の第三分類にかかる部分で、どのように保護していただけるかというところも実はやはりみんなが関心があるところでし

○山本真千子君 私も専門家ではございませんので、明確な答えになるかどうかわかりませんが、遠藤先生のおっしゃられた担保というのが、こういった際には一体何であればいいのかということが今の私にとっては不明な点でございます。そして、その決定という段で、国会及び内閣の判断というものがもし信頼できなければ、では何をもつてそれを遂行すればいいのかということは、ほかに探すべがございませんので、そういった意味で、私自身は、基本理念というものを先にとにかく決めていただいて、そこから具体的な細部にわたる細則について検討していただきたいというふうに思つておる次第です。

○金子(一)委員 遠藤先生からも、この点についてのみちょっとお願ひいたします。

○遠藤恵子君 先ほど申し上げましたのは、これについての議論が非常に不足だという意味で申し上げました。ですから、小田中先生もおっしゃいましたように、場合によつては内閣に非常に権限が集中して暴走しないという保証はない、それをどういうふうに国会の方できちつとやつていくかということももつともつと議論が必要だ、そういうことだと思います。

○金子(一)委員 わかりました。

横田さん、先ほど御意見を伺つておりますけれども、横田さんの御意見でいきますと、集団的自衛権を認めるという前提での案になるということもサジェストしているよう聞くところです。今、憲法九条の解釈は、自衛権の解釈で集団的自衛権は認めていない。自由党の案というのは、集団的自衛権を認めるという前提に立つてゐるんです。

私自身は、時の内閣がこういう大事なことを解釈でもつて運用していくのはかえつて危険だ、国民の信頼を必ず失うと思つてゐるんです。やるとすれば、憲法改正でやるべきだと思つてゐるんです。

したがいまして、今提起いただいているように、この問題とは別にして、こういう集団的自衛権まで認めていこうという議論が行われるようになつたということは、今までには有事と同じようになかなか議論すらできなかつた問題が、ようやく国民の間で議論する、国会でも議論することがタブーでなくなつてきたという意味で、私自身は、それを遂行すればいいのかということは、ほかに探すべがございませんので、そういった意味で、私自身は、基本理念というものを先にとにかく決めていただいて、そこから具体的な細部にわたる細則について検討していただきたいというふうに思つておる次第です。

○金子(一)委員 遠藤先生からも、この点についてのみちょっとお願ひいたします。

○遠藤恵子君 先ほど申し上げましたのは、これについての議論が非常に不足だという意味で申し上げました。ですから、小田中先生もおっしゃいましたように、場合によつては内閣に非常に権限が集中して暴走しないという保証はない、それをどういうふうに国会の方できちつとやつていくかということももつともつと議論が必要だ、そういうことだと思います。

○金子(一)委員 わかりました。

横田さん、先ほど御意見を伺つておりますけれども、横田さんの御意見でいきますと、集団的自衛権を認めるという前提での案になるということもサジェストしているよう聞くところです。今、憲法九条の解釈は、自衛権の解釈で集団的自衛権は認めていない。自由党の案というのは、集団的自衛権を認めるという前提に立つてゐるんです。

私自身は、時の内閣がこういう大事なことを解釈でもつて運用していくのはかえつて危険だ、国民の信頼を必ず失うと思つてゐるんです。やるとすれば、憲法改正でやるべきだと思つてゐるんです。

法をきちんと変えて、そういう部分をきちんと明文化するのがいいと思います。

○横田匡人君 私も、考え方としては、やはり憲法をきちんと変えて、そういう部分をきちんと明文化するのがいいと思います。

ただ、今現在そういう状態にありませんので、全部の法案を見させていただいたときに、自由党が示した案は、具体的に自衛隊の行動をこういうふうにしましよう、こういう動き方をさせましょう、あるいは安全保障についてもこういう考え方でやりましょうというのをたしか三原則ぐらい項目を切つて記してあつたんですが、こういつたきちんとした認識を有事法制を行う場合に同時に話し合いをしないと、結果的には、法律はできなけれども、本当に万が一の事態が起つたときにはまた憲法の解釈だ云々だということで、非常に我々国民にはわかりづらい形になつてしまふような気がします。

○金子(一)委員 冒頭に申し上げましたように、國民の皆様方に少しでも理解をいただきて、そして、今回のこの骨格法あるいは理念法でありますけれども、今国会中に何とか通していきたい、御理解をそのために少しでも得られるようにしていきたいということが我々の立場であります。

最後に、村井陳述人、この法案が通らないと海外から非常にいろいろ疑問視されるよというお話をありました。それを含めて、今度の法案に対しいろいろいろいろ意見が出ておりますけれども、もう一度ポイント、おっしゃりたいことをどうぞおっしゃつてください。

○村井嘉浩君 これだけ重要な法案で、かつ諸外国、先進国すべて憲法等で規定をされているこの法律が、唯一日本だけがないわけです。これだけ重要な法案で、かつ諸

けの重要な法案が、これだけ時間をかけて研究され、そして国会で議論されていて、それで廃案なりあるいは継続審議ということになれば、日本はやはりその程度の国なのだというふうに恐らく周辺の諸外国は思うのではないかというふうに私は赞成、反対は別といたしまして、大変いいことで御意見をいただきたいと思います。

○横田匡人君 私も、考え方としては、やはり憲法をきちんと変えて、そういう部分をきちんと明文化するのがいいと思います。

ただ、今現在そういう状態にありませんので、全部の法案を見させていただいたときに、自由党が示した案は、具体的に自衛隊の行動をこういうふうにしましよう、こういう動き方をさせましょう、あるいは安全保障についてもこういう考え方でやりましょうというのをたしか三原則ぐらい項目を切つて記してあつたんですが、こういつたきちんとした認識を有事法制を行う場合に同時に話し合いをしないと、結果的には、法律はできなけれども、本当に万が一の事態が起つたときにはまた憲法の解釈だ云々だということで、非常に我々国民にはわかりづらい形になつてしまふような気がします。

○伊藤英成君 次に、伊藤英成君。

○久間座長 これにて金子君の質疑は終了いたしました。

○伊藤英成君 ありがとうございます。

○久間座長 これにて金子君の質疑は終了いたしました。

○伊藤英成君 ありがとうございます。

○守屋長光君 まず、たまたま私の周りは、有事法という話をしたところ、わかるというメンバーがほとんどでした。

ただ、今お聞きになられましたように、中身に関する詳しく述べるところは、本当に法律が常に国会で審議され流されていますが、例えば、ダイオキシンのときでさえも、ダイオキシンというのはみんな知っています。ですが、法案にかかるもっと詳しいこととなると、みんなわかりません。いつも国民が国会で審議されていくことを深く理解しているかなどと、そこに興味がたくさんある方は自分で法案の中身に関して詳しく勉強されるんだと思うのですが、そうでなければうんとよくわかっているわけではないというふうに思います。

それで、今お尋ねの一一番のところは論議ということなんですが、大変難しいところがあります。ただ、一つ言えるのは、よく論議したことは後でみんな守る、だけれども、論議しないことは、きっと勉強されるんだと思うのですが、そうでなければうんとよくわかっているわけではないというふうに思います。

それで、今お尋ねの一一番のところは論議ということなんですが、大変難しいところがあります。ただ、一つ言えるのは、よく論議したことは後でみんな守る、だけれども、論議しないことは、えつ、そんなことがあつたのと、いうことで通り過ぎてしまうところが確かにあります。

私は、周りが知つていましたので、結構の人は有事法というのが今あることは知つているんじゃないかなというふうに理解しています。ただ、法案の中身に関しては、いつもみんなが深くわかっているわけではなくて、理解はどちらかといふと、新聞に書かれたこと、テレビで報道されたことで、僕らにわかりやすく解説されて流さ

されることでもって初めてこれがどういうことなのかということを理解する方が多いのかなというふうに思います。

今回の出てきているものは、私個人としては、一番の骨格で、まずこれが決まって、自衛隊といふものが有事の際にどのようになるのかというのが決まって、その後いろいろな細かいところが決まっていくというふうに解釈しておりますので、私としては、ぜひ今決めた方がいいのではないかというふうに思つております。

以上です。

○伊藤(英)委員 遠藤さんと佐久間さんによつてお伺いしたいのですが、先ほど何人かの方から、今回の官房長官が非核三原則の見直しをするかのように報道されている問題が出たり、それから防衛庁の情報公開請求者のリストの問題が出たりしておりますね。

実は、官房長官も防衛庁も今回のこの法案の提出の責任者なんです。そういう意味では非常に重

大な問題だと私は思つてゐるのですが、遠藤さん、佐久間さんは、本件についてはどういうふうに感じていらっしゃるでしょうか。御意見があ

れば伺いたいと思います。

○遠藤恵子君 今回のこの法案ではなくて、これまでの二つの問題についてどう思うかという御質問です。

そういうことがあるから、今回のこの法案は本当に国民の基本的な人権を保障するのかどうか、それをきちんと保障するんだよということを決めないうちにこういうことを決めては本末転倒だということで御意見を申し上げました。ですから、いかに国民の基本的人権をきちんと保障していくかという議論、その法律を整備した上で、その上で必要なならばこういう法案も検討するということが順序だというふうに思います。

○佐久間博信君 今回の場合は、二つの問題があ

ると思います。一つは、確かに情報公開で問題があつた、二つは、防衛庁内、いわゆる国を守る、

ある程度の秘密を保たなきやならぬ中のものが簡

單に外に漏れてい、この二つがやはり問題であると思うのです。

でござりますので、この二つをあわせて今後の

対策を立てていくべきだ、こう思います。

○久間座長 これにて伊藤君の質疑は終了いたしました。

次に、首藤信彦君。

○首藤委員 民主党の首藤信彦です。

今回は、武力攻撃事態への対処に関する特別委員会の地方公聴会で、仙台で皆さんの御意見をお伺いしているのですが、こうした公聴会は、今回は四カ所でやることになつてますが、私は、全県でやつてほしい、なんなく離島などの島嶼部でやつてほしいと思っております。

というのと前回の大戦の悲劇を見ると、島嶼部でこそ本当に深刻な被害が発生してゐるわけであります。そういう意味で、地方の意見をきつちり吸収するという意味でも、ぜひ日本全国でこの問題を取り上げていろいろな意見を吸収していただきたいな、そういうふうに個人的には考えております。

私は申せ、現実には時間が大変限られておりま

すので、私は、基本的には四人の方に御質問をさせていただいて、その後もし時間がありましたら、また次の方に質問させていただきたいと思つています。

まず、村井陳述人に、自衛隊の体験がおありだ

といふことなので、自衛隊法あるいは自衛隊としての行動との関係というのを後でお聞きしたいと思います。

そして、遠藤陳述人には、緊急事態法制におけるジエンダーの視点という点で御質問させていただきたいたいと思います。

佐久間陳述人には、ジュネーブ協定の第一議定書の資料もつけさせていただきましたので、この最初

のところにあります、非武装地帯、無防備都市宣言という言葉がございますが、その点について御質問させていただきたいと思つています。

そして、小田中陳述人は、御専門の法律の分野だと思いますが、憲法との関係について質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、村井陳述人に御質問したいのです

が、一部ちょっと事実認識という点でコメントが

ふうにおつしゃつてゐるのですが、それは決して

そうではありませんで、國によつては、もうそ

れは当たり前だからといって書いておりません。中には憲法の書いていない國もござりますので、その辺

れば、あるいは明確に書こうという國もあつて、

必ずしもすべての國が憲法、基本法の中にそれを明記しているわけではありません。中には憲法

の書いていない國もござりますので、その辺

ちょっと誤解がないようにと思つております。

村井陳述人は、自衛隊が自由にその力を発揮で

きるようこうした法律が必要だという御意見を述べられていると思うのですが、しかし、これは

国会でも議論になりましたが、自衛隊法の八十八

条で、戦時においては自衛隊はその能力を十分に発揮できるような形になつております。

したがつて、なぜさうに有事法制というものが自衛隊の視点から必要となつてくるのか。もちろ

ん、自衛隊が緊急時に出動するときには追加的な報酬を払うとか、あるいは部隊移動中に免許が切

れたらそれを自動延長できるとか、そういうよう

な話はもちろんございますけれども、なぜ今自衛

隊が総合的な有事法制を必要とするのか、その視

点がございましたら、ぜひ御意見をいただきたい

と思います。

○村井嘉浩君 まず、御質問に答える前に、私

先ほどちょっと説明が足らなかつたと思うのです

が、必ずしも各國の憲法、基本法、そういうとこ

ろに書いてあると言つたつもりはございません

で、そういうのがもちろん憲法はない國もあります

が、そういうときには法律等でそういうのを

規定すると言わせていただきました。

それで、御質問にお答えしますが、私はちょ

と誤解を招いたかなと思うのですが、必ずしも自衛隊のためにとか自衛官が働きやすいようにするためにとかそういうつもりではありませんで、あくまでこれは國家国民のために必要であるといふ。

ただ、私が自衛隊にいたときに、よく言われますけれども、本当にここで敵が攻めてきたとき

に、果たして自分たちはどこで防御をすればいいんだろうかと。私は陸上自衛官だったものですから、どこで防御をすればいいんだろうか。実際、

ふうにおつしゃつてゐるのですが、それは決して

野だと思いますが、憲法との関係について質問さ

れていただきたいと思っております。

まず最初に、村井陳述人に御質問したいのです

が、一部ちょっと事実認識という点でコメントが

ふうにおつしゃつてゐるのですが、それは決して

そうではありませんで、國によつては、もうそ

れは当たり前だからといって書いておりません。中には憲法

の書いていない國もござりますので、その辺

ちょっと誤解がないようにと思つております。

村井陳述人は、自衛隊が自由にその力を発揮で

きるようこうした法律が必要だという御意見を述べられていると思うのですが、しかし、これは

国会でも議論になりましたが、自衛隊法の八十八

条で、戦時においては自衛隊はその能力を十分に発揮できるようになります。

したがつて、なぜさうに有事法制というものが

自衛隊の視点から必要となつてくるのか。もちろ

ん、自衛隊が緊急時に出動するときには追加的な報酬を払うとか、あるいは部隊移動中に免許が切

れたらそれを自動延長できるとか、そういうよう

な話はもちろんございますけれども、なぜ今自衛

隊が総合的な有事法制を必要とするのか、その視

点がございましたら、ぜひ御意見をいただきたい

と思います。

○村井嘉浩君 まず、御質問に答える前に、私

先ほどちょっと説明が足らなかつたと思うのです

が、必ずしも各國の憲法、基本法、そういうとこ

ろに書いてあると言つたつもりはございません

で、そういうのがもちろん憲法はない國もあります

が、そういうときには法律等でそういうのを

規定すると言わせていただきました。

それで、御質問にお答えしますが、私はちょ

の追加議定書などで、文民や一般市民の被害といふことがもう既に対象となつてきているわけです。しかし、最近、例えば兵士の中においても女性もふえてきているとか、それから子供が少年兵などで紛争に巻き込まれていく、いろいろな視点が出てきていると思うのですね。

特に、今の社会においては、ジエンダーの視点をどうやって緊急事態法制に盛り込むかだと思うのですが、今回の法制にはほとんど入っていないという御意見だと思うのですが、そういう認識でいいのか。また、どういう形でジエンダーの視点を緊急事態法制に盛り込んでいけばいいのか、ぜひ御意見をお伺いしたいと思います。

○遠藤恵子君 今回の法制には、どう見てもジエンダーの視点は全く入っておりませんね。

それで、単に生命、身体、財産——自由というのも書いてなかつたように思うのですが、を保護するというふうになつてゐるのですけれども、大体、一般論で聞くと、生命とか身体の中に含まれるんだというふうなことでくられてしまうんですが、やはり、そうですときちゃんと守られていいなといふのはこれまでのほかの法律についても同じです。だから、きちんとその辺は明記していく。性被害に対する保護ですか、あるいは、例えば自衛隊の中では女性がどういう役割を果たして、男性が成立するなんというのは無謀な話だと思うのですね。その辺は、私自身も、きちっとこういう問題とジエンダーとをどういうふうに絡めて検討していつらいかといふのはまだ十分に勉強しておりませんので、これは今後私どもの勉強の大好きな課題にさせていただきたいと思います。

それから、国会議員の先生方も、この法案に限らず、ジエンダーの視点からいろいろな法案を検討していくということをぜひ聞いていただきたいなというふうにお願いしたいと思います。

○首藤委員 それでは、佐久間陳述人にお聞きしたいと思うのですが、先ほどこのマークを見せていただきまして、ありがとうございました。

現在、実はこういうものは結構学生さんとか皆さんのがインターネットに載せたりして、インターネットでダウソードしてカラーブリントーでコピーをとればいいのかななんて思つたりもするのですが、ここで佐久間陳述人がお示しになつたジユネープの追加議定書、これは、御存じのとおり、多くの先進国が入つております。実は北朝鮮も入つてゐるんですが、我が国はまだ入つていないということで、この点に関しましては、国会での論議の中で福田官房長官が、早い時期に日本も加入するということを考えているということを明言されておられます。

しかし、この追加議定書は、第二議定書もあるのですが、いろいろ新しい視点をたくさん含んでおりまして、現在のよう、文民や市民が非常に被害を受けるというところから、自治体の非武装宣言、無防備都市宣言ということがジユネープの追加議定書で規定されているわけですね。

例えは、仙台が無防備都市を宣言するとか、そういうものに関してはどのような御意見をお持ちでしょうか。

○佐久間博信君 現在、国際法上の言葉では非武装地帯というのはありません。中立地帯と申します。

中立地帯というのはジユネープ条約で定められておりまして、それに基づいて中立地帯をつくつて、それを相手国それからジユネープのあれに連絡する、あらかじめやる場合はそういうふうになつております。そのときの標識が、これも決められておりますように、先ほどお示ししました標識であり、また、避難所の標識もこれであります。

と同時に、中立地帯でも避難所でも、万一避難した人たちに対して難民やその他が乱暴したりしないように、武装した兵隊を置くことになつておな

ります。ですから、自衛隊の人間もそのことがであります。

いわゆる有事法制、今、関連三法案の国会での審議が約四十二時間ほど行われてまいりましたけれども、私は、昭和二十年、一九四五年生まれの追加協定をやつておりますので、今、多分この標識は日本の避難所のどこにもないと思います。

以上です。

○首藤委員 最後に、ちょっと時間がなくなつて申しあげございませんが、小田中陳述人にお聞きしたいのです。

小田中陳述人は憲法との関係を言つておられるわけですが、憲法は、当然のことながら、緊急事態に関しては何も書いておりません。しかし、それは、國家緊急権を否定している、そのように陳述されましたけれども、否定しているのではなく明言されておられます。

しかし、この追加議定書は、憲法にそ

ういうことも可能性としてはあると思うのですが、佐久間陳述人は、非武装とか無防備都市宣言とかいうものに関してはどのような御意見をお持

て、ある意味で憲法外的な存在である。憲法にそ

の箇条がない、したがつて、緊急事態というの

憲法外的存在として考えて、新たな法論理を考える必要があるという意見がございますが、憲法との関係でどのようにお考えでしようか。

○小田中聰樹君 私は、国家緊急権というものは憲法が規定して初めて認められるというふうに理

論的には考へております。

○佐久間博信君 そして、日本国憲法は、今御指摘のように、参

議院の緊急集会以外の国家緊急についての規定を一切置いておりません。これは、單に規定してい

ません。これは、單に規定してい

ません。

本國憲法は、第九条と相まって、あるいは前文と

も相まって、緊急権といふものをいわば積極的に

否認したという考え方でつくられているのではないかという考え方でございます。

○首藤委員 ありがとうございました。終わりま

す。

次に、赤松正雄君。

本日は、八人の陳述人の皆さん、大変に貴重な

御意見ありがとうございました。

いわゆる有事法制、今、関連三法案の国会での審議が約四十二時間ほど行われてまいりましたけれども、私は、昭和二十年、一九四五年生まれの追加協定をやつておりますので、今、多分この標識は日本の避難所のどこにもないと思います。

以上です。

○首藤委員 最後に、ちょっと時間がなくなつて申しあげございませんが、小田中陳述人にお聞きしたいのです。

小田中陳述人は憲法との関係を言つておられるわけですが、憲法は、当然のことながら、緊急事態に関しては何も書いておりません。しかし、それは、國家緊急権を否定している、そのように陳述されましたけれども、否定しているのではなく明言されておられます。

しかし、この追加議定書は、戦争放棄を憲法第九条第一項でうたう、第二項で戦力不保持、国の交戦権の否定ということを掲げてゐるわけであります

けれども、この憲法九条をめぐつて、いわゆる個別的な自衛権の存在まで否定していると見る方々と、そりじゃない、その部分は否定されない

ことがあります。その部分は、憲法にそ

ういうことも可能性としてはあると思うのです

が、佐久間陳述人は、非武装とか無防備都市宣言とかいうものに関してはどのような御意見をお持

て、ある意味で憲法外的な存在である。憲法にそ

の箇条がない、したがつて、緊急事態というの

憲法外的存在として考えて、新たな法論理を考える必要があるという意見がございますが、憲法との関係でどのようにお考えでしようか。

○小田中聰樹君 私は、国家緊急権というものは憲法が規定して初めて認められるというふうに理

論的には考へております。

○佐久間博信君 そして、日本国憲法は、今御指摘のように、参

議院の緊急集会以外の国家緊急についての規定を一切置いておりません。これは、單に規定してい

ません。これは、單に規定してい

ません。

本國憲法は、第九条と相まって、あるいは前文と

も相まって、緊急権といふものをいわば積極的に

否認したという考え方でつくられているのではないかという考え方でございます。

○首藤委員 ありがとうございました。終わりま

す。

次に、赤松正雄君。

本日は、八人の陳述人の皆さん、大変に貴重な

うということに非常に危惧を感じるから、これを
もっと慎重に検討してほしいということでお答え
申し上げたと思います。

それから、このことについて、多分これは前段
のところで申し上げたとおりなんですけれども、
それから守屋さんの、周りの人は知っている、で
もやはり中身は知らないというお話をとおり、大
多数の国民が余りわからない。ですから、こういう法案と
国民の間に議論を喚起する努力を国会の皆さんも
していただきたいし、それから、こういう法案と
いうのは非常に幅広くすべての国民に影響を及ぼ
すわけですから、国民の理解がないと実効性を持
たないと思うんですね。そういう意味でも、ぜひ
議論をもっと深めていただきたいということでお
答えしたと思います。

○中塚委員 次に、日本国憲法の平和主義という
観点からちよつと伺いたいんですが、先ほど来、
いわゆる有事法制というのができると戦争に巻き
込まれるんじゃないかというふうな御懸念があり
まして、そんなことがあってはいけないんですけど
れども、ただ私は、そういう意見が出るのもしよう
がないかなと思う部分があるんですね。

というのも、やはり我が国は安全保障の基本原
則といふものをしっかりと確立しております。安全
保障というのは、日本が攻撃をされたという
場合だけではなく、国際貢献、国際協調というこ
とも含むわけですが、その原則が確立をし
ていなければ、日本国内はもとより、周
辺諸国あるいは全世界に向かって、日本というの
は何をするのかわからぬ、えたいの知れないとい
うふうな思いを抱かせることにつながっているん
じゃないかというふうに考えておりまして、そう
いう意味からも、ここでひとつ安全保障の基本方
針というものをきつちりと定める必要があるだろ
うというふうに考えております。

原則というのは二つありますて、やはり急迫不
正の侵害を受けた場合にはそれは排除しなければ
いけないとということ、それはもう決めておくべき
だというふうに思うんですが、それに加えて、國

際貢献ということについても御意見を伺いたいと
いうふうに思います。

菅原陳述人にお伺いをしたいんですが、国際貢
献ということについて、昨年、テロ対応の特別措
置法が成立をいたしまして、国連の武力行使容認
決議というのがなくとも米軍の後方支援ができる
というふうな法律が成立したわけですね。

それで、十年前の湾岸戦争のときにはできない
というふうに言っていたことが、十年間たって、
何にも変わっていないにもかかわらず、急にでき
るようになった。また、いずれも後方支援だとい
うことと武力行使ではないという、世界標準から
見ても到底理解ができないような理屈でもって今
自衛隊が海外で活動をしているということで、今
の政府・自民党のやっていることは私は支離滅裂
だというふうに思つているんです。

先ほど、国連機能の強化で紛争解決をするとい
うこととを言われていたわけですが、国際協調主
義、平和主義という考えにのつとつて、私は、国
際連合の決議をもつて行われる活動には、軍事的
なオペレーションであれそうでないあれ、積極
的に参加するべきであるというふうに考えている
んですけど、そういったことを踏まえて、先
ほどの国連機能強化ということについて、補足の
御意見があればお聞かせいただけますか。

○菅原傳君 現在の国連の機能というのはかなり
形骸化している状況がありますて、国連がやろう
と思うようなこともなかなか思うようにならない
ことがあります。これは、一時はやはりアメリカが非協力だと
いふこともありますし、それから、ある意味で
は、国連の動きをとめてしまふとか無視をすると
か、結局アメリカの全く独自な戦略で進めている
というところに大きな障害点と問題点があると思
います。

したがつて、国連は各の方々が集まって、いか
かに平和を守るかということで議論で進めている
見、ありがとうございました。私に与えられた時
間はわずか十分ですから、全員の皆さんから御意
見を聞く時間はありません。小田中先生からお話
をお聞きたいと思います。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫でございま
す。

八人の陳述人の皆さんには、大変貴重な御意
見、ありがとうございました。私に与えられた時
間はわずか十分ですから、全員の皆さんから御意
見を聞く時間はありません。小田中先生からお話
をお聞きたいと思います。

先ほど八人の皆さんから御意見を伺いましたが、
万が一のときどうするのだというお話をからこの有事立法の話

ちょいちょい出ておりますけれども、そういうの
もある程度抑えて、そして本当に国連が世界の各
地の紛争などをみずからの方でとめるというふう
に機能できるように、日本政府も発言をどんどん
やつて、そして国際的な立場で国連の力が大きくな
るに影響するというふうな状況をつくっていく
必要がありますのではないかと思います。

○中塚委員 ありがとうございます。
最後に、横田陳述人にお伺いしますが、私どもは、
国際協調の場合、日本の国権の発動たる戦争では
ない、それを強調するために、自衛隊とは別組織
の国際連合平和協力隊というものを創設するべき
だということを考えておりまして、この基本法に
だといふことにあります。やはり国際社会で信頼を得るために、ま
ず日本の行動の原則がはつきりしていなければ、
だけませんし、先ほど中塚先生が触れられましたよ
うに、国連の平和のための活動をきちんとやるん
だということをそういう部隊を通じてきつちり
とすることが大事かと思います。

○木島委員 これにて中塚一宏君の質疑は終了いたしました。

次に、木島日出夫君。

PKO協力法とか周辺事態法とかそういう現行法
体制、そして日本とアジアと世界の国際情勢に対
する深い洞察、そしてもう一つは戦争と和平に対
する基本的な認識、こういういろいろな視野から
先生は洞察されているのではないかと思います。

○小田中聰樹君 私は、今回陳述を命ぜられて、
もう一問質問したい点がありますので、四、五
分かけて、そういう認識に至っている背景、先生
の御意見をもう少し詳しくお述べいただきたい。
先生は洞察されているのではないかと思います。

○小田中聰樹君 私は、今回陳述を命ぜられて、
こんなに厚い議事録をつぶさに拝見いたしまし
た。非常に奇異に思ったのは、まさに武力攻撃發
生の現実的リアリティーというものについて、こ
の委員会あるいはその背後にいる政府の認識とい
うものが一向に明らかでないという点ですね。こ
れは本当に、つぶさに読んでみればまるほど、
はつきりと私には浮かび上がつてくるように見え
たのです。

先ほどの御質問もありましたが、万が一のとき
どうするのだというお話をからこの有事立法の話

が始まるわけですが、しかし、万が一といううその方が一が、本当に我々の人権を制限して、そして中央集権的なシステムをつくり上げ、いろいろなことを犠牲にしながら、つまり日本国憲法のもとで戦後五十何年間か日本国民が築き上げてきたものを一挙にいわば制限してもそういうシステムをつくるなければならない、そういうアリティーを感じることが私は全くできませんでした。

しかし、他方、確かに国際紛争は各地域で発生しており、そしてまたアメリカにおいては同時に日本国憲法とロといったような事件も起きている。その中で日本がどういう役割を果すべきかという場合に、そういう紛争というものに対して、日本国憲法といふものを持つている基本的な思想と政策、これは、私はこのレジュームではつきりと書きませんでしたけれども、言つてみれば、平和を保障するという積極的な政策を政府に要求する、そういうものだと私は理解するんです。そういうものを踏まえてどう対処するかということを議論すべきではないかというふうに考えた次第であります。

ところが、この委員会の議論を拝聴しておりますと、万が一というそのところから出発し、現実にこの法案が成立した場合に起きてくる危険、それは何かといえば、先ほどちょっと私も陳述の中で申しましたように、周辺事態法に基づいて出動している自衛隊というものが紛争に巻き込まれ、そしてまた国際緊張の激化が生じていく、ますます激化していく。

そういう中で日本が有事立法をつくるということは、むしろ日本を積極的にそういう紛争に巻き込んでいく。いわば周辺事態法と有事立法とがベルトがかけられて、二つのものが回転し出しますと、まさに日本の国民に平和と安全を保障するどころか、逆に危険に積極的に巻き込んでいく、そういう役割を有事立法は果たすのではないか。

これはまさに現実的な危険なのです。万が一の議論ではないのですね。そのところをやはり委員会の審議でも中心に据えられて、そしてまた私

たち市民の側でも、そのところの認識をきちんとしておる、この法案を批判的に見ていくべきだらうというふうに考える次第です。

○木島委員 それでは、もう一点。

先生のレジュメでは、「平時の有事化」、それと「人権危機の深刻化」という言葉が使われております。これが何を言わんとしているのか、あと残された時間は三分足らずありますが、わかりやすく御説明願います。

○小田中聰樹君 備えあれば憂いなしといふうに今の首相もおっしゃつてあるわけですが、いわば平時から有事を考へるということだらうと思いまます。

そのシステムをつくり上げていけばいくほど、実は平時が有事のものになつていくのです。有事といいますのは、つまり有事に備えた体制といふものが常に平時を支配する。ですから、例えばあらゆる事柄を、戦争事態といいますか非常事態といふものを想定して組み立てていく。例えば、教育にせよあるいは文化にせよ、そういう一見戦争に関係のないような事柄でも、有事といいますか、そういう非常事態に備えたものをつぎ込んでいく。

私自身も、実は国民学校で軍国少年教育を受けているわけですが、ああいうことがまさに有事の論理なんですね。それは、文化、教育を初めとして、さまざまなるところにこれから用意されていくことになるでしょう。

現に、例えは今回の法案の中にも、「社会秩序の維持」という項目を挙げております。これは、一たん有事があつた場合には、例えは有事に対して批判的なデモとか言論といったようなものが非常に制限されていく、そういう事態を法案全体が考えているということになるわけです。

しかし、それは単に有事のときだけというのではなくて、常にそういう動きというものが、あるいはその動きの芽を持つた人たちの動きが監視さ

れています。そのため、まさに今回の防衛庁による個人情報リスト、いわば防衛庁によって思想調査まがいのものが行われている、こういう事件ではないかというふうに思います。これがまさに平時の有事化というこの端的なあらわれではないかというふうに思います。

○木島委員 ありがとうございました。

○久間座長 これにて木島君の質疑は終了いたしました。

次に、山口わか子君。

○山口(わ)委員 社会民主党的山口わか子でございます。

きょうは、本当に長い時間、陳述人の皆様にはたくさんの御意見を聞かせていただき、ありがとうございました。

私の方からは、二、三御質問させていただきました。いと存じますが、まず菅原さんにお聞きしたいと思います。先ほど大変すばらしい御意見を聞かせていただけて、ありがとうございます。

今回の有事関連三法案ですが、有事ということを考えた場合に、これはテロとかそれから災害、

そういうものでは決してない、つまり、これは戦争のできる國に日本を仕立て上げるという法案としか理解できないわけです。日本が國として武力による防衛の立場をとるということを世界じゅうに表明したことになるというふうに私は思つていい

るわけです。例えは、日本がアメリカに追従して

アメリカの軍事行動を後方支援するために国民が総動員される法律だらうと。

なぜかといいますと、武力攻撃を受けたときだけではなくて、おそれとか予測ということが加わって

いますから、このおそれとか予測をどこが判断するかといった場合に、私たち国民には全く見え

ない状況の中でこういうことが起つてくるだろ

うというふうに思つてます。

そんな中で、民間あるいは会社、いろいろな方が動員されていくふうに思うわけであります。それが動員されていくだろうというふうに思つたのですが、それ

すが、菅原先生は戦争の体験がござりますのでお聞きしたいと思ひますけれども、今まで戦争が本当に国民を守つたのかどうか、防衛したのかどうかということが私は非常に心配になるわけです。

例えば、第二次大戦のときには、確かに軍人や軍属は補償されました。いまだに年金をもらつてゐると思いますが、あのときに被害を受けた女性や子供やお年寄りは何の補償もございません。多くの皆さんが殺されましたけれども、それは当然国民として受忍すべきだという考え方のものに、一切補償はございませんでした。

そして、今こんな平和なときに思ひますが、沖縄は今、日本の七五%を占めるという米軍基地が存在します。果たしてこの米軍基地が沖縄の県民を守つたかどうかということになるわけですが、調査によりますと、一九七二年、本土への復帰以来、沖縄で米兵たちが起こした事件、犯罪は五千件にも上ります。そのうち、凶悪犯が五百二十七件、粗暴犯が九百四十九件もあつたわけですが、調査によりますと、果たしてこの米軍基地が、調査によりますと、一九七二年、本土への復帰以来、沖縄で米兵たちが起こした事件、犯罪は五千件にも上ります。そのうち、凶悪犯が五百二十七件、粗暴犯が九百四十九件もあつたわけですが、調査によりますと、果たしてこの米軍基地が、

沖縄の皆さんは大変いろいろな事件で苦しめられているわけで、米軍基地があるから守る、例えば、日本には自衛隊の基地があるから守る、ということに本當になるのかどうか。特に、仙台には二つの自衛隊の基地がござります。有事になつたときに、仙台にいる県民の皆さんは、本当に自衛隊の基地があるから守られるんだろうか。そのことを含めて、戦争中の体験を踏まえながらお答えをいただきたいと思います。

○菅原傳君 おっしゃるとおり、戦争になつて、軍隊と保護されるべき国民の状況、いわゆる地域住民の状況ですけれども、これは沖縄戦の中で明確に答えて出ているわけですね。沖縄戦の場合には、住民が入つて飛んでくるところに全部追い出されて、かなり多くの方々が犠牲になつて亡くなつたわけです。したがつて、今でもそうですが、軍隊は住民を守ら

ない、あるいは国民を守らない、沖縄でかつて戦争を経験した方々からは一様にその話が出てきております。

今は近代戦ですから、戦争の被害は沖縄どころの被害ではないということ思います。しかも、非常に発達した兵器ですから、相手の兵隊さんが近くに攻めてくるということよりも、むしろミサイルのようなどこから飛んでくるかわからないような爆撃で重大な被害をこうむるというふうなことなども考えられるわけです。

私は、戦時中、宮城県の北の方の栗原郡の細倉という鉱山において、そこが爆撃をされました。鉛、亜鉛をつくる工場でありましたけれども、中心部に爆弾を落とされまして、全く機能停止になつたわけです。その際に、子供たちを誘導して防空壕に入れたり、いろいろさんざん目に遭いました。もちろん軍隊は鉱山には来ませんでしたが、私たち自分が子供の命を守るというふうなことを役割としてやられたわけでござります。そういう意味では、戦争になればとにかく軍が守るというのは全く迷信のようなものでございます。

私は、川崎に学徒動員で軍事の兵器をつくるために動員されましたけれども、頭の上をアメリカのグラマン戦闘機が、敵の飛行士、パイロットの顔が見えるような状況まで低空飛行で飛んできまして、実弾を浴びたこともあります。

そういうふうな状況だつて、万が一こういったようなことが起きてくれば再現されないと限らないわけでありまして、やはり全く予測のつかない状況に住民は追いやられるということでありますので、住民の生命とか財産の保護というような状況が起きてくるんではないかというふうな戦闘状況になつたならば、果たしてどれほど保障されるのかということは全く頼りにならないといふ状況が起きてくるんではないかというふうなことで、私の経験から、それらの状況が余り当てに

ならないというふうな感じで聞いております。

○山口(わ)委員 ありがとうございました。

もう時間が余りないので山本さんにお伺いしたいと思いますが、お聞きするところ、看護大学にいらっしゃるということで、命を守る立場にある方だというふうに思うんですが、私は、戦争という行為は人の精神をおかしくしてしまう行為だというふうに思っています。

私は実は看護職なものですからよくわかるのですが、ちょうど終戦の後、戦争から帰られた皆さんが随分精神状態が異常に陥つて、最後は自殺なさる方が非常に多かつたんですね。ですから、人間というのは、人を殺す場合も殺される場合も、その状態になつたときは決して精神は正常ではないられないというふうに思うんですね。そのくらいやはり人間を痛めつけるものだというふうに思つています。

今回の自衛隊法の百三条の改正では、医療法の適用除外ということが起つてまいります。つまり、私たちの自治体立病院ですとか日赤病院なんかは自衛隊が使うために野戦病院となつてしまふ、そこで医療を受けていた県民の皆さんには医療が受けられなくなるという、県民にとつては医療が保障されない事態も起つてくるというふうに思つています。

意見陳述者の皆さん、きょうは本当にありがとうございました。

○井上(喜)委員 保守党の井上喜一でございました。

意見陳述者の皆さん、きょうは本当にありがとうございました。

○久間座長 これにて山口君の質疑は終了いたしました。

○山口(わ)委員 ありがとうございました。

意見陳述者の皆さん、きょうは本当にありがとうございました。

○井上(喜)委員 保守党の井上喜一でございました。

意見陳述者の皆さん、きょうは本当にありがとうございました。

○久間座長 これにて山口君の質疑は終了いたしました。

○山口(わ)委員 ありがとうございました。

意見陳述者の皆さん、きょうは本当にありがとうございました。

○久間座長 これにて山口君の質疑は終了いたしました。

は、それを否定できるこの職種の人間が果たしているのだろうかという逆の考え方私の方にはござります。そして、この法案が今段階で承認された場合も、本当にそこまでの強制力があるのか

ないか、私はそう思うのです。こういう考え方につきまして、最初の四人の陳述者の方の御意見をお伺いいたしたいのです。

○村井嘉浩君 先ほど、私の陳述の中で同じよ

なことをお話しいたしました。

○山口(わ)委員 ありがとうございました。

意見陳述者の皆さん、きょうは本当にありがとうございました。

○井上(喜)委員 保守党の井上喜一でございました。

意見陳述者の皆さん、きょうは本当にありがとうございました。

○久間座長 これにて山口君の質疑は終了いたしました。

○山口(わ)委員 ありがとうございました。

意見陳述者の皆さん、きょうは本当にありがとうございました。

○久間座長 これにて山口君の質疑は終了いたしました。

あるいはこれから二年以内につくられるであろう法律案につきまして、そういう国家と国民とができるだけ協力をして有事に対応するというような制度がつくり上げていかないといけないんじやないか、私はそう思うのです。こういう考え方方につきまして、最初の四人の陳述者の方の御意見をお伺いいたしたいのです。

○村井嘉浩君 先ほど、私の陳述の中でも同じよ

なことをお話しいたしました。

今回の有事法制関連三法案は、平たく言えば、

戦争や危機になったとき、国民と地方公共団体、

警察、消防、自衛隊など国家全体がどう連携して

いくのかをあらかじめ定めたチームワークのル

ルだ、私はそのように認識しております。

したがつて、国が自衛隊がというのではなくて、國家みんなで力を合わせてこの国の危機を何

とか救おうというふうに立ち上がるためのチームワークのルールづくりだというふうに思つておりますので、そういう意味では、この法律は非常に重要な法律だというふうに思つております。

以上です。

○遠藤恵子君 危機ですか有事ですか

は一体何なのかといふと、国民の生命とか自由と

かが侵されるかもしれないということが有事だと

危機だとすれば、それが何らかの形で制限され

るのでしたら、あるいは、何らかの形で制限とい

うことがあり得るとしても、それが犠牲になるの

でしたら、一体何なんでしょうか。

有事というのは、あるいは危機というのは、何

度も繰り返しますけれども、国民の安全、人権が

保障されないという事態を有事というふうに私は

とらえております。そうすると、もちろん国民自

身も政府自身もそのために全力を擧げるというこ

とで協力するのは当然ですから、それは同時に、

公共の福祉というのと意味が同じというふうに考

えることもできるかと思います。

○佐久間博信君 私の生まれた大正十一年から昭和の初めは本当に平和で、まさか戦が起るとは思わなかつた。ところが、我々が知らないところ

で、既に朝鮮の独立軍の方々がテロをやつておった。それが現在の満州事変の遠因の一つ。

我々が平和だ、平和だと思っても、どこかここで火が燃えていることがあります。それがもしかで暮らせる日本、独立が守れる日本であるためには、やはり万ーの準備はしておくべきだろうと。

先ほど申しましたように、アメリカの信用調査は、三ないし八%、日本は何らか巻き込まれる可能性があると言つていいわけでございます。我々がこの平和な空と緑を見て何もないんだということは、よそから見れば、あるかもしれないと言われると思います。やはり有事ということは勉強しておくべきだ、準備をするべきだ、こう思います。

○山本真千子君 今までいろいろなお話を伺つていて、有事というものの定義、それから武力攻撃発生の現実的リアリティーの欠如ということになりますと、今私が考えてきた論点とは何か少しづれてしまつて、いるかなと私自身は感じています。それで、私自身は、最初から申し上げましたところ、村井陳述人のおつしやつたように、ルールづくりというところが今論点の一番中心にございまして、そしてそれは、当然ながら、私たちの考える有事を想定したときには必要であるというふうに思つて、いる次第です。

そして、そのルールづくりは、国家というものもそうですけれども、人が集まる組織の中には必ずルールが必要で、ですから法もあるわけだけれども、その一番大切な基本的な理念部分をとりあえずつくるないとそれから先が動かないといふ部分を一番優先して、私はきょうの意見を述べさせていただきました。

○井上(喜)委員 ありがとうございました。

それでは、横田陳述者、自由党の案があるので、私は詳しく検討したわけではありませんが、幅広いいろいろなことが書いてあります。

事有事、今の政府の提案いたしました法律案では、武力攻撃事態ということであります。そういう事態の認識とか、その事態に対処する場合の手続等については、基本的に余り大きな差はないと思つています。

ただ、一点非常に大きな違いがありますのは、自由党の案では、内閣総理大臣が布告をするとなつて、いるんですね。布告というものは法律じゃありません、命令ですね、どういう形になるのか知りませんけれども、これで、あせいこうせいと命令ができる、こういうことになつて、いるんだけれども、かつてはこれは戒厳令と言つたものです。

あなたのような若い世代にそういうようなこと

が受け入れられるのか。そういう意見があることは私はよく承知します。そういう対応の仕方があることもよく承知しますが、皆さん方のような若い世代に、布告というようなことで対応できる

いうようにお考えですか。その点、これは党の立場というのじやなしに、皆さん方の世代を代表してお答えいただきたいと思うのです。

○横田匡人君 これから時代は、いろいろな議論があるときに、みんなで意見を出し合つて、そしてよりよい意見をみんなで決めて、採択をして守っていくということが、当然コンセンサスを得るということで大事だと思います。

しかし、こういった非常事態を想定した場合は、やはり事前に非常事態の基本法といいますか理念をきちんとつくつておいて、国のリーダーのもとに国民が、先ほどどなたかのお話にありましたが、チームワークでやることというの、我々、世代を問わずに受け入れられると思ひます。

○久間座長 これにて井上君の質疑は終了いたしました。

以上で委員からの質疑は終了いたしました。

この際 一言ございました。

意見陳述者の方々におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただきまし

て、まことにありがとうございました。
本日拝聴させていただいた御意見は、当委員会の審査に資するところ極めて大なるものがあると存じます。ここに厚く御礼を申し上げます。

また、この会議開催のため格段の御協力をいたしました関係各位に対しまして心より感謝申し上げ、御礼を申し上げます。

午後三時四十一分散会

これにて散会いたします。

派遣委員の鳥取県における意見聴取に
関する記録

一、期日 平成十四年六月五日(水)

二、場所 玉姫殿

三、意見を聴取した問題

安全保全会議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態における我が国との平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出)、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、安全保全法基本法案(東洋三君外一名提出)、非常事態対処基本法案(東洋三君外一名提出)について

四、出席者
(1) 派遣委員
座長 瓦石破茂君
浜田靖一君
肥田美代子君
樋高剛君
今川正美君
鳥取県知事
鳥取県西部地区
日韓親善協会会長
東京印刷株式会
社取締役社長
鳥取大学名譽教授
税理士大西龍夫君
尾道市議会議員
島根大学名譽教授
組合総連合会鳥取県議会議長
生田渡辺久丸君
内閣官房副長官
大森敬治君

力君
大野松茂君
永田寿康君
白保台一君
赤嶺政賢君
宇田川芳雄君
片山善博君
杉原弘一郎君
小倉道雄君
井上文伸君
生田幸広君

(2) 意見陳述者
鳥取県西部地区
日韓親善協会会長
東京印刷株式会
社取締役社長
鳥取大学名譽教授
税理士大西龍夫君
尾道市議会議員
島根大学名譽教授
組合総連合会鳥取県議会議長
生田渡辺久丸君
内閣官房副長官
大森敬治君

(3) その他の出席者
内閣官房副長官
大森敬治君

午後二時三十二分開議

○瓦座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員長の瓦力でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この際、派遣委員団を代表いたしまして一言) あいさつ申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国との平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案並びに東洋三君外一名提出、安全保全法基本法案及び非常事態対処基本法案の審査を行っているところでございます。

当委員会といたしましては、各案審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、御当地におきましてこのような会議を催しているところでございます。

御意見をお述べいただく方々には、御多用中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見をお述べください。

それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うこといたします。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

内閣官房内閣参考官 稲葉一雄君
防衛厅防衛局長 守屋武昌君
外務省大臣官房 原田親仁君
審議官

なお、この会議におきましては、御意見をお述べいただく方々から委員に対しても質疑はできなことがあります。御發言は着席のまま結構でございます。

それでは、本日御出席の方々を御紹介いたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様方から御意見をお

人十分程度お述べいただきました後、委員から質

疑を行うことになります。

なお、御發言は着席のまま結構でございます。

それでは、本日御出席の方々を御紹介いたします。

まず、派遣委員は、自由民主党の石破茂君、大

野松茂君、浜田靖一君、民主党・無所属クラブの

永田寿康君、肥田美代子君、公明党的白保台一

君、自由党の樋高剛君、日本共産党的赤嶺政賢

君、社会民主党和市民連合の今川正美君、無所属

の宇田川芳雄君以上でございます。

次に、各界を代表して御意見をお述べいただく

方々を御紹介させていただきます。

鳥取県西部地区日韓親善協会会長・東京印刷株

式会社取締役社長杉原弘一郎君、鳥取大学名譽教

授小倉道雄君、税理士大西龍夫君、尾道市議会議

員井上文伸君、島根大学名譽教授渡辺久丸君、全

日本鉄道労働組合総連合会鳥取県協議会議長生田

幸広君。

なお、本日御意見をお述べいただくことになつ

ております鳥取県知事片山善博君は、公務のた

め、後ほど御出席をいたすことになつております。

ただきたいと存じます。

それでは、杉原弘一郎君から御意見をお述べい

ます。

しかし、有事関連法案に対しまして大変不勉強

でございまして、お恥ずかしい意見になることを

始めにお断り申し上げます。私の感じていること

を一市民として素直に申し上げたいと思います。

まず、阪神大震災の際、自衛隊の出動に大変時

間がかかり、しかもその際、道路が大渋滞の状況

となつたわけですが、救助活動に向かう自

衛隊の車両が迅速に移動するための道交法関係の

規定が不備であったため、スマート通行ができる

なかつたこととか、神戸沖に米軍の軍艦を入港さ

せ、その船上で治療すれば相当の人が助かつたの

ではないかと聞いております。五千人以上の多く

の人々が死亡されました。もし、こうした緊急

事態に対応するための法制ができていれば、相

当数の人が助かつたかもしれません。

世界の中で、憲法等の中に有事の規定のない国

は珍しく、あるのが当たり前のことと聞いており

ます。自分の国を愛する気持ち、そして、自分の

国は自分の手で守る気概が希薄になつてしまつ

ております。自分の国を、そして自分の家族を自分

で守る、ごく普通のことですらできない国になつ

てしまつているのではないかでしょうか。

今回、こうして有事のことをお話しさせていた

だくことができる、あるいは、こうして審議する

ことができるということは、普通のことであり、

ごく当たり前のことであると思います。そして、

日本もようやく普通の国の仲間入りができるんだ

と、今回の有事関連法案の成立を心から望んでお

ります。日本の常識は世界の非常識などと言われ

ないようになりたいものであります。

私は小さな企業を経営しております。社員が百

名ほどおりますが、企業にとつても有事はござい

ます。昭和四十年代、ある日突然、お得意先が倒

産をいたしました。当時としては大変な金額のた

めに、不法とは知りながら、夜、社員とともにど

も、その商品を運び出したこともあります。私は、企

業を守る上で、その商品の現金化も覚悟し

た時期もあります。

このこととは少々話は違いますが、若さのせい

でしようか、企業を愛する気持ちも旺盛でした。

これは、國を愛する気持ち、國を守る気概と通じ

るような気がいたします。今、デフレ不況で、企

業も社員も大変な時期であります。私は、企業に

とつて、社員との間で交わした就業規則がありま
すが、この時代、お客様の御意向であれば正月で
も深夜でも仕事をしよう、そしてお役に立とうと
思っています。そうしなければ生きていかれない
からであります。これは社員と交わした就業規則
に反しますが、会社にとっての有事は、正月でも

深夜でも仕事をしなければなりません。その際、
社員との間に有事のルールをつくらなければなり
ません。国の場合は、特に、命にかかるところで
あります。必ず有事立法はなくてはならないもの
であると言えます。

最近、いじめが問題になつておりますが、いじ
めやすいところがいじめられるということがあります
。有事立法により、自分の国は自分で守る態
勢を考え、すぐにいじめに対処できれば、いじめ
にくくなるということも考えられます。

現在の法律では、相手から攻撃を受けて初めて
動くとなれば、最初の攻撃が大きければ、もう私
たちは立ち上がるこことすらできない事態になつて
しまいます。法律がなければ、その際に、超法規
的行動をとらざるを得ないということになります
が、法治国家でそういうことがあつてはならない
ことであります。きちんととした有事立法をつくっ
てこそ、普通の国であると言えます。法律がなけ
れば、有事に際しての行動指針がないために統制
がとれず、後悔することになります。これが整備
されおれば、有事の際の抑止力にもなると私は
思います。そうすれば、自衛隊の行動がどこまで
やれるのか明示され、国民を守る上での法整備
は、かえつて国民の安心感にもつながることにな
ります。

日本が戦争に負けて、今まで経済の繁栄を享
受してまいりましたが、一方で、國を愛する心、
國を守る心が欠落した特殊な國になつてしまいま
した。小泉総理もおつしやられていますように、
備えあれば憂いなし、平和なときにはこそ、我が國
の平和と独立、國民の生命財産を守るために、國民
一人一人が真剣に考えなければならないのではないか
と感じます。

いでしょうか。

今回政府が提出している法案には、國民の保護
に関する法制が何も定められていない等の批判が
されておりますが、全体が明らかにならなければ
何も決められないということはないと思ひます。

今回の法案は、有事における対応の基本的な考え方
方、全体の設計図をつくり、今後二年以内を目指
に、國民全体で、自分で自分の國を守るために
どうしていかなければいけないのか、真剣に議論
をするための土台をつくるものであり、大変に意
味のあることだと思います。

ぜひとも、今回の有事関連法案の速やかな成立
をお願いしたいと考えていますが、最後に、今
後、國民の保護のための法制など個別の法整備に
当たつては、國民に対して十分な情報提供を行
い、國民一人一人がみずから國を守るという意識
を持つて、積極的に議論に参加できるよう配慮
しながら作業を進めていただきたいものと考え
おります。そして、一日も早く有事関連法案成立
のための第一歩をしたいと思います。一方で、市
民として心からお願い申し上げまして、私の意見
とさせていただきます。

ありがとうございました。
○瓦座長　ありがとうございました。

次に、小倉道雄君にお願いいたします。

○小倉道雄君　本日は、本委員会の御要請により
まして、いわゆる有事法案についての意見を開陳
いたします。

私は、昭和時代の初期に生まれまして、日本帝
國主義の最盛期に教育を受けましたが、日本国民
を悲惨のどん底に陥れ、全国を焼け野原として
ついに壊滅した、かの軍閥の末路も目の当たりに
してまいりました。その後は、新生日本の平和憲
法の大切さを身にしみて感じながら、これまで暮
らしてまいりました。

このように、我が國は、二十世紀の前半は戦争
に明け暮れましたが、後半は焦土から立ち上がり
まし、敗戦時のどん底経済からの復興、再建
をなし遂げてきたのであります。しかしながら、

さきの大戦後の処理はいまだに完結していないの
が実情だと思います。例えば、沖縄の米軍基地の

問題、また、たびたび問題になります靖国神社の
問題、さらには従軍慰安婦の問題、またロシアと
の平和条約の締結の問題など、半世紀を経た現
在、まだ尾を引きずっているのが実情でございま
す。

このような時点において、仮想敵国を想定した
ような有事法案につきましては、その根拠が薄い
と考えます。例えばこれまで政府から提出され
ております周辺事態法や自衛隊による米軍の後方
支援などの動きには、さきの太平洋戦争の体験か
らすると、いささかながら危険なものを感じるわ
けでございます。

私の居住地である米子市及びその周辺地域に
は、陸上自衛隊、航空自衛隊、海上保安庁、さら
にレーダー基地といった施設が集積しております。
私たちが考えなければならないこと、そして、今
何が起きているのか知つておく必要があると強く
感じておる次第です。

私は、個人的には、職業として長らく医療機関
におきまして医学教育に携わつてまいりました
が、その中で、命の重さがはがき一枚に例えられ
た時代の体験から、命の尊厳について深く考える
機会も多くありました。このことは、いわゆる緊
急事態とも深いかかわりを持っております。

以上のことを踏まえまして、今回の有事法案に
ついて、幾つかの問題点を中心にして、以下に意
見を述べたいと思います。

まず第一に、國等の究極の役割は、國民、住民
の生命、身体、財産を保護することにあると考え
ます。したがつて、緊急事態法制の整備におきま
しては、それらに対する被害の防止、軽減や被害
者の保護などといった、國民生活の保護を直接の
目的とした事項を優先して進められるべきであり
ます。まして、これが法制定の必要かつ十分条件である
と考えます。

ところが、今回の有事法制案では、國民の保護
法制の部分が先送りされております。しかも、そ
れは、将来整備される保証はどこにもあります
。國民の立場からすれば、これはとんでもない
ことあります。この部分があわせて提案され
てないことには議論のしようがないと思いま
す。

第二に、このたび有事法制が提案された背景と
しては、昨年の米国でのテロ事件や日本近海での
不審船事件があつたかもしれません。しかし、今
回提出された法案は、冷戦時代に想定されたよ
うな大規模な武力攻撃に対処する仕組みになつてお
ります。テロや不審船にきちんと対処できる仕組
みを整備するのは理解できますが、その点が欠落
しているのなら、何のために今ここで急いで論議
するのか、理解に苦しむところであります。

もし、現在、我が國が何らかの武力攻撃を受け
る脅威にさらされているという現実があるのであ
るが、その情報を國民に伝えて、有事法制への理解
を得るように努力しなければならないと思いま
す。國民は現在、何らそのような情報を知らされ
ておりません。そのことがない以上、有事法制に
ついての論議への入り口がありません。

第三に、法案によれば、日本への武力攻撃事態
について、「発生した事態」「おそれのある場合」
「予測されるに至った事態」の三つに分けられて
おりますが、「予測されるに至った事態」は、周
辺事態と重なる可能性があります。つまり、日本
周辺での米国と他国との緊張が直ちに日本の有
事として拡大してとらえられる可能性があると思
います。

このように、武力攻撃事態の概念があいまいで
あるといふことは問題であると思ひます。各事態
の定義が明確でなければ、到底、法律として役割
を果たし得ないのでないでしようか。武力攻撃
の脅威について、いたずらに幻におびえている
ことになり、國民に対する説得力はありません
。

への対処基本方針では、総理大臣が国会に承認を求めることになります。これは、シビリアンコントロールの原則からすれば当然のことあります。ところが、事態の終了に際しましては、国会が関与する仕組みがありません。このことは大きな問題であると考えます。

つまり、だれが見ても既に事態は終息していると考えられる時点においても、総理大臣の一存でいつまでもその事態の処理が終了していないことがあります。この法案の裏にどのような意図が隠されているか、全く理解できません。

五番目に、有事法制は憲法上、疑義があるのでないかという指摘が国民の中に多数存在するることは事実であります。憲法上にはそのよつて立すべき明確な根拠がないので、それは当然であると思ひます。こうした国の根幹にかかわる重要な課題は、時間をかけて国民にわかりやすい形で審議するのが民主主義におけるるべき姿だと考えます。

政府・与党は、一たん単独で公聴会を設定し、評判が悪いと見るやこれを撤回されました。本來なら、十分な時間をかけて世論に問い合わせ、すべての疑問が解消され、国民の理解が得られるまで徹底的に審議すべき問題であると思ひます。この点について見ても、このたびの法案審議には疑義を抱かざるを得ないわけであります。

以上、幾つかの点について指摘してまいりましたが、今回の有事法案にはさまざま問題が多いので、私は、全面的に反対の意向を表明いたしました。自衛隊の超法規的行動を規制するのであれば、一たん法案を撤回され、指摘した点を踏まえ、国民の合意を得ながら、もう一度練り直していただきたいと思います。

平和こそ、世界各国が外交交渉や外交努力によって守っていくべき人類の貴重な究極の価値であると思います。今日の政府、外務省の現状を見るととき、この視点が最も欠落しているように思ひます。

ついでながら、さきに福田官房長官が、我が国は国としておる非核三原則の見直しに言及され、その政治感覚には耳を疑つたわけであります。

私は、個人的にも、広島で原爆による惨状を身をもつてつぶさに体験し、これこそ人類を破滅に導く凶器であると信じております。世界で唯一の原爆被害国として、予防外交の推進役として各国の先頭に立つことこそ、二十世紀における我が國の進むべき道であると確信いたします。

さらにもまた、防衛庁では、法のつどり情報公開を求めた国民についてのブラックリストが作成され、広く流布していた事が発覚しております。歴史は繰り返し、またも、かつてやつてきた道を歩むのかという思いがあります。

以上でございます。

○瓦座長　ありがとうございます。

次に、大西龍夫君にお願いいたします。

○大西龍夫君　税理士をやつております大西でございます。

私は、御承知のとおり、多くのタックスペイヤーの方々と接しながら、税金はしっかりとお支払くださいといふことをいつもお伝えしております。その反面、やはりどのようにその税金が使われていくのかと、いうことが大きな問題でござります。新しい法案ができまして、その法案に伴い、また多くの支出がなされる場合においては、その支出が本当に有意義なものであるかどうかと

まず最初に、私の基本的なスタンスを述べさせていただきます。

皆さん、もちろん、この全世界が平和で共存できれば、すばらしい世界でございます。これには深い愛情と理性が必要でございます。しかし、人間が、この非常にわがままな生き物がそこに到達するためには、まだ当分時間がかかるのではないかと考へておられます。私の好きな一節で、正義の戦争より不正義の平和という言葉がございますけれども、非常に情緒的で感傷的な言葉であるな

と、一方では感じております。

世界の争い事をなくしていくための第一歩としては、貧困と差別を排除することをございます。しかし現在、この貧困と差別を排除していくことすら、どれだけの年数がかかるのか、ばかり

知らない状態でございます。三十年なのか五十年なのか百年なのか、全くまだ予想もつきません。その間、一定期間においては、いろいろな手法を使つて、その時期その時期に対応しながら生きていかざるを得ないという状況もございます。

もちろん、理想的な国家モデルとして、非武装中立を掲げて国家としてのモデルをつくっていくには持ち得ないし、また、行政能力もそれほどの能力を持つていいないと感じております。

残念ですが、仮に我が国がそのような理想国家を旗印といたしましても、過去の実績等々を見ますと、他国から非常にそのことを称賛され、敬意の念で見ていただけるようには感じております。

そのように見ていただけましょけれども、御承知のとおり、約百数十年間の間に、我が国はいろいろなことをやってまいりました。その積み重ねは必ず、他国の方の記憶の中に残っております。ただけるかどうかはよくわかりません。

また、私なりの憲法九条の解釈でござりますけれども、簡単に言えば、侵略戦争はいたしません。ただ、この憲法の制定時、私どもの国は焼け野原でございました。GHQが入つてまいりまして、彼らは、言葉が適切かどうかはわかりませんけれども、非常にしつけのよい、ペッタ的な理想的な国をつくろうというふうな考え方をしたので

はなかろうかと思つています。憲法自体、非常に理想的な憲法でございます。ただ、これは、しつけのよい中で成立するものであろうと考えております。

もちろん現在、私ども、日米安保条約がござります。私なりのこの解釈というのは、日米安保条約に関しては、非常に腕のいい用心棒を雇つてゐるという感覚でございます。いわゆる基地のスペースを提供し、相当の金銭的支払いも行つておる、また、地域住民への理不尽な行為も相当地慢にやら、地位協定というわけのわからぬ協定を無理やりのみ込んでおります。食事と寝床をつけたて、我々の税金から相当の用心棒料を払つておるというもののござりますけれども、現在、私が感じるのは持ち得ないし、また、行政能力もそれほどの犠牲もその中にございます。

私は、このアメリカ軍と、例えば我が国が共同作戦を展開するなどとは一切考えたくございません。ただ、仮に全世界が認めるような国連軍があるのであれば、それは一つの形として、考える中に入つてくるのではないかと思つております。ただし、いろいろなベイをしているから國の守りはすべて他国任せでよいんじやないかというのでは、一個の独立した国として、なかなか認知されないのでないかと考えております。

ここで、具体的に、今回の武力攻撃事態法等の件でお話をさせていただきます。

先ほどもお話をございましたように、「武力攻撃」「武力攻撃のおそれ」「武力攻撃が予測されるに至った事態」と、非常にわかりにくい言葉、三つの表現がござります。

この中で一つ大きな問題は、私どもの国家の能力としまして、情報収集力、その情報の分析力、また現状認識の過程で判断力がしっかりとあるかないかということです。さきの大戦におきましても、我が国はこの幾つかの要素を非常に甘く考え、奈落の底へ落ちていったわけでござります。

今回、中谷防衛庁長官の委員会答弁からの一部

抜粋でお話をさせていただきます。

「その時々の国際情勢」という表現を長官はされております。非常に難しいことでございます。先ほども申しましたように、その時々の国際情勢を的確につかむためには非常にいろいろな機器、設備、人材、経験、資金、ネットワークといふものが必要でございます。この各要素で私どもの日本国が十分に足りているとは考えておりません。

例えば、今現在私どもの国内にございます地上レーダーは、ほぼ陳腐化しておるはずです。スティルスの偵察機、そのような立派な偵察機も持つております。偵察衛星もございません。情報収集機関というのも我が国にはございません。また、各国大使館勤務の外務省の方々でございますけれども、先般もございましたように、このような事態を想定しながら各地区において活動されておるとは考えられません。すべてない尽くしがございます。このような中で、的確な判断ができるかと、それが得るかということが、何度もおこります。先ほどの三つの表現がございましたけれども、それぞれの表現の中でこのすべてのものがそろつていかないと、適切な判断ができるわけがございません。

またこの後に、中谷長官は、「相手国の明示された意図」という言葉をお使いになっています。戦国時代の武将ではございませんので、名乗りりを上げて、意図を懇々と述べて戦いに挑むなどといふことはございません。私の父もさきの大戦で、十六年の十二月にはフィリピンの沖の海上におつたそうでございます、その時点です。開戦時にはコレビドールへ向かっていたそうでございまして、いきなり来るものであるということでございます。

また、その御答弁の中で次に、いろいろとその状況の中での「一概に申し上げるのは困難」というお言葉をお使いでございます。この困難というの、非常に事例が多くて、一々、その一例一例

を挙げていくのが困難であるとおっしゃつたのか。これならばまだよろしくございますけれども、具体的にいろいろな例を想定する知識、経験、情報が不足していくその想定ができるないという意味であれば、これは大問題でございます。

例えば、リスクヘッジをしていく場合におきまして、そのリスクの想定が幾つできるかで、そのリスクヘッジの効果が決まつてしまります。リスクの想定の時点では七〇%から八〇%は成功に至っております。あとは、そのリスクをヘッジする方法を考えなければなりません。いかに幾つもの想定していくかでございます。このようないくつかの想定の時点で、今法の中では、この法が完全に機能していくのであろうかということが、何度も申し上げますけれども、一番心配事でございます。

また、一つはテロと戦争というお話でございましたけれども、ここに「被害としては四千人以上」と、これは昨年のアメリカの同時多発テロの件でおつしやつております。しかし、これは、数が問題でございましょうか。例えばテロを行つてゐるイスラム教徒の聖戦士たちは、テロ行為を聖戦などと呼んでおります。彼らにとっては戦争という概念なのでございましょう。また、私が考えますには、パレスチナの人々は毎日戦争をしておるのではないかと思ひます。我が国でも北朝鮮の拉致疑惑など問題ではないと言ひ放たれた方もいらっしゃると聞き及んでおりります。しかし、国家は、国民の生命財産を可能な限り守る義務がございます。たとえそれが一人の場合でもあります。それが国のプライドというものと考えます。国家が義務を果たすための費用を国民は税金として応分負担しております。私は税理士として、子供を拉致されたであろう御両親に税金を負担せよなどとんでもなく、よう言ひません。

またこの中で、いわゆる事態、おそれがある事態等の場合においては、「国会の承認に係る」といふべきでございます。

これがござります。これまた今現在、与党内にあります。おかれても、この法案に対し、知識、認識、データ、情報、価値観等で全く共通の土俵に皆さんがあなたがござります。実際に不可能な承認行為を前提に武力攻撃を限定するというのは非常に矛盾しておるのではないかと考へております。

また、いわゆるテロ行為等につきましても、なかなかいろいろと、現在検討中でございます。このお話がござりますけれども、これは日本国におきましても、過去におきましては日本赤軍といふ立派な大きな集団のテロ組織がございました。これについてもケーススタディー、シミュレー

ション等を全くやりになつていなかいでしようか。非常に、学習効果がないのであらうかというふうな疑問を持ってしまいます。

以上のようなことを考へまして、私は、最終的に法案につきましては極端な選択肢をしております。もちろん、ここにいらつしやる方で戦地に赴く方は、まずほとんどいらっしゃいません。ただ、私の息子の戦死通知が私の手元に来ると、私の娘が辱められ殺される場合と二つを想定した場合には、アーレンの人々は毎日戦争をしておるのではないかと思ひます。ただそれだけでござります。

以上でございます。

○瓦座長 ありがとうございます。
○瓦座長 ありがとうございました。

私は、広島県の尾道市で市議会議員をいたしておるわけでございますが、きょう、こうして有事の問題につきましていろいろと意見を述べさせていただく機会を与えていただいたことを感謝いたします。

國の自衛権を認めれば、当然、有事法制の整備に至らなくては、首尾一貫した防衛体制はとれな

くなつてくる。憲法解釈上、我が国が自衛権を持つておる以上、その具体的な行使のために、有事に伴う法整備が必要になるのは論理的必然的な問題だろうと思います。

現に自衛隊法は、第三条、直接・間接侵略への対処、第七十六条が防衛出動、第九十五条が武器の使用、第一百三条が防衛出動時の物資の収用を規定し、有事法制としての性格を持つております。

自衛隊はいいが、有事法制は認めないと云うのは矛盾をいたしているのではないかと私は思つわけでございます。

それでは、有事法制は必要であるかどうかといふ問題でございますが、私は、有事法制を整備しておかないと、有事の際、自衛隊が超法規的行動をしてひとり歩きをするおそれがある、あるいは、いざというときに慌てて緊急立法し、国会の審議がおろそかになる可能性があるなど、いずれにいたしましても、結果的には、法に基づいて自衛隊を運用することを放棄し、シビリアンコントロールを空洞化することになるのではないかとう心配があるわけでございます。

次に、安全保障の原則確立の重要性でございますが、有事法制が現在まで整備されなかつたのは、戦後、我が国の平和と安全について、国会での不毛の議論の結果ではないかと思つております。自民党・社会党両党が国会で多数を占めたいたる五年体制を通じて、戦争か平和か、自衛隊が合憲か違憲かといった議論が毎日のように繰り返されて、我が国をどのように確保していくか、そのため自衛隊はどうに行動するのかという大事な議論が置き去りになつたのが大きな原因になつたのではないかと思います。

我が国の安全保障の原則、自衛隊の行動の原則といつたものが明確にされてなかつたために、湾岸戦争の多国籍軍への参加についても、P.K.O.への参加協力につきまして、昨年の米国テロ事件の際の自衛隊派遣につきまして、日本がどのような行動すべきかという基準のないまま、その場の対応を繰り返しているのが現状ではない

かと思います。我が國唯一の実力組織であります。自衛隊の行動の原則が明らかでない有事法制に先立つて、まず、これを明確にすべきではないかと思ひます。

我が國の場合は、過去の戦争経験や国民感情を考慮した場合、自衛権の行使はあくまで抑制的に行なうべきであり、米国のように、世界の警察官のごとく集団的自衛権を行使するという行動はもちらんとするべきではございません。これは憲法上、許されないことでもございます。現在示されている政府案には、自衛隊を、どういう場合にどのような活動をさせるか明確な方針がないため、なし崩し的に拡大していく危険性が十分あるのではないかと心配をいたしております。

いざれにいたしましても、いざというときに国民の生命と財産を守ることのできる法制の整備が必要であるが、法律さえ整備すればよいというものではございません。今日我が國の置かれている国際環境、起こり得る事態を想定して、真に有効な体制を整備することが必要であろうかと思ひます。しかしながら、国民保護に関する目配りが後回しにされており、先日の新聞報道でも、国民の生命財産の保護などの法整備は二年以内とは遅過ぎると苦言を言っておられた方もございましたが、まさにそのとおりだと思います。

有事関連三法案をめぐり、地方議会などでも賛否の議論が熱を帯びております。首相が地方公共団体の長に指示できる権限や、対処措置が行われない場合の代執行権が盛り込まれ、法案に、いわば国への白紙委任、自治の破壊はどう危ぶむ声も多く、六月の議会でも議論が各都市で行われるのではないかと思います。

私も広島県人であり、このたびの福井官房長官

の非核三原則の見直し発言、また、核兵器を保有

できる、この発言は被爆県人として許すことのできぬ発言であります。今この時期に官房長官、

官房副長官の相次いでの発言は、何か考えがあつて意識的な発言としか思えません。もしこれが何

の意図もなく発言されたとしたら、余りにも無責任過ぎる発言であると思います。非核三原則は、日本的基本政策であります。

以上のことから、有事関連三法案に対してお願

いしておきたいことは、国会審議だけでなく広く地方の声、特に自治体の意見をよく聞いていただきたい。さきにも述べたように、地方公共団体の長に指示できる権限を持つことや、対処措置が行なわれない場合の首相の代執行権が盛り込まれています。新聞報道されておりますように、全国四十七都道府県の知事に行っているアンケートが、地方の声を聞く必要性を明確に物語っているからであります。大半の知事が法整備の必要性は認めているものの、三法案の賛否では「どちらとも言えない」が多数を占めています。有事の定義や、国と自治体の役割分担が不正確なことにに対する戸惑いがあらうかと思います。

有事法制とは、結局、自衛権と自衛力の保持及び緊急事態における国家の権限、国民の義務が憲法に規定されていないという制約の中での有事に関する國家の枠組みを整備しようとしているものであつて、法整備の道のりは非常に長いものではないかと思います。そのことを十分に念頭に入れ、国家のあり方を模索していただきたいと思います。

最後に、せっかくの場でございますので、国会議員の先生方もたくさんおられますので、一言お願

いを申し上げておきたいと思います。

最近の、政治家の行動による国会運営の混乱、また官僚の問題等、余りにも国民にはかけ離れた政治が現在なされております。そのため日本の社会も混乱しており、それがすべてとは言わないまでも、政治家の責任は極めて重いものがあらうかと私は思います。いま一度初心に返つていただき、國家のために生命をかけた政治活動をしていただきますようお願いをいたしまして、私の陳述とさせていただきます。

ありがとうございました。

○瓦座長　ありがとうございます。
○渡辺久丸君　渡辺です。

私は、いわゆる有事三法案、とりわけ武力攻撃事態法案（以下「法案」）について、日本国憲法との関連で意見を述べるもので。

まず、結論を先に一言すれば、法案は、明白かつ全面的に憲法に違反するということです。

第一に、だれしも抱く素朴な疑問ですが、有事

立法制定の根拠は、一体、憲法のうちに存在するのかどうかです。

戦前の憲法には、天皇の非常大権、兵役の義務など戦争にかかる一連の諸規定が存在したか

ら、それらは、有事立法の典型である国家総動員

法などの制定の根拠になり得たのです。しかし、

戦後の憲法は、平和主義原理などとのかかわり

など、戦前的一切の軍事立法、弾圧立法の廃止の上に成立したもので。もちろん、憲法のこの原理

は戦争、戦力を全面否認するから、過去の有事立

法のみならず、現在と将来のものも否定する立場

です。

だとすれば、戦争に備える今次法案は、憲法に根拠を持ち、これを具体化する合意的な法律とし

て、国家のあり方を模索していただきたいと思

います。

超憲法的かつ違憲なものにならざるを得ないで

しょう。

第二に、法案第二条等は、憲法第九条に違反

し、日本の領域外で専守防衛の枠を超えて、違憲

の集団的自衛権の行使に踏み込む可能性を持つと

いうことです。

そもそも、武力攻撃事態が何かは法案において

明確ではなく、政府答弁によれば周辺事態と重な

る部分があるのだから、その限りで、後方地域で

米軍を支援している自衛隊は米軍と共に作戦をと

らざるを得ないのではないか。同じ自衛隊が、周

辺事態法では逃げ、武力攻撃事態法では武力を行

使するということはあり得ないからです。アーミー

ティジ米副国務長官らが、周辺事態法の制定直後

に、それをさらに超えて、集団的自衛権の行使や新有事立法の制定を要請していたねらいもそこにあります。日本の領土が攻撃されることはないのではないか。日本の領土が攻撃されることが想定されていない以上、法案は結局、対米軍事支援法という性格を帯びざるを得ないのでないか。

第三は、法案第三条が、武力攻撃が予測される段階から、「日本国憲法の保障する国民の自由と権利」一般を包括的に制限するのを当然視しているからであります。この人権制限の理由は成り立たないはずです。また、制限は必要最小限にとしますが、これを第三者ではなく執行当事者が判断するのだから、何ら歯どめにならず、事实上、無制限になるでしょう。

人権相互間の矛盾、衝突を調整するために、公

共の福祉の名で人権を法律で制限せざるを得ない場合でも、人権の永久不可侵性原則から極めて慎重な取り扱いが求められます。戦前の憲法が規定していた臣民の人権は、治安維持法、国家総動員法など法律の範囲内においての存在でしたが、戦後の憲法においては、人権保障は軍事治安立法による制約を受けず、戦前と同質のものではありません。

法律による制限を軽々に容認することはできませ

ません。

第四に、法案が、「国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を

実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。」と規定し、国民に戦争協力義務を課している点でも、憲法上、大いに問題があります。

この義務に違反しても罰則を科せられるわけではありませんから、法的には拘束力がないかもしれません。しかし、この規定を単純に過小評価はできません。戦争協力を法的義務にすることによつて、やがては、戦争協力をする者は正しく、

非協力的な者はけしからぬ非国民として扱われかねないからです。

こうした点で、自衛隊法改正案第百二十五条が既に、自衛隊用物資の保管命令に違反した者に対する六ヶ月の懲役、罰則を科し、協力を強制して六ヶ月の懲役、罰則を科し、協力を強制しているのは極めて重大です。本来、絶対無制限たるべき思想、良心の自由に基づいて戦争協力を拒否し、物資保管命令に従わないのは、そもそも、憲法が戦争、軍事力を全面的に否定している以上、正当な合憲的行為にはなりません。防衛庁長官の答弁のように、これを犯罪視し、戦争非協力者の思想、良心の自由を処罰したり、防衛庁ぐるみで思想調査をしたりするのは、法律による憲法破壊、停止というほかはなく、言語道断です。

ちなみに、徴兵制を認めている国でさえも、例えればドイツの憲法では「何人も、その良心に反して、戦争の役務を強制されはならない」(第四条第三項)と規定して、いわゆる良心的兵役拒否を基本権として容認しています。こうしたグローバルスタンダードに照らしても、思想、良心という内心の自由を処罰するこの法案は極めて異常です。

第五に、法案は、現行憲法の定める国会を中心の統治機構を改悪して、軍事行政を中心の戦争指導国家体制づくりを目指しているということです。

一つは、議会との関係で見れば、総理大臣は戦争計画を閣議で決定した後で事後的に国会の承認を求めることになっているから、防衛出動の場合と違つて、国会は最高機関として事前にコメントを下すことはできません。もう一つ、地方公共団体との関係では、法案が総理に、地方公共団体の長等に対し戦争計画を実施すべきことを指示する権限や、場合によっては直接執行する独裁的権限等を与えていたる問題です。武力攻撃事態においては、首相は、この独裁的権限によつて自治体を中央に従属させ、戦争協力機関化し、いわゆる非核神戸方式などは認めることができます。

以上の簡単な分析で、平和主義、人権及び統治機構の全分野において、法案は憲法の諸原則をじゅうりんするものであつて、その違憲性は既に明瞭になつたと思いますが、最後に一点だけつけ加えたいことがあります。

憲法は、前文で、「日本国民は」、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」と不戦の決意をした上で、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」しています。これは、日本政府に対して、日本国民が被害者にも加害者にもならないためにも、全世界の国民に対して平和的生存権を非軍事的方法で積極的に実現するよう責務を課しているということではないでしょうか。

今日の核時代においては、平和に備えるのに立派は有効ではなく、むしろ周辺諸国に不安を与える、軍拡競争を引き起こし、かえつて、みずから有事を招くだけです。非戦、非核、非同盟、中立の平和外交の推進によつて平和に備えることこそ、憲法の求める道であり、第九条の具体化です。法案がこれに逆行する点でも、廃案にすることが至当と考えるものです。

○瓦座長 ありがとうございます。
次に、生田幸広君にお願いいたします。

○生田幸広君 まず、意見陳述に入る前に、派遣委員の皆さんに、三枚物の新聞の切り抜きのコピーを用意しております。これは私が四月から五月、約二カ月なんですねけれども、いろいろな新聞の切り抜きを自分で張つてつくつたその中の一部資料ですので、写りが悪いかもしれませんけれども、御容赦願いたいと思います。

私は、現在、JR西日本米子支社の鳥取鉄道部に勤務し、JR西日本労働組合と貨物労組で構成するJR総連鳥取県協議会の議長をしております。私は有識者でも学者でもありませんが、いざ有

事となれば、真っ先に引っ張られるのは労働者です。そういう一労働者という立場から、素直な意見を述べたいと思います。

まず、現在特別委員会で審議されている有事関連法案は憲法違反であると明確に申し上げます。日本国憲法のどこを見ればこんな法案を出すことができるのか、そのあたりのことが、テロ、不審船問題に乗じてあいまいにされ、法案提出そして審議開始となっています。これは、民主主義の根幹である憲法が侵されているという異常事態と言わざるを得ません。

これまで政府・与党は、憲法を拡大解釈してPKO、PKF法案を決め、そして三年前には周辺事態法などの法案を強行的に成立させましたが、今回の法案は、戦争を名実ともに行うことができるとが至当と考えるものです。しかし、本法案は明る仕上げの法律と言えます。しかし、本法案は明らかに、戦争放棄をうたう憲法前文や九条を真っ向から否定するものと言わざるを得ません。それとが至當と考えるものです。

○瓦座長 ありがとうございます。
次に、生田幸広君にお願いいたします。

昨年の九一一テロ、日本近海における不審船銃撃事件は大きな衝撃を与えました。JR総連委員の皆さんに、三枚物の新聞の切り抜きのコピーを用意しております。これは私が四月から五月、約二カ月なんですねけれども、いろいろな新聞の切り抜きを自分で張つてつくつたその中の一部資料ですので、写りが悪いかもしれませんけれども、御容赦願いたいと思います。

私は、現在、JR西日本米子支社の鳥取鉄道部に勤務し、JR西日本労働組合と貨物労組で構成するJR総連鳥取県協議会の議長をしております。私は有識者でも学者でもありませんが、いざ有

国民一人一人の権利をなくす、かつての国家総動員法を思い浮かべ震いがする、日本が五十数年、戦争の被害者にも加害者にもならなかつたのは憲法九条のおかげだ等の声が多数上がつています。また、野党はもとより、労働組合、民団体などからも反対の行動が全国的に広がり、五月二十日には大阪で、陸海空の交通労働者がナショナルセンターの枠を超えて数千人が集まり、有事法連法案は憲法違反であると明確に申し上げます。

日本国憲法のどこを見ればこんな法案を出すことができるのか、そのあたりのことが、テロ、不審船問題に乗じてあいまいにされ、法案提出そして審議開始となっています。これは、民主主義の根幹である憲法が侵されているという異常事態と言わざるを得ません。

これまで政府・与党は、憲法を拡大解釈してPKO、PKF法案を決め、そして三年前には周辺事態法などの法案を強行的に成立させましたが、今回の法案は、戦争を名実ともに行うことができるとが至當と考えるものです。しかし、本法案は明る仕上げの法律と言えます。しかし、本法案は明らかに、戦争放棄をうたう憲法前文や九条を真っ向から否定するものと言わざるを得ません。それとが至當と考えるものです。

○瓦座長 ありがとうございます。
次に、生田幸広君にお願いいたします。

昨年の九一一テロ、日本近海における不審船銃撃事件は大きな衝撃を与えました。JR総連委員の皆さんに、三枚物の新聞の切り抜きのコピーを用意しております。これは私が四月から五月、約二カ月なんですねけれども、いろいろな新聞の切り抜きを自分で張つてつくつたその中の一部資料ですので、写りが悪いかもしれませんけれども、御容赦願いたいと思います。

私は、現在、JR西日本米子支社の鳥取鉄道部に勤務し、JR西日本労働組合と貨物労組で構成するJR総連鳥取県協議会の議長をしております。私は有識者でも学者でもありませんが、いざ有

國民一人一人の権利をなくす、かつての國家総動員法を思い浮かべ震いがする、日本が五十数年、戦争の被害者にも加害者にもならなかつたのは憲法九条のおかげだ等の声が多数上がつています。また、野党はもとより、労働組合、民団体などからも反対の行動が全国的に広がり、五月二十日には大阪で、陸海空の交通労働者がナショナルセンターの枠を超えて数千人が集まり、有事法連法案は憲法違反であると明確に申し上げます。

日本国憲法のどこを見ればこんな法案を出すことができるのか、そのあたりのことが、テロ、不

審船問題に乗じてあいまいにされ、法案提出そして審議開始となっています。これは、民主主義の根幹である憲法が侵されているという異常事態と言わざるを得ません。

これまで政府・与党は、憲法を拡大解釈してPKO、PKF法案を決め、そして三年前には周辺事態法などの法案を強行的に成立させましたが、今回の法案は、戦争を名実ともに行うことができるとが至當と考えるものです。しかし、本法案は明る仕上げの法律と言えます。しかし、本法案は明らかに、戦争放棄をうたう憲法前文や九条を真っ向から否定するものと言わざるを得ません。それとが至當と考えるものです。

○瓦座長 ありがとうございます。
次に、生田幸広君にお願いいたします。

昨年の九一一テロ、日本近海における不審船銃撃事件は大きな衝撃を与えました。JR総連委員の皆さんに、三枚物の新聞の切り抜きのコピーを用意しております。これは私が四月から五月、約二カ月なんですねけれども、いろいろな新聞の切り抜きを自分で張つてつくつたその中の一部資料ですので、写りが悪いかもしれませんけれども、御容赦願いたいと思います。

私は、現在、JR西日本米子支社の鳥取鉄道部に勤務し、JR西日本労働組合と貨物労組で構成するJR総連鳥取県協議会の議長をしております。私は有識者でも学者でもいませんが、いざ有

村でやつておりますから。そういう関係が全く出でていません。

これは、後からつくられるということを言われるんだろうと思いますけれども、私たちにとつてはこれが一番基本的なことでありまして、本当に有事の際に、県民の皆さんのが保護に当たるときには、一元的、一体的、ばらばらでなくして対応できるかどうかという観点になりますと、今回の法制ではそういうことが欠落しているのではないかと思ひます。地方公共団体という名前が出てまいりますけれども、また地方公共団体の長その他の執行機関という名前が出てきますけれども、県と市町村との関係というのがあります。

それからもう一つは、都道府県の中の問題も実はあります。これは平時の場合でも今大きな問題を抱えておりまして、都道府県は国と違いまして、国は、内閣が一体的に処理するということになつておりますけれども、都道府県の場合には、例えば教育行政は教育委員会がやる、警察行政は公安委員会がやるということで、独立行政委員会がそれぞれ、やや独立をして分掌しているわけであります。

そこで、平時においても、首長すなわち知事や市町村長と、独立行政委員会である各種の委員会や教育委員会との関係がどうなのかなということがしばしば問題になるのですが、有事の際に、首長と独立行政委員会である各種の委員会、執行機関でありますけれども、これらとの関係をきちっと整理しておいていただく必要があるのだろうと私は思ひます。

警察は警察、ばらばらということではやはり困るわけでありまして、責任を持つ自治体の長が県民の皆さんのが保護に当たるということになりますと、警察というのは大きな戦力であります。その警察を駆使できない、警察は全く別に動くとか、国の指示によつて動くとか、そういうことでやはり困るのです。今回の法制を見ますと、消防はちょっと、一文字、二文字出てこないというのすけれども、警察はケの字も出てこないというの

も、何か私どもにとつては非常に不自然な感じがいたします。やはり有事の際の首長と警察との関係、都道府県と消防機関との関係などは、ちゃんと明確をしておいていただきたいと思います。それからもう一つは、国と地方団体との関係であります。

私は、ここはぜひ先生方に御理解いただきたいと思うのであります。法案を読んでみますと、「地方公共団体は、『武力攻撃事態への対処に関する法律』」と書かれてあります。それはそうだろうと思います。そちらも、その地方公共団体の長が責任を負つて、その地域においてはその責務を一元的に実施できるような体制が望ましいわけであります。

ところが、この法案を見てみると、十四条であります。十四条では、対策本部長、これは通常總理だと思いますが、この対策本部長と地方公共団体の長その他の執行機関がそれぞれ各別にその分野ごとに総合調整を行う、または意見具申が地方の側から出てくる、そういう仕組みになつてゐるわけであります。これは具体的に言いますと、対策本部から知事にこういう総合調整がある、それから知事が意見を申し出るという道はもちろんあります。別途、例えば警察に対する國から総合調整が行われる、警察から國に対して意見具申があるということになるわけであります。それから十五条でも同じようなことであります。十五条は、内閣總理大臣が地方公共団体の長

割りの中から、地方団体の方にばらばらにあります。やはり有事の際の首長と警察との関係、都道府県と消防機関との関係などは、ちゃんと明確をしておいていただきたいと思います。それからもう一つは、国と地方団体との関係であります。

私は、ここはぜひ先生方に御理解いただきたいと思うのであります。法案を読んでみますと、「地方公共団体は、『武力攻撃事態への対処に関する法律』」と書かれてあります。それはそうだろうと思います。そちらも、その地方公共団体の長が責任を負つて、その地域においてはその責務を一元的に実施できるような体制が望ましいわけであります。

ところが、この法案を見てみると、十四条であります。十四条では、対策本部長、これは通常總理だと思いますが、この対策本部長と地方公共団体の長その他の執行機関がそれぞれ各別にその分野ごとに総合調整を行う、または意見具申が地方の側から出てくる、そういう仕組みになつてゐるわけであります。これは具体的に言いますと、対策本部から知事にこういう総合調整がある、それから知事が意見を申し出るという道はもちろんあります。別途、例えば警察に対する國から総合調整が行われる、警察から國に対して意見具申があるということになるわけであります。それから十五条でも同じようなことであります。十五条は、内閣總理大臣が地方公共団体の長

割りの中から、地方団体の方にばらばらにあります。やはり有事の際の首長と警察との関係、都道府県と消防機関との関係などは、ちゃんと明確をしておいていただきたいと思います。それからもう一つは、国と地方団体との関係であります。

私は、ここはぜひ先生方に御理解いただきたいと思うのであります。法案を読んでみますと、「地方公共団体は、『武力攻撃事態への対処に関する法律』」と書かれてあります。それはそうだろうと思います。そちらも、その地方公共団体の長が責任を負つて、その地域においてはその責務を一元的に実施できるような体制が望ましいわけであります。

ところが、この法案を見てみると、十四条であります。十四条では、対策本部長、これは通常總理だと思いますが、この対策本部長と地方公共団体の長その他の執行機関がそれぞれ各別にその分野ごとに総合調整を行う、または意見具申が地方の側から出てくる、そういう仕組みになつてゐるわけであります。これは具体的に言いますと、対策本部から知事にこういう総合調整がある、それから知事が意見を申し出るという道はもちろんあります。別途、例えば警察に対する國から総合調整が行われる、警察から國に対して意見具申があるということになるわけであります。それから十五条でも同じようなことであります。十五条は、内閣總理大臣が地方公共団体の長

ばいいのだろうかと、実は真剣に悩まざるを得ないのです。責務はあります。責務はあります。二年間で本当に国民保護法制がちゃんとできれば、まあまあそれでもいいと思いますが、本当にできるかどうか。何か宣言規定のようなものが続くことはもう明らかなのであります。

二年間で本当に国民保護法制がちゃんとできれば、まあまあでもいいと思いますが、本当にできるかどうか。何か宣言規定のようなものが続くことはもう明らかなのであります。最後の方にちょっと入っていますけれども、いろいろな政党の離合集散とか、内閣がかわるとか、国会が選挙があるとかで、本当に二年の間にできるかどうかわからないわけであります。そうすると、これがずっと延びると、手足を縛られたまま責任を背負わされるという状態がずっと続くというのは、これは耐えがたいことあります。ですから、私は知事として、首長として、ぜひ、この国民保護法制の作用の部分、運用の部分と責任の部分はセットにしていただきたい。というのは、これは本当に、私は真剣に考えれば考えるほどそう思います。

それから、国民保護法制が欠落しているということについては、私はやはり、内閣の一体性がもうちょっとと発揮されてもいいのではないかという気がするのであります。今回の法案を見ますと、防衛庁の関連の部分が非常に鮮明に出ております。私は、これは防衛庁が悪いとかいうのじやなくて、防衛庁が本当に真剣に考えられているんだと思うのです。もし有事があったときには何をしなきゃいけないのかというのは、防衛庁は本当に真剣に考えられて、だからこそ、こういうきちっとした、防衛庁が仕事がしやすいようなことが出ているのだと思うのですね。その割には、防衛庁は国民を守るためにあるわけですから、自衛隊はその前面に立つわけですか、その国民を守る方のところが欠落していると、今日は、ちょっと私は寂しい気がしまして、本当に内閣の他の分野の皆さんがこの問題に真剣に今まで取り組んできたのかどうか、そのことは

疑問なしとしないわけであります。ぜひ、この行政で、あつちだ、おれぢやない、こっちだとかいう醜い省庁間の省益の争いをやめて、本当に、いざというときに国民を保護するためにどうすればいいのかというの、みんなで省利省益を捨て、二年以内でいうふうにきちんと決めて、これができるかどうか。何か宣言規定のようなものが最後の方にちょっと入っていますけれども、いろいろな政党の離合集散とか、内閣がかわるとか、国会が選挙があるとかで、本当に二年の間にできるかどうかわからないわけであります。そうすると、これがずっと延びると、手足を縛られたまま責任を背負わされるという状態がずっと続くというのは、これは耐えがたいことあります。

二年間で本当に国民保護法制がちゃんとできれば、まあまあでもいいと思いますが、本当にできるかどうか。何か宣言規定のようなものが続くことはもうからないだろか。そこで国民を守るために法制がすべて明らかになる、これは御案内のもうと十分に議論をして、ぜひ、大方の国民の合意が形成されるような、そういう国会審議にしていただきたく思います。

○瓦座長 ありがとうございます。
以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終りました。

○瓦座長 これより委員からの質疑を行います。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石破茂君。

○石破委員 陳述人の皆様、本日はありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。

○石破委員 限られた時間でございますので、皆様方からの御意見すべてにお尋ねできるかどうかわかりませんが、お許しをいただきたいと思います。

私はともも、今片山知事がお述べになつたようなことは党内で相当議論をしてまいりました。要するに、第一分類、第二分類というのは、昭和五十年代に研究成果というのか公表文が出ているわけですね。それからもう二十年たつて、いわゆる国民を守るための法制が何にも出ていないというの

ことが第一点です。
それから第二点は、これも知事にお尋ねをいたしましたが、正直申し上げて、この国民保護法制の中、警察をどのように使っていくのか、消防をどのように使っていくのか、そういう議論をきち

りました二年内でという話は、私は、二年なら二年、ちょっと長いなと思いますが、一年なら一年と区切つて絶対にバスはない、先送りはないということは必ず必要だらうと思うんです。

ただ、そうなつたとしても、今の段階で概略ぐらいはお示ししていただきないと、何か項目だけ、短冊だけ書いていて二年内に消防は考えますというのでは、幾ら何でも手抜きではないかと思うのであります。大体こういう形の国民保護法制ができますよと、全部でなくとも、例えば私の立場からいふと、私が非常に関心のあることなどについてはやはり概略何かオフィシャルな形で示されることは少なくとも必要ではないかなという気がします。

それから、権限争議が大変だというのは、これは私もかつて霞が関にいましたからわかるのでありますけれども、その権限争議をなくさせるとか、もっと上の立場で調整してしまつのが政治の力だろうと私は思つんですね。今、霞が関の自然状態の権限争議に任せている状態があつて、調整できたものを上げてきなさいといふのはいけないと思うのであります。やはり政治がリーダーシップをとつてつまらない権限争議はやめさせる、そういう調整が、私は健全な政治のリーダーシップだと思うのであります。それをぜひこの際、有事立法をする際には、いいチャンスがありますから、やられたらどうかなと思うのであります。

それから警察・消防について、どういうのがいいのかといふのは、いみじくも石破代議士がおっしゃられましたけれども、いよいよになつたら警察は総理の指揮下に入る、消防はとにかく市町村の機関なんです。しかも、我が県もそうなんですが、往々にして一部事務組合という形になつてしまつて、市町村からまたちよつと離れているわけですね。そういうあいまいな存在。

自然灾害のときがそつなんですが、知事が灾害対策本部長として采配を振るうという形態はあるんですけども、では警察はどうかといふと、自分の指揮下に入つていない、消防はどうかといふと、市町村に遠慮しなきやいけないということです、名目と実態がかなり乖離があるわけです。しかし、もちろん、皆さんよく協力していただけますから、それなりにかなりのことはできるのであ

ります。しかも、全く私どもの権限外であります自衛隊も、地震のときには本当に献身的に協力を下さいました。自衛隊が本当に一番協力的だつたんです。

ですから、やりようによつては一体的に、そういう実力を持つてゐる集団を使うということは知識としてできるのでありますけれども、しかし、いつもそういう人間関係が築かれているとは限りませんので、やはりある程度制度的に、有事の際に都道府県知事が県レベルでの対策本部長になるなどとすれば、そのもとで警察と消防は動けるというような仕組みをつくつていただきたい、いざとなつたら、警察はほんと国にとられてしまふ、消防は市町村ですといつたら、もう本当に何も当てにならないわけであります。では、県の職員だけでやりますかといつても、それは限界があります。

ですから、その辺は、この立法の中で都道府県知事の立場、私は別に権限が欲しいわけでも何でもないんですけども、本当に体を張つてやろうと思つたらそういう整理をしておいていただきないと、十全なる責務は果たせないだろうと思います。

○石破委員 この議論をもう少しさせていただきたいんですが、今知事がおつしやいましたように、大規模地震対策特別措置法といふのがあって、これの十七条にどういう規定があるかといいますと、知事を長とする対策本部が設置される、その本部員として都道府県警察本部長、陸上自衛隊の方面監視、國の機関である指定地方行政機関の長も参画する、これで対策本部ができる、こういうようなスキームがあるわけですね。もし活用するとすればこのスキームが一番それに近いのかな、これに消防をどう組み合わせていくかといふアイデアではないかといふふうに思います。

つまり、鳥取県の場合には西部地震があつた。

その後、知事のリーダーシップによつて、全三十

九市町村の防災体制は本当に十分なかといふこ

とで、ユニホームの自衛官を鳥取県が採用され

て、現職の消防官の方々と一緒にチームをつくるあります。しかも、全く私どもの権限外であります自衛隊も、地震のときには本当に献身的に協力を下さいました。自衛隊が本当に一番協力的だつたんです。

ですから、やりようによつては一体的に、そういう実力を持つてゐる集団を使うということは知識としてできるのでありますけれども、しかし、いつもそういう人間関係が築かれているとは限りませんので、やはりある程度制度的に、有事の際に都道府県知事が県レベルでの対策本部長になるなどとすれば、そのもとで警察と消防は動けるといふふうに私は思つていますが、いかがですか。

○山善博君 私、ぜひそういうことをお願いしたいと思うんです。警察も消防も、仮に知事が今回の対策本部長になるのであれば、そのもとで一

体的に活動ができるようなことをしていただきたい。

それで、その際、できれば大規模震災のときやはりやはりもう少し糾合力といいますか、求心力を強めるような仕組みにしていただきたい。これは本当に私、練り返し言いますが、自分が権限亡者で権限が欲しいから言つてゐるわけじゃないです。やはり機動的に、一体的に活動をしようと思つたら、もう少し強い権限がその長には必要であると私は思います。

○石破委員 災害と有事、これがどう違うかといふ話なんですね。私もこの法律を考えたときに、ベースとなるのは災害対策基本法だらうな、こうは思つたんです。

ただ、こういう言い方をすると誤解を招くといふ意味、もちろん不幸な事態ではありますがあつたんですね。私はこの法律を考えたときに、連携といふものをどのようにとつしていくのか、そのときに、だれがどのようないニシアチブを発揮するシステムをつくるべきなのかといふふうに思つたんです。

それは、知事はそれぞれ独立をしておられますけれども、國と地方というのが指揮命令の関係に立つことが場合によつてはあり得べしなんだろうと思つてゐる。代執行のような手続をのんびりとつてゐる暇がないことはあるだらうと私は思つてゐるんですね。その場合に、有事に限つて申し上げれば、國と地方というものがある意味で指揮命令関係に立たないと、早い時点での終息と

れば基本的にはだんだん終息していくものですね。そして、阪神大震災のときもそうですが、被害を受けたアセットもありますが、基本的には自衛隊も来てくれる、警察も来てくれる、消防も来ててくれる、いろいろなものが来てくれる、そういうものが災害だと思うのですよ。

ところが有事の場合には、日本人はこういうことを考えるのも嫌なのかもしれないが、有事に当たつて、自衛隊は来てくれると思わないでもらいたいですね。自衛隊といふのは基本的に、我が国を侵略してきたそういう勢力と戦うのが第一義の仕事であつて、いかに早く侵略を撃退して平和な事態を回復するかということは自衛隊でなければ基本的にできない仕事であつて、全勢力をそれに傾注するのが普通であろうというふうに思われるわけですね。

そうしますと、まず自衛隊といふのは災害派遣のようなことは考えにくいといふうに想定した方がよろしいと思うんです。そして、被害がだんだん終息していくどころか、どんどん拡大をしていくということも当然にあるだらうということが有事の特徴であり、災害との基本的な相違点だろうというふうに私は思つてゐるわけですね。それを含めて、では、どのようなスキームをつくりしていくべきかと考へたときに、我々鳥取県、中国地方の中にあります、隣は岡山、広島、鳥根、兵庫とありますね。そうすると、この地域の連携といふものをどのようにとつしていくのか、そのときに、だれがどのようないニシアチブを発揮するシステムをつくるべきなのかといふふうに思つたんです。

いうのは難しいことがあるのではないだろうかと
いうふうに思われますが、いかがですか。

○片山善博君 私は、一時的に、有事の際に国と
有事が、指揮する側と指揮される側に立つことは
一時に指揮する、指揮されるという関係はあり
得るだらうと思います。ただし、その状態が終
わったときには速やかに回復をするということが
大前提でありますけれども。

一般的には国、県、市町村は対等である、これはそ
うだらうと思ふんです。すれども、こういう
有事の際には、国と県、国と市町村との関係も、
一時に指揮する、指揮されるという関係はあり
得るだらうと思います。ただし、その状態が終
わったときには速やかに回復をするということが
大前提でありますけれども。

その場合に、石破代議士がちょっとと言われた、
例えば県をまたがるような有事というのにはあり得
るわけで、その場合に、県同士が今のようにばら
ばらといいますか、今ののような状態だと、まぐ機
動的に対応できないので、それこそ、まさに政府
が対策本部をつくられるわけですから、政府から
それぞれの県に実施すべき事項が指示される、そ
ういうことでいいのではないかと私は思うんで
す。

私が申し上げるのは、そういう指示された事項
を本当にやるうと思つたときには、その県の中で
やはり一体的に処理できないといけない。県の中
でさえ、警察は警察で別途動いて、消防は消
防で別途動いて、知事は知事で全責任を負う
ということでは、私はとても責任を全うできな
い。ですから、國から実施すべきことを指示され
たときには、県の中で一体的に長が取り扱えるよ
うにしていただきたいということあります。そ
れに対し、例えば鳥取県にはこうしる、岡山県
にはこうしろということが内閣総理大臣を長とす
る対策本部から来ることについては、私は異論は
特段ありません。

○石破委員 そうしますと、鳥取県は鳥取県なり
の対処方針があると私は思ふんですね、島根県は
島根県なりの、岡山県は岡山県なりの。それは霞
が関で考へても、その地区に合つた対処方針が出
るとは私は思えないんですよ。災害対策基本法

に、例えば地域防災計画というのがありますね。

では、有事において鳥取県は、島根県は、岡山県
は、広島県は、それぞれの地域においてどう対応
するんだという計画みたいなものは、都道府県知
事が長となって、いろいろな計画をあらかじめつ
くつておくべきではないかと思うのですよ。

その計画をつくるときに、自衛隊の方も、市町
村長も、警察も、消防も、全部知事がそういう本
部長になって、いろいろな事態を想定して、どの
場合にはどのように行動する、そういうようなオ
ブションをいっぱいいくつておいて、鳥取県版
の、それぞれの地方行政組織版の地域対処計画み
たいなものを作り、それを国へ持ち寄って、國
の目で判断をしてみる。それは、いいとか悪いと
かそういう話ではなくて、では、それを中国地方
全体で見たらどうなるか、西日本全体で見たらど
うなるか、海と空をあわせて見たらどうなるかみ
たいな形で、それがやがて全国に広がっていくと
いう形が一番実態に即したものになるんじやない
かと私は思つてゐるんです。

これから先必要なものは、どういう事態にだれ
がどのように対処するか、何か事態が起つたと
きに、さあどうしましようか、総理大臣どうしま
しようか、防衛廳長官どうしましようか、これは
防衛出動でしようか、治安出動でしようか、災害
派遣でしようか、条文は一体どうなつていて
しまうか、そんなことをやつていて間に合うはず
は絶対にないのであって、事前に、それぞれの地
域に合つた地域防災計画の有事版みたいなものを
つくりつておく。その過程において市町村長の意見
見、住民の意見を一番身近な地方の自治体がくみ
上げていき、それを国において集大成するような
形。そうでないと、私は、この対処方針というの
は絵にかいたもちになるような気がするんです
よ。

○石破委員 終わります。

○瓦座長 これにて石破君の質疑は終了いたしま
した。

○永田委員 次に、永田寿康君。

みをつくるべきではないかと思いますが、お考え
を承ります。

○片山善博君 私も大筋賛成であります。

災害対策で地震に対応したとき、私はたまたま
選挙に出るときに防災というのを公約に掲げてい
たものですから、災害対応の機構を拡充して、地
域防災計画以下のマニュアルを逐一点検して、自
衛隊等の関係機関との連絡をやり、それから訓練
もやつたんです。それが本当に役に立つたわけで
す。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ考えておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

ですから、一たん有事の際のことも本当に真剣
に、だれが何をやらなきゃいけないのかというの
をはあらかじめ見て納得しておいたらいだらうと私は思
います。もちろん、我々はフロントに立つわけに
いきませんから、フロントは自衛隊の方がやられ
るんでしょうけれども、国民保護の方について、
その地域の実情においてどういう対応をすれば
いいのかというのは考えておくべきだらうと思うん
です。それに必要な計画をつくつたらいいと思
います。

きましてありがとうございます。貴重な時間でござ
いますので、できればといきたいと思います。
さて、まず民主党の、この法案に対する一つの
審議の姿勢というものを簡単にお話をしておきた
いのです。

戦争準備法案であるからけしからぬというよう
な声も聞こえてくるわけですが、しかし、私たち
民主党は、やはりこれはきちっと問題点を洗い出
してチェックをして、皆様の御意見も伺いなが
ら、果たして、この法案が国民の目から見て納得
できる形で通すべきものなのかどうか、そこを国
会の議事録に残る形で審議していくべき、そのよ
うな姿勢でおりますので、ぜひ御理解をいただき
たいと思います。

それからもう一つ、この法案は、文章でも書い
てありますし、審議で答弁もなされているわけで
すから、中身は大体わかつてきました。しかし、こ
の法案に書かれている国家の一つの権限、これを
発動する主体というものが果たして信頼できるも
のなのかなどうかということを思ったときに、大変
疑わしい事件が幾つか起つていています。

例えば直近のもので言えば、防衛廳が、情報公
開で資料請求してきた人たちをプロファイリング
してリストをつくつておつた、思想調査に近いも
のまでやつておつた。このような人権感覚を持つ
ている役所が、この有事法制というものは、場合に
よつては国民の、平時であれば当然守られて
べき人権をある程度制限する内容を含んでいるわ
けですから、防衛廳のあるいは政府の人権感覚と
いうものをつぶさに見ていかなければならぬ。
そこで見てみると、今回の防衛廳のリスト作成事
件における人権感覚というものはとても恐ろしくて、
この有事法制に基づく権限を与えるのはちょっと怖いなど
いうふうに思うのが一般的な国民感覚ではないのかな
と私は思います。

またさらに、この防衛廳の中で重要な役目を果
たしておる事務次官、官房長、これらの二人が今
度、このリストの作成事件にかかわって処分され
ることになりました。しかし一方で、本件事件に
対処方針があると私は思ふんですね、島根県は
島根県なりの、岡山県は岡山県なりの。それは霞
が関で考へても、その地区に合つた対処方針が出
るとは私は思えないんですよ。災害対策基本法

関する内部の調査は、これらの人たちを中心に入れられているわけあります。果たして、自分たちが処分をされるような立場にいながら、自分たちが中心となって調査をして、一体、何の信頼が置けるのか。こんなことで果たして実態解明ができるのか。ましてや、官房長は国会の中で、今回のリスト作成は組織的なものではなかったと、議事録に載る形で平然とそれをついていた。このよううなうそつきの人たちが果たして法律の運用をどのようにするのかということに大変危惧を抱くわけあります。

また、先日も防衛庁の高官とお話をしましたけれども、防衛庁としては、正直、イージス艦は出したことなくしてようがないんだ、海外に出したくはないが、いつお話を本音で語つてしましました。イージス艦というのは子供のおもちゃじゃないわけですね。これを出したくてしようがないという気持ちの裏には、やはり今回の有事法制についても、国民を守るという観点から法案をつくったのではなくて、ひょっとしたら、与えられたおもちゃを喜んで使いたいという気持ちがなかったのか、私たちは法案審議の中で明らかにしていかなければならぬといふふうに思っています。

さらに、テロ対策特別措置法が去年成立して、インド洋に今でも自衛艦が派遣されています。しかし、この法律が成立する前に、この自衛艦は既に日本を出発していました。当初は、防衛庁の設置法に書かれている、防衛庁は調査研究をなし得るんだ、このような規定に基づいて自衛艦を海外に派遣したということです。

しかし、果たして、そのような調査研究をするのに自衛艦を出す必要があつたでしょうか。防衛庁だって調査船はたくさん持っていると思います。また、かつて、このような規定をもとにして自衛艦を海外に出したことがあつたでしょうか。そして、この後も行われる見込みはあるのでしょうか。

このようなことを考えると、やはりテロ対策特

別措置法が成立する前にインド洋に向けて船を出発させたかった、このような法律を超えた発想が防衛庁の中で平然とまかり通つていて、そして、防衛庁出身の中谷防衛府長官がこれをまた認めたんだけれど、どういうような構図が透けて見えるわけであります。

今回の有事法制の議論の中でも、政府は、防衛出動の前に準備出動というものを自衛隊に対しても命ずることができる、このようなことが検討されています。果たして、防衛府設置法でのような自衛艦を出すことができるのならば、何もこんな法律などくらすに、防衛府設置法の調査研究のためにだといつて鳥取県に自衛隊の部隊を出せばいいわけですよ、ちゃんと道路交通法に従つて堂々と高速道路を通過して、ここに今、調査研究のために部隊が参りましたと。なぜ、このようなことをしないのか。

こういうことを考へると、どうも防衛府といふものは、國民を守るためにこの法律を必要としているという発想ではなくて、自分たちの権限を拡大したい、与えられたおもちゃを使いたい、そのような考え方でつくついているのではないかという思想が透けて見えるわけであります。ですから、きょうお越しになつた鳥取の方々あるいはその周辺の方々も、こうした観点からもぜひ、この法案審議を見守つていただきたいと思います。

さて、せっかくですから本体の質問に入りたいのですが、この有事法制、特にきょう小倉先生がお越しになつてるので、医療の現場のお話を伺いしたいのです。

有事の際に必要となる医療体制というのは、平時の場合と比べて異なる部分というのがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○小倉道雄君 お答えします。

先ほど陳述いたしましたように、この法案につきましては私は反対の表明をいたしておりますが、有事をちょっと読みかえまして、緊急事態という意味での救急医療体制ということにつきましては、いささか基本的には考えております。

有事の際といいますか、非常時、そういうときと平常時とは、それは内容的にやはり違うと思うことはわかりますが、一方で、やはり戦争の意図を持って他国が攻撃をしかけたということになると、有事の際の医療体制では、一時に大量の治療を必要とする患者ができると思います。

○永田委員 今、量的な問題、つまり例えば爆弾が爆発したら一時にたくさん傷害を負つた方が出るということを考えれば、量的な差があるといふことはわかりますが、一方で、やはり戦争の意図を持つて他国が攻撃をしかけたということになると、通常の医療では扱わないので、その治療を必要とする患者ができます。

○小倉道雄君 お答えします。

平常の救急医療体制の中では、重大な交通事故とか、それから最も一般的なのは、脳卒中であるとかあるいは心臓病によって緊急を要する患者の医療というのが最も多いと思いますが、ただいまお話しのように、軍事侵略となりますと、これは大部分が、かつて太平洋戦争でも経験があると思いまますが、外傷が多いと思います。特に銃撃や爆撃による場合は、そういう外傷が大量発生すると、いうことが多いと思います。

ただ、現在の戦闘、戦闘ということにつきましては私よくわかりませんが、例えば核が使われますと放射性物質による傷害、それから化学物質によるもの、例えばこの前のオウム真理教の場合のようなサリンといった毒物、こういうことも今後はもつと多くなつてくるかとも思いますが、さらには生物兵器、微生物によるもの、これが非常に多くなつてくる。

そうすると、サリンの場合でも、御存じのようにこれをお特定するという技術が、なかなか時間がかかりまして、すぐそれに対応して対処するといふのが非常に難しくなつてくる。そうしますと、どうしてもそれぞの傷害に対する専門家の集団といいますか、そういう体制が必要になってくる

と思います。

○永田委員 時間が来たようなのであります。それで、せっかくお伺いいたしましたの質的な差があるということをお伺いいたしましたので、これでとりあえず終わりたいと思います。

○瓦座長 これにて永田君の質疑は終了いたしました。

次に、肥田美代子君。

私は、先日、国連の子ども特別総会に出席いたしました、その席で、これは史上初めてなんですが、子供が壇上に立ちまして演説をしたんですね。そこで、子供にふさわしい世界はすべての人々が住むふさわしい世界であるという、とても印象的な発言があつたと私は感心いたしておりましたが、冷戦構造が終わりまして十年が過ぎましたけれども、やはり平和の配当はまだ世界の子供たちに行き渡っていない、それが出席した大人たちの実感でございました。ですから私どもは、法整備をするときには、やはり未来から来た子供たちに、この法律をつくったときにどういう影響を与えるか、そういうことをしっかりと考えてつくつていかなければ未来に禍根を残すと思つております。

それで、今回の有事関連三法案を見ましたときに、本当にこの法案が、國民とりわけ子供たちを守り切る法案であるかどうか、それを考えますと、いささかというよりも大変不安な思いでございます。残念ながら法案のどこを透かして見ていくかが、そういう大切なことが抜け落ちているように思つます。残念ながら法整備をするときには、やはり未来から来た子供たちに、この法律をつくったときにどういう影響を与えるか、そういうことをしっかりと見ていくかが、そういう大切なことが抜け落ちているように思つます。

ここで小倉陳述人にお聞きしたいのですが、国民の保護に関する法整備のあり方について、今後の審議の中いろいろ具体的なことは詰めていかなければなりませんけれども、今先生がお考への、国民保護法の中にもどのようなもの盛り込むべきかということをちょっとお話しいただきたいと

思います。

○小倉道雄君 お答えいたします。

私は、先ほどの陳述におきまして、第一番目に、今回の法案には人権の擁護といいますか、国民の生命財産を保護するということころが欠けてお

るというふうに陳述いたしましたが、ただいまおっしゃいましたとおり、その点につきましては、やはり憲法が保障する人権の擁護ということが基本的になると思います。そうしますと非常に広くなりまして、いかなる事態においても、現在平時において守られておる人権が保障されるということが大切ではないかと思います。

○肥田委員 ありがとうございます。

それでは、あと五分を残しておりますので、きょうお越しいただきました皆さんに御意見をちょうだいしたいと思いますので、本当に短くて恐縮でございますが、端的にお答えいただきたいと思います。

もう、きょうが六月五日でございます。今国会の会期は六月十九日、そうしますと二週間を残す

のみでございますが、私どもはこの国会で、で

て対処することが必要なかということを考えるわけでございます。

その中で、先ほどから御意見がございましたけれども、この法律の国民党に対する情報公開がまだ十分でございませんといふ御意見もございました。

それから、保護法制が欠落している。もう一つは、知事さんもおっしゃいましたが、地方公団

体の運用と責務がセットで出されていない、そういう欠陥がある法律であるということございました。

しかし、では、これから二年以内にそれが本当につくれるかどうか。これは、政権がかわつたり何かすることもござりますし、本当に保証することはできないだろう。そしてさらには、同僚議員

からもございましたけれども、官房長官そして防衛長官への国民の不信感もございます。

こういう中で、それではこの法律を一体、廢案

にするのか、継続審議にするのか、それでも何が何でも通してしまうのか、それとも、もう二年ぐらいいかけて十分にじっくりと与野党で審議していく、そういうことが必要なのか。いろいろな考え方があると思いますが、端的にお答えいただければあります。

○瓦座長 なかなか難しい問い合わせでございますが、それでは、どうぞ片山さんから順番にお答えください。

○片山善博君 私は、徹底して議論されたらい

んだろうと思うんです。いろいろな意見がありま

すし、私も不明な点がありますのできょう申し上

げましたけれども、徹底して議論されたらいと

思います。

○肥田委員 ありがとうございます。

○白保委員 公明党的白保台でございます。

きょうは、意見陳述者の皆様方に、大変お忙

しい中、また大変貴重な御意見をお聞かせいただ

きました。

次に、白保台一君。

そこで、まず、私どもの立場を若干申し上げま

すと、九九年十月に連立政権に参加をいたしま

した。その際に、やはり有事の際の危機管理体制、

こういった問題についてもしっかりと研究をし

て、できるところからしっかりと整備をしていか

なければ國の本来のあり方としていけませんねと

いふことで、これは研究をし、そして積み上げ

いただきました。したがって私どもは、憲法の枠内、

そういう形で、しっかりと決めて今日に

至りました。したがって私どもは、憲法の枠内、

そういう中で、しっかりと決めて今日に

ていかなければならぬ、國民の生命財産、そし

て、国民のコンセンサスが得られた状態では、緊急時に対する法制ということは必要だと思いま

す。

○大西龍夫君 徹底的に議論していただいて継続審議でございます。

○井上文伸君 やはり地方の声を本当によく聞い

ていただいて、少々時間がかかるてもいいと思いまますよ、地方の声をよく聞いていただいて、国家

のあり方を模索していただきたいと思います。先ほどの意見の中にもございましたが、慎重に審議すべし、こうい

う御意見がございました。まさに、そういった一環としての地方公聴会であると私どもも認識をし

ています。

○渡辺久丸君 冒頭発言で申し上げましたけれども、一言言いますと、周辺事態法それからテロ特

別措置法でも、武力の行使はやらないといって明

もうはつきりとしているので、だからこれは廃案

にすべきだというのが僕の意見です。

○生田幸広君 私は、廃案を求めます。

以上です。

○肥田委員 ありがとうございます。

○白保委員 公明党的白保台でございます。

きょうは、意見陳述者の皆様方に、大変お忙

しい中、また大変貴重な御意見をお聞かせいただ

きました。

次に、白保台一君。

そこで、まず、私どもの立場を若干申し上げま

すと、九九年十月に連立政権に参加をいたしま

した。その際に、やはり有事の際の危機管理体制、

こういった問題についてもしっかりと研究をし

て、できるところからしっかりと整備をしていか

なければ國の本来のあり方としていけませんねと

いふことで、これは研究をし、そして積み上げ

いただきました。したがって私どもは、憲法の枠内、

そういう中で、しっかりと決めて今日に

至りました。したがって私どもは、憲法の枠内、

そういう形で、しっかりと決めて今日に

ていかなければならぬ、國民の生命財産、そし

て、国民のコンセンサスが得られた状態では、緊

急時に対する法制ということは必要だと思いま

す。

○大西龍夫君 いろいろな条件がクリアされまし

いろいろと今、この法律を出すことによって、なぜ今なんだ、なぜ必要なのかとどうような意見もあることも承知しております。先ほどの意見の中にもございましたが、慎重に審議すべし、こういう御意見がございました。まさに、そういった一環としての地方公聴会であると私どもも認識をしているわけでございまして、そういう面では慎重に、しかしきつちりとした形でもつてつくり上げていかきやならないかな、こういうふうに考えているところであります。

それで、まず小倉参考人にお聞きしたいんです

が、先ほどお話を伺つていて、議論がきっちりとやられた、そういう中で、究極的には法制定の必要性はある、このようにお考えでしょうか。

○小倉道雄君 先ほど申しましたように、いろいろな不備な点とか反対意見がございましたが、その反対となつておる根拠、そういうものがすべて

クリアされてといふことを申し上げたと思いま

す。国民のコンセンサスが得られてということを申し上げたと思います。

○白保委員 大変大事なことだと思います。

そこで、大西参考人にお伺いいたします。

先ほど、おそれだと予測だとか事態だとか、

そういうことの中、大西参考人が一番御関心

をお持ちのようございますが、情報収集、どう

いう判断をするか、その情報がしつかりしているのかどうかというお話をございました。

そこで、情報収集をどうぞといふますが、情報収集、どう

いう方法の問題といふふうに受けとめました

が、そのお考えがござりますれば御意見を伺いたい

いと存じます。

○大西龍夫君 例えば、先ほど永田先生のお話に

もございましたように、イージス艦、非常に立派な機能を持つておる船でございます。ただ私ども、昔からよく言われていますように、機械には

たくさん資金をかけていくけれども、人にはかけ

ていれない。

昔、米軍でありますと、ファントムのパイロッ

トの場合は約一〇%の教育費をかけておつたといふうに聞きました。平たく言えば、私どもが新しいパソコンを導入いたしましても、その使い方が、全部とは言いませんけれども、相変わつていいときつちりした情報は引つ張り出せないということでございます。

まずイージス艦あたりでも、多分、自衛官の方々は十分に使つた満足感はないのではないかと思います。と申しますのは、その持つておる機能をすべて頭にたき込んで防衛のための情報収集を実際にはやつておられるのかなというふうに考えます。やはりそういうものを十分に使いこなせる条件の中でこの日本近海の、もちろん領海内でござりますけれども、情報収集というのはできるのではないかと思つております。

また、今まで、仮にそのような不審な潜水艦等があつたとしても、なかなかそれを国民の方々にお知らせすることはなかつたと思います。例えば、アメリカ軍のレーダー網によれば、旧ソ連のことでござりますけれども、彼らがスクランブル発進する場合の命令の声まで聞こえてくるという状況でござります。そのような収集力を持つております。いわゆる現場の声まで聞けるとか、現場の人の動きまで見えてしまつるものも、今はハイテク機能として持つております。こういったものをやはり必要であるならば十分に、人材にも機器にも投入すべきだと思います。必要でないのであれば、先ほど私も冒頭に申しましたように、仕事柄、いかにお国が上手にお金を使つていただけるかということが大事でございます。

国民が、その方向に確かに進んだ方が自分たちの幸せが近くなると大多数——先ほどもお話をありましたように、法案等につきましても、一〇〇%のものをお求めでき上るることはございません。私どもが新しい事業を始める場合も、一〇〇%の自信を持つて事業を始めることはございません。できれば七、八〇%あたりまで構築できれば、私どもは大体、ゴーサインを出します。ただ、五〇%五〇%、いわゆる五分五分の確率で物

事を進めていくことはございませんので、今現在の状況では、まだ五分五分あたりの状況ではないかというふうに私は感じております。

以上でございます。

○白保委員 では、最後になると思いますが、片山知事にお伺いしたいと思います。

先ほどから、知事として、県民の生命財産そしてまた保護ということを考えた、責任ある立場での発言が多くありました。大変感じ入つておるわけでございます。

知事の基本的な考え方方は大体わかりました。県内の各市町村長の皆さん方はどのような考え方を持つておられるか、把握しておられますか。

○片山善博君 正式に調査したとかヒアリングしたということはありませんので、私の感覚でありますけれども、余り御関心がないのではないかという印象を率直に持つております。

これは実は有事の前の、自然災害の場合にもそうなんだと思いますけれども、やはり関心がそんなに強くないというものが実態であります。私は、防災について大切ですからということを訴えるんですけど、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずと

いう非核三原則について、このような発言が今回長崎は被爆地であります。そして言うまでもなく、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずとありますけれども、余り御関心がないのではないかという印象を率直に持つております。

○白保委員 終わります。

○瓦座長 これにて白保君の質疑は終了いたしました。

次に、樋高剛君。

○樋高委員 自由党の樋高剛でございます。

きょうは、意見陳述の先生方、お忙しい中で御高説を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。今日は中国地方の公聴会の機会を与えていただきましたけれども、きょう、広島の井上先生の意見を伺うことができました。意見陳述の際にも少し触れられておりましたけれども、大事なことであります。

ありますので、あえて最初にお伺いをさせていただきたいたい、このように思います。

井上先生は先ほど、広島県人であり、福田官房長官が非核三原則の見直しの可能性に言及したことについては、被爆県人として許すことのできない發言であると怒りを述べられたわけであります。

ましてや、ただいま有事法制が国会で議論され持つておられるか、把握しておられますか。

○片山善博君 はい、発言であります。

○樋高委員 率直な御意見、ありがとうございます。

今回、有事法制の議論を広島の地から、外から見られて、聞いていらっしゃつて、率直にどのような感想をお持ちでしようか、同じく井上先生にお伺いします。

○井上文伸君 まず、今回の有事法制そのものについてお伺いしますが、有事法制とは名ばかりのような気がちょっといたしております。何か古い戦争概念にとらわれたような冷戦後の安全保障を踏まえていないような、非常に言葉は悪いのですが、時代錯誤の印象さえ受けるようです。

○井上文伸君 ます、今回の有事法制そのものについてお伺いしますが、有事法制とは名ばかりのような気がちょっといたしております。何か古い戦争概念にとらわれたような冷戦後の安全保障を踏まえていないような、非常に言葉は悪いのですが、時代錯誤の印象さえ受けるようです。

ましてや、ただいま有事法制が国会で議論され持つておられるか、把握しておられますか。

○井上文伸君 はい、発言であります。

大臣によって肝心なところの定義や解釈が違つたり、また合理的な説明がなきことも多く、支離滅裂な印象も受けます。我々はこの法案を提出したのだろうかという懸念さえ抱いております。それが私の率直な感想でございます。

政府のいろいろな答弁を聞いておりまして、大臣によつて肝心なところの定義や解釈が違つたり、また合理的な説明がなきことも多く、支離滅裂な印象も受けます。我々はこの法案を提出したのだろうかという懸念さえ抱いております。それが私の率直な感想でございます。

○樋高委員 ありがとうございます。

また同じく井上先生にお伺いしますが、意見陳述の中で、我が国の自衛隊の行動の原則が明らかでないというふうに述べられておりますけれども、このことは、我が国日本の有事法制を考えております。それが私の率直な感想でございます。

○樋高委員 ありがとうございます。

また同じく井上先生にお伺いしますが、意見陳述の中で、我が国の自衛隊の行動の原則が明らかでないというふうに述べられておりますけれども、このことは、我が国日本の有事法制を考えております。それが私の率直な感想でございます。

○井上文伸君 本来ならば、我が国安全保障の原則や自衛隊の行動原則につきまして憲法に規定がなければならないわけですが、残念ながら、現憲法にはそれがないようでございます。

私は、そんな現憲法を補うために、安全保障に関する基本法と非常事態に対する基本法を制定すべきではないかというような考えもいたしておるわけでございますが、先ほども述べましたように、日本の安全保障は、これまで政府の憲法解釈

によってなし崩し的に、恣意的に行われてきた。

これは、自衛隊をどういう場合に、どのように活動させるのか明確な方針がないために、国民または諸外国に対しましても無用の心配をかけてきたというようなことでもあろうかと思ひます。

今回の有事法制の整備に際しましては、安全保障の原則と、それに基づく自衛隊の行動原則を確立していただきまして、内外に説明すべきである

と思います。

○樋高委員 ありがとうございます。

それでは最後に、一言ずつ七人の先生方に伺いたいのです。

実は、きょうの日経新聞に、世論調査の数字が発表になつております。最新の状況ですが、この有事法制に賛成が四〇%、反対が四六%、いわゆる賛否が逆転をしたということであります。この日経さんの調査によりますと、二月は賛成が五四%であったのに対しまして、最新の数字は四〇%、マイナス一四ポイント。そして反対が、二月時点では三六%であったのが、プラス一〇ポイントで四六%。賛否が逆転している。これは、全国の男女三千人の電話調査による数値なのですがあります。

この状況を踏まえた上で御所見を、一言ずつで結構でございます、大変恐縮でございますが、全員の意見陳述者の先生方、お願いいたします。

○瓦座長 時間が迫つておりますが、質疑者から御要請でもありますので、短目に御返事いただければ幸いです。

○杉原弘一郎君 こういうことが、こういうふうに議論できることは私はありがたいことでありますので、別に比率にこだわらずに、大いに議論をしていただきたいと思います。

○小倉道雄君 内容がだんだん明らかになつてき

す。

○大西龍夫君 一つの出来事で世の中の動きといふのはころころ変わつていくもので、断片的な世論調査のみで云々はありません。

○井上文伸君 先ほども申しましたように、いろいろな御意見をいろいろ範囲から聞いて、時間をかけて慎重に進めていかれたらいいんじゃない

かと思います。

以上です。

○渡辺久丸君 本質が今後さらにわかればわかるほど、これは恐らくもつと上がる。そういうことで、僕は、先ほど言いましたけれども、やはり廃案という方向が正しいんじゃないか、それをますます確信した次第です。

○生田幸広君 日経ですか、かたい新聞ですね、余り読まないんですけど、ただ、統計のとり方あるいは新聞社の論調の仕方、そういう部分があらうかと思いますので、一つの参考ではないか。

ちなみに、昨日の地元紙、日本海新聞には、贊否を問うんじゃないんですけれども、「有事法案優先わずか二〇%」というような大見出しが出ているんですね。これだけ見ても、さつき言つたことを自分で言うのもなんなんですけれども、やはりこういったこともあるということで、ぜひともそういうふうに受けとめていただきたいと思います。

以上です。

○樋高委員 慎重に審議をしてくれということでありました。

○瓦座長 これにて樋高君の質疑は終了いたしました。次に、赤嶺政賢君。

○片山善博君 それは、そういうことを踏まえて、皆さん方が御議論されて決定されることだと私は思います。

○杉原弘一郎君 こういうことが、こういうふうに議論できることは私はありがたいことでありますので、別に比率にこだわらずに、大いに議論をしていただきたいと思います。

○小倉道雄君 内容がだんだん明らかになつてきて、実体に対して反対がふえてきたのだと思いま

そこで、私は渡辺先生に、憲法の問題と関連して幾つか質問をしたいのです。

○渡辺久丸君 政府の答弁で、周辺事態法と武力攻撃事態が重なる部分がある。これは先ほど僕が発言しましたけれども、だとすると、重なる部分があるのかどうかですね。

○渡辺久丸君 そのことはおよそ想定されないと、周辺事態法でかなわなかつた米軍支援をより強化していく法律じやないかとふだん考へているわけですが、先生はどのようにお考えでしょうか。

○渡辺久丸君 政府の答弁で、周辺事態法と武力攻撃事態が重なる部分がある。これは先ほど僕が発言しましたけれども、だとすると、重なる部分があるのかどうかですね。

○赤嶺委員 そのことは、周辺事態という事態が、コールだというふうに僕は考へているんです。

○渡辺久丸君 周辺事態では、先ほどもちょっと触れましたけれども、日本の本土が攻撃されるといふことはおよそ想定されないと、周辺事態法では危なくなつたら中断するんだ、そういう話でしよう、武力行使はやら

ら、周辺事態と武力攻撃事態が全く重なつて、イ

ラ、周辺事態と武力攻撃事態が全く重なつて、イ

ということで、先ほど申しましたように、周辺事態と武力攻撃事態が全く重なるということありますと、周辺事態で出動している自衛隊が、攻撃のおそれがあるということ今まで逃げ帰つてきましたものが、いや、逃げ帰つてはだめだといううふうに僕は理解していますので、今度の法案は、本来なら周辺事態法の改正案として提起すべきなんですよ。別の法律で実は周辺事態法の改正

というか改悪をやろうとしているのが今度の法案じゃないかというふうに僕は考へているわけですが、先生はどのようにお考えでしょうか。

○赤嶺委員 そうしますと、周辺事態という事態は、アメリカのアジア地域への武力介入が先にあって始まっていくわけです。一方、武力攻撃事

法には、事態の認定という手続が書かれております。安全保障会議で決めていく、対処専門委員会で事態を判断していく。

○赤嶺委員 少なくとも、予測される事態、おそれの事態、これらのことについては、今先生のお話でずっとそれは日本が主導的に判断をするのか。それともアメリカが主導的に判断をするのか。その判断ができる場合にはこの法律が発動し、国民の協力体制が強制をさせていくという仕組みで、大変重要なところだと思いますが、そこの点はいかがお考えでしょうか。

○渡辺久丸君 〔座長退席、石破座長代理着席〕周辺事態法では、実は周辺事態の認定についての手続、システム、これは規定がなつたんですよ。

○渡辺久丸君 今度の法案は、安全保障会議法の改正案の中で、先ほどおっしゃいました専門委員会ですか、そこが総理の諮問を受けて答申するという形で、この専門委員会というもので日本は独自に判断できる、自主的なものなんだというふうに恐らく考えていて、そういう節があるんですが、僕は、周辺事態法のときにも議論されましたけれども、周辺事態の認定、武力攻撃事態かどうかの認定は、実は、今回の場合は専門委員会のメンバーである

自衛隊の幹部、この人たちはアメリカの軍人参事と一緒に常に協議をする、そういう枠組みが新ガイドラインの中でつくられたのですね。ですから日常的に協議していますし、それから、日本側が情報を本当に持っているかどうか。これはやはりアメリカの方で重要な情報は握っておりますので、結局、この武力攻撃事態の認定については、恐らく日本側で自主的に判断をするということは大変困難ではないか。

これは僕だけが言っているわけではありませんで、軍事専門家がそういう評価をしているということですね。

○赤嶺委員 どうもありがとうございます。

渡辺先生はふだん、憲法の専門家としてずっと研究を続けていらっしゃるわけですが、そうなりますと、明らかな憲法違反ということのお話が先ほどありました。

私は、九〇年の湾岸戦争以来今日まで、日本の憲法が、対米協力、対米支援という形で少しずつ風穴があけられてきているんじゃないかというぐらいに感じているんですが、その辺は先生、いかがお考えでしょうか。

○渡辺久丸君 これはおっしゃるとおりで、僕は、やはり湾岸戦争というのが一つの大きな転機になつたと思いますね。

湾岸戦争の後、九一年四月に、日本の海上自衛隊が、ペルシャ湾に敷設されている機雷を掃海するために出動しましたね。あれが、日本の自衛隊が海外に出動していった一番初めだと思いますね。その後、一九九一年にPKO法ができまして、九二年にカンボジアに出動しました。そして九四年の四月から六月ぐらいに、御承知のとおり、北朝鮮の核疑惑問題というのがありましたね。あのとき、アメリカは北朝鮮を攻撃しようとしたんですよ。日本に対しては後方支援をしてほしいということで要請したけれども、当時の日本としては、やはり有事立法をつくるとかということふうな余裕がなかつたわけですね。そういう中で、結局、ガイドラインが一九九七

年につくられて、周辺事態法が一九九九年、それから昨年はテロ特別措置法、それから今回の法案。これはいずれも自衛隊を、アメリカがアジア太平洋地域で起こす周辺事態戦争、それに参加していくために動員しようということで、これはやはり、憲法の風穴がますます大きく広がってきているというのが現在の状況じゃないかというふうに思います。

〔石破座長代理退席、座長着席〕

○赤嶺委員 時間が残り少くなりましたが、片山知事に、先ほど、災害に対する大変御熱心な姿勢、意気込み、勉強になりました。

実は私、沖縄でして、地上戦が繰り広げられたときの住民保護ということについては、いろいろな体験からして意見を持っています、どんな住民保護をとつてみてもというのあります。

ただ一点だけ、今度の法律の中では、地方自治体も、結局は港湾、空港などの米軍への提供だから、そういうものが強制される中身も一方であるわけです。米軍支援と地方自治体は無関係ではないと思うんですけど、その中身は全く明らかになつていませんけれども、知事はその辺はどうなんふうにお考えなのか、よろしくお願ひします。

○片山善博君 私は、今度の有事法制が米軍支援のためにつくられているという気はしないんですけれども、やはり自衛隊という存在があるてはならないことですけれども、有事というものがあるかもしれない、その場合に自衛隊は前線に立つて國民を守ろうとする、後方の国民の保護法制がいざり、本當は今がいいんですけれども、それできて、本當は今がいいんですけれども、その際には地方団体が一定の役割を果たす、そういう法制度だと思っていて、私は、その中でできる限り地方団体が國民の保護のために動きやすいようにしていただきたい。そうなつた瞬には、もし万が一あつてはならないことがあつたときにも全力を尽くします、そう私は考えております。

○赤嶺委員 終わります。

○瓦座長 これにて赤嶺君の質疑は終了いたしました。

○今川委員 次に、今川正美君。

限られた時間でありますので、何点かお尋ねをしたいと思うのであります。まず生田議長にお聞きしたいと思うんです。

私は各地に参りまして、いろいろ有事法制に関する直感を求めるんですが、多くの国民の皆さんの平均的な受けとめ方というのは、この御時世に、我が国に本当に本気で武力攻撃をしかけるような国はあるんだろうかという、ごく率直な受けとめ方がほとんどなんですね。

私は、今度のこの特別委員会で審議に加わっていますが、普通、どの国でもそうなんですけれども、その国の安全保障のあり方といふことを考へ、議論するときには、当然のことながら順序からいきますと、特にこういう時代ですので、外交努力をどうしていくのか。日本の場合だと、国際社会といつても、特にやはりアジアと日本の関係だと思います。

私は軍事の専門家でもありませんし、あるいは何点かおつしやつたんですけれども、まず、全国各地でいろいろな意見を聞いて、それで、果たして日本に攻めてくる国があるのか、そういうふうにお考えなのか、よろしくお願いします。

○生田幸広君 お答えいたします。

私は軍事の専門家でもありませんし、あるいは何点かおつしやつたんですけれども、まず、全国各地でいろいろな意見を聞いて、それで、果たして日本に攻めてくる国があるのか、そういうふうにお考えなのか、よろしくお願いします。

○片山善博君 お答えいたします。

私は軍事の専門家でもありませんし、あるいは何点かおつしやつたんですけれども、まず、全国各地でいろいろな意見を聞いて、それで、果たして日本に攻めてくる国があるのか、そういうふうにお考えなのか、よろしくお願いします。

○生田幸広君 お答えいたします。

私は軍事の専門家でもありませんし、あるいは何点かおつしやつたんですけれども、まず、全国各地でいろいろな意見を聞いて、それで、果たして日本に攻めてくる国があるのか、そういうふうにお考えなのか、よろしくお願いします。

○片山善博君 お答えいたします。

私は軍事の専門家でもありませんし、あるいは何点かおつしやつたんですけれども、まず、全国各地でいろいろな意見を聞いて、それで、果たして日本に攻めてくる国があるのか、そういうふうにお考えなのか、よろしくお願いします。

○生田幸広君 お答えいたします。

私は軍事の専門家でもありませんし、あるいは何点かおつしやつたんですけれども、まず、全国各地でいろいろな意見を聞いて、それで、果たして日本に攻めてくる国があるのか、そういうふうにお考えなのか、よろしくお願いします。

○片山善博君 お答えいたします。

私は軍事の専門家でもありませんし、あるいは何点かおつしやつたんですけれども、まず、全国各地でいろいろな意見を聞いて、それで、果たして日本に攻めてくる国があるのか、そういうふうにお考えなのか、よろしくお願いします。

まして、そうすると、それ以前に、外交がどうすれば破綻するのか、あるいはこれだけの経済協力をしながら、なおかつ日本が憎まれなければならぬ、恨みを買うような事態というのは具体的にどういうことであろうか。そこでの議論がほんと最後の、究極のときには武力で対応しなければならないという、ここにいきなり来てしまっているから、やはり非常に現実感に乏しい議論になつてゐるんじゃないかと私は思つてゐるんですけれども、その点、生田さんいかがですか。

からいえばそういうふうに映るんですね。

そういう意味では、朝鮮半島の南北朝鮮、中国この間歴史的にかかわりが強い国であります。そういう意味で、確かに北朝鮮とは国交がないかもしませんけれども、いろいろな形で外交努力ができると思いますし、あの二国についても、またほかの諸国についても、やはり日本のそういう真摯な姿勢、具体的に言えば、まだまだ大戦の傷はいえいないと思うんですよ。そういうことは踏まえたがら謙虚に話し合う、外交努力をとことんする、そういうことが大事でありますし、そのことが今の審議の中で、僕の知らない部分もあるうかと思いますけれども、抜け落ちていると面的な面もありはしないかな、そういう思いはします。

以上です。

○今川委員 次に、渡辺先生にちょっとお尋ねしたいんです。

実は、私は長崎県の佐世保なんです。それで、九州では沖縄に次ぐ米海軍基地なり海上自衛隊の基地もございますが、実は今回、有事法制を議論するある意味で前提として、いろいろな情報がある事か平時かを問わず、どのように国民にオーブンにされているのかということを伺いたいんです。

実は、今まだテロ対策という名目で、インド洋、アラビア海方面に自衛艦が三隻行っております。そうしますと、この中の護衛艦の一隻の乗組員が、この間、非常に不幸なことに亡くなられた港に停泊中に亡くなられたのか、委員会で質問しましたが、国会の中で明らかにしてくれないんです。それから、今、佐世保と沖縄と横須賀にアメリ

カの原子力潜水艦がたびたび出入りしているわけですけれども、これは御承知かと思いますが、入ってくるときは二十四時間前に事前通告が米海軍から外務省があり、外務省から当該の地方自治体に来るわけですね。これが去年の九・一一テロ以降、外務省から地方自治体にまでは来るんですけど、これまでたよなマスコミとか一般市民にそれを知らせないということがありまして、これは現在でも続いているんです。既に長崎県とか佐世保市の首長さんは、外務省に対して、もうオープンにしていいではないかということを申し入れしておりますけれども、日本政府、外務省は、それをなかなかオープンにしようとしている。つまり、はるかかなた、有事といえばアメリカにとっての有事を日本が支援しているわけだけれども、これが、日本の国土が有事になったとき、ということになりますと、かつての戦争のような大本營発表じやありませんが、今日の国民に対してどの程度きちんと我が國の政府が正しい情報を公正に知らせてくれるのかということに非常に私は疑惑を感じるものでした。

○今川委員 ありがとうございました。

○渡辺久丸君 次の時間が来たようになりますので、最後に一言だけ。

いわゆる戦後半世紀余り、我が国日本は、アジアとの関係においては、一度と戦争をしませんといふことになりますと、かつての戦争のような大本營発表じやありませんが、今日の国民に対してどの程度きちんと我が國の政府が正しい情報を持ったうんですね。だから、そういうアジアの国々に対する信頼関係を損なうような法律だとか行為なども、それが事前にわかつちやうと、例えばアルカイダに攻撃されるんじゃなかとか、そういう口実で。ですから、この軍事機密というのはかなりきついもので、これは当然、言論、報道機関を統制するというのは必ずつながりますよ。

それで、実はここにアーミーテージ報告書を持っているんですが、こういうことを言っています。日本の指導者は、機密情報保護法の立法化に向けて国民の支持を得なければならぬと。要するに、軍機保護法を日本はつくらないと、アメリカが日本に情報を出して、危なくてこれはどうしようもないというふうなことで、こういう法律をつくれと。これは、国会で福田官房長官が、軍機保護法を将来つくらることをちらつと示唆したこともあるんですね。

ですから、そういうことになってしまいますと、言論機関は当然、あれは指定公共機関ですか、今度の法案ではそういうところで位置づけられていますから、これは言論統制というのは必ず始まりますよ。始まりますよというよりも、もう既に始まっているというふうに見た方が僕は正解じゃないかと思います。

○今川委員 ありがとうございました。

○瓦座長 時間が来たようになりますので、最後に一言だけ。

いわゆる戦後半世紀余り、我が国日本は、アジアとの関係においては、一度と戦争をしませんといふことになりますと、かつての戦争のような大本營発表じやありませんが、今日の国民に対してどの程度きちんと我が國の政府が正しい情報を持ったうんですね。だから、そういうアジアの国々に対する信頼関係を損なうような法律だとか行為なども、それが事前にわかつちやうと、例えばアルカイダに攻撃されるんじゃなかとか、そういう口実で。ですから、この軍事機密というのはかなりきついもので、これは当然、言論、報道機関を統制するというのは必ずつながりますよ。

それで、実はここにアーミーテージ報告書を持っているんですが、こういうことを言っています。日本の指導者は、機密情報保護法の立法化に向けて国民の支持を得なければならぬと。要するに、軍機保護法を日本はつくらないと、アメリカが日本に情報を出して、危なくてこれはどうしようもないというふうなことで、こういう法律をつくれと。これは、国会で福田官房長官が、軍機保護法を将来つくらることをちらつと示唆したこともあるんですね。

○宇田川委員 次に、宇田川芳雄君。

○宇田川委員 無所属の宇田川芳雄でございます。

無所属だけではおわかりにならないと思いますが、この間まで21世紀クラブの代表をしておりました。

私がこの公聴会の最後の発言者でございますので、大変長時間にわたって貴重な御意見をちょうだいしてまいりましたが、あとわずかでございました。

私は、個人的には、今の国際環境の中で日本が立場というものを明確に打ち出すためにはやはり有事立法というものが、いろいろ御批判はあるでしょうが、御議論をいたいた上で有事立法といふものをやはりしっかりと、自分の国は自分

で守るんだという独立国家としての意識をはつきりとすべきじゃないかな、そう思っております。外交上の問題も出ましたが、外交をきちんとするためにも、やはり独立国家としての権威、責任というものをしつかり持つていかなければ外交努力も功を奏さないということになりますから、基本的には、この有事の法制はつくるべきだと思います。

しかし、先ほどから有識者の、きょうの陳述者の先生方のお話を伺つておりますと、多分、ここへ来て、先生方からのお話はこうのことなんだろなどと想像をしていたとおりでありますと、それをお立場で、それぞれの御意見をちょうだいしたところでございます。

私ども、瓦委員長のもとでこの特別委員会を開催して、もうかなりの時間がたつてきました。出され、それでは解決したかというと、なかなかそういうわけにはいかないということが実態でありますと、今もつて、先生方のお話の中で疑問点あるいは養成する点、あるいは理解を深めなければいけない点がまだたくさん残っているわけであります。したがつて、きょうの御陳述は、今後の国会の議論の中で大変大きな成果を上げさせてくれるんじゃないかと思います。また、そうしなければいけないと思つております。

実は、先ほどから片山知事さんのお話、地方行政の中での問題、有事あるいは災害対策等についてお話を伺ひながら思つてましたんですが、私は東京都議会議員を六期やつてまいりまして、どつちかというと地方行政寄りの人間でございまして、いつもそう思つてゐるんですが、知事さんや、きょう尾道の市会議員の井上さんもお見えでございましたが、地方行政の中でお考えになつてゐるところ、何でこんなにみんなにわからない法律が出てくるんだろうということになるだろうと思いまます。先ほど知事さんのお答えの中に、関心がないんですよというお話を期せずしてありましたけれども、そだらうと思います。それではいけない

わけです。

今回、この国会でこの有事法が通ったとします。そして、すぐには起ころないかもしれないけれども、いつ武力抗争といふのは起ころかわからぬわけですから、武力抗争が起ころたとします。起ころたとした場合に、自衛隊についてはここに決められたとおりにばかりと動くと思うんですが、国民が、それじやういので一緒に腰を上げるかというと、ここがなかなか難しいところじやないかなと私は思うんです。

太平洋戦争のお話も出ましたけれども、あの太平洋戦争というのは軍閥が練りに練つてやつただけに、国民党に、それは行き届いた教育をやつてしましましたですよ。私どももその当時の若い者ですけれども、死ぬことは怖くなかった、どうせ死ぬのなら友達よりおくれをとりたくないといふところまで、きちつとした教育をして国民党に浸透させた。それがいいとか悪いとかは別としまして、やはり有事の大重要なことは、国民党がもつと理解しなければいけないんじやないかなと思うんであります。

それでは、これからすぐに国民が理解するよう

な住民の間にこういったことを理解させることができるか、國にこういうことをやるべきじゃないかという御注文をこの際出していただければあります。

そして同時に、井上市議員さんは、一番近な地域自治体である市という行政の中で、住民に対してこれを理解させるためには、一体、国が県を通じてどういう形でこれを協議してもらうのがいいんだろうか、そういうお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○片山善博君 今先生のお話を伺つていて、国民みんながこぞつて何か臨戦態勢みたいになるのは、これはちょっとどうかなという気が私はするんです。むしろ、地方自治体、特に県とか市町村が、一たん有事の際に国民保護のために何をするべきかということをしっかりと教えてください。

しかし、おっしゃるとおり、自治体だけがわきまえていて国民の皆さんが全くそういうのではございませんので、それは適宜訓練をするということが有効だらうと私は思います。

災害のときにも、防災訓練というのをやるんな方策を通じてやれよといつてもなかなかできないと思いますが、これがここで通過したとして早く国民党にこの点を理解させなければいけない。そのためには、都道府県を中心として区市町村、東京には区といふこともあるのですから、区市町村などが、それぞれの自治会であるとか地域の団体を通じて指導をして、こういう形で持っていくんだよ、こういうことになつたんだよ、だから地方の行政としても、あるいはそれぞれの地域の自治体としても理解して協力しようじやないかという気持ちが沸き上がつてこないども、いわゆる知事の立場において、どうやつたどりには間に合いませんけれども、しかし、片山知事、後で井上さんにもお聞きするんですけれども、いわゆる知事の立場において、どうやつた

と、それはありません。ですけれども、核

には政治に対する信頼があるかどうかということがどううと思つんです。正直言つて、今、本当に信頼を崩すようなことがほつぼつ出ています。だから訓練ということだらうと思つん

だとは、私はやはり最終的には、この問題とい

うのは政治に対する信頼があるかどうかということがどううと思つんです。正直言つて、今、本当に信頼を崩すようなことがほつぼつ出ています。だから訓練とすることだらうと思つん

だとは、私はやはり最終的には、この問題とい

うには政治に対する信頼があるかどうかといふこと

になるところが知つていて、対応方針を過たなければ、住民の皆さんは協力をしています。

六千人近く、ちょっと何人亡くなられたか人数を忘れましたけれども、あのときに、まだまだふだんなら助ける余地があつたということを隊員が言つております。それから、悲鳴とか助けてほしいという言葉が相当なところでしておるんだけれども、上空のヘリコプターの音で全然聞き取れないと、これが一番搜すのに、相手の声を開き取るのに時間がかかったというようなこともありますので、そういうことで、今度はいろいろな面での訓練も、そういう上空のヘリコプターの取材も含めた、いろいろな大がかりな訓練をこういうふうに時間がかかることがあります。

○井上文伸君 有事の際に、私の場合は市民にどのように徹底させるかということですが、有事にわせることにつながるんだろうと思ひます。ぜひ、そのことをお願い申し上げたいと思います。

○井上文伸君 有事の際に、私の場合は市民にどうぞ、それから中央官庁の皆さんにも、国民党が信頼を寄せられるような素地をつくつていただくということが、私は、この問題を国民党の皆さんが広く認識をして、いざというときにはみんなで一致協力します。

その都度私が

に一般的の人も言われたですけれども、先生方が本会議のときにはどういう態度をしておるか、上からみんな見ているんですよ。それで、きのう庄倒的に多かつたのは、政治家がこれだけ態度が悪いとは思わなかつたというのが出てきたんですよ。議長がいろいろなことを言われても全然聞こえぬのです。先生方も、何か知らぬけれどもメールの電話を持つてこういうふうに一生懸命している人がおる、うちわを持って隣と話ををしておる人がおる。その雑談がきのうは特にすごかつたというこ

とで、きのう観光客の方もかなり大勢傍聴されておるようですが、まあちょっとそこそこからともございますが、ああした大きな災害になりまますと、今まで日本でもそう例はないわけでございまます。島県からもかなりの応援部隊が集結したというこ

とで、思つようには行動がとれないということもありますが、地方から応援に行つたところはなかなか思つませんが、やはりそれなりの認識ができていた。皆さんが、やはりそれなりの認識ができていた。では、県民、住民の皆さんすべて知つていたか

いたわけです。

ちょうどメディアの方もおられますけれども、六千人近く、ちょっと何人亡くなられたか人数を忘れましたけれども、あのときに、まだまだふだんなら助ける余地があつたということを隊員が言つております。それから、悲鳴とか助けてほしいという言葉が相当なところでしておるんだけれども、上空のヘリコプターの音で全然聞き取れないと、これが一番搜すのに、相手の声を開き取るのに時間がかかったというようなこともありますので、そういうことで、今度はいろいろな面での訓練も、そういう上空のヘリコプターの取材も含めた、いろいろな大がかりな訓練をこういうふうに時間がかかることがあります。

○井上文伸君 有事の際に、私の場合は市民にどうぞ、それから中央官庁の皆さんにも、国民党が信頼を寄せられるような素地をつくつていただくということが、私は、この問題を国民党の皆さんが広く認識をして、いざというときにはみんなで一致協力します。

○井上文伸君 有事の際に、私の場合は市民にどうぞ、それから中央官庁の皆さんにも、国民党が信頼を寄せられるような素地をつくつていただくということが、私は、この問題を国民党の皆さんが広く認識をして、いざというときにはみんなで一致協力します。

その都度私が

いたわけです。

要らぬことを申しまして済みません。

○宇田川委員　国會議員の立場で、今の問題についてはみんな拳々服膺しまして、これから気をつけるようになりますけれども。

地方自治体の行政の方が、国の行政より取り組むことが早いんですね。もちろん、法律を凌駕した条例はできませんけれども、やはり動くことになつたら自治体の方が早い。そういう行動力と知恵を私どもにまたこれからも遠慮なくお与えくださいますようお願いいたしまして、終わります。

ありがとうございました。

○瓦座長　これにて宇田川君の質疑は終了いたしました。

これにて委員からの質疑は終了いたしました。この際、一言ございさつ申し上げます。

意見陳述者の方々におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。

本日拝聴させていただいた御意見は、当委員会の審査に資するところ極めて大なるものがあると存じます。ここに厚く御礼を申し上げます。また、この会議開催のために格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして心より感謝を申し上げ、御礼を申し上げます。きょうはありがとうございました。

それでは、これにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

派遣委員の新潟県における意見聴取に 関する記録		平成十四年六月七日(金)			
一、期日		二、場所			
ハミングプラザVIP		三、意見を聴取した問題			
安全保障会議設置法の一部を改正する法律 案(内閣提出)、武力攻撃事態における我が 国の平和と独立並びに国及び国民の安全の 確保に関する法律案(内閣提出)、自衛隊法 及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の 一部を改正する法律案(内閣提出)、安全保 障基本法案(東洋三君外一名提出)及び非常 事態対処基本法案(東洋三君外一名提出) について		四、出席者			
(1) 派遣委員		(2) 現地参加議員			
座長 米田 建三君 岩永 峯一君 山口 泰明君 筒井 信隆君 工藤堅太郎君 山口わか子君 木島日出夫君 上田 勇君 森岡 正宏君 桑原 豊君 吉田六左門君 澤田 喬朗君 佐々木 寛君 志田 邦男君 新潟防衛懇話会 会長 前滑川市長 澤田 喬朗君 新潟県議会議員 佐々木 寛君 人づくり県民ネットワーク幹事 佐々木 薫君 新潟大学名譽教授 藤尾 彰君 新潟大学法学部 教授 小野坂 弘君 新潟大学法学院 教授		(3) 意見陳述者			
(4) その他の出席者					
内閣官房内閣審議官 外務省総合外交政策局安全保障課長 防衛庁防衛局長 内閣官房内閣参考官 富田 浩司君 守屋 武昌君 前田 哲君		村田 保史君 守屋 武昌君 前田 哲君			
<p>○米田座長 午後一時開議</p> <p>私は、衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会派遣委員団長の米田建三でございます。この会議の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ございさつを申し上げます。</p> <p>皆様御承知のとおり、当委員会では、内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案並びに東洋三君外一名提出の安全保障基本法案及び非常事態対処基本法案の審査を行っているところでございます。</p> <p>当委員会といたしましては、各案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、御当地におきましてこのような会議を開催することといたしました。</p> <p>御意見をお述べいただく方々には、御多用中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見をお述べいただけますよう、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。</p> <p>会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩立場から意見を申し述べます。</p> <p>新潟県は、我が國の中央部日本海側に位置し、</p>					
<p>序の保持等は、座長であります私が行うことといります。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、この会議におきましては、御意見をお述べただく方々から、委員に対する質疑はできることになつておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。</p> <p>次に、議事の順序について申し上げます。</p> <p>最初に、意見陳述者の皆様方から御意見をお聞きを行うことになつております。なお、御発言は人十分程度お述べいただきました後、委員から質疑を行なうことになります。</p> <p>まずは、派遣委員は、自由民主党の岩永峯一君、森岡正宏君、山口泰明君、民主党・無所属クラブの桑原豊君、筒井信隆君、公明党的上田勇君、自由党的工藤堅太郎君、日本共産党的木島日出夫君、社会民主党・市民連合の山口わか子君、以上でございます。</p> <p>なお、現地参加議員として、自由民主党の吉田六左門君が参加されております。</p> <p>次に、各界を代表して御意見をお述べいただく方々を御紹介させていただきます。</p> <p>新潟防衛懇話会会長鈴木廣君、前滑川市長澤田壽朗君、新潟国際情報大学専任教師佐々木寛君、新潟県議会議員志田邦男君、人づくり県民ネットワーク幹事佐々木薰君、新潟大学名譽教授藤尾彰君、新潟大学法学部教授小野坂弘君、以上七名の方々でございます。</p> <p>それでは、鈴木廣君から御意見をお述べいただきたままでどうぞ結構でございます。</p> <p>新潟県は、我が國の中央部日本海側に位置します。</p> <p>初めに、有事法制関連三法案に対して、賛成の立場から意見を申し述べます。</p> <p>世界における主要先進国の一員であり、自由・民主主義を標榜する我が国として、有事法制は当然備えていかなければならない最も基本的な法制であります。また、これらの法制がきちんと整備できていることは、我が国に対する侵略の抑止につながるものであると思います。</p> <p>二十一世紀の脅威への速やかな備えです。</p> <p>先年、新潟沖合で発生した不審船事件、昨年九</p>					
派遣委員の新潟県における意見聴取に 関する記録		平成十四年六月七日(金)			
一、期日		二、場所			
ハミングプラザVIP		三、意見を聴取した問題			
安全保障会議設置法の一部を改正する法律 案(内閣提出)、武力攻撃事態における我が 国の平和と独立並びに国及び国民の安全の 確保に関する法律案(内閣提出)、自衛隊法 及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の 一部を改正する法律案(内閣提出)、安全保 障基本法案(東洋三君外一名提出)及び非常 事態対処基本法案(東洋三君外一名提出) について		四、出席者			
(1) 派遣委員		(2) 現地参加議員			
座長 米田 建三君 岩永 峯一君 山口 泰明君 筒井 信隆君 工藤堅太郎君 山口わか子君 木島日出夫君 上田 勇君 森岡 正宏君 桑原 豊君 吉田六左門君 澤田 喬朗君 佐々木 寛君 志田 邦男君 新潟防衛懇話会 会長 前滑川市長 澤田 喬朗君 新潟県議会議員 佐々木 寛君 人づくり県民ネットワーク幹事 佐々木 薫君 新潟大学名譽教授 藤尾 彰君 新潟大学法学部 教授 小野坂 弘君 新潟大学法学院 教授		(3) 意見陳述者			
(4) その他の出席者					
<p>○米田座長 午後一時開議</p> <p>私は、衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会派遣委員団長の米田建三でございます。この会議の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ございさつを申し上げます。</p> <p>皆様御承知のとおり、当委員会では、内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案並びに東洋三君外一名提出の安全保障基本法案及び非常事態対処基本法案の審査を行なっているところでございます。</p> <p>当委員会といたしましては、各案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、御当地におきましてこのような会議を開催することといたしました。</p> <p>御意見をお述べいただく方々には、御多用中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見をお述べいただけますよう、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。</p> <p>会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩立場から意見を申し述べます。</p> <p>新潟県は、我が國の中央部日本海側に位置し、</p>					

月の米国同時多発テロ、十二月の奄美沖不審船事件など、冷戦が終結したにもかかわらず、二十一世紀に入つてもなお国民の安全に対する脅威が増していることは、ここ新潟においても実感されるものであります。

一部に、なぜ今ごろ有事法制かというような奇妙な意見があるようですが、新たな脅威は確実に高まつてきており、これらに国家として有効に対応するための法制度はできるだけ早く整備すべきであると思います。何も起きていないときには整備することが大切であります。

國を守る自衛隊が、いざというときにその能力を十分に發揮できるよう、また、国民が戦争の被害から守られるために、平時、国民生活や社会が平常に機能しているときに、冷静な立場で有事、緊急時の対応について検討し、法律をつくるのは極めて重要であり、当然のことです。緊急時に整備すればよいという御意見もあるようではあります。が、無責任であり、國家国民のことを真剣に考えていません。日本の常識は世界の非常識といつまで評されていてはいかぬのであります。

有事法制関連三法案に対する評価であります。

国防に対する国、地方自治体、国民の努力の一化。

國、地方自治体、国民が一体となつて行わなければならぬ。今回の法律では、武力攻撃事態に対し、國、自治体、指定公共機関の責務及び国民の協力を明記することで、武力攻撃事態に対して自衛隊のみならず国全体で対処すべきことが明確にされており、評価できます。また、このよる姿勢を明らかにすることは、國の主権と誇りを守る心構え、国民の国防、安全保障に関する意識を高揚につながるものと期待しております。

武力攻撃事態への対処的重要性。

一部に、なぜ今ごろ武力攻撃事態に関する法制度を整備するのかという議論があると聞いておりますが、我が国の存亡にかかわるような事態に、國家として総力を挙げて対処するための法制度をます

整備することは当然だと思います。

仮に、目の前の脅威や事態に対応するための個別の法制度を積み上げていったとした場合、これらの法制度は不整合で場当たり的になる可能性が大きいと思います。我が国にとって最も深刻な武力攻撃事態への対処を主たる対象としておけば、それは、今後それを土台にしてさまざまな事態に発展させることは十分可能であると思います。

今後の緊急事態対処、危機管理に関する法制度の継続を約束しておられます。武力攻撃事態対処法には、今後の法整備へ二年間という期限を限定して設定しまして、残された課題についての立法化を法律の条文に担保していることは重要な点であります。

今国会に提出された有事法制関連三法案を成立させることで終わることではなく、ひとしく重要な国民の生命財産の保護のための措置、自衛隊の円滑なる行動のため、米軍の行動円滑化のための措置の法整備を約束していることで、有事法制整備の継続性を約束していることを評価するものであります。

新潟では、横田めぐみさんの拉致問題や先年の不審船事件など、さまざま不安が県民の間にあります。その意味で、テロや不審船など、武力攻撃事態以外のその他の緊急事態に対しても迅速的確な実施のための措置を講ずるよう規定されており、これに基づいて関係省庁等が適切な対応をとられることを評価します。

今後への期待。

国会における建設的議論と早期成立をお願いします。これまで申し述べたとおり、有事法制の整備は、國、国民にとって最も基本的かつ重要な法制度であり、國会において党利党略を超えた建設的議論を深めていただき、努めて多くの賛同を得て成立させていただきたい。

有事法制の整備は今でも遅いと認識すべきであつて、先送りや廃案などは決して行うべきではない。今国会中に成立されるとの方針をいま一度確認され、努めて早期に成立させるよう期待しま

す。できれば、二年以内と言わず、できるだけ早期に整備されるよう、強く要望するものであります。

改めて、公述人として、本有事法制関連三法案を支持し、今後とも応援してまいりたいと思います。終わり。

○米田座長 ありがとうございました。

次に、澤田壽郎君にお願いをいたします。

○澤田壽郎君 隣の富山県の滑川市長を二月まで四期十六年間にわたってやつてまいりまして、今はフリーの立場でございます。

地方自治を今まで担当してまいりまして、やはり一番大事なのは、市民の安心と安全と申しますが、これの確保が、やはり市長として最大の関心事でございました。よく、福祉国家あるいは市民の福祉、福祉最優先ということを聞きますが、私は、最大の福祉は市民の安心と安全の確保にある、こう思つておるわけであります。

私の町でも、かつて火災が起きて、痛ましい死亡事故等も何件も起きております。これは高齢者の方ですが、幾ら平素福祉に力を入れていても、安心と安全でない対処によって命を落とすというようなことがあります。これは福祉も何もないといふことではありません。これは高齢者の方ですが、幾ら平素福祉に力を入れていても、安心と安全でない対処によって命を落とすというようなことがあります。これは福祉も何もないといふことではありません。これは高齢者の方ですが、幾ら平素福祉に力を入れていても、安心と安全でない対処によって命を落とすというようなことがあります。これは福祉も何もないといふことではありません。これは高齢者の方ですが、幾ら平素福祉に力を入れていても、安心と安全でない対処によって命を落とすという

ように思つておるわけであります。

終わりに、冒頭にも述べたとおり、有事法制はまだに山積しております。引き続き、活発な議論

と国民全体の意思決定が必要であります。

と、日清戦争、北清事変、日露戦争、第一次大戦、満州事変、支那事変、第二次世界大戦、もう本当に戦乱多数ありました。ですから、同じ期間、戦後のこの五十七年間、本当に貴重な期間でありますと、もう実感をしております。

だけれども、これは日本だけがこの平和を享受しておったわけでありまして、世界各地ではさようも動乱が起きておるのは御承知のとおりであります。アジア、ヨーロッパ、アフリカ、中近東を問わず、至るところで動乱が起きておりますが、日本は五十七年間無事だった。本当にこれは珍しい。そこで、平和が続いているので、とかく防衛問題、国のお安全ということについてはなおざりにされておる傾向がなかつたか。

そこで、明治を振り返ってみますと、明治時代の政治、外交、軍事、財政経済、これは見事に吻合しておったと思うわけであります。日清戦争の終戦処理を見ても、そのときの外交、財政、もうすばらしい協力であります。残念ながら、その政治と軍事の乖離どころか陸海軍も統一性を失つた、不統一であるという時代が続き、したがつて、強力に統一された国家意思が確立されていたかどうかということについては、これは大きな反省事項であると思います。

したがつて、私は、これは私見でありますが、特に、明治憲法における統帥権の独立ということが非常におもしになつておりますと、そのためには、政治と軍事の協調、陸海軍の統一もよくなかった、こう思います。したがつて、あの明治憲法は、昭和の初年に本當は改定しておくべきじやなかつたかというのが私個人の考え方であります。

それで、あのときに、もっと国の総責任者のものと国が一体となつて方針を決め、行動できる体制をとっておつたならば、日本の姿もまた変わつておつたんじやないかという感じがいたします。

そこで、国の安全と国民の生命財産を守るといふことを先ほど申しましたが、安全を願う気持ち是非常にとうといわけでありまして、願望は限り

なくあります。私どもも、平和で安定した、これが続けばいいということは常に思つておりますが、願望だけでは安全ということは保証の限りではありません。そこで、動乱が起きてからでは、もういわゆるつけ焼き刃、何とかを見て繩をなうようなことをやつていたのでは対処できないので、平穡のうちにおいてこそ最悪の事態を検討し、法律的にきちんと整備しておく必要がある、こう思います。

きちんととした法体系のもとに、防衛体制を整備し、行動の基本を定めておくことこそシビリアンコントロールの最も大事なことであります。とかく枝葉末節なことでシビリアンコントロールがどうのこうのという話がよく出てまいりますが、私は、政治の最大の責任は、こういうことを平素きちんと決めておくこそ最大の責任である、こう思います。シビリアンコントロールということはそういうことを言うのでありますと、政治が防衛について責任を持つ、そのためには、政治家も軍事に携わる者も、お互いの理解と協調、これをぜひお願いするものであります。

先ほど、私は明治憲法の件で申しましたが、當時、統帥権のために、政治家は余り軍事について興味を持たなかつた、したがつて、余り研究していない、また、軍人は、とめられておつたにもかかわらず政治に興味を持ち過ぎたというようなことが國を過つた大きな原因になつているんじやない、また、軍人は、とめられておつたにもかかわらず政治に興味を持ち過ぎたといふことがあります。これからしばらくたちますと、昭和二十年あるいは三十年生まれの方々が主力になつてしまりますと、防衛問題にいわゆる無経験といいますか、無経験ならないんですねが、無関心な方々がふえてくる。そういう方々が政治をやられてまいりますと、よきにつけ悪いにつけ、戦争を体験した世代がおつたときはまだ、そこ最大の、これは大事なことである、こう思ひますので、よろしく国会の先生方にお願いしたい、こう思つております。

災害でさえ、突然ぱっと起きて思いがけないことが襲つてきます。阪神大震災、それからこの辺でいりますと、日本海の油漏出事故というのも突然です。阪神・淡路、大変だなというので、私はすぐ消防車を二台、急速神戸まで応援に出しましり着けない、ようやくたどり着いたけれども、残

たけれども、こういう経験がございます。後、直しまし

たわけでありまして、その後、いわゆる消防庁では全国波の配当というようなことをきちんとやりまして、今はどこへでも消防車を出します。出し

て、すぐ連絡をとれるという体制になつておりますが、こういうことは平時にやつておかないと、もう動乱の中ではどうしようもない、手おくれになります。

特に、防衛問題は、後から反省しておつたのは手おくれになります。終わつた後から、ああ、やつておけばよかったと言つてしまつた、ああ、やつておけばよかったと言つてもそれは終わりであります。もうそういうものは過ぎてしまつたということになりますので、今のうちにやつておく必要がある、こう思います。

それともう一つ、今、高齢化とともに青少年の減少が言われております。これからしばらくたちますと、昭和二十年あるいは三十年生まれの方々が主力になつてしまりますと、防衛問題にいわゆる無経験といいますか、無経験ならないんですねが、無関心な方々がふえてくる。そういう方々が政治をやられてまいりますと、よきにつけ悪いにつけ、戦争を体験した世代がおつたときはまだ、そこ最大の、これは大事なことである、こう思ひますので、よろしく国会の先生方にお願いしたい、こう思つております。

○米田座長 ありがとうございます。

次に、佐々木寛君にお願いをいたします。

○佐々木寛君 はい。ありがとうございます。

私は、私が専門としている安全保障及び平和研究の観点から、当該法案に関する所見を幾つか述べようと思います。時間も限られており、個々の法案の細部にわたつて検討することは物理的に不可能ですので、当該法案が持つてゐる包括的かつ政治的な意味について、簡潔にかつ率直に議論させていただきたいと思います。

まず、当該法案が持つ現実主義の不在、つまりアリズムが欠如しているという問題について論じたいと思います。

今までのお二方のお話ですと、まあ一種アリズムに基づいてこの法案が必要だというお話をでしたが、私は全く逆であるというふうに申し上げたいと思います。

いわゆる有事関連法案の具体的な枠組みを規定する武力攻撃事態法案、この正式な名称というものは、御存じのとおり、武力攻撃事態における我

念ながら連絡手段がないんです。無線機を積ませておつたけれども、全国波が配当してありませんでした。連絡の手段がないから、せつかく神戸近くまで行つても長い時間あつて空費をした、こういう経験がございます。後、直しまし

たけれども、現在審議中の法律案につきましては、私は賛成をするものであります。政府案に賛成をいたしますので、今国会中にぜひとも成立をお願いするものであります。

地方自治体としては、市民の安心と安全の確保が最も大事であります。このためには、当然、国このこの防衛対処方針には協力すべきものである、こう思います。市民も国民の一人であり、市町村といえども国と対立してある存在ではございません、国と一体でござりますので、自治は十分やりますが、こういう国家非常の事態においては國も地方自治体も当然協力してしかるべきものということを申し上げたい、こう思います。

以上であります。

と、超法規的な行動に頼らざるを得ないというこ

とになつてはぐいが悪いわけでありまして、そのためには平素しつかり、安定しているときにこ

そ非常時の体制、体系を決めておくべきだ、こう

が國の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律となつております。しかし、結論から申し上げれば、この法案によつて、我が國の平和及び、國及び國民の安全は、近い将来むしろ不安定かつ危機に見舞われる可能性があることを専門家として指摘しておきたいと思います。

私が専門といたします安全保障理論の基本原則といたしまして、自国の安全というものをひたすら追求することが、むしろ近隣諸国の不安や警戒心を喚起し、かえって自国の安全を不安定なものにするという安全保障のジレンマと呼ばれる、いわば歴史的な法則が指摘できます。

既に当該法案の提出が近隣諸国との著しい不安を高めていることは、個々の例を挙げるまでもありません。近年、日本政府が進めてきたPKO協力法及び周辺事態法、それからテロ対策特別措置法、この一連の整備は、近隣諸国にとって、今まで今回の法案提出と全く無関係だとは映っていません。日本はいよいよ本格的に軍事行動を拡大する、あるいは戦争放棄の束縛から抜け出す、そして今回の法案は、平和憲法改正にまで至る決定的な一步を踏み出したと見られています。これは各紙が報道するところであり、韓国、朝鮮及び中国の私の友人たちが述べるところであります。

このことは、具体的には、韓国や中国政府のみならず、特にアメリカ政府によって明確に敵視されている北朝鮮政府の警戒心を著しく高めています。さきの福田官房長官による非核三原則の見直しを示唆する発言は、さらにこの警戒感に追い打ちをかけています。その意味で、本法案は、冷戦後、東アジアでさまざまな地域的協力関係が築かれようとしているまさにそのさなかに、むしろこの東アジアの対話ムードの建設を不可能にし、逆に軍事的な緊張をさら高めてしまう可能性が高いというふうに考えられます。

また、一例を挙げれば、特に新潟は世界最大の原子力発電所を抱えています。その大きさは、御存じのとおり、チエルノブイリの原発の比ではありません。事实上、軍事的にこれを故意に破壊されると、

重要なことは、むしろ、今回のいわゆる有事法制化によって、政治的には明確な戦闘上の敵対国となってしまうということです。アメリカは、あればど国内的にも国際的にも安全保障システムに力を注いできた国です。にもかかわらず、どうしてたびたびあのようなテロリズムに遭ってしまうのでしょうか。その背景を考える必要があります。そして、国民や市民の安全とは本当に何であるのかということを現実主義的に考える必要があると思われます。

また、これら一連の法案の背景には、万一本來たらどうするとか、万一本來のことが起こつたらという非常事態あるいは例外状況の論理が貫徹しています。日本国憲法には緊急条項がない、だから整備しようということです。もちろん緊急に際しての法的な取り決めは不可欠ですが、これは政治学の基本ですけれども、例外状況の論理を強調することによって、その例外状況の論理が平時の論理を凌駕して押し殺してしまうというのは、我々が世界の歴史に学ぶところです。

本法案では、有事において国民、地方自治体そのほか市民社会そのものが一方的に協力を要請されますが、それによって何よりもシビリアンcontresトロールや民主主義そのものが危機にさらされてしまします。この法案は、全体主義の苦い経験を味わった我々の二十世紀の経験に対しても、配慮が著しく欠けていると思われます。

さらに、本法案では大規模軍事侵攻が前提となっていますが、それは時代錯誤であるだけではなく、一体そもそも、これは現実的に考えて、日本政府はその有事を主体的に判断できるのでしょうか。

事実上、米国の軍事戦略との一体化が指摘されています。高度な情報技術に支えられ、あらゆる国境や地理的範疇を超えた現代戦争の論理、あるいは、今後世界じゅうで戦争を継続すると宣言し、既に有事化した米国の世界政策をつぶさに検討すれば、これら一連の法案整備によって日本がどのような戦争や危険に巻き込まれていくのかは、はつきりしています。

まず最初に、今回、いわゆる有事法提案に関して、新潟の地を選んでいただいたことに感謝を申し上げます。

私は、グローバルな視点というより、日常、生活をしている新潟というローカルエリアからの視点で、法案に賛成の立場から意見を陳述させていただきます。

最後に、本当の平和政策あるいは本当の現実主義についてお話ししたいと思います。

一九四五五年の敗戦以来、半世紀以上、単純な事実ですが、戦場と認められる地域において戦闘行為によって日本軍の兵士に殺された人間は、この地球上にたった一人もいません。合法化された殺人を半世紀以上にもわたって行わなかつたのは日本国民の誇りであります。我々は、再び戦争加害者になるべきではありません。

本当の安全あるいは平和構想というものは何でしょうか。日本国内の安全保障は国際的安全保障が前提であるというのは、何万、何十万もの死者の上に決意された日本国憲法がその根幹に据えているものであります。東アジア及び世界の平和環境を創出することこそが、眞に現実主義的な平和・安全保障政策であるにもかかわらず、そのような展望も一切ないまま、なぜ今急いでこのような緊急法が要請されるのか、理由がわかりません。具体的な脅威が高まっているという発言、あるいはそういうようなメッセージは、冷静な分析に基づいてはいません。

結論として、当該法案につきましては、日本及び国際社会の平和構想という理想主義はもちろんのこと、まさに現実主義が欠落しているという意味でも、極めて拙劣な法案であると断言することができます。

以上、私からの意見陳述を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○米田座長 ありがとうございます。

次に、志田邦男君にお願いをいたします。

○志田邦男君 新潟県議会の志田邦男でござります。

御承知のように、新潟は、日本海という内海をかけ橋として、戦前から大陸とは活発な交流を開いてまいったところであります。歴史的なことは別にしまして、私が子供のころ、北朝鮮帰還事業が行われており、その光景は日常のような形で見ておりました。現在も、日本で唯一の北朝鮮定期航路が開かれています。また、ロシアとの関係も冷戦時代から、当然のことですが、活発に交流が行われてきました。大やけどを負ったロシアの少年が新潟市民の手によつて救われるなど、新潟県民は、とかく暗い話題が先行する北東アジアの一員として、日本海を平和の海にという悲願を持つて取り組んでおります。

一方、このような地理的関係から、日本海を取り巻く国際情勢の動きというものも私たちの生活に密接につながっております。横田めぐみさん、蓮池さん等の拉致事件においても、私たち市民に親しまれている新潟、柏崎の庭先で起こった事件であります。また、テボドンの発射事件あるいは佐渡沖で日常茶飯事に起こっている不審船の行動、これらは県内の漁業者などに不安を投げております。

ちなみに、冬季、新潟、佐渡の海岸に行きますと、大陸から大量の漂着物が打ち上げられております。その中には大変物騒なものもあります。さらに、新潟県には、先ほどもお話をありましたが、単独の発電所としては世界一大きな発電所、柏崎刈羽原子力発電所もあります。昨年のようなテロのときも、私たちは当然のようですが、この原発、あるいは新潟東港にある日本でも有数のしNNG基地、これは大丈夫なのか、このようにすぐ

味わつた我々の二十世紀の経験に対し、配慮が著しく欠けていると思われます。

さらに、本法案では大規模軍事侵攻が前提となつていて、それは時代錯誤であるだけではなく、一体そもそも、これは現実的に考えて、日本政府はその有事を主体的に判断できるのでしょうか。

本法案では、武力攻撃事態と周辺事態との関連など、米軍の役割の不明確さが目につきますが、結論として、当該法案につきましては、日本及び国際社会の平和構想という理想主義はもちろんのこと、まさに現実主義が欠落しているという意味でも、極めて拙劣な法案であると断言することができます。

以上、私からの意見陳述を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○米田座長　ありがとうございます。

次に、志田邦男君にお願いをいたします。

○志田邦男君　新潟県議会の志田邦男でございます。

ちなみに、冬季、新潟、佐渡の海岸に行きますと、大陸から大量の漂着物が打ち上げられております。その中には大変物騒なものもあります。さらに、新潟県には、先ほどもお話をありましたが、単独の発電所としては世界一大きな発電所、柏崎刈羽原子力発電所もあります。昨年のようないテロのときも、私たちは当然のようにすぐ、この原発、あるいは新潟東港にある日本でも有数のLN G基地、これは大丈夫なのか、このようにすぐ

第二類第七号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第十六号(その二) 平成十四年六月二十八日

私たちとは考えておりません。そのような状況を見て見ますと、平和な日常生活というものが非常に脆弱な、また微妙な国際関係の中にあるということを私たち新潟県民は実感するものであります。

そういう中で、今の日本は、万が一ではあります、武力攻撃というような有事の際に、国家として最も基本的な責務、国民の生命財産を守れるのかということを考えざるを得ません。しかし、この最も基本的なことが実は全くできないのではないかと驚いたのが、あの阪神大震災でした。災害のような緊急事態と今回想定されている有事とは違いますが、日本の危機管理を考える意味で、少し所感を述べさせていただきます。

あのとき、テレビの画面を食い入るように見ながら、燃え盛る火災現場で、未曾有の非常事態であるとだれしもが考えているのに、情報、通信、救助、すべてにわたって行政機関の立ちおくれが目につきました。中でも、政府及び自衛隊の出動がおくれ、国民の批判が噴出しましたが、時の総理、村山総理がそのことに関して地震直後の一月二十日の本会議で発言した内容、正確を期して議事録どおり引用させてもらいますと、次のようになります。

何分初めての経験でもござりますし、早朝の出来事でもござりますから、幾多の混乱があつたと思われますけれども、いずれにいたしましても、防災上の危機管理体制の充実は極めて重要な課題であると認識をしておりまして、今回の経験にかんがみながら、今後見直すべき点は見直すこととして、危機管理体制の強化に努力をしてまいりたいと考えているところでござります。

この発言は、図らずも戦後の日本の危機管理体制を言ったものと思います。初めてで、深夜、早朝であれば多少の混乱が許されるということでは、国家としての責任を放棄したと思われてもいたし方ないのでないでしょうか。自己完結の非常事態に対応する能力を持つ自衛隊、これは現在多くの国民が、合意であり、必要

と認めているわけですが、阪神大震災でも明らかになつたように、有事の際にこれを迅速に動かし、それを守るという大義名分で何でも許されるということがあります。したがって、私は、シビリアンコントロールの原則のもと、有事に対する法整備化をするのが当然であると考えます。

ただし、その際に問われるのが、戦前、不拡大方針を次々に覆して泥沼に入り込んだ日中戦争のようにならないのか、日本軍が自国民より軍そのものを守ろうとして起こした数々の悲劇、非常事態の名のもとに行われた報道管制、じゅうりんされた人権、これらに対する懸念は、まだ非常に強いものも事実であります。諸外国、国民の不安を払拭するような国家としての理念、哲学を明確に示した上で、第二次大戦の反省が生かされているのか、だれのための法制化なのか、これは厳しくチェックしなければならないと考えます。

そのような観点から、今回提出された武力攻撃対処関連法案を見てみると、第一に、シビリアンコントロールの原則ですが、戦前の軍部の独走を起こさないためにもこの原則の強化が必要と思いますが、今回の法案においては、国会承認事項が現行の自衛隊法より強化されており、承認事項として、特に対処基本方針に防衛出動と待機命令も記載される、あるいは社会経済分野や国民保護に関する対処措置も記載されるなど、武力攻撃事態対処の全般が国会承認事項となつたことは評価できるものであります。

第二に、人権の制限に関しても、一律、包括的に停止されるのではなく、個別の法律によって、しかも公正、適正な手続のもとで行うと規定しておる、政府にフリーハンドを与えておりません。これについても評価できるものと考えます。

そして、最も大事な武力攻撃に対しても、個別的自衛権の行使に限定して対処とするなど、現憲法を十分に尊重したものと考えます。一部に、こゝに裏返しに言うならば、ルールがないままに武力攻撃という非常事態が発生したとき、国民の生命を守るという大義名分で何でも許されるということがあります。したがって、私は、シビリアンコントロールの原則のもと、有事に対する法整備化をするのが、外部からの武力攻撃排除は、憲法においても活動するルールがないのです。

これは、自衛隊の超法規的行動を許すことにあります。したがって、私は、シビリアンコントロールの原則のもと、有事に対する法整備化をするのが、外から武力攻撃排除は、憲法においても活動するルールがないのです。

以上のような基本的な内容として、武力攻撃事態対処関連法案は、世界の常識からいつても何ら問題はない、このように私は考えます。

しかしながら、この問題に関連して国会の質疑を聞いておりますと、まだわからぬ問題もあります。政府は、有事とは何か、周辺事態との関係、国民保護等、具体的なものをもつと明示すべきであります。また、各委員におかれましても、具体的、本質的な防衛論議を開いていただきたいと要望するものであります。

最後になりますが、現実の世界にあって、防衛問題は厳しい認識を持つて政策立案に当たらないければなりませんが、その根底に、憲法第九条の理念を持つて世界の平和に貢献するという国家としての明確な意思がなければ、周辺諸国の誤解を招くおそれが多分にあり、また、有事の際に最も大事な国民の協力が得られません。

しかしながら、最近の政府の発言の中には、非核三原則の変更と思われるような発言あり、防衛庁における情報公開要求者のリスト回覧など国民に対する裏切り行為ともいいうべき失態あり、また、有事回避のための外交努力をする外務省においても、国民の信頼は皆無と言わざるを得ません。政府答弁にしても、国民に理解をしてもらうという姿勢に欠けているのではないかと思うことは、極めて残念であります。政府のこのような状況もたびたびであります。政府のこののような状況は、極めて残念であります。

あつてはならない武力攻撃への対処という國家の最も基本的な問題を論議するに当たり、私は、政府、国会として、世界の平和構築への強い姿勢を明確にしながらこの問題に対処していただきたい、このように要望をして、私の意見陳述とさせます。

O米田座長 ありがとうございます。

○佐々木薰君 ありがとうございます。

○佐々木薰君 私は、人づくり県民ネットワーク幹事佐々木薰です。

まず、私は、国家の非常事態に対処する法整備は当然必要であると考えます。重要な法整備なので、まず第一歩を踏み入れることの勇気を評価する意味でも、今国会できちんと理念を持つた法律に仕上げてほしいと思います。これが私の結論で、冒頭はつきり申し上げておきます。

我々国民は、国会議員が何かをなす、一步を踏み出す、そういう勇気を称賛し、我々が選んだ議員を信じることが非常に肝要であります。

昨今のマスコミの風潮、一部の世論においては、政治家をいじこにしてしまい、何もない事なれば主義者にしてしまった無党派、政治に無関心といつた層をつくってしまう悪循環に陥っています。国民側から見れば、為政者なのに何もしていないと映り、なざざる罪を問うべきだということになってしまいがちで、国民と政治家との間に不信感が漂い、ここ近年出てきた無党派、政治に無関心といつた層をつくってしまう悪循環に陥ってしまうのではないかと想うのです。

議員を信じることが非常に肝要であります。

我々が抜け落ちてゐるのではないかと思えてなりません。そのところが非常に残念でなりませ

ん。國家の一大事にも通ずることを考えるので幸なことがあります。

さて、本論に入ります。

私は、国家の非常事態に対処する法整備は当然必要であると考えますが、政府が提出した今回の有事関連三法案は、やはりどうしても基本的な考

え方が抜け落ちてゐるのではないかと思えてなりません。そのところが非常に残念でなりませ

ん。國家の一大事にも通ずることを考えるので幸なことがあります。

から、もとと、大枠から始まり、わかりやすく、基本がしっかりととした法案をお願いしたいところです。

このような問題を考えようとするとき、この国

の安全保障や危機管理を本当にやる気があるのかどうかということになります。そのとき、自衛隊

を軍隊として認めるかどうかが重要であり、日本

にとって一つの大きな分水嶺になつてくると思い

ます。

政府・与党は、こうした肝心な問題を回避しつつ、国家安全保障のための法律を自衛隊法の延長線上でとらえ、とりあえずの用に備えようとしているのは見え見えで、ごまかしの域を脱し得ないと思わざるを得ません。結局は、行き着くところは憲法問題になってしまふわけです。ここを踏まえてやらない限り、しつかりとした非常事態に対処する法整備はできません。

これまでの政府見解での憲法のままでは、何が有事なのかわかりません。政治家に、死んでも国民を守るんだという気概があれば、土地がどうだの、家が何だの、国民は言いません。日本国憲法において人権が守られているわけで、乱暴な言ひ方で恐縮ですが、国がなくなつてしまえば、死んでしまえば、人権なんであつたもんじゃないといふことです。

原始的な考え方ですが、憲法に何と書いてあるが、国がなくなつてしまえば当然そのもの、憲法自体もなくなつてしまふわけで、よつて、自分たち国民の生命財産を初め、ふるさとを守るために行動しなくてはならないのは当然です。それとも、我々国民にとって他国の政府がよいといふであれば別です。どうぞ統治してくださいませとなつてしまします。私は、客観的に考えて、日本人として生まれ、育ち、生活をしている今の自分を幸せに感じております。そういう意味で感謝しております。

今日本の子供料金で国際社会という列車に乗つて、好き勝手に騒ぎ、人目を気にせず破廉恥な行為を意に介せずやつている子供に見立てることができます。皆さんも想像できるのではないでしようが、東京の電車の中で等。権利偏重主義のなれの果てで、自分さえよければよいといった自己主義になつてしまっているわけです。

国家としての権能すべてを有するのが本来自然的であり、この権能を道義によつて制御しつつ國家運営をしていくのが大人の国家と言えるのではないでしようか。大人の国家になるには経済だけ

ではだめだとも言えます。日本がこのまま子供の国家であり続ける限り、国際スタンダードに則した貢献に對して責任ある地位はほど遠く、当然イニシ

アチブなどはとれません。有事法制の話になると、なぜ今ころ、どこの国が攻めてくるのかなど、こうした問い合わせの位の高い方が言つてしまふ、こんなところにも戦後日本の異常さがあります。私に言わせれば、いつになつたらちゃんととした法整備がなされるのでしょ

うかと言いたいです。

そして、戦後日本の平和は、平和憲法、いわゆる日本国憲法のことです、この憲法のおかげであり、これを堅持することが将来も平和であると平安で言う人がいます。これもある意味、少し異常だと思います。

戦後五六年、日本が平和でやつてこれらの

は、憲法のおかげではありません。他国が日本国憲法どおりに行動してくれるなど、間違つた幻想にしかすぎません。日本国憲法前文には、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」云々と書いてあります。日本人だけでなく、本来、この地球上に平和を希求しない民などないはずはございません。それでも、争いは絶えることなく起きるのが現実世界であります。正直に現象をとらえるのであれば、日本の軍事的防衛力、すなわち自衛隊と日米同盟によるアメリカ軍の抑止力がこの日本の平和を守り保つてきたということは、ほぼ間違いない事実だと私は思います。

国際政治とか国際社会は、このようなパワーポリティクス、力の構組みです、力対力による世界であり、現実的力学によつて動かされているのは事実であります。そのことをわかるうとしない、避け通ろうとする文化人、知識人と言われる人がそもそもともらしいことを言うから、多くの日本人の思考が幼稚化し、日本がおかしくなるのであります。

自衛隊は戦力であり軍隊であるということを率直に正面から認めた上で、軍事力、自衛隊です

ね、それに対して、国際スタンダードに則した責務権限と暴走しないことを担保するための法律

が、現場で国防に従事する自衛隊員を初め国家治理に關係する方々が一番欲していることではないでしょうか。かつ、我々国民も求めておるところ

でございます。

私は、国家の非常事態に対処するための法整備と先延ばししているようですが、少しおかしいのではないかと思います。大人の国家にふさわしくたるものでなくては、やはり国民として不安で納得できません。国民保護などの規定は二年以内など

できません。國民保護などの規定は二年以内などと先延ばししているようですが、少しおかしいのではないかと思います。大人の国家にふさわしい、しっかりととした背骨を持つた法律になるよう、かつ、いつの時代でも常にそのときの国会議員や国民が納得できるものに近づくよう、きちんととした法律をつくつていただきたいと願つてやみません。

要は、我々日本人が日本をどうするかといった基本的哲学が大事であります。そして、諸外国からも称賛を浴び、参考となるようであれば、日本国民として誇りに思いますし、日本国憲法前文の意にかなうところであり、喜ばしいことであると

思ひます。

最後になりますが、一番重要な基本的理念をございません。

私は、我々日本人が日本をどうするかといった基本的哲学が大事であります。そして、諸外国からも称賛を浴び、参考となるようであれば、日本国民として誇りに思いますし、日本国憲法前文の意にかなうところであり、喜ばしいことであると

思ひます。

最後になりますが、一番重要な基本的理念をございません。

私は、我々日本人が日本をどうするかといった基本的哲学が大事であります。そして、諸外国からも称賛を浴び、参考となるようであれば、日本国民として誇りに思いますし、日本国憲法前文の意にかなうところであり、喜ばしいことであると

れています。

しかし、自衛隊が行う後方地域支援活動は、周知のように、軍事用語ではロジスティック、兵たん業務と言われ、アメリカの海兵隊教本は、兵たんは、軍事作戦を実行する攻撃の一部であり、一領域である。兵たんなしに、計画的で組織的な行動としての戦争は不可能である。兵たんなしに、軍事部隊を立ち上げたり、武装することはできない。兵たんなしには、部隊は現場にたどり着けない。兵たんなしには、兵器は弾薬なしになることであり、車両は燃料なしということであり、装備は故障し、使用されないままとなり、病人や傷病兵は治療のまま放置され、前線部隊は食料や避難所や衣料なしに過ごさなければならぬ。兵たんは、戦争の不可欠な分離できない一部であると述べています。

また、アメリカ海軍の海軍作戦法規便覽は、補給、輸送、通信などで敵国の戦争遂行に貢献する働きをしているものは、たとえ第三国の中船であつても攻撃対象となる。さらに、例えば、敵国の軍隊の補助艦としての行動をしている場合や、敵国の軍隊の情報システムに組み込まれているか、または、いずれにせよ敵国を支援している場合も攻撃対象となるというふうに述べております。

周辺事態法が定める後方地域支援には、確かに、法文上は武力による威嚇または武力の行使は禁止されております。しかし、相手国からすれば、今御紹介いたしました海兵隊教本や海軍作戦法規便覽にもあるように、自衛隊が行う後方地域支援は、兵たん業務として、アメリカの行う軍事作戦と不可分一体の、分離できない構成部分となりなされ、これに対して武力攻撃がなされないという保障はありません。つまり、武力攻撃そのものが現実に加えられる可能性、武力攻撃が加えられるおそれが生じる可能性、武力攻撃が加えられることが予測される可能性、このいずれかが発生します。あるいは、相次いで発生します。

そこで、武力攻撃が現実に加えられた場合に

限つて論を進めますと、それはまさに法案が言う武力攻撃事態そのものであり、これに対して我が国が武力を行使すれば、それはアメリカの軍事行動と一体となつた共同作戦としての性質を帯びてくることになります。

この場合、アメリカの軍事行動が自衛権の発動として適法とされる場合と、違法、不当な場合と区別することが重要でないかと考えます。けだし、第二次大戦後アメリカが行つてきた軍事行動は、ベトナム戦争を筆頭に、グレナダ侵略、リビア空爆、パナマ侵攻、なぶり殺し戦争にも等しい今回のアフガン空爆等、その正当性に疑問符がつくものがほんんどあるからあります。

さらに、ワシントン時間でこの六月一日、ブッシュ米大統領は、ウエストポイント陸軍士官学校の卒業式で、イラクを名指すことこそしませんでしたが、テロとの闘いでは守りに回つては勝てない、脅威が現実化するまで待つたら待ち過ぎだと述べ、国際法上違法とされている先制攻撃を公然と肯定したことなどが報じられております。

したがつて、アメリカが自衛権の行使としての軍事行動に訴えるケースは極めて考えにくわけですが、仮にそのような場合があつたとして、このアメリカの軍事行動と一体化した日本の武力行使はどう評価されるでしょうか。この場合、我が国が現に攻撃されているわけですから、それは個別の自衛権の行使として適法であると言い切れるでしょう。日本が文字どおり単独で行動している場合であれば、この議論、すなわち個別の自衛権の行使というこの議論も成り立ち得るかもしれません、アメリカと日本は互いに支え合つて、共同防衛しているのであるから、やはり日本の行為は、政府が憲法上許されないとする集団的自衛権の行使に当たるといふべきではないかと考えます。

問題は、このようなレアケースではなく、アメリカの軍事行動が違法、不当な場合であります。現にブッシュ米大統領は、ことし一月二十九日の一般教書演説で、イラン、イラク、北朝鮮を悪の

枢軸と決めつけ、これに対する武力攻撃、しかし武力攻撃も辞さないことを公言し、現として適法とされる場合と、違法、不当な場合と区別することが重要でないかと考えます。けだし、日本がこれに対し後方地域支援を行なうなら、既にこの後方地域支援のこと自体が違法、さらに、相手国が我が国の後方地域支援を兵たん活動であるとして武力攻撃をしてきた場合、これはみずから招いた武力攻撃事態であり、一種の挑発であり、これに反撃を加える武力行使はアメリカの軍事行動と同様、およそ自衛の名に値せず、違法な武力の行使と断定せざるを得ないのでないかと考えます。

日本が周辺国から侵略を受ける可能性はゼロに等しいほど小さいに対し、アメリカの違法な軍事行動に、今申し上げましたような経過をたどつて日本が違法な軍事行動に加わる可能性は、今回の武力攻撃事態関連三法案が成立するならば、一気に高まることが予想されます。まさに、これらの法案は、有事を招くまがまがしい法案であると言わなければなりません。

日本国憲法は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に頼りして、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」と述べ、たとえ国を守るためにも、武力の行使を禁止しております。政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう決意した者の一人として、アメリカの違法な戦争に加担することに道を開く武力攻撃事態関連三法案の廃案と、既に成立している周辺事態法の速やかな廃止を強く求めます。

以上でございます。

○米田座長 ありがとうございました。

次に、小野坂弘君にお願いをいたします。

○小野坂弘君 まず最初に申し上げておきたいことは、これまでの有事立法の議論は全く不十分です。実態に合つていません。今や國の失態やまことに思っています。國が主役であるという考え方方は、

許されることではないということをまず申し上げたいと思います。

日本国憲法は、確かに日本の憲法であることは、に、今、アメリカはイラク攻撃の準備を着々と進めていることがしばしばマスメディアによつて伝えられております。

日本がこれに対し後方地域支援を行なうなら、既にこの後方地域支援のこと自体が違法、さらに、相手国が我が国の後方地域支援を兵たん活動であるとして武力攻撃をしてきた場合、これはみずから招いた武力攻撃事態であり、一種の挑発であり、これに反撃を加える武力行使はアメリカの軍事行動と同様、およそ自衛の名に値せず、違法な武力の行使と断定せざるを得ないのでないかと考えます。

日本が周辺国から侵略を受ける可能性はゼロに等しいほど小さいのに對して、アメリカの違法な軍事行動に、今申し上げましたような経過をたどつて日本が違法な軍事行動に加わる可能性は、今回の武力攻撃事態関連三法案が成立するならば、一気に高まることが予想されます。まさに、これらの法案は、有事を招くまがまがしい法案であると言わなければなりません。

日本国憲法は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に頼りして、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」と述べ、たとえ国を守るためにも、武力の行使を禁止しております。政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう決意した者の一人として、アメリカの違法な戦争に加担することに道を開く武力攻撃事態関連三法案の廃案と、既に成立している周辺事態法の速やかな廃止を強く求めます。

以上でございます。

○米田座長 ありがとうございました。

次に、小野坂弘君にお願いをいたします。

○小野坂弘君 まず最初に申し上げておきたいことは、これまでの有事立法の議論は全く不十分です。実態に合つていません。今や國の失態やまことに思っています。國が主役であるという考え方方は、

まず最初に、日本国憲法の性格であります。日本国憲法は、確かに日本の憲法であることは、三百年前にフランス人権宣言以来二百年、いや、それどころか一六八九年のイギリス権利章典以来七八九年のフランス人権宣言以来二百年、いや、それどころか一六八九年のイギリス権利章典以来三百年にわたる人類の貴重な法文化を体現しているものであります。このような人類の最も貴重な遺産に連なつてゐる憲法というものを議論する場合に、このことを意識せずに日本国内の問題としてだけ論じているということが目立つてあります。

一九九八年の国連人権委員会の第四回勧告文書に見られるように、日本は、殘念ながら、人権という次元ではいまだ先進国と評価されておりません。その点で、このような有事立法することによってその懸念がさらに深まる。特に、アジア諸国において極めて懸念が高まつてゐるところです。

国会における憲法の議論を見て、憲法はまず第一に、國の形を決めるものであるというふうに主張されますが、これは大日本帝国憲法時代の憲法思想としては正しいですけれども、日本國憲法の考え方としては全くの誤解です。

ドイツ語では、憲法はフェルファッセンゲスレヒトといいます。英語でいいますと、コンステイチューションナルローです。フェルファッセンゲスリューションなどなわけでありまして、したがつて、これは、決して憲法の欠陥ではなく、憲法の積極的な意思のあらわれなのです。

したがつて、この考え方を、憲法の基本的な構想を真正面から否定する今回の有事立法は、憲法を改正しない限りはすることができないというふうに思います。國が主役であるという考え方方は、

ところで、社会というのは人間関係のネットワークでありますから、したがつて、社会の根本思想といふのはあるべき人間関係、あるべき人間関係の姿といふものであります。それを規定していふのが憲法なんですね。そして、その社会のあるべき姿を規定することによつて、それが決まる

いと思います。

ことによって、二次的に國のあり方が定まる、そういうふうに考えなければならないと思うわけがあります。

日本国憲法は、短いながらいろいろな規定がございまして、これを統一的な形で理解することはなかなか難しいところがあるわけであります。が、私はこれを二つの原理で説明したいと思つております。

一つは、小松茂夫さんが主張しております目的・手段原理であります。憲法は何のために制定されるのかというと、憲法の basic 理念、すなわち平和主義、國民主権、基本的人権尊重主義、これを実現するために憲法は制定されるのであります。そして、それを実現するための手段として、国会、内閣、裁判所、自治体という政治組織がある、このように小松さんは理解するわけでござります。

実は、これは日本国憲法、憲法学の上で立憲主義というふうに呼ばれてきたものであります。これは、大日本帝国憲法をつくるときにその憲法制定の中心人物でありました当時の枢密院議長、伊藤博文が、後で文部大臣になる森有礼の質問に答えて答えている中で、このように憲法というものは國の権限を縛るためにつくらるものなんだ、それでなければ憲法をつくる意味はないのだというふうに言つておられます。これを伊藤博文でさえもわかつてはいるわけであります。

それで、もう一つは、松下圭一法政大学教授が言われていることでございますが、松下さんは次のように申しております。國、自治体、市民というトップダウンの憲法イメージ、これに基づく國家法人説といふものは全くの誤りである。そのような考え方には、國家の統治法あるいは國家の基本法として上から國民を治めるという、そういうイメージで憲法を考えるわけでありますけれども、これは全くの間違いである。現在の日本国憲法はそうではなくて、市民、自治体、國家という形でボトムアップの考え方で考えなきゃいけない。個人の自由、市民自治から出発して、それで自治

体、國というふうに考えなきゃいけない、こういうふうに松下さんは言われるわけであります。これを松下さんは機構信託原理というふうに言つておられます。それで、この考え方は、地方自治法の直接請求権という形で実現しているわけであります。

今回の有事立法は、まさしくこのような方向に真正面から挑戦するものであつて、認められません。そもそも、自治体にさえも一切の相談をしていないわけです。先ほど冒頭に申しましたように、憲法を改正しなければ到底このような立法をすることはできないというのが私の考え方でござります。

小松さんや松下さんの指摘は、まことに適切であると思います。憲法は、前文において平和的生存権を規定しております。保障しております。それを具体的に規定したのは憲法九条なわけでございまして、このような憲法九条といふものは、私の国外で留学した経験によりますと、非常に多くの人によつて、将来の憲法のあり方として非常に正しいものだ、これは見本にしなければならないというふうに言つたことが何回もござります。

日本は世界に誇るべき憲法九条というのを持つてゐる、そういうふうに皆さん申しておられます。例えば、中国の若者は日本が右傾化しているのではないかなどと、だれも国民は信じております。政治家と金をめぐる不祥事は後を絶たず、政府の本格的な対応策も示されておりません。政治家が自分の出處進退をみずから決めるといふことができるなどと、だれも国民は信じております。

地下鉄サリン事件、阪神・淡路大震災、九・一テロ事件、先日の済陽の事件、そして防衛庁の情報開示をめぐる事件、あるいは核兵器発言といふように、続いてまいりましたけれども、我が国の危機管理能力のなさと人権感覚のなさはだれの目にも明らかであります。そもそも、サリンの被害者五千人にに対するちゃんとした対応策さえもどちらも見えません。政策の優先順位のつけ方が間違つてゐるのではないかというふうに思つておられます。

今回配られました参考資料第一号を読みますと、一九八〇年代と最近の答弁の断絶が余りに目立ちます。最近の発言は、あいまいで、中身に乏しく、軽量で、切迫感が感じられません。

私は、次のような吉本隆明さんの発言に賛成です。これは、朝日新聞の六月二日の朝刊に出ています。闘争を知らない戦後生まれたものであります。「戦争を知らない戦後生まれた韓光熙」という人が書いた「わが朝鮮総連の罪と罰」という本を読みました。日本を舞台に、戦後何十年も北朝鮮に人やお金を送つておったという実態、また、韓国のスパイ工作など驚くべき実態が次々と浮かび上がつていく中で、新潟がその拠点であつたということが描かれているわけでございます。

全国各地のパチンコ業界とか商工関係者から集めた十億、二十億というような巨額の資金を朝鮮総連中央本部の新潟出張所に集めて、そして目立たないよう二、三千万円を小さな紙袋に小分けして、そして親族訪問などで北朝鮮へ渡る同胞者を持たせておつた。彼らは中に何が入つていてかわからぬ、そんな状態で運ばせておつた。外

このように重大な法律を制定するに当たつて、備えあれば憂いなし」ということわざで済ませてあります。

今回の有事三法の提案は、その手続及び内容の両面において全く不当なものであり、廃案にすべきであると思います。

以上、私の意見を申し上げました。

○米田座長　ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○森岡委員　私は、自由民主党の森岡正宏であります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○森岡正宏君。

○米田座長　これより委員からの質疑を行います。

○森岡委員　私は、自由民主党の森岡正宏であります。

先ほど来、七名の公述人の方々から、有事法制の必要性、また反対論、御意見をいただきまし

た。しかし、私は、敬意を表して聞く人もあります。また、反対しているのは大学の先生ばかり、この実態も見ていたしまして、恐ろしい気がする

わけでございます。日本の教育界、一体どうなつてゐるんだろうかなと思わざるを得ないわけでございます。

私は、先日、元朝鮮総連の中央本部の幹部で

あつた韓光熙という人が書いた「わが朝鮮総連の罪と罰」という本を読みました。日本を舞台に、

戦後何十年も北朝鮮に人やお金を送つておつた

という実態、また、韓国のスパイ工作など驚くべき実態が次々と浮かび上がつていく中で、新潟がその拠点であつたということが描かれているわけでございます。

全国各地のパチンコ業界とか商工関係者から集めた十億、二十億というような巨額の資金を朝鮮総連中央本部の新潟出張所に集めて、そして目立たないよう二、三千万円を小さな紙袋に小分けして、そして親族訪問などで北朝鮮へ渡る同胞者を持たせておつた。彼らは中に何が入つていてかわからぬ、そんな状態で運ばせておつた。外

為法では五百円以上の現金の持ち出しは届け出が必要ということになつてゐるのに、税関員に接待などで手懐けておいて、そして全く手荷物検査などなしに、そうして北朝鮮へ運ばれておつたと乗せました。こう書いてある。また、北朝鮮工作船を利用して密入国また密出国できるように、日本海沿岸にこの方は三十八カ所も接岸ポイントをつくった、それが今も使われているというようなことが描かれていまして、私は大変ショックを受けたわけでございます。

新潟は、北朝鮮との玄関口であること、また先ほど来お話をございましたように、横田めぐみさんの拉致事件が発生した場所である、そして、さらには新潟沖合で不審船事件が発生したこと、そういうことを考えますと、新潟県民は、国民の安全とかまた安全保障、防衛について非常に関心を持つておられるだらうと思いますと同時に、不安も持つておられるんじやないかなとお察しするわけでございます。陸海空の自衛隊員二千四百名が配備されておるということも聞いておりますし、隣には石川県、小松基地がある、そして佐渡にはレーダーサイトもある、そして原子力発電所も持つておる。こういう新潟県は、非常に日本の安全保障上大変重要な場所だと思うわけでございます。

それもありますだけに、私は、幾ら法律を整備しても、今日本に一番欠けているのは、みずからのが自分たちの手で守るんですよという気概とか意識、それじゃないかなと思うわけでございまして、有事に際してどうするという訓練も日ごろ行われておりませんし、そんなことを一番心配しているわけでございます。

まづ鈴木さんに伺いたいわけでございますけれども、こういう防衛とか安全保障についての県民の意識の高まり、新潟ではどのくらいか、どの程度高まりがあるか。今回有事法制の法案が提出されて、県民の間にはいろいろ議論もあるかと思ひ

ますけれども、どんなふうな関心をお持ちになつてゐるか、ちょっと御感想を簡潔に教えていただきたく思います。

○鈴木廣君 ただいま私もいろいろ拝聴しております、驚いています。まさに王陽明が言ったように、山中の賊は破るにやすく心中の賊を破るはかたし、まことにこれは大変な話だなと思ひました。先生のお尋ねでございますが、やはり新潟県民は極めて防衛意識が高いのではないかと思います。県民みんなが大学の先生ではございません。

そういうことで、有事法制、今回のこの法制は、皆さん待つてたと思いますよ、何十年も。何十年も待つてた。これは先生、政治家の怠慢もありますよ。そう思いますが、ぜひともそういう気持ちが強いということは御理解いただきてよろしくございます。

それから、先生が先ほどおっしゃつた、三十億北鮮へ送つたとか、あれはたしか私も「諸君!」で見たような気がします。
以上であります。

○森岡委員 今おっしゃつたように、私も国会議員の秘書などをやつておつたのですから、長い間日本の政治の動きを見ておりまして、一、三十年前だつたら憲法論議さえ国会でできなかつた、

ようやくこれ、小泉政権になりまして有事法制の法案が国会に出されるようになつたわけでございまして、隔世の感があると同時に非常に感慨深いものがあるわけでございます。

私は、ぜひこの法案を通したいものだという立場から質問をするわけでございますけれども、先ほど来いろいろな先生方からお話をございましたけれども、米ソ両大国の冷戦時代が終わつて、これで世界じゅうは平和になるのかな、こう思つたときもありました。しかし、残念ながら、その力の均衡がなくなると、あちこちで、世界じゅうで地

域紛争や戦争が起つた。そして、その力の均衡があつたときよりもまだひどい状態が現在なお続いているということでありますと、軍事力を持つておるわけでございます。

一九九〇年八月二日、あのクウェートへサダメ・フセインが侵攻して侵略しましたね。ああい

ことは戦争をやることじやなしに戦争の抑止力になるんだということを、ぜひ国民の皆さん方にわかつてほしいなと思いながら、私も審議に加わっておるわけでございます。

私は、たまたまけさ、東京都内のJRの駅前で、共産党の区議会議員でございましたけれども、こだ、罰則までつけて戦争協力を強制する、また、憲法無視の有事法制、こういう、ネガティブキャンペーンになるこういう言葉がすらりと並んでい

るような、まことに私は、国民をミスリードするパンフレットだなど思いながら車中で拝見しながら来たわけでございます。私は、日本国民の生

命や財産を守る法律なんだ、そして戦争を抑止するための法律なんだという思いで一生懸命国会で審議に加わつているわけでございますけれども、

以上であります。

○森岡委員 先ほど、佐々木寛公述人が、北朝鮮の警戒感を著しく高めることになるんだ、この有事法制をつくること自体、明確に敵対国にしてしまうというようなことをおっしゃつたと思います。

私は、テボドンや不審船がやつてくることを放

置していいんだろうか、どう思つておられるんだ

ろうか。また、中国から調査船と称するものが、

日本海、日本の周辺をしきつちゅう動き回つてい

る、そして、毎年毎年、中国は十年以上も一けた

台の軍事の増強を続けております。そして、北朝

鮮からは、あの瀋陽の事件でも見られますよう

に、亡命者が後を絶たない、そんな状態になつて

いる。この東アジアは世界の火薬庫だとまで言わ

れている。それなのに、日本は何もしないで、朝

鮮半島や中国からの脅威に対して何もしないでい

いんだろうか。

私は、周辺の国々がそれぞれ備えを持つておる

のに、日本国だけが丸腰の状態でいること、これ

は断じて許してはならない、そんなふうに思うわ

けでございます。私は、そういう意味で、先ほ

ど來大学の先生方がいろいろ、有事法制は必要な

いんだ、こうおっしゃつた、どうにも理解ができ

ないわけでございまして、こういう事態をそれぞ

れ、佐々木寛公述人、そして藤尾彰公述人、小野

坂弘公述人、本当にそれぞれ一分間ぐらいで私

質問に対しても答えていただけませんでしょうか。

○佐々木寛君 一分間ということで、難しいんで

すけれども、ぜひ森岡先生にはうちの大学に来て

もらつて講義を聞いていただきたいと思うのです

けれども、もう一つお願ひは、「わが朝鮮総連の

「罪と罰」という本について言及されました。しかし、森岡先生には我が自民党的の罪と罰という本も書いていただきたいというふうに思っています。

冗談はさておいて、冗談で三十秒過ぎてしましましたが、そういう脅威があるということです。

ね。その脅威というものが、一つ指摘できることで、むしろ森岡先生に教えは、こういった重要な関連法案が通るときに限つて不審船が登場してきたりテボドンが登場してくるのはなぜかというのは、前から私、専門家として非常に不思議に思うので、むしろ森岡先生に教えたままに脅威から守るということが目的であれば、今回の法案は、先ほど私が述べたように、全く国民や新潟県民の安全を守るということに直結していないということを先ほどから私は申し上げていたわけです。

一分來ってしまいましたので、終わりにしたいと思います。

○藤尾彰君 有事法制を推進される方々は、万々々が一ということをよくおっしゃるわけですが、それとも、万々々が一、これは一万を三つとしますと、零コソマでいうとゼロが十一つくわけなんです。これはゼロに等しいということじゃないでしょ。これはゼロに等しいということじやないでしょ。ところが、ゼロではない。だから、ゼロではないということでもう疑心暗鬼に陥るというのか、非常に後ろ向きの、視野をだんだん狭くしていく。もっと我々の前に、前方に向かって、こういう状況をつくっていくんだといった、そういう積極性が足りないんじゃないか、僕はそういうふうに考えております。

以上です。

○小野坂弘君 質問することが許されておりませんので申し上げたいと思いませんけれども、まず、どこの国が一体どういう手段で攻めてくるのかということをはつきりさせていただきたいということです。

それから、現行の法律で申しますと、警察法、自衛隊法、災害基本法、大規模地震特別措置法、こういう法律で既に有事の体制というのにはかなり

整っているわけでございまして、その法律を十分に使うことによって対応することは可能であると、いうふうに考えております。

以上です。

○森岡委員 今の御答弁、私には不満でございますけれども、次の質問に移りたいと思います。国民の生命財産の安全確保について、民間防衛の重要性が論じられているわけでございまして、澤田公述人に伺いたいと思うのです。

國、地方公共団体、國民が一丸となってこの武力攻撃事態に対処することが今回の法律に明記されています。しかし、自衛隊以外の、消防、海上保安庁、警察、こういうところの権限などにほとんど触れられていません。また、県と市町村がどのように役割分担するのか、これも今回の法律にはほとんど入っていないわけです。

一昨日、鳥取県の知事が、やはり地方公聴会で、國が内閣として一元的、一体的に対応する仕組みをつくつてもらいたい、こうおっしゃっているわけでございます。國と市町村、知事と各首長との関係、消防は市町村レベル、警察は公安委員会が独立的に指揮しているものだから知事は統括できない。権限と役割分担について、こういう不安を鳥取県の片山知事が披瀝されたわけでござります。

市長さんを御経験の澤田公述人に、この県と市町村の役割、そして警察や消防、こういうところの権限、この辺についての御感想を簡潔にお答えいただけませんでしょうか。

○澤田壽朗君 今お尋ねの件でございますが、はつきり言いまして、法制的に県知事と市町村長、いわゆる上下関係で、非常事態、災害でも同じですが、いわゆる指揮命令という形にはなつておません。それから、警察、消防も協力関係で、もちろん消防は市町村で持つておりますので、いざというときには、防災上は当然市長が権限を持つて動かします。

ただ、こういう今ここで問題になつております

ような非常事態に、これは全然法制的には、使命も責任も明文の規定はないんですね。市町村が自衛隊に対しても協力するのは、今、募集中に協力する

一一番私にはぴったりと来ました。しかし、今の政

治の状況の中では、小泉総理がおっしゃっている

ような、ああいう立場で、今のような審議の仕方しかしようがないのかなというふうに思いなが

ら、自衛隊は軍隊でないんだという立場をとりな

がらも有事法制が必要なんだというところで今議論しているわけでござります。

たとえ五十点と言われようとも、早くこの法律を成立させなければならぬ。海外からも、日本にはまだそんな法律ができるないのかという不

安を持たれているということも伺っております。

私は、そういう立場で私たち自由民主党の議員、頑張つてまいりたいと思いますので、新潟県の皆さん方にもぜひ御協力いただきたいことを

お願いいたしますし、時間が参りましたので、終わらせいただきます。

どうもありがとうございました。

○米田座長 これにて森岡君の質疑は終了いたしました。

次に、筒井信隆君。

○筒井委員 民主党的筒井信隆でございます。外國からの武力攻撃の可能性、将来も絶対ない、一〇〇%ないとほだれも断言できません。ほんの少しでもその可能性がある、そして國民もう思つてはいるとすれば、私は、やはりそれに対する自衛隊が必要だ、そして自衛隊が行動する条件あるいは範囲を決める有事法制も必要だ、こう思つております。しかし、その自衛隊も有事法制も必要なんですが、一回も発動されない、宝の持ち物が終わるというのが一番理想的だ、そう

いう点が一つ。だから、それを一回も発動しない

といふふうに思つています。そうすればできると思います。

○森岡委員 ありがとうございます。

私は、今回の法律、成立がおくれればおくれるほど、國民の防衛とか安全保障に対する不安が消えないと思うんですね。

先ほど来、七名の方のお話を伺つて、私は、人づくり県民ネットワークの佐々木薫さんのお話が一番私にはぴたりと来ました。しかし、今の政治の状況の中では、小泉総理がおっしゃつているような、ああいう立場で、今のような審議の仕方しかしようがないのかなというふうに思いながらも有事法制が必要なんだというところで今議論しているわけでござります。

たとえ五十点と言われようとも、早くこの法律を成立させなければならぬ。海外からも、日本にはまだそんな法律ができるないのかという不安を持たれているということも伺っております。

私は、そういう立場で私たち自由民主党の議員、頑張つてまいりたいと思いますので、新潟県の皆さん方にもぜひ御協力いただきたいことをお願いいたしますし、時間が参りましたので、終わらせいただきます。

どうもありがとうございました。

○米田座長 これにて森岡君の質疑は終了いたしました。

次に、筒井信隆君。

○筒井委員 民主党的筒井信隆でございます。外國からの武力攻撃の可能性、将来も絶対ない、一〇〇%ないとほだれも断言できません。ほんの少しでもその可能性がある、そして國民もう思つてはいるとすれば、私は、やはりそれに対する自衛隊が必要だ、そして自衛隊が行動する条件あるいは範囲を決める有事法制も必要だ、こう思つております。しかし、その自衛隊も有事法制も必要なんですが、一回も発動されない、宝の持ち物が終わるというのが一番理想的だ、そう

いう点が一つ。だから、それを一回も発動しないといふふうに思つています。そうすればできると思います。

○森岡委員 ありがとうございます。

私は、今回の法律、成立がおくれればおくれるほど、國民の防衛とか安全保障に対する不安が消えないと思うんですね。

ぬ。しかし、今度出された政府の提案というのには、もうあいまい、いいかげん、余りにも過ぎる。これはもう絶対に反対しなければいけない。この有事法制があいまいでいいかげん過ぎて、だれが一番困るか。国民が困るんですよ。しかし、それと同時に自衛隊が一番困るんですよ、当事者が。こんなあいまいな、こんな法律でもって、自分たちの行動さえもいろいろな矛盾が生じてくる。だから、国民のためには絶対にこの法律を私は変えなきやいかぬと思いますし、自衛隊のためにも、この法律を通したらやはり間違いでよ。

その一つの例として、私ちょっとお聞きしたいんですが、今度の法律で、武力攻撃事態とはいかななる場合か、これが最大の問題です。そして、武力攻撃事態は、外国からの武力攻撃があつたときに認定する、こうなっています。我が国領域における武力攻撃に限つてないんですよ。しかし安保条約は、我が国領域における武力攻撃に限つて共同防衛活動をするとなつてます。全然安保条約と、だから、この点が違うんです。

その結果、どういう事態が生じてくるか。日本のある米軍基地に対する攻撃があつた場合は、これは我が国領域における武力攻撃ですか、武力攻撃事態の認定があつて、いろいろな準備をする。周辺事態でもって外国の領域にあるテロ特措法で、遠い外国の領域でもって米軍の支援行動をやつて自衛隊に対する武力攻撃があつた、これも武力攻撃事態になるんですよ。我が国領域における武力攻撃に限つてないから、武力攻撃事態の認定があつて、いろいろな準備をする。周辺事態でもって外国の領域にあるテロ特措法で、遠い外国の領域でもって米軍の支援行動をやつて自衛隊に対する武力攻撃があつた、これも武力攻撃事態になるんですよ。しかし、それは安

得る可能性がある。そして、それはアメリカ軍とは全然別個でやらなきいかぬ。一緒に共同防衛行動をやつたら安保条約と矛盾することになりますから。

だから、まず、私は、この武力攻撃事態の定義 자체が完全に広過ぎる、間違っている、我が国領域における武力攻撃に限つて武力攻撃事態と認定すべきだ、こう思うわけです。この点を、先ほど明確に今度の政府法案に賛成と言われた方が三人おられます。鈴木さんと澤田さんと志田さんですか。武力攻撃事態の認定が行われるのは我が国領域における武力攻撃に限るべきだと私は思うんですね。しかし、そういうふうに訂正すべきじゃないですか。その点、どうですか、お三人の方。

○鈴木廣君 それは含まれているんじゃないでしょうか。既に。我が国が外部から武力攻撃を受けた場合でありますから。アメリカが受けた場合じゃない、そういう意味の武力攻撃ですね。それから、先生ちょっと、攻撃をされて初めて武力攻撃というようなお話をしましたが、この対処法では、予測とかおそれという、段階的なものがござりますね。だから、よくできていると思いますよ、私は。

それから、完璧なものなんかできない。これはもう時間をかけてやつていく、二年間といつて継続してやつてくださるということだから、これは先生方にお願いしておきますよ。何しろ、基本はきっとお願いしますよ。

○澤田壽朗君 や、同じですね。今、ベルシャ湾まで行って、やられたからといって即活動するということは考えていないんじゃないかなと思います。我が国に対するものですが。

○志田邦男君 これまでの日本の防衛というものがずっとやられてきた経緯というのが、順番が全く逆だなと思うんですね。いろいろ今まで、安保条約があつた、周辺事態があつた。ところが、本体の日本そのものの有事の方、この基本はどうなっているんです。だけれども、領域外においては、日本が単独で行動しなきやいかぬという、こんなめちゃくちゃな法律を認めるわけにはいかないと思うんですね。

それで、同じような条件であるドイツにおいては、ドイツ連邦の領域における武力攻撃に限つて有事の事態と、はつきりもう法律で決めているんです。この点で私はまず、こんな地球上どこでも武力行使ができるような、それを認めるような法律、しかもそれが今度は、日本の場合には米軍との共同防衛が基本なんですよ、日本の防衛行動は。自衛隊もそれに乗つて、前提にしてつくられているんですよ。だけれども、領域外においては、日本が単独で行動しなきやいかぬという、この発生、おそれ、それに予測まで含めた点です。

○佐々木實君 今の御発言には大変共感します。予測される事態とおそれのある事態ということが今回の法案に明記されて、非常にあいまいな表現です。

それから、私がつけ加えたいのは、現代戦争というもののリアリズムですね。その観点から見ると、従来型の戦争想定していでのでは、想定できないことが起こる。つまり、日本軍といいますか自衛隊は、基本的に米軍と全く区別がつかない形で戦争にすぶすぶと参加するようになつてしまつというおそれがあるというふうに思います。

そういう意味で、私は、この法案は戦争のリアリズムというものに欠けているというふうに申し上げたわけです。

どうもありがとうございました。

面でどう調整するのかということ、これは私としても非常に関心があります。

したがいまして、まず今回の問題、既にあるもの、これらを一たん整理した上で、本当に最も基礎的な、日本が攻撃された場合、あるいはおそれ、予測、いろいろありますけれども、その原点からまざきちと整理をしていただきたい。それから、この法律の審議の中でやれば、これは十分でを後の法律の審議の中でやれば、これは十分で

本的な、日本が攻撃された場合、あるいはおそれ、予測、いろいろありますけれども、その原点からまざきちと整理をしていただきたい。それからもう有事概念に含めてしまつた。待機命令の時、これももう有事概念に含めてしまつた。

この結果、どうなるか。おそれより広い予測の段階でもう武力攻撃事態の認定をしちゃうのです。国際的に宣言するわけです。これは、武力攻撃事態の認定をするということは、その国に対してもこつちは武力行使の準備をしていますよという宣言ですよ。ある意味で宣戰布告なんですよ、事実上の。それを予測の段階からやつたら、向こうだつて、まだその気になつていいのを、では、日本がそんな準備をしているんだつたらこつちもその準備をしなきやいかぬと、かえつて戦争に近づいてしまつんですよ。予測まで含めた点もこの法律の大きな欠陥だと私は思うんです。

最後に、その予測概念は少なくとも削除すべきではないか、防衛出動下令事態からが有事概念に限定すべきではないか。これはお二人の佐々木さんはどちらも、時間がなくなつたようなので、結論だけで結構ですが、お聞きをしたいと思います。

○佐々木薰君 端的に。そのことに関しましては、安全保障の原則とか、要是自衛隊の行動原則

というものが欠けているといった点で、私は、しつかりした法案にしてくれということを陳述させていただいたわけで、その中に含まれていると解釈していただきたいと思います。

○米田座長 ありがとうございました。

委員の質疑予定者の皆さんにお願いをいたしましたが、いずれも質疑予定時間をオーバーされてお

られますので、ルールを守つて質疑を行つていた

だときたいと思います。

筒井君の質疑は終了いたしました。

次に、桑原豊君。

○桑原委員 民主党の桑原でございます。

簡潔に、まず佐々木寛先生にちょっとお尋ねを

いたします。

小泉総理は、備えあれば憂いなしということを繰り返しあります。当然のことわざでございますけれども、備えのやり方いかんにいたします。

そこで、佐々木さんは、むしろその備えがいろいろな意味で緊張を招いて、そのことが近隣諸国との紛争の種になりやせぬか、そういう御心配もしておられるわけですから、私も、やり方によってはそういう過剰反応と映る場合があると思います。ただ、それを本当に力あるものにしておかなきやならぬ、これは当然だと思います。

そこで、佐々木さんは、むしろその備えがいろいろな意味で緊張を招いて、そのことが近隣諸国との紛争の種になりやせぬか、そういう御心配もしておられるわけですから、私も、やり方によってはそういう過剰反応と映る場合があると思います。しかし、万が一の備えというのはきちっとしておかなければ、これは当然だと思います。

一つの背骨をなす重要な問題だと思うんです

ておりません。

そんな意味で、今回のこの法案についてどうい

ます。

○澤田壽朗君 現在、地方自治体には、いわゆる消防、あるいは河川の水害とかそういうことに

ついては、消防を指揮しながらいろいろやる権限

並びにある程度の実力は持つております。

ただ、今ここで問題になつてゐるようなことに

ついては、現在の法律では、市町村は何ら、いわゆるこれに対して貢献できるような肉体が定めら

れていないわけですね。

したがつて、あくまでも自衛隊が自分の市町村

の領域内で活動するというときに、いろいろ案内

したり、あるいは宿泊するなら例えば公民館とか

いろいろなそういうものを世話するとか、あるいは

病人が出たら医療機関に頼むとか、そういうい

わゆる協力してあげましょうというような善意の

協力は大いにやると思いませんけれども、何ら法的

な裏打ちというのはございませんし、また、こう

いうことをやれということを市町村に知事が指示

するという権限も今のところありません。

したがいまして、住民がいざというときに防衛

にどこまで参画するかは非常に難しい問題であります。

まして、そんな大きなものを期待しても無理であ

りまして、ただ、行動をスムーズにやるようには協

力してあげる、あるいは行動を阻害しないよう

気をつけるとかそういうことが主なもので、例

えば避難、片一方は下がる、片一方は前へ出で

こようとすると、そこらの避難誘導、あ

るいはそういう部隊の移動との関連をどう調整す

るかとか、これは警察とかあるいはバイパスをど

うやるとか、そういうふうなことは当然やると思

います。

したがつて、第二次大戦、大東亜戦争の終わり

ごろでも、では、そんなに市町村がいわゆる竹や

り訓練で敵をやるという、それは気持ちの問題と

してのあれであつて、あれで実際何か参画をする

ということはないと思いますが、ただ、実際、そ

んなに防衛に住民が直接加わったという例は、内

地においては余りありません。大体似たようなも

のじやないかと思います。

○志田邦男君 今ほどおっしゃったように、地方の果たす役割はどうなのか、そういう点について私は、非常に不満でございます。それはやはり、一たん有事となつた場合に、例えば病院ですか、そういう負傷者の問題、さまざま出ます。

いろいろな問題を處理しなきやならないというのは、恐らく地方になると思います。

そういう面で、今まで例えは国がずっと研究してきた第一分類、第二分類あるいは第三分類、こういったのをやつてきたわけですから、そういうさまざまな国としての研究をやつてきたにもかかわらず、そこにきちんとした地方自治体といふものを入れなかつたということに関しては、大変これはよくない。したがつて、今回、大筋としてもやつていただきたい、このように思つております。

○米田座長 これにて桑原君の質疑は終了いたしました。

次に、上田勇君。

○上田(勇)委員 公明党の上田勇でございます。

きょうは、貴重な御意見を陳述いただきまして、また、それ御多用の中お越しをいただきましたことにまず御礼を申し上げます。

皆様方の陳述を、御意見を伺いまして、現状認識、考え方、随分開きがあるというか、多様なものだということを受けとめましたけれども、その中に、当然賛同するものばかりではございませんが、せつからこうした機会に御意見をちょうだいいたしましたので、それぞれ重く受けとめさせていただきたいというふうに思つております。

意見の中で、特にこの新潟という地域が抱える特有の問題意識というんでしようか、拉致疑惑とか不審船問題、これも先ほどから話が出ておりましたが、北東アジアという地域の不安定さと直面している地域ならではの非常に強い問題意識があつたということも感じましたし、また、原子力発電

所やエネルギー基地などあるというようなこと、そうしたことでも地域の問題として、いろいろな立場からの御意見の中に、そういったものを踏まえは、恐らく地方になると思います。

そういう面で、今まで例えは国がずっと研究して、地方自治にこれまで経験の深い澤田さんと係いたしますが、国と地方自治との関係につきまして、だから志田さんには、それぞれの立場からお伺いをしたいというふうに思います。

今度のこの武力攻撃事態対処法案では、内閣総理大臣である対策本部長が、地方公共団体と対処措置に関する総合調整を行うというような規定がございまして、それでもそうした対処措置が実施されないときには、これは別途法律で定めるという手続を置いてはおりますけれども、総理大臣が地方公共団体の長に対して指示する、あるいは、またさらにそれでも不十分な場合には、関係省庁の長が代執行を行つていううこと、これも当然、別途法律で定めるということには手続はなっておりますけれども、そういうような規定が設けられております。

これについて、この法案に反対される立場の方々からは、これは地方自治の本旨を損なうおそれがある、あるいは、場合によつては國家総動員令というような表現を使って批判される方もいらっしゃいますが、今まで地方自治の首長として、また議会の中で経験をとっている御両名の方に、こうした懸念というのはお持ちなのか。また、これからそうした手続については別途法律で定めるということになつておりますが、もしそういうような御懸念あるいは御心配があるとすれば、その法律の中で、法律を定めるに当たつてはどういうような点に留意をして国会の場で議論をされていったらいいか、その辺のアドバイスをいただければというふうに思ひます。

意見の中で、特にこの新潟という地域が抱える特有の問題意識というんでしようか、拉致疑惑とか不審船問題、これも先ほどから話が出ておりましたが、北東アジアという地域の不安定さと直面している地域ならではの非常に強い問題意識があつたということも感じましたし、また、原子力発電

ようにするために、総理大臣の答弁があつたり、いろいろ、知事とそれから市町村の関係の調整をこれからやる、こういうことでございますが、例えは、実際戦闘行動に市民が直接参加するということは、これはあり得ないわけであります。ただ、それを側面的に、自衛隊の行動をやりやすいように援助するようなことは、そういう局面はあります。

ただ、準備段階において、例えば海岸線で、上がつてくるかもしれないというために、そこに陣地構築を始める。例えば新潟ですと、昔の連隊が高田とか新発田にあります、こういう連隊が海岸に張りついて防衛陣地をつくるというときに、例えばそこには、いわゆる農地法によって普通だつたら許可を受けないと転用できないとか、あるいは区画整理をやつているからほかの法律に支障があるとか、いろいろな問題があるわけです。そつとムーズにやれるような法整備は必要だと思います。

それから、大量の人員がそこに集まるとしたときに、水道であるとか下水道であるとか、そこらをどう調整するとか、こういった問題も出てくると思います。それから、先ほどちょっとお話を出ましたが、調達の関係で、物資をどういうふうにひとつ協力できるのか。さらに、今度は医療の問題それから交通統制、こういったことを、さまざま

なったときに、いろいろな今度は地方自治体ではまさに、そこに首長がいる、いない、さまざま承認される、これはやはりもう大変な状態だと。

そうなつたときに、いろいろな今度は地方自治体ではまさに、そこに首長がいる、いない、さまざま大きな一つの対処の流れというものについては、今考へられる中ではこれは大体やむを得ないだろ

うな、そういうふうに思います。

ただ、先ほども言いましたように、自治体において、ではこれをどういうふうに受けとめるのか

ですけれども、自治体としては具體論がなければなかなか話が進まない。そしてまた、さまざま

と我々も言います、言ひますが、いざというときには、我々自治だから國はどうなつてもいい、自治だけ、國が倒れて自治もへつたくれもないわけでありまして、そこらは皆理解していると思いま

す。

したがつて、そういう前提のもとにおいて、市民も同じだと思います。いざというときには協力する気持ちは当然出てくるし、それを信頼しておられます。そして、それが動きやすいように法的整備をするのは國並びに議会の方々の責任だ、こう思います。それこそ本当のいわゆる政治による防衛、シビリアンコントロール。最大のものは、そういう体制をきちんと整備していただくとこうが最も大事だ、こう常に思つております。

○志田邦男君 有事というものが地方の場において具体的にどうなつかうことが、これはなかなか今こうやつて議論していくも、具体的に想像でき得ないような部分があるんですが、私は、まづ一つには、実は私は新潟地震のとき、一番被害の大変ひどいところにいました。そして、あの新潟地震のときに、県知事がそのとき新潟にはおりませんでした。北海道の方へ行つておりました。

新潟県知事が留守、空白というような状況の中で、まさに緊急事態というようなことが起きた。

あのときのことをやはり考へますと、まず一つには、有事の認定というものがきちっと国会でも承認される、これはやはりもう大変な状態だと。

そうなつたときに、いろいろな今度は地方自治体ではまさに、そこに首長がいる、いない、さまざま

なうなうるさい法律がいっぱいございますので、そ

こらがもつとムーズに調整できるような、根本的な法的なそれをつくつておいていただければいい

んじゃないいか、こう思ひます。

というのは、市町村もいざというときには住民

はみんなやはり、何か地方自治と國は相対立する

かのごとき、これは平時は、いや自治でやるんだ

というふうに思ひますので、よろしくお願いをいたします。

○澤田壽朗君 ただいまの御質問にびたり合うか

補償措置というものもきちっと、これもまた早く明確にしてもらいたい。こういうようなものがないと、では、あと具体的に何を要望するのかといふようなこと、これはさまざまあります。

ですから、そういう意味でも、私はまず国の方で、さつきも申しましたように、自治体の関係者も入れた研究機関といいますかチームをつくって、やはり生活隅々及ぼす影響が出ますので、早くこれは、むしろ国の方で、こういうようなことで自治体にお願いしたいということを明示してもらいたい、このように思います。

○澤田壽朗君 ちょっとと補足。

今、先ほど私申しましたように、いろいろな自治体のやるべきことが全部そろわなければこの法律を通しちゃいかぬのかと言われると、そうじゃないと私は思っています。根本的な、例えば協力、自治体も協力する責任があるんだ、そういうこと、条文がある、その中の細部は、これからゆっくりひとつ政令でもできるわけですから、それは後でゆっくりやればいい。とりあえずは、そういう根本だけはひとつぜひとお願いしたい、こう思います。

○米田座長 これにて上田君の質疑は終了しました。

次に、工藤堅太郎君。

○工藤委員 自由党的工藤堅太郎と申します。

本日は、御意見をいただきました先生方に、までもつて厚く御礼を申し上げたいと存じます。

御意見をずっとお伺いをしておりまして、それぞの先生方、御発言をいただいたわけでありましたけれども、いろいろなお考えがあるんだというふうなことでありまして、このいろいろなお考えがこうして述べられる、こういう国で我が国は本当によかつたな、そうでない國も世界じゅうにありますから、私はこういう國を誇りに思ひながらやつていただきたいな、そういう思いをさせていただきました。

さて、この有事法制でありますけれども、私もこの理事の一人として自由党から参加をさせていただいていますが、当初、この有事

法制の審議をする前に、自民党のある大幹部の方から、これは防衛庁の頭の悪い役人がつくったのだから欠陥だらけだ、修正には幾らでも応ずるといったような発言があつたのを御記憶しておられるだろうと思います。確かに欠陥がたくさんあります。

私もそのように思います。

例えば、時の内閣総理大臣、あるいはそのときの内閣の考え方でどんどん拡大解釈ができる、抑止

というような素地を残しているということになります。私は、これではダメだ、このように思いました。私は、やはり私ども自由党的考え方として、抑止

的な、例えば第二次世界大戦のときどんどん拡大解釈をしてああいうふうになつた、それをいわゆるベースにした、その反省の上に立った法律案でなければならない。歯止めが絶対に必要だ。例

えば、仮にアメリカから要請をされたからこうすれば、連決議が必要だ。そういうことではなくて、例えば国連決議が必要だ。そういうことで、私ども、小沢党首が中心になつて、練りに練つて、今の政府案に対案として独自の法律案を提出しているわけ

ではありません。

そういうたよくな、いろいろないわゆる欠陥がある法案だと思つております。私は、この政府案をぜひ出し直しをして、二年間なら二年間と言つておりますから、それまできちつとしたものを出して、先ほど五〇%でもとか、とりあえず通せとか、そういうようなお話をありましたけれども、これは国のかかわる極めて大事な法案である、このように思つておりますので、そういう立場から若干質問をさせていただきたいと思つています。

先ほど、佐々木薫さんから、法整備は必要だけれども、政府案は基本がしつかりしていないというふうな意見ではあります。無用の長物だから要らないと重ね重ね言つておきます。かえてスパイ衛星などを上げた方が有効的に使えるのではないかと思つるぐらいです。

以上です。

○工藤委員 本当に余り時間がないのでもう余りお伺いできればと思います。

この理事の一人として自由党から参加をさせていただいていますが、当初、この有事

たものであれば受け入れますけれども、しっかりとしないので納得はしないので、もっと考えてみたいと思いますが、まず志田邦男さんと佐々木薫さん、お二人にお尋ねをいたします。

そういうたよくな、いろいろないわゆる欠陥があるかないかと提案させていただきます。

非常にベーシックな部分で、例えば自衛隊はグレーが多いと思います。警察と自衛隊、どこまでが警備の役割でどこまでが自衛隊なのか、はたまた海上保安庁と自衛隊、ではどこまでが海保の役割でどこまでが自衛隊か、では治安維持活動なんかとか、いろいろグレーナー、不透明な部分があります。そういう面も含めて、ぜひこういったところを憲法でしっかりとした根っこをつくつてから、大きな木・大樹をつくつていただきたい、そんなふうに感じます。

あと、そういう中で、毎度毎度政府の方々の得意わざといいますか、先ほども言いましたよう

に、憲法解釈の中でなし崩し的に、また自由が

まさに、恣意的にというのでしようか、そんなふうに法律を、ある意味歪曲して適用させるといつたような感じがするところもあります。ですか

また、こういったことに関して、私は、昔の人のように感情というか、さきの大戦のときの原爆のような、トラウマ的に、核兵器はただ要らない

というふうな意見ではありません。無用の長物だから要らないと重ね重ね言つておきます。かえて

スパイ衛星などを上げた方が有効的に使えるのではないかと思つるぐらいです。

以上です。

○工藤委員 ありがとうございました。

いろいろお伺いをしたいことはあるんですが、

今、国会で有事法制をいろいろ議論しているわけ

でありますけれども、外から見て、この我々の議論に対してどのようにお考えになつておられるかと

いたたよなことを、それでは、もう一人、藤尾

先生にひとつお伺いをしてみたいと思います。

○藤尾彰君 先ほども申し上げたかと思いますけ

れども、やはり、万が一、万が一というふうな議

直しに言及したというふうなことがありますけれども、これについてお一人からお伺いをしてみたいたいと思いますが、まず志田邦男さんと佐々木薫さん、お二人にお尋ねをいたします。

志田邦男君 私はやはり、意見陳述のときも話

をしましたけれども、このような有事体制とそし

て日本の防衛、こういったようなものはただ単に

ながら、現憲法にはありません。私には、そんな

現憲法を補うために、工藤先生や皆様、政治家の

方が今いろいろと御苦勞されて審議しているとい

うところで、安全保障に関する基本法や非常事態

に対するための基本法というのを制定すべきで

はないかと提案させていただきます。

非常にベーシックな部分で、例えば自衛隊はグ

レーが多いと思います。警察と自衛隊、どこまで

が警備の役割でどこまでが自衛隊なのか、はたま

た海上保安庁と自衛隊、ではどこまでが海保の役

割でどこまでが自衛隊か、では治安維持活動な

かとか、いろいろグレーナー、不透明な部分があ

ります。そういう面も含めて、ぜひこういったと

ころを憲法でしっかりとした根っこをつくつてか

ら、大きな木・大樹をつくつていただきたい、そ

んなふうに感じます。

あと、そういう中で、毎度毎度政府の方々の

得意わざといいますか、先ほども言いましたよう

に、憲法解釈の中でなし崩し的に、また自由が

まさに、恣意的にというのでしようか、そんなふ

うに法律を、ある意味歪曲して適用させるとい

つたような感じがするところもあります。ですか

ら、この有事に関する法案に関しましては、自衛

隊という軍事力ですから、これを扱うわけですか

ら、諸外国に無用な心配をさせるようなこともな

く、はっきりと国際スタンダードに合わせたもの

でやつてもらいたい、そんなふうに感じます。そ

んなところです。

以上です。

○工藤委員 本当に余り時間がないのでもう余り

お伺いできないのですが、今いろいろ問題に

なつております、福田官房長官、非核三原則の見

論が非常に先行して、そういう一種の心配性といふんでしようか、そういう心配性からみずから視野を狭めてこういう考え方ばかりしていると、いわば無間地獄に陥るんじゃないのか、要するに病的な精神状態に陥るんじゃないかというふうな感じがしております。

たしかシエーケスピアのマクベスが殺人を犯して、その後、疑心暗鬼というんでしようか、そしてみずから自滅していくようなそういうドラマだったかと思いませんけれども、どうも方が一、万々々が一といったような、そして要するに、〇・〇〇〇といつても、〇・〇〇〇といつても、一がある限りはあり得るんだ、こういうのは、政治の世界ではむしろゼロと考えた方が正しいんじやないかと思います。

そういう考え方をしますと、あれもしなければいけない、これもしなければいけない、ここも足りない、あそこも足りないといったような、本当に疑心暗鬼というか神経質になつていくというふうな、要するに病的な精神状態に陥る危険があるんじやないか、こういうふうに考えております。

○工藤委員 ありがとうございました。

○米田座長 これにて工藤君の質疑は終了いたしました。

次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫でございま

す。

質問に入る前に、米田座長に一言お願いをしておきたいと思うんです。

先ほど森岡委員から、こういう発言がありました。反対するのは三人、大学教授だけ、日本の教育はどうなっているのか。まことに、私は、独断に基づく、陳述人に対する暴言だと思います。これは、陳述人の皆さんに対する礼を失するだけでない、当地方公聴会は、委員会として国民の意見を講虚に聞く場ではないでしようか。まことに不穏な発言だと思いますので、私も委員会の理事会に参加する一員であります。この発言に対しては善処されたいとお願いしておきたいと思いま

す。
○米田座長 後刻、理事会で協議させていただきます。

○木島委員 ありがとうございます。

それでは、早速質問に移ります。

七人の陳述者の皆さんにおかれましては、現在国会で論議しております有事関連三法に対しても、それぞの立場からの御意見を拝聴させていただきをいたしました。私は、万々が一にも我が国領域に対する外国からの武力攻撃などあつては断じてならない。とりわけ、新潟は原発のたくさん立地しているところであります。それは断じてなりません。

國の政治の上で、國と國民の平和と安全を守ることは何よりも大事だ、これは七人の皆さんに共通する基本だつたと思いますし、私は日本国民全員の思いだと思います。私もその一人であります。

なぜ、しかし共通する思いの上に立つて、こんなにもこの法案に対する意見が分裂するのか。私は、二つあるんじやないかと思います。一つは、二十一世紀冒頭における今日の日本とアジア、世界の国際情勢をどう見るか、この認識論の問題だと思います。

本をどう見るかという認識の上に立つての御意見かと思うんです。この法案あるいは有事法制が抑止力になるのではないか、それを期待するという御意見もありましたが、これも、こういう世界と日本をどう見るかという認識の上に立つての御意見かと思うんです。

陳述者は先ほど来、この法律が海外での我が國の武力の行使を想定している法律かどうかについて質問をされ、そうじやないだろうという答弁もされました。しかし、現実には国会でこんな論議をいたします。

陳述者は先ほど来、この法律が海外での我が國の武力の行使を想定している法律かどうかについて質問をされ、そうじやないだろうという答弁もされました。しかし、現実には国会でこんな論議をいたします。

○木島委員 わかりました。ありがとうございます。

○佐々木寛先生と藤尾彰先生に一言お聞きいたします。

佐々木寛先生は、逆にそのリアリティーはない、この法律をつくり出すことが逆に緊張感を生み出し、安全に対する懸念をつくり出すのではないかとおっしゃられました。その辺の考え方の背景、現実認識、その辺をもうちょっと詳しくお考えをお聞かせいただけたら幸いでございます。

○佐々木寛君 簡潔に申し上げます。
今お聞きになられたように、国際情勢をどう見るかということ、この法律をどう読むかということは、非常に密接にかかわっていると思います。

その際に、国際情勢の問題をずっと私の意見陳述では述べていたわけですが、それとも、実際私は、私自身国会でも質問をいたしましたが、海外での武力攻撃、海外で行動をする自衛艦や自衛隊の航空機等に対する外国からの攻撃。今、日本の法

制、三つ持っております。テロ特措法、周辺事態法、そしてPKO協力法であります。今、現に印度洋には日本の自衛艦が出ていて、戦争をやっている米軍に給油などして、現に行動をしているわけです。ああいうところに万々が一にも相手国から爆弾が投下されるような事態があつたとき、この法律が動き出すのかどうなのか。いわゆる海外での有事、海外での武力行使を容認する法律になつているのかどうなのか。この法律の読み方の違いがやはり基本にあるんではないかと思えてなりません。

私は与えられた時間はほとんどもうなくなつてしましましたので、実は私、最初、国会で質問した、「我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。」福井官房長官に質問いたしました。日本の領土、領空、領海だけなのか、海外に出ていて行動しての攻撃になるのかと質問をいたしました。それは、本当に大事な問題だと感じたからであります。福田官房長官は明快に答弁をいたしました。海外に出ていている自衛艦に対する組織的、計画的な攻撃も我が国に対する攻撃になるんだと、明確に答弁をされているわけでございます。

そこで、先ほど森岡委員から我が党のチラシに関する質問も出されておりましたので、ほうつておくわけにいきませんので、鈴木陳述者にお伺いをいたします。

○木島委員 わかりました。ありがとうございます。

○佐々木寛先生と藤尾彰先生に一言お聞きいたします。

佐々木寛先生は、逆にそのリアリティーはない、この法律をつくり出すことが逆に緊張感を生み出し、安全に対する懸念をつくり出すのではないかとおっしゃられました。その辺の考え方の背景、現実認識、その辺をもうちょっと詳しくお考えをお聞かせいただけたら幸いでございます。

○佐々木寛君 簡潔に申し上げます。
今お聞きになられたように、国際情勢をどう見るかということ、この法律をどう読むかということは、非常に密接にかかわっていると思います。

その際に、国際情勢の問題をずっと私の意見陳述では述べていたわけですが、それとも、実際私は、

思います。
○鈴木廣君 私、トイレへ行つておりますが、今、現に

インド洋には日本の自衛艦が出ていて、戦争を

やっている米軍に給油などして、現に行動をしてもらつてください。

○木島委員 それでは、残念ですが。

要するに、海外から我が國の領土、領空、領域

に対する武力攻撃があるのかないのか、どう見る

のか。この法案に反対する三人の先生方は、そん

なりアリティーがないではないか、むしろ逆に、

この法律をつくることこそが外國からの我が國へ

の武力攻撃を開いてしまうのではないか、そういう

う論を立てられました。

それで、鈴木陳述者から、日本の国内に対する外國からの攻撃を受けるアリティー、現実性があるのか、その辺をどう考えているのか、御質問をしたいわけです。

○鈴木廣君・まあ、万々が一ということでありました。それから、先ほどどなかがおっしゃいましたが、いつどこの国が攻めてくるのか、それがわかつていればもう大変な話ですな、そういう事態になつてしまついたら。まあ、そういうことです。

○鈴木廣君・まあ、万々が一ということでありました。それから、先ほどどなかがおっしゃいましたが、いつどこの国が攻めてくるのか、それがわかつていればもう大変な話ですな、そういう事態になつてしまついたら。まあ、そういうことです。

○木島委員 わかりました。ありがとうございます。

○佐々木寛先生と藤尾彰先生に一言お聞きいたします。

佐々木寛先生は、逆にそのリアリティーはない、この法律をつくり出すことが逆に緊張感を生み出し、安全に対する懸念をつくり出すのではないかとおっしゃられました。その辺の考え方の背景、現実認識、その辺をもうちょっと詳しくお考えをお聞かせいただけたら幸いでございます。

○佐々木寛君 簡潔に申し上げます。
今お聞きになられたように、国際情勢をどう見るかということ、この法律をどう読むかということは、非常に密接にかかわっていると思います。

その際に、国際情勢の問題をずっと私の意見陳述では述べていたわけですが、それとも、実際私は、

海外のメディアをいろいろ見たところ、今回の法案が非常に危機感をもって迎えられているということ、それは一々例を挙げることはできないんで

すけれども、これは事実として、今回の法案が提出されたという時点で、かなり危機感を与えていたということは指摘しておきたいと思います。

それともう一つは、今回の法案が、これは意見陳述でも述べたんだけれども、テロ特措法あるいはPKO協力法それから周辺事態法とセットになつて周辺諸国は見ているんだということ、これは、実際そういうつもりはなかつたとしても、政治的な結果としてそう見られているということが非常に重要な事実だというふうに思います。

○米田座長 藤尾彰君。

なお、質疑時間が既に終了いたしておりますので、簡潔明瞭にお願いをいたします。

○藤尾彰君 日本国憲法の前文は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と。ということは、日本国としても信頼されるに値する国民にならなければならない、これが憲法の要請している基本的な課題ではないかと思っております。

それで、そういう努力を不斷に尽くすことによつてのみ、日本の平和と安全は全うできるんじゃないかな。ところが、もし政府がこうした努力を十分に尽くすことなく、もう有事法制も整備したんだから今は後顧の憂いがない、こういう考え方になつて軍事力信仰に取りつかれる、あるいは靖国参拝をしてそれが批判されると、私の信念だと言つて国会で胸を張る、こういう周辺諸国の人々の神経を逆なでするように、こういうことが、むしろ戦争を近づける危険を持つてゐるんじゃないかな。

そういう点で、有事法制を推進している人々は、万が一この有事法制をつくつたがゆえに戦争に巻き込まれたといふふうなことも起こり得る、そういうことについてやはり推進している方は、くれぐれもそのことに十分自覚を持つてほし

いというふうに考えております。

○米田座長 これにて木島君の質疑は終了いたしました。

次に、山口わか子君。

○山口(わ)委員 社会民主党的山口わか子でござります。

陳述人の皆様には、先ほどから長時間にわたつて御意見を聞かせていただき、本当に感謝を申し上げます。私が最後になります。よろしくお願ひいたします。

先ほどから聞かせていただきまして、本当にいろいろ御意見があるということをききました。本当に実感させていただきました。特に、小野坂先生には、本当にこの有事法制というものが憲法を超えてしまって、憲法を否定してしまう、こうした法案であるということを実に御丁寧に御説明をいただきまして、感謝を申し上げます。

先ほどからお伺いしまして、まず一つは、外部から攻撃をしてくる、いつ攻撃をしてくるかわからないということが盛んに言われていたわけですが、なぜ攻撃してくるのか、どこから攻撃していくのか、その辺が全くわからないままに、どこから攻撃していくかわからないということを理由に有事法制をつくつてしまつて、ということは、私は非常に危険だというふうに思つています。

例えば、私たちは、この国を世界の国々と一緒に友好で平和で安全な国にするためには、何が一番大事なのか。戦争をすることが大事なのか、それともほかに海外の人々と仲よくする方法がないのか、ということが全くきょううは聞かれなかつたというふうに思つています。

御意見をいただきたいというふうに思つています。

それともう一つは、この有事法制の持つ危険性の一つに、例えば日本の戦争状態への突入を決めたり国民の動員体制を決める重大な決定は、国会の審議なしにごく少數の閣僚で決められることになり、これは民主主義の破壊であると私は思つています。

それからもう一つは、地方自治体の命運にかかる事柄が、まともに自治体の意思を問うことなく決定され、自治体はそれに強制的に従うことが命ぜられます。これは、今回の法案でもはつきりしています。

きょうは、地方自治体を担う多くの皆様の意見が述べられておりませんけれども、本当に新潟の県

十万人の人がこの戦争で命を失いました。軍事や軍属に属している皆さんには補償がございましたけれども、女性や子供やお年寄りは何の補償もなく、これは受忍するべきだということで、死んだ補償は一つもありませんでした。

今、沖縄では、米軍の基地が存在しています。戦争という状態ではありませんけれども、でも沖縄は今でも戦争状態だと言つても過言ではありません。今までこの沖縄の基地で米軍から起こせん事件は約五千件にも上ります。そのうち、凶悪犯が五百二十七件。こういう状況の中で、沖縄の皆様は決して平穏ではないわけです。戦争が假ではないとしても、既に戦争状態で大変不安の中で暮らしています。

ですが、もし、日本がこの有事法制を成立させてしまつて、日本が戦争状態になつたとしたら、一体どこが真っ先に巻き込まれるのでしょう。それは沖縄であり、私は新潟であると思います。新潟には基地もございます。原子力発電所もございます。一方で、日本が戦争状態になつたとしたら、一体どこが真っ先に巻き込まれるのでしょう。それは沖縄が、なぜ攻撃してくるのか、どこから攻撃していくのか、その辺が全くわからないままに、どこから攻撃していくかわからないということを理由に有事法制をつくつてしまつて、ということは、私は非常に危険だというふうに思つっています。

そういう意味で、私たちが今一番大切に考えなきやいけないのは、有事法制をつくることではなく、なぜ攻撃してくるのか、どこから攻撃していくのか、その辺が全くわからないままに、どこから攻撃していくかわからないということを理由に有事法制をつくつてしまつて、ということは、私は非常に危険だというふうに思つています。

それともう一つは、この有事法制の持つ危険性の一つに、例えば日本の戦争状態への突入を決めたり国民の動員体制を決める重大な決定は、国会の審議なしにごく少數の閣僚で決められることになり、これは民主主義の破壊であると私は思つています。

それからもう一つは、地方自治体を担う多くの皆様の意見

民にどう安全で安心できる自治体にしていくかという大変重要な責任と任務があると私は思つていますが、この有事ということに対しても全く無関係ではありませんが、この有事ということに対して全く無関係ではいられないというふうに思つています。

そういった意味で、小野坂先生と藤尾先生に御意見をいただきたいと思います。

○小野坂弘君 北朝鮮は海軍を持つていませんし大型輸送機も持つていませんから、北朝鮮が部隊をつくるて日本を攻めてくるなんということは全く考へられないことだと思います。それで、一番あり得ることは、米軍の軍事行動に日本が巻き添えになつて攻撃を受けることが、これを前提にした法律をつくらないで、それを後回しにして、そして今回、この法律をつくろうと提案されているわけですね。

仮に万々が一、この法律ができるたとしても、これを実施するための具体的な個別の立法がない限りは、これは実行できない、大枠の大枠ですから。それを実行するためには個別の法律をつくるべきやいけないと思つんですね。ですから、仮にこの法律が成立したからといって、有事に対する対応がそれでできるというふうには私は思ひません。

したがつて、意見の陳述でも申し上げましたけれども、要するに、米軍支援法あるいは国民保護法の内容と一緒にもつと細かいところまでしっかりと詰めた案を出して、それでしつかりと総論、各論の議論をするというふうにやらない限りは、話は進まないんじゃないかというふうに思つているわけです。

それで、特にバブルの崩壊以後、日本の社会、国家の目標、一体どういう社会、どういう国にしたらしいのかというところが非常にはつきりしない。それで、国民は非常に不安になつてゐるわけでありまして、その近未来における日本社会あるいは日本国家を、特にアジア諸国においてどういふような位置づけで考えるのかということをまず最初に示していただいて、そして議論する必要が

あるんじゃないかというふうに私は考えておりま
す。

以上です。

○藤尾彰君 有事を起こさないようにするために
はどうしたらいかというお話をただと思っていました
が、やはりこの問題は、世界の国々、特にアジア
の国々と平和友好の関係を、政府レベルはもちろ
んのこと、民間レベルというんでしようか、民衆
のレベルというんでしようか、そういうところで
も深めていく。そして、お互いに尊敬し合い信頼
できるという、そういう関係をつくり上げていく
ことこそが有事を引き起こさないようにする最大
の保障じゃないかというように僕自身は考えてお
ります。

あと、何かありましたですか。いいでしょ

か。

○山口(わ)委員 ありがとうございました。

もう時間がありませんので、最後に佐々木寛先
生にお伺いしたいと思いますが、今、武力攻撃事
態に際してのいろいろな問題が非常に出ています
けれども、私たちが一番心配になるのは、どんな
ときどんな状況になるかということが國民に全
く知らされないのでないかという心配があるわ
けです。戦争への動員に際して、例えば反対運動
やマスコミの規制を図ろうとする危険性というの
が非常に強いではないかというふうに思うわけ
です。

今でも盛んにいろいろなところで事件が起きて
いますけれども、仮に、私たちが何か反対運動を
したときに、あの人はどういう人だろうとかいろ
いろな個人のことを調べ上げる、そして別の理由
でその個人攻撃をするようなことも心配されるわ
けです。

ですから、こういう反対運動やマスコミに対し
ての規制を図ろうとするようなこの有事法制に対
して、やはりどういうふうにお考えになるか、お
聞かせいただきたいと思います。

○米田座長 佐々木寛君。

なお、既に質疑時間は終了しておりますので、

簡潔に願います。

○佐々木寛君 はい、わかりました。

意見陳述でも述べたのですけれども、例外状況
とは重要なだけでも、例外状況
とか万一という話が、もちろんそれについて考え
ることは重要だと思います。しかし、それが平時
の論理を凌駕して押し殺してしまうというのが二
十世紀の経験なんですね。私は、それを全体主義
の問題だと思います。これは全体主義が独自に
持っているメカニズムだと思います。

そういう意味では、個人情報保護法案も含め

て、社会全体が期せずしてそういう全体主義的な

方向に行っているんじゃないのか。これは私の主観

のみならず、多くのアジアの近隣諸国がそのよう

に見詰めているというふうに思います。

最後に、座長にちょっとお願ひしたいのですけ

れども、このような公聴会でお話しさせていただ

いて、この公聴会が法案成立のための、行け行け

どんどんといいますか、そういうものの儀式にな

つてはいけないというふうに私は考えますの

で、それを最後にお願いして、答弁を終わらせて

いただきたいと思います。

○山口(わ)委員 どうもありがとうございました。

これにて山口君の質疑は終了いたしました。

以上で委員からの質疑は終了いたしました。

○吉田(六)議員 座長、委員外で一言。地元参加
の発言をお許しいただけるかどうか、お詫びをい
ただきたいと思います。

○吉田(六)議員 結構です。ありがとうございました。
○米田座長 恐縮ですが、理事会の決定事項でござ
いまして、御発言は御遠慮願うことになつてお
ります。よろしいですか。

○吉田(六)議員 結構です。ありがとうございました。
○米田座長 この際、一言、あいさつを申し上げ
ます。

意見陳述者の方々におかれましては、長時間に
わたりまして貴重な御意見をお述べいただき、ま
ことにありがとうございました。

本日拝聴させていただいた御意見は、当委員会
の審査に資するところ極めて大なるものがあると
存じます。ここに厚く御礼を申し上げたいと思いま
す。

また、この会議の開催のため格段の御努力をいた
だいた、また御協力も賜った御関係各位に心から
感謝を申し上げ、御礼を申し上げたいと思いま
す。まことにありがとうございました。

午後三時四十二分散会

派遣委員の長崎県における意見聴取に
関する記録

一、期日
平成十四年六月七日(金)

二、場所
ライフステージアイトワ

三、意見を聴取した問題

安全保障会議設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出)、武力攻撃事態における我が
国との平和と独立並びに國及び国民の安全の
確保に関する法律案(内閣提出)、自衛隊法
及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)、安全保
障基本法案(東洋三君外一名提出)及び非常
事態対処基本法案(東洋三君外一名提出)に
ついて

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 衛藤征士郎君

近藤 基彦君

玄葉光一郎君

田端 正広君

赤嶺 政賢君

井上 喜一君

北村 誠吾君

サセボコンパス
代表取締役
(株)馬郡喜商店

馬郡 謙一君

末松 義規君

中塚 一宏君

今川 正美君

北村 誠吾君

茅野 文二君

辻 昌宏君

北川誠一郎君

辻 前原 清隆君

佐世保市長 光武 顯君

佐世保商工会議
所副頭代表

佐世保商工助
教授

長崎短期大学助
教授

長崎総合科学大
学助教授

辻産業(株)代表

佐世保商工會議
所副頭代表

辻産業(株)代表

佐世保商工會議
所副頭代表

佐世保商工助
教授

長崎総合科学大
学助教授

長崎大学教授 舟越 耳一君	内閣官房副長官 大森 敬治君
内閣官房内閣参事官 締役社長室長 千田 稔君	外務省北米局長 横山 文博君
審議官 磯崎 陽輔君	藤崎 一郎君
補 内閣官房内閣参事官 締役社長室長 千田 稔君	

その他の出席者

午前十一時開議

○衛藤座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院武力攻撃事態への対処に関する特
別委員会派遣委員団団長の衛藤征士郎でございま
す。

私がこの会議の座長を務めさせていただきます
ので、よろしくお願いを申し上げます。

この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ご
あいさつを申し上げます。

このたびの地方公聴会開会に当たりまして、地
元の皆様方には特段の御配慮、御協力を賜り、ま
ことにありがとうございました。公聴会に御出席の方々
の皆様方に衷心より敬意を表し、御礼を申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、内閣提
出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律
案、武力攻撃事態における我が國の平和と独立並
びに國及び國民の安全の確保に関する法律案及び
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律
の一部を改正する法律案並びに東洋三君外一名提
出、安全保障基本法案及び非常事態対処基本法案
の審査を行つてゐるところでございます。

当委員会といたしましては、各案審査に當
たり、國民各界各層の皆様方から御意見を承るた
だしたところでござります。

御意見をお述べいただく方々には、御多用中に
ては、馬郡謙一君から御意見をお述べいたしま
す。

もかかわらず御出席をいただき、まことにあります
とうございます。どうか忌憚のない御意見をお述
べいただきますよう、よろしくお願ひを申し上げ
ます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして
御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議
事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩
序の保持等は、座長であります私が行うことと
いっております。発言される方は、その都度座長
の許可を得て発言していただきますようお願いい
たします。

なお、この会議におきましては、御意見をお述
べいただく方々から委員に対しても質疑はできな
いことになつておりますので、あらかじめ御承知
おきいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様方から御意見をお一
人十分程度お述べいただきました後、委員から質
疑を行うことになつております。なお、御発言は
着席のままで結構でございます。

それでは、本日御出席の方々を御紹介いたしま
す。

まず、派遣委員は、自由民主党の近藤基彦君、
田中和徳君、民主党・無所属クラブの玄葉光一郎
君、同じく末松義規君、公明党的田端正広君、自
由民主党中央委員会の今川正美君、保守党的井上
喜一君、以上でございます。

また、現地参加議員として、自由民主党の北村
誠吾君が出席をされております。

次に、各界を代表して御意見をお述べいただく
方々を御紹介させていただきます。

サセボコンパス21代表幹事・株式会社馬郡喜商
店代表取締役馬郡謙一君、佐世保市長光武顯君、
長崎友愛病院長茅野丈二君、長崎短期大学助教授
北川誠一郎君、佐世保商工會議所副頭・辻産業
株式会社代表取締役社長辻昌宏君、長崎総合科学
大学助教授前原清隆君、長崎大学教授舟越耳一
君、株式会社橋本商会取締役社長室長千田稔君、
以上八名の方々でございます。

それでは、馬郡謙一君から御意見をお述べいた
まじます。よろしくお願ひいたしました

○馬郡謙一君 御紹介いただきました馬郡でござ
います。

本日は、このような機会に意見を述べることができます。
できまして、大変感謝を申し上げるところでござ
います。また、当地佐世保市での公聴会が開催
されることも、大変うれしく存する次第であります
とともに、ある意味では、他都市での開催と比
して大意義深いものではないかというふうにも
感じところでございます。

なぜなら、本年、佐世保市は、実は市制百周年
の年を迎えておりまして、市長を初め市を挙げて
我々市民も祝賀をいたしているところでございま
す。また、佐世保市は、その間、国の安全と防衛
の拠点として機能をしてまいった町でございま
す。そのような土地柄でもありますので、ここに
住む我々市民、そして多くの住民は、事安全保障
ということについての意識は大変高いものがある
と自負しておりますし、したがつて、今回の有事
法制の提出は、ある意味では待望久しいもので
あつたととらえておるところでござります。

さらに申し添えますと、佐世保は、海上自衛
隊、陸上自衛隊を初め自衛隊の皆様と、隊員の皆
様と、実は市民としての立場で相互共存をしてい
る中でもありますし、日ごろより、おつき合いの
中で、隊員の皆さん方が士氣高く訓練に励まれ
ていることをよく存じ上げております。その隊員
の皆さん方、とりもなおさず自衛隊の方々の行動
が本当に円滑になるような多くの問題の解決も盛
り込まれておりますこの法案については、大変評
価もしていきたいというふうに話しているところ
でもございます。

しかしながら、ある一面でいいますと、法案自
体の提出は、時代を考えますと、遅きに失したな
どいう感も実はぬぐえないところではないでしょ
う。

五三

うか。

これはもう御承知であるわけですけれども、昭和二十九年に自衛隊法が制定されまして、我が国に対する外部からの武力攻撃に対しての、ある意味での骨幹は整備されたわけがありますが、その後、この法制で十分かどうかということで、昭和五十二年に有事法制の研究が開始をされ、法制整備の必要性が当時の福田総理、三原防衛庁長官のときに国会に報告をされたのは事実であるわけですが、それから実は四分の一世纪でございます。

二十五年間、それぞれの分野で研究、そして検討を進めていただいたわけですが、我が日本が本当に独立した国家として当然行っておくべきであった我々の国の安全、それから我々国民の生命財産を守るというための万全な体制の整備という観点から考えますと、冒頭に申し上げましたように、もつともっと早くにこの法制化がなされていてもよかつたのではないかということも言えます。冒頭に申し上げましたように思ふわけです。しかししながら、中には、ある意味では冷戦の構造が崩壊した中でなぜ今有事法制というのを整備するのか疑問を投げかけられている向きが多いと聞いておりますが、外に目を向けてみると、世界の国々では、この武力攻撃事態に対する法制の整備というのは、御承知のように、はるかに進んでいるのが現状であるわけですね。

事態の可能性が現実のものとなつてから仮に議論をしても、間に合わなくなってしまう可能性があるばかりでなく、ある意味では、事態が緊迫する中で、冷静かつ合理的な論議というものができますのであるうかという疑問はありますし、できないうといふことが大いに考えられるんじゃないかなといふに思います。

だからこそ、国全体として、基本的な危機管理、そういう体制の整備を図るために、今この平和なときこそ議論をし、いわゆる国家存立の基本といいますか、日本の存立の基本として速やかにこの法案が成立をするように心から期待を申し上げる一人でもあります。

それから、いわゆる国民保護法制の整備という

ところの部分でございますが、今回の法案の枠組みの中で、整備の方針、項目はお示しをいただきながら、事態の対処にかかる、法案の中にも盛り込まれておりますけれども、避難のための警報発令であるとか、被災者の救助、それから施設等々の応急の復旧などの措置につきましては、ぜひ明確に、そして具体的に定めていただくことを期待を申し上げます。

それとともに、関係機関の意見はもとよりあります。せひ、国民の意見、それからその中の議論の動向というものを踏まえていただきながら、ある意味での仕組みづくりをしていただきたい存じます。

法案の中には、定めるところ二年という目標期間があるわけでございますが、どうぞ全力を挙げてお進めいただきますように重ねてお願いを申し上げるところでございます。

きょうは、せっかくの機会でありますので、私は、一つの意見といいますか提言をしたいと思っておるわけですが、この有事法制を考える中で、実は、地球市民型の活動というか、そういうふうなことを提言したいと思っています。

それは、日本だけが平和であればいいなどといふことはもうないわけでありまして、また、日本だけが経済的な繁栄を謳歌すればよいということではないと思うわけであります。日本も、地球の中の世界の中の一市民という意識を持つて積極的にその役割を果たすべきだということであります。

特に、今世界に目を向けてまいりますと、残念ながら、さまざまなる紛争が皆無とは言いがたい状況下であると言えると思います。そのような中で、先ほど申し上げましたように、我々が本当に世界の中の市民の一人として考えた

場合、国を超えて各國間の協力は不可欠であると思ふに、これがどなたも異論のないところであります。そういう中で、協力の手段

としてはさまざまなることが考えられます。世界

から見ると、そのことで、我が国に対する、我々に対する期待というのは大変大きなものがあるのではないかと思つております。

論点については、実りある議論が行われてきたと

は必ずしも言いがたい状況にありました。戦前のあしき思ひがまさしくトラウマとなって戦後の風潮を支配し、いわばあつものに懲りてなますを吹きな意味があるのではないかというふうに考えるところでございます。

私たち、こういう観点からも、本当に自由に活動することができる、この大変和平な今、こういう闊達な議論ができる、その自由がなぜあるのかをもつともっとよく考え、この法案のそういう包含した意義をいま一度理解しながら、ぜひ速やかに成立ができるようなことを期待を申し上げたい

以上で、私からの意見は終わらせていただきま

す。

かかる状況の中であつても、我が国土が直接攻撃されるという事態は、戦後今日まで幸いにもありませんでしたし、今後も、不斷の外交努力によつて、極限ぎりぎりまでそのような事態を回避しよう。

しかし、そのような政治的、外交的努力にもかかわらず、我が国土への武力侵攻が万一行われる事態に對しては、国民の生命、身体、財産を守るための法整備はいかなる国といえども常に用意されねばならないことも自明の理であります。もし、それなくんば、戦乱の国土の中で、混乱と無秩序の世界が現出するのみであります。

私自身、戦前戦後に多感な青春時代を過ごした一人として、いわば超法規的有事の施策のありようについていたしますとき、まことにおぞましき感情を禁じ得ず、国民の権利がないがしろにされねばならないとの思いを強くいたすものであります。

そこで、御案内のように、佐世保市は、戦後を通じまして軍港都市としての歴史を刻んでまいりましたことは疑いようもありません。我が国への初の米国原子力潜水艦、また原子力空母の寄港が日米安保体制のもと行われた町であり、昭和二十年の終戦から朝鮮戦争勃発までの期間を除けば、戦前戦後を通じて、今日まで一貫して佐世保の町は国の防衛政策の最前線を担つてきていると申し上げても過言ではありません。その結果、

○衛藤座長 ありがとうございます。

次に、光武顯君にお願いいたします。

○光武顯君 本日は、当地佐世保市での地方公聴会をいただきましたことに、まずもつて御礼と感謝を申し上げます。

武力攻撃が我が国に対して行われた際の我が国は、平和と独立、國と国民の安全確保を目的とした関係三法案が去る四月十七日国会に提出されて以降、国政の場は当然のことながら、広く国民の関心事になりつつありますことは、このたびの法案そのものが國の根幹にかかる事柄だけに、望ましい状況にあると私は考えるものであります。

まず、結論から申しますと、私は、今般のいわゆる有事三法案の成立を望むものであり、基本的に賛成であります。

戦後、國の安全確保策をいかにすべきかという論点については、実りある議論が行われてきたと

基地との共存共生という佐世保市政の基本的スタンスは、多くの市民の理解と協力を得て今日に至っているところであります。

加えて、本市は、本来県レベルの業務である港

湾管理者の任務、保健所業務などのはか、ライフラインの一端を担う水道、交通、病院事業、広域消防行政など、深く広く住民生活にかかわっておられます。

前置きが長くなりましたが、市民の生命財産を守ることを本来職務の根幹とする市長の立場として、当該法案の今日までの論議に注視してまいりましたが、今なお全体として不備な点もあり、隔離搔痒的な説明しかできていないのではないかと思われる点もあるわけであります。が、限りある陳述時間でございますので、焦点を絞り、意見を申し述べるものであります。

まず、いわゆる武力攻撃事態対処法案の第五条、第七条、さらにはそれに密接に関係する第八条には、地方公共団体の責務、役割、そして国民の協力について、いわば総論だけが述べられており、具体的な事柄については、同法第二十三条规定で二年以内を目標として関係法整備が図られることになつております。

まさしく、備えあれば憂いなしとの考え方から、基本的性格を持つた法案がます必要であるとの方針はそれなりに理解できるところであります。が、関係法制の整備が成就するまでの間に、万が一の事態発生を想定し、対処方策を思い描いた場合、今回の法律案と関係法制の整備にタイムラグがあるのは理解しがたいところであります。

つまり、既存の法制により当座は対処せざるを得ないのでありましようが、国防の要諦ともいべき国民の安全確保策が、後回し、将来のこととして先送りされていることは、残念ながら憂慮の急な、最優先事項として、関連法制の整備が喫緊の課題であると考えます。

さらに申せば、具体的な一つの意見としてでは

ありますが、このようなことからも、この関連法制の整備が終了するまで、基本法案である武力攻撃事態対処法の施行を待つということができないものかとも思うであります。

次に、現下の状況における地方自治体の苦渋を申し上げれば、もし不幸にも武力攻撃を受けた場合、地方公共団体としては、現時点において、國から十分な説明がなされないまま、地方公共団体の役割が先送りのこととして論議されている現状では、たとえ住民から問われても、地方公共団体の説明責任も果たしがたく、かつ、住民の立場からしても、協力に努めようにもできがたいといった、まことに立法の趣旨に逆行する皮肉な結果を招くのではないかと危惧するものであります。

そう申し上げるには、昨年来私どもの佐世保市が国からの要請を受けてとつております一つの措置があるのであります。これは、テロ対策といふ、いわば外交、防衛に関する国からの要請として、「米国原子力潜水艦の本邦寄港時ににおける公示に係る要請について」というものが昨年九月二十一日付で外務省から佐世保市に対してあつたところであります。

かねて、米国原子力潜水艦の寄港については、外交上は、一定の文書、いわゆるエドモワール等により、米国から通常二十四時間前に日本政府へ通報があつております。それを受けて地方自治体である本市へも連絡があつております。今回の要請は、その通報を受けた後、それを市民に公表しないでほしいというものです。が、当然のこととして、政府とされたては、米国からの要請のもと、一定の判断をされ、本市へも非公表の協力を求められたものであります。

本市といたしましては、あの時点での事態の深刻さもあわせ考へ、二十四時間前通報の厳守、本市の放射能測定態勢にいささかの支障も生じさせないとの確約、これらを条件に要請を受け入れたところであります。このことに関し、市議会への報告、説明、また非公表後のたび重なる市民団体等への対応等、多大なエネルギーを傾けざるを

得なかつたわけであります。

つまり、こうした例示を挙げて私が申し上げたことは、國からの要請に際し困惑した状態を生じさせることになったのは、きちんとしたルール

ではありませんが、このようなことからも、この関連法制の根底には、その教訓が脈々と流れていると考えています。

三つには、戦争というものが、どれほど恐ろしくいかに悲惨であるかということです。

私は、長崎で生まれ育ちました。幼いころから原爆の話を父やおばあさんからいろいろと聞いていました。七万人を超す人が一瞬にして命を奪われたのです。その後、それに倍する人たちが後遺症に苦しみ、今日に至っております。それは、私たちの想像をはるかに超えた地獄絵図ではないでしょうか。私は、この恐ろしい悲惨な戦争を二度と起こしてはならない、そういう立場で話を進めていきたいと考えております。

今後、地方議会においてもこの法律案をめぐる議論が活発に行われることが期待されます。そうした中で、十分地域住民にも事の重大性を御認識いただけるよう私どもも努めなければなりませんが、国会におきましては、どうか党派の違いに拘泥されることなく、入り口でとどまらず御議論を進められるようお願い申し上げ、私の陳述を終わらせていただきたいと願っています。

有事法の研究は昭和五十二年から開始されています。当時は、ソ連が北海道あるいは日本の海岸線に上陸してきたらどうするか、このような検討がされていました。今回出された法律案の多くの部分は、その当時に研究されたものだらうと考えております。しかし、ソ連が崩壊し、米ソの冷戦構造が消滅した今、一体どの国が、あるいはどのような勢力が日本に武力攻撃をしかけてくるのでしょうか。甚だ疑問だと思います。

それではこの法律案を制定する大義名分がなくなってしまいます。小泉首相は、備えあれば憂いなしと言われます。有事法が必要だと言われております。ところが、政府答弁では、どこが攻めてくるか明らかなことは言えないと言つてゐるのです。憂える対象がはつきりしないのに、何に備えるのか私には理解できません。

百歩下がつて、武力攻撃の可能性は非常に少な

いけれども、確かに存在するのであるから備えなければならない立場に立つて、少し話をさせていただきます。

しかし、この法案は、実は、日本国憲法が成立

して以来、これまですべてに優先をしてきた、そして守られてきた国民の基本的人権に制限を加えるものであります。有事にあつては一般国民にも義務を課すというものです。具体的には、物資の保管に罰則を設けたり、私有地内への自衛隊の立ち入りを拒否したり妨害したりすれば処罰されるというものです。有事においては国民の基本的人権に制限を加えることができるという点で、これまでの法律とは大きく違っているのです。その意味において、有事法案は、戦後成立した法案の中でも非常に重要な法案だと私は考えております。

そこで、この法案が果たして国民の納得し得るものかどうかということが重要になつてきます。

内容を見てみると、確かに、有事において自衛隊がどのように行動できるのか、はつきりと書かれています。ところが、その際に国民の命はどのようにして守られるのか、基本的人権はどこまで制限を受けるのか、こうのことについてははつきりなつております。

さらに、政府と地方自治体との関係においても、有事にあつては政府は地方自治体の協力を求めなければなりません。しかし、抵抗があれば首相が代行でできるとしております。名実ともに今は地方分権が進められている時代であります。このようない方的な権限のあり方が妥当なのかどうか、ここにも疑問があります。さらに、こうした問題について、この法案を審議しようとする現時点において政府と各地方自治体の間で十分な検討がなされていない、こういうことも大きな問題ではないでしょうか。

次に、この法案は国会が軽視されているのではなくいかと考えております。今の自衛隊法、PKO協力法、周辺事態法、テロ対策特措法などでは、シビリアンコントロールを確保する観点から、自

衛隊の行動に関して国会の事前承認を求めるこ

になっています。しかし、今回の法案では、この事前承認の項がややぐらつております。運用によつてはシビリアンコントロールがきかなくなる可能性を含んでいます。

そして、この法案の中で私が最も重要なと考へているのは、国民の安全を確保する、このことを目的としている法案でありながら、具体的にどのように確保するのかということが明らかになつてないということです。

皆さんのお手元にお配りしております私の資料の中でも、二枚目の方に昭和五十三年の防衛白書の一部があります。その四角に開んだところを見ていただきたいと思います。

そこには、その当時、この防衛白書の中でも、武力攻撃を受けたとき何よりも優先して考えなければならないことは、国民の安全であり、住民の防衛、避難誘導などの措置が適切に実施されなければなりません。このように述べております。さらに、イスイの例を挙げ、公共の待避所の設置や退避要領、医薬品の備蓄要領、応急手当ての要領などが書いてあります。

こうした観点から見れば、私は医者ですので、専門分野である医療においても、武力攻撃が起つた場合に、当然多数の死傷者が出るはずで、早急な医療活動の実施が必要となるでしょう。そうしたときに、医療機関の協力や医療スタッフの確保は緊急の課題であります。それでは具体的にどのように対処するのか、あらかじめ決めておかなければならぬはずです。こうした国民の生命を守る具体的な方策が書かれていない法案が、国民の生命と安全を第一に考えたといふには言えないのではないでしょうか。

以上述べてきたように、私は、この法案は、戦後五十年の間に検討されてきた多くの法案の中でも、基本的人権の制限という重大な事項を決めることで、非常に重要な法案だと考えております。

また、初めに述べましたが、法律の持つ力は大

きいです。決定されるときは、確かに基本的人権のごく限られた範囲が制限をされるでしょう。しかし、一度決まつてしまつた法律はひとり歩きを始めることができます。水戸黄門の印籠と同じように、この法律が目に入らぬかといつたような運用がなされないと限りません。

それなのに、今回の法案の提出から審議、決定の動きを見ていますと、この重要な法案に対し国民の理解を得ていて、そのよつには私は考えられません。政府は法案の成立を目指して急いでおりますけれども、法案の具体的な中身が十分に示されず、重要な部分が隠されたままの審議が急がれているのでは、私はこの法案を認めるわけにはいきません。国民との十分な討議や地方自治体の十分な検討も必要であります。

国民の基本的人権を制限してしまつた審議が戒厳令とは言いませんけれども、一度成立するとしまつていいのでしょうか。有事法案は、決して

大きな力を持つ法案であり、運用によつては非常民の理解を得ずに、このように短期間で成立してしまうのでしようか。

また、この法案が本当に国民を守るために生き残るためには、国民と政府との信頼関係が不可欠です。国の将来を政府がきちんと担つてくれるであろう、そして常に国民とともに歩んでくれるであろうという信頼関係があつて初めてこの法案になるためには、国民と政府との信頼関係が不可欠です。

また、この法案が本当に国民を守るために生き残るためには、国民と政府との信頼関係が不可欠です。

これが、最近の政府のあり方を見ておりますと、国民からの信頼を十分に得ているとは言いがたいものがあります。

以上述べてきたように、国民の基本的人権を制限する重要な法案を、国民を守る具体的な中身を提示されないままに制定することには反対をいたしました。武力攻撃から国民を守るという立場を明確にして、具体的な中身を詳細に提示した上で、国民の理解を十分に得られる討議を通して、国民の審判を仰いでいただきたいと考えております。

一つは、周辺諸国の十分な理解を得ること。できれば、もっと進んで、同意を得ていただきたい。

二番目に、日本政府に対する信用が余りない。

次に、北川誠一郎君にお願いいたします。
○北川誠一郎君 私は、長崎短期大学で国際時事問題とか比較文化論等の授業を担当しております。

この法案が出まして、最初は本能的にちよつと怖いなと思つたところもございました。ところが、さまざまな新聞等、資料等を見まして、この法案が、国民の生命と財産を守るために明確な必要な動きを見ていますと、この重要な法案に対し国民の理解を十分に得ていて、そのよつには私は考えられません。政府は法案の成立を目指して急いでおりますけれども、法案の具体的な中身が十分に示されず、重要な部分が隠されたままの審議が急がれているのでは、私はこの法案を認めるわけにはいきません。国民との十分な討議や地方自治体の十分な検討も必要であります。

国民の基本的人権を制限してしまつた審議が戒厳令とは言いませんけれども、一度成立するとしまつていいのでしょうか。有事法案は、決して

大きな力を持つ法案であり、運用によつては非常民の理解を得ずに、このように短期間で成立してしまうのでしようか。

また、この法案が本当に国民を守るために生き残るためには、国民と政府との信頼関係が不可欠です。

これが、最近の政府のあり方を見ておりますと、国民からの信頼を十分に得ているとは言いがたいものがあります。

以上述べてきたように、国民の基本的人権を制限する重要な法案を、国民を守る具体的な中身を

提示されないままに制定することには反対をいたしました。武力攻撃から国民を守るという立場を明確にして、具体的な中身を詳細に提示した上で、国民の理解を十分に得られる討議を通して、国民の審判を仰いでいただきたいと考えております。

一つは、周辺諸国の十分な理解を得ること。できれば、もっと進んで、同意を得ていただきたい。

なぜそななかと申しますと、どのようにするかということで四つ申し上げたいと思います。

一つは、周辺諸国の十分な理解を得ること。できれば、もっと進んで、同意を得ていただきたい。

二番目に、日本政府に対する信用が余りない。

首尾一貫性がないとよく指摘されます。幾度となくぶり返す歴史認識の相違と教科書問題、従軍慰安婦問題、靖国神社参拝問題等々が解決もしくは十分な理解が得られないままになつていながら、北朝鮮の核疑惑、ミサイル開発、不審船問題、北方領土問題等々の外部からの脅威のことを示しても説得力がないのではないか。

三番目、國と國とは約束事の上で動くが、歴史認識の相違や隣国の日本に対する国民感情やイメージは、約束事だけでは片づかない。

四番目、現在の国会議員の金銭スキャンダルや防衛庁個人情報回覧スキヤンダル等々と統いて、申し上げたいと思います。

日本国民の政府に対する信頼が損なわれているところがある。当該法案とは別問題でありますけれども、国民感情やその悪いイメージは無視できないといふことです。

次に、なぜこの条件をつけるのか、これは二つ申し上げたいと思います。

一つは、私が長崎短大で、在籍する留学生の皆さん及び日本人の学生さんに授業で学習会を行ない、討論会を行いました。その結果、留学生では反対意見が多数を占め、日本人学生については、賛成が反対意見を上回ったものの、両者について考えさせられる反対意見、慎重意見も見られました。資料を持っていらっしゃる方は、二ページ目にその結果が出ております。

留学生が、回答者数三十三名で、ほとんどが反対。日本人は、三十三名で、賛成が十五名、反対が八名、どちらでもないが十名おりました。その賛成理由として、留学生は、有事のときに自衛隊をシビリアンコントロールできる法律を持つことは当然である。これは各國で当然であるから持てもよろしいんじゃないとか。二番、韓国人として反対だけれども、国民の命を保護するためだから持つておいた方がよい。

日本人。起こつてからでは遅いので、今から決めておくべき。抑止力にもなる。侵略を予防する法律をつくるべき。自衛隊が勝手な行動に出ておくかもしれないから、自衛隊の存在や権限、機能を

はつきりさせておくべき。法制が整備されれば、日本ももっと世界に向けても活動できるようになります。もっと貢献ができる。日本は、過去に大きな過ちを犯し、他国にも自國にも多大な被害をもたらした。このことをきちんと反省した上であれば、この法律をコントロールできると思う。

反対理由。

留学生。一、シビリアンコントロールとか国民党とか聞こえはよいが、何か裏があるような、この法律だけでは済まないような気がする。信用できない。二つ目、昔から日本は隣国を侵略したことがあるから、このような法律をつくり、戦争の準備をし始めるのではないかと懸念する。三番目、専守防衛で自國のみを守ると言いつつ、その範囲が拡大して、自國以外のところで戦争に参加する可能性もある。四番、結局人を殺すことになるから反対。五番目、法律をつくつても、実際、有事になればうまくいかず、自衛隊が自分勝手に動いてしまうかもしれない。有事にならないようにすべき。六番、日本にはまだ好戦的な軍国主義者がいる。将来、法律が別目的で利用されてしまうでは。七番、今、日本は平和だ、平和である日本を維持して世界平和をつくろうと努力し続けられ、戦争になることはあり得ないし、このような法律のことなど考える必要がないのではないか。

また、日本人は、ちょっと時間がないので、二番目の、侵略戦争が万が一でもあるという想定になつてゐるが、侵略する国は当然悪いが、そのようないことを許してしまうようなその当事国の隣国、関係国、友好国にも責任がある。このような法律をつくる前に、侵略行為を絶対起させないような隣国同士で率直な話し合いを持ち、まずそのような予防システムをつくるべきだ。等々出ました。

どちらでもない理由として、日本人の方、一番、他国に侵略されても、戦つて人が殺し合うのは反対だし、だからといってそのままにしておくのも怖い。侵略戦争を含めて、戦争を絶対起させないよう

せないように予防すべき。賛成すると戦争を肯定してしまうことになるし、だからといって、つくらなければ、いざというときにどのように対応すればよいかわからなくなつてしまつ等々。四番目、法案が決まつても決まらなくとも、戦争が起きたらたくさんの犠牲者が出る。大体、そういう人の命を何とも思わないくせに、偉そうにしている政治家が嫌いだ。日本人も他国の人も、戦争が起きた。

これが現状維持が一番よい。等々が出ております。これを見ますと、資料の一番最後に書いたんすけれども、最も参考にしなければならないと思

うのが、どちらでもない。現在、反対が賛成かが、現状維持が一番よい。等々が出ております。

されども、最も参考にしなければならないと思

うのが、その学生さんが、侵略してもされても、そ

れを押し返しても人を殺すことになる、犠牲者が

出るということを考えております。

ここで考えなければならないことは、この法律

した。

次に、私、国際関係をやつております点で、一

つ申し上げさせていただきたいと思います。

三番目に、現在のグローバル化した情報時代の国際関係を見る三次元のチエスボーリードゲームとあ

ります。これはハーバード大学のケネディ・ス

クールのジョセフ・ナイ教授のもので、それど

も、ホームペー

ドゲームもそこに出ております。アメリカが中心になつていますが、日本がアメリカ、隣

国、その他の国々に理解を得、友好関係を形づく

り、当該法案の隣国理解を得るために参考になる

のではと思いまして掲げました。

上段ボード、中段ボード、下段ボードというふうに分けられているんですけども、上段ボード

では、安全保障とか軍事、国連等を含む世界システムがファクターとしてある。この本の中で述べ

られているものは、アメリカの軍事的一国優位性のものとの国際関係ができていく。これは安全保障の面です。中段ボードでは、アメリカ、ヨーロッパ、日本、すぐに中国の四極化された経済関係、これは世界生産の三分の二以上を占めるということで、これが形成されている。下段ボード、トランプスナショナルなさまざまな関係、文化、教育、金融などの分野における個人的、グローバルによる政府の影響が薄い活動が行われる。これは、コンピューター・ハッカーとかテロ組織による武器輸送等々も含まれております。

一番最初に、そういう侵略が起ころるのであると私は疑問に思ったのですけれども、こういふ分析によりますと、下段ボードでトランプスナショナルな関係、テロ組織、または、それが中段ボードに、経済、経営、経常等に影響を与え、それが国

の一つの主権を侵す可能性を形づくるのではない

かという、有事が起きる可能性というのをそれで示されているのではないかと思います。

ジョセフ・ナイ先生は、現実は、この三次元の複合ゲームで、アメリカのことですけれども、傲慢と偏狭さがアメリカを弱体化させるであろうと警鐘を鳴らしております。

最後に、安全保障を語る場合も上記のすべての議論が必要であるということ。これを日本国内、国民、隣国に説明するとき、暴力が起きる因果関係を説明することも必要であるということ。

そして最後に、この統計のどちらでもないの理由の意見から学べることとして、我々市民が持つ、戦争、侵略等が起きた場合に、他者への痛み、苦しみへの想像力、そういうことを持つていただきたい、暴力のエスカレートを防ぐ、そのような精神性を育てていただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

以上です。

○衛藤座長 ありがとうございました。

次に、辻昌宏君にお願いいたします。

○辻昌宏君 辻昌宏であります。

本日は、自由党の御推薦により陳述の機会を与

えていたきましたことを、ありがたく御礼を申し上げます。ただ、私は、党にも所属をいたしておりませんし、党員でもございません。防衛基地を抱えます佐世保の一市民として、経済人の一人として、意見の陳述を申し述べさせていただきと存じます。

私どもの会議所は、重点項目の一つといたしまして、防衛機能の強化をうたつております。これは、自衛隊の海陸空の強化ということと、基地を拡充ということでございます。沖縄に米軍並びに自衛隊の基地が集中し過ぎておるということは御案内のとおりでありますし、佐世保はもともと国西の守りを授かれた要衝の地であります。かつての戦前と現状の規模あるいは人員を比較いたしますと、比べ物にならないくらい、まだ少ないということをございます。

そういう意味で、独立国家といたしまして、自分の国は自分の国が主体となって守るという意味から、そしてまた、北の脅威がなくなりました今日、佐世保の地政学的な位置づけというものは十分に御理解いただけるものというふうに考えております。

まずもって、今回の有事法制につきましては、基本的に賛成でございます。

したがいまして、第一といたしまして、有事法制定は必要であるということとございます。有事法制を整備しておきませんと、有事の際、いざというときに、何か起つたときに慌てて緊急立法をし、与野党ですったもんだを繰り返している間に、タイミングを失し、自国や国民にとって取り返しがつかない重大な損害や悲劇をもたらす危険性があるばかりではなく、他国の支援、救援もタムリーにならず、結果的に、莫大な国費を使って信用を失墜するということになります。

二つ目といたしまして、安全保障の原則確立の有事法制がこれまで整備されなかつたのは、私

は、政治的重大な怠慢ではないかというふうに思はっております。戦後の我が國の平和と安全について、国会の不毛の論議の結果であります。すなわち、申しわけありませんが、自民党、社会党のいわゆる五年体制を通じて、戦争が平和か、あるいは自衛隊が違憲か合憲かといったような論議が繰り返され、我が國の安全をどのように確保していくのか、そのため自衛隊はどのように行動するのかといった大事な論議が置き去りにされましたということあります。

我が國の安全保障の原則、自衛隊の行動の原則といったものが明確にされてこなかつたため、湾岸戦争時の多国籍軍への参加につきましても、PKOの参加協力についても、先般の同時多発テロの際も、自衛隊派遣はいたしましたものの、一般の自衛隊の派遣はよろしいけれどもイメージスパンはいかぬなどという、まことに理解に苦しむ横やりがつて、結果として派遣の効果を大きくそいだということは、まことにナンセンスであり、残念のきわみであります。どのように日本が行動すべきなのかという基準のないままにその場の対応を練り返してきたというのが現状ではないかといいます。

我が国の場合、過去の戦争経験や国民感情を考えたとき、自衛権の行使はあくまで抑制的に行なうべきであろうかと思います。我が国が安全に行なうべきではないかと思われます。我が国が直接脅かされる直接、間接侵略、またその危険性が高い場合、周辺事態にのみ自衛権を行使するという原則を明確にすべきであるということであります。

あわせて、日本独自で防衛するというのは現実的ではないのではないか。日米同盟により我が国を防衛することであり、日米安保体制の信頼性の向上を図るというのが二つ目の原則であるかと思うわけであります。

三つ目に、自衛権の行使とは別に、国連の平和のための活動、すなわち多国籍軍、PKOなどのため、武力を行使することがあります。それは、国际社会が平和を回復、維持するための活動

であり、憲法が禁じます国権の発動には当てはまらないということにならうかと思います。国連の判断にゆだねられておることであります。平和活動には積極的に参加協力するという原則をついて、国会の不毛の論議の結果であります。すなわち、申しわけありませんが、自民党、社会党のことと、いうふうに思うものであります。非常事態に際して、内閣の権限を強化していただき、内閣の判断で迅速、的確に非常事態に対処して、あわせまして、これらを明確にすべきではないかと、いうふうに考えます。

政府提案に對します見解といたしましては、有事法制は必要である、いざというときに国民の生命財産を守るという原理原則にのつとつて、我が國の安全保障の原則、我が國唯一の実力組織であります自衛隊の行動の原則が明らかにすべきであるというふうに思います。安全部門の運営のため、我が國が置かれております。今我が国が置かれております。国际環境においても、自衛隊派遣はいたしましたものの、一般的な疫病の発生などなど、国民生活に極めて重大的な影響が及ぶおそれがある事態につきましては、これを非常事態と認定し、対処措置を講じていただきたいというふうに思います。

三番目といたしまして、緊急事態に真に機能する体制の構築であります。政府案としては、武力攻撃事態に至つたとき、基本方針を策定して対策本部を設けるということとあります。しかし、そのようなことではなく、常時、内閣にあらかじめ常設の非常事態対処会議を設置していただくべきではないか。そうすることによって、常に心に刻んでいる言葉があります。それは、不戦の誓いを日本國の憲法から取り外せば、何よりもまず我々は、アジアと広島、長崎の犠牲者たちを裏切ることになるというものです。そこで、きょうも、そのような観点から法案についての意見を述べることとしたいと思います。

さて、初めに、私がきょう、これだけはぜひお伝えしたいと思ってまいりましたのは、長崎の被爆者の方々の声です。本委員会での法案審議が始まつて間もなく、被爆者団体である長崎原爆被災

は、防衛出動や対処措置の終了が内閣総理大臣の判断にゆだねられておることであります。が、これも、諸外国の例に照らしまして至極当然のことと、いうふうに思うものであります。非常事態に際して、内閣の権限を強化していただき、内閣の判断で迅速、的確に非常事態に対処して、あわせまして、それらは、国会によくべきであろう。そして、それらは、国会によるチエックやコントロールのもとに行われるるといふことが好ましいと思うものであります。

最後に申し上げたいわけであります。同じ敗戦国でありますドイツは、今から既に四半世紀も前に有事対応の法規制定を済ませております。そして、普普通の国として立派にNATO諸国とともに有事の対応を果たし、その国際貢献は見事に諸外国の高い評価を得ておるわけであります。

非常に口幅つたいようでございますが、言うまでもありませんけれども、国を治めることは、国政に携わっていただけます。先生方の崇高な使命であることをなく、与野党一致していただきまして、立法を実現していただき、我々国民の生命財産をしっかりと守つていただくようお願いを申し上げます。

非常に口幅つたいようでございますが、言うまでもありませんけれども、国を治めることは、国政に携わっていただけます。先生方の崇高な使命であることをなく、与野党一致していただきまして、立法を実現していただき、我々国民の生命財産をしっかりと守つていただくようお願いを申し上げます。

○衛藤座長 ありがとうございました。

次に、前原清隆君にお願いいたします。

○前原清隆君 御紹介いただきました前原と申します。

長崎の大学で憲法の教育と研究に携わる者として、常常心に刻んでいる言葉があります。それは、不戦の誓いを日本國の憲法から取り外せば、何よりもまず我々は、アジアと広島、長崎の犠牲者たちを裏切ることになるというものです。そこで、きょうも、そのような観点から法案についての意見を述べることとしたいと思います。

者協議会の理事会において法案に關して決議が上げられていますので、趣旨を御紹介したいと思ひます。全文は、レジュームの参考資料として一応つけておきました。

この決議は、さきの大戦で人類初の核戦争によって悲惨な被害を体験し、今なお悲しみ、苦しみを引きずっている私たちは三法案に反対しますと述べています。その理由としては、私たちは二度と私たちのような戦争犠牲者がつくられることを断じて許すことはできないのですという観点から、これらの法案が再び私たちを戦争に巻き込むのではないかとおそれるからですと述べています。

そのようなおそれを被爆の方々はなぜ持たれるのでしょうか。また、そのおそれは根拠のあることでしょうか。この点、決議は次のように述べています。

「残念なことに、世界の最強大国は」、これがアメリカを指すことは言うまでもありませんが、「世界の最強大国は特定国を名指しで「ならずもの国家」『悪の枢軸』と呼び、それらの国々に対しての通常兵器による攻撃はもちろん核兵器の使用をも公言しています。この国がわが国の「周辺」で武力を行使したとき、国内にその国の出撃基地をおき、その国を「後方」で支援するわが国にも武力攻撃を受ける「おそれ」が生じたり、武力攻撃を「予測できる事態」が生じることは、想像できることではありません。」

テレビで法案に関する討論会などを見ていますと、同趣旨の危険性を指摘する意見に対しても、法案推進の側からは、大げさだと国民を惑わす議論などと一笑に付されることが多いように見受けられます。委員の皆様は、今御紹介した被爆の方々の想像を、果たして同じ言葉で退けることができるのであります。

私自身は、被爆の方々のこの想像はまさに正鵠を得たものだと考えていましたし、法案に反対の立場を共有しています。

そこで、以下、法案に関する意見を述べたいと

思います。

私の意見は、今のところ、全国の約一千百名の賛同を得て、本日の午後東京で発表されることになつてゐる「有事関連三法案に反対する学者・研究者共同アピール」をもとにしていることをお

思います。わち周辺事態は武力攻撃事態に含まれると政府が答弁していることです。この二つの組み合わせが意味するところは極めに述べた被爆の方々の想像は、妄想どころか、さすがに鋭いと言つべきかと思います。

次に、法案に反対する二番目の理由です。第一の理由が、何が有事かという武力攻撃事態の概念をめぐる疑問にかかるものであるのに対し、第二の理由は、だれがそれを判断するのかという、事態の認定のシステムをめぐる疑問にかかわります。

さて、小泉首相は、三法案を提出する理由として、日本が万一武力攻撃を受けた事態に備えて対処する法制を整備しておくためと述べています。備えあれば憂いなしと言われますと、四十五年前の諫早水害や二十年前の長崎大水害でそれぞれ数百名の犠牲者を出した長崎県民には説得力があります。しかし、憂いをなくすためには備えるしかない自然災害と、防ぐことができ、それどころか防ぐことが憲法によつて求められている戦争とを同列に論じてはならないでしよう。

私は、そもそも、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないように決意して戦争を放棄した日本国憲法のもとで、政府が戦争の備えをすることは、冒頭に紹介した言葉で言えば、アジアと広島、長崎の犠牲者たちを裏切ることであり、許されないと考えています。

しかし、ここでは、なるべく法案に即した形で意見を述べることとします。

まずもつて問題になるのは、攻められたときにいかに対処するかを定めたものであるという法案提出理由が、果たして額面どおりに受け取ることができるのかどうか、もし額面どおりでないとしたら、一本木当は何が目的なのかあります。

武力攻撃事態法案は、武力攻撃事態の定義にありますように、日本に対する武力攻撃が発生したり、そのおそれのある事態のみでなく、武力攻撃が予測されるに至つた事態をも武力攻撃事態に含め、法を発動するとしています。

その際、注目せずにいられないのは、周辺事態法によりアジア太平洋地域で展開される米軍の軍事行動に日本が後方支援に加わった場合、すな

す。これが、法案に反対する第一の理由です。前に述べた被爆の方々の想像は、妄想どころか、さすがに鋭いと言つべきかと思います。

次に、法案に反対する二番目の理由です。第一の理由が、何が有事かという武力攻撃事態の概念をめぐる疑問にかかるものであるのに対し、第二の理由は、だれがそれを判断するのかという、事態の認定のシステムをめぐる疑問にかかわります。

法案は、武力攻撃事態の認定、さらには武力攻撃事態に際しての対処基本方針の策定を、国会の審議を経ずに、事实上内閣総理大臣と安全保障会議に参加する少数の閣僚にゆだねています。対処基本方針は、閣議決定後直ちに国会の承認を受けなければならぬとしていますが、対処措置そのものは国会の承認なしに開始できる仕組みとなっています。

日本の戦争状態への突入の可否や国民の動員体制を決めるることは、この上なく重大な決定です。それが、主権者国民の代表であり、それゆえに国権の最高機関とされる国会の審議抜きに、ごく少數の閣僚によつて実質的に決定されるというようなことが、国会の権能と責任に照らし、認められるでしょう。私は、それは民主主義に著しく反対すると考えます。

なぜなら、首相や官房長官はしばしば、政府を信用してほしいとか、自國の政府が信用できないのは不幸なことだとおっしゃいますが、民主主義の要諦とは、アメリカ独立宣言の起草者、トーマス・ジェファーソンの言葉にもあるように、自由な政府は、信頼にではなく、猜疑、つまり警戒心に基づいてつくられるということにあると信じるからです。

委員の皆様に対しても以上一般的なことを述べるのは、祝賀に説法のそしりを受けるでしょうから差し控えます。しかし、戦争にかかわる決定を少数閣僚、いわゆる政府首脳にゆだねることができるかというこの懸念は、残念ながら現下の情勢では非常にリアリティーを持つに至つているの

ではないでしょうか。

申すまでもなく、インドとパキスタンとの緊張の高まりが報じられ、最悪の場合、核戦争で一千二百万人に達する死者が懸念されているというふうななかに、あろうことか、非核三原則の見直しに対して開かれた発言が、ほかならぬ官房長官によつて行われたからです。また、防衛庁も、情報公開請求者の個人情報リストを組織ぐるみで作成していたという重大な問題を引き起きました。

官房長官という、有事法案の答弁責任者であり、武力攻撃事態の認定及び対処基本方針の策定という、この上ない重大な決定に関与する立場にある人の今回の発言は、とりわけアジア諸国に誤ったメッセージを発したことは、報じられているアジア諸国の反応を見ても明らかです。防衛庁の事件は、有事法案担当省の人権感覚の欠如、ひいては国民敵視ということにもつなっています。

憲法研究者ほど猜疑心を持つて有事三法案を見ない一般的の国民でも、官房長官の発言や防衛庁の事件に直面して、この法案は少なくとも今は制定の時期として最もふさわしくないと考えているはずです。それだけでも法案は廃案とされるべきだと思います。

法案については、ほかにも、人権保障、地方自治など、憲法の基本原則にかかる問題点を指摘する必要がありますけれども、時間ですので、以上で法案反対の私の意見陳述を終わります。

○衛藤座長 ありがとうございました。

次に、舟越耿一君にお願いいたします。

私は、五つの観点から意見を述べます。

まず、なぜ今有事法制なのかという視点です。

私の授業をとっています学生たちが、有事法制に関するアンケート調査をしました。サンプル数八百八十七ですから非常にしつかりした調査なんですが、有事三法案の内容を知っていますかといふ質問に対して、学生は六一%が知らないと答えています。市民も五〇%が知らないと言つています。それから、有事関連三法案の目的は何だと思

いますかという質問に対しましては、テロや不審船に対処するため、あるいは大規模災害に対処するためというふうに答えた学生が四四%おります。

市民の方も三七%そういう認識があります。つまり、今なぜ有事三法案の提出なのかということがほとんど理解されていないと私は考えています。それは、政府の方で常に一般論のみが展開されているからだと思います。

しかし、私は、有事三法案の本当のねらいは、平和だから有事法制の整備ではなくて、インド洋に自衛艦を派遣していますように、日米の間での軍事協力が進行し、アフガニスタン攻撃をしている米軍を日本は支援しているわけで、その面では日本は戦時下にある、その戦時下であるからこそ、もう一段の有事法制の整備が必要なのだと思います。

それは、武力攻撃事態法案に言います、おそれのある場合と予測の事態、これが周辺事態と併存するという国会、政府の答弁、そこに明らかではないかと思います。周辺事態における米軍に対する後方支援、それと国内における陣地構築などの臨戦態勢づくり、それが重なり合つて有事対処の国内体制をつくるというところに私は本当のねらいがあるのではないかと思いますが、それが焦点化されていないのではないかというふうに考えます。

もう一つは、二番目ですが、自衛隊法の改正案は、私は荒唐無稽だと考えます。さらに、時代錯誤だと考えます。敵が上陸してきたら陣地を構築して交戦する、そういうような戦争というものは国民は考えることができない。しかも、そういう戦争を想定するというのは、非常に私は冷戦的な思考ではないかと思います。しかも、自衛隊法の改正案を見ますと、国民の生命財産を守ると言いながら、そういう規定はありません。土地、家屋を破壊され、物資の保管命令が出され、従事命令が出されます。そういうことは、結局、自衛隊は市民一人一人を守

るのではなくて、その犠牲の上に国家全体を守る、そういう基本姿勢が出ているのではないかと 思います。

多くの国民は、日本本土への武力攻撃、そんなことは絶対にあってはならないと考えていると思 います。そういう事態がないようにしていただくことが政治の使命ではないかと思います。

三つ目の視点ですが、戦争を容認する気分が非 常に蔓延しているよう思います。それは、昨年

の対米同時テロと報復戦争以降広がっていると思 いますが、報復のための戦争あるいは人権や正義 を守るために戦争、それは正しい戦争であると考 えて、それを容認するような時代の雰囲気がある と私は思います。

しかしながら、テロの原因をそのままにしてお いて、これを軍事力で制圧するというような考え方 は間違つてゐると思います。テロの背景には、パ レスチナ問題とグローバリゼーションがあります。

その点、憲法前文をしつかり読まなければいけ ないと思います。専制と隸従、圧迫と偏狭をなく す、世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ る、そのため日本は努力するというふうに憲法 前文に書かれております。そういう観点から、戦 爭を容認する雰囲気というのは私は非常に危険だと 考えています。

四つ目の視点ですが、有事法制の議論がされて おるときに、政府首脳は非常に重大な発言をされ ました。

安倍官房副長官は、先制攻撃を完全に否定して いない、攻撃に着手したのは攻撃であり、基地を

たたくことはできる、憲法上は大陸間弾道弾も核 兵器も問題ではない、戦術核を使うことも違憲で

はないというふうに講演で話されたと報道され ています。福田官房長官も、将来、国際情勢が緊迫 化したり国民世論が変わつてくれれば、非核三原則

をされたというふうに報道されています。

私は、結局、自衛戦争を認めると、先制攻撃も 可能、そして核兵器の保有も可能というふうに、結局は際限のない戦争への道を歩んでいく、そつ つことがあります。いかが得るということをこの政府首脳は 発言しているんだと思います。非常に危険だと思います。

最後の視点ですが、私は、いま一度憲法の初心 に返ることが大切だと思います。

憲法の初心とは、二度と戦争はしないというこ とであります。ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ ナガサキという言葉もその初心を表明していま す。いかなる戦争であれ、してはいけないという 平和主義であります。

アメリカが大変なテロに遭つたわけですからど ういう世界の状況にあると思います。

憲法九条の見直しをということが底流にあると 思いますけれども、憲法九条は、世界のNGOの 活動の目標になつてているということを御想起いた だきたいと思います。

一昨々年、ハーグで平和市民会議が開かれま した。私も参加しました。そこで、二十一世紀を展望 して、公正な世界秩序のための十の基本原則と いうのを採択したんですけども、十の基本原則 の第一原則に次のようないわんがあります。各議 会は、日本国憲法第九条のような、政府が戦争を することを禁止する決議を採択すべきであるとい うものであります。世界のNGOは、自分の国に

ふうに願つたわけであります。

私は、日本国憲法の平和主義こそ平和のための 備えだと思います。そして、核時代にあつては、それしかないと思います。決してユートピアでは ないと思います。

以上の視点から、私は、三法案を廃案にしてい ただきたい、そして有事法制の要らない国づくり

をやつていただきたい、そういうふうに考えます。

○衛藤座長 ありがとうございます。

次に、千田稔君にお願いいたします。

○千田稔君 ただいま御紹介いただきました、橋

本商会の社長室長をしております千田でございます。

私は、どの党派の党员でもございませんが、保守

党から御推薦いただきまして、心から感謝申し上げます。

私の論といいますのは、全く賛成の立場でございます。

逆に、これまで怠慢であったと思うのですね。それは、制定は遅きに失しているというぐらいでございます。

平和の今の時点での法案審議をするということこそが時宜にかなつたやり方であると思います。なぜなら、先ほどある方からもお話をありましたように、危機が差し迫つていていかほどの冷静な議論や正鶴な審議というものが行われるか疑問でございます。このように一見平時と見られるときだからこそ、危機時、非常時を想定して大いに議論をして、人権等への冷静な配慮のきく法案を確定してもらいたい、こう思つております。

五十七年日本は平和に過ごしてまいりました。しかし、これは、かなりの部分がアメリカの力の庇護のもとにあって達成されたものでございます。そのことが、ある面では幸せでもつたし、ある面では、平和などというのは平和憲法だけを口にすればすべて達成されるんだというマイナスの、不幸の面も持つてきましたと私は思つています。

以下、論拠について申し上げたいと思います。自衛隊というものは、国家危機あるいは国家非常に備えて対応する有力な危機管理実行機関であります。その国家非常時というのには、大規模な自然災害です。あるいは人為的な災害ですね。こういったものに対処するためにあるんです。それがなかつたら不要なものであります。

意図ある危機といいうものは、最大のものが戦争です。あるいはテロであります。大規模テロ、あるいは武装難民、工作活動等があるでしょう。そういったものへの備えだと思つんですね。意図のない人為的なものというのもございます。それは、大規模な航空機の墜落ですか、一般の企業では回復ができないような、そういうものへの対処だと思います。

自衛隊の国家における地位、役割についてもつと掘り下げますと、他の手段では救助、復旧等ができる場合に自衛隊を使用することになつていいとの理解しておりますが、自衛隊は、国家非常に国家が使用する最後の手段、切り札、これつきしかないという最後の手段だと考へるのです。これを持つていいものは国家にはないはずです。

この自衛隊に地位、役割を与え、これを必要に応じて使う、使わないという判断をし、あるいは運用するもの、それこそが政治であります。これも論をまたないところだと思うのです。いわゆるシビリアンコンントロールというのも、その本質はポリティックコントロールのはずです。

以下の自衛隊における訓練というものを見てみると、いかなる状況下でも任務を達成し得るよう、各種状況に適応するための極めて幅広い、基礎的部品を訓練しているように見えます。新しく任務や状況下での任務達成には、そういった平素の訓練を踏まえて、その新しい状況というものをつかんで、最悪事態に修正をして対処するというような姿勢で臨んでいると思うのです。

訓練に多大の時間が必要となることはわかりますよね。とにかく、どこで何が起ころうとも、自分たちでも、例えば災害が起ころて、地震、雷、こういうときに一体どうしていいか、大体こういう

ものはこれでわかっていると思っているけれども、自分たちも、自分の持つものもとりあえず、うろたえて、下着一つで飛び出す可能性が往々にしてあります。

そういうものを的確にできるようにしていくには訓練が必要なのです。これには時間がかかる

としたがって、法案が決定されれば自衛隊がその法案どおりに動くと考えるのは間違いでございます。非常に時間ラグ、タイムラグがここにはあると私は思っています。

危機管理の要訣というのは、言うまでもなく、

決済に説法で申しわけないと思いますが、備え、

してその体制下で不安を除去して、まくらを高く

し、あるいははくろぐことであつて、諸措置をと

らずに不安を抱えながら生活するというのは、人

としてとるべき道ではないと私は思つているわけ

でございます。そのことを一般人は、備えあれば憂いなしと一般用語で言うのだと思うのです。

冷戦末期のNATOとワルシャワ・パクトが非得さしめるかというふうに考えた面からの法案であります。あるとも見ることができます。

今ままだと、部隊がどうしてよいか迷うであります。どうと僕は思うのですね。そして、行動するに当たりは、本当に、どうしていいか迷つて、ちゅうたつては、本当に、どうしていいか迷つて、ちゅうちょして、そして時間の経過を待つだけに終わる可能性があります。これは非常に危険だと私は思うのです。

えるでしょうか。私は、自衛隊が存在する以上、このときは危機だと思うのです。何らかの行動をするだろうと推測します。しかし、その行動は、今まですべてが超法規的行動になる可能性があります。それを超法規的行動にさせないことがあります。それは政治の責任だと思うのです。

この政治の責任とは何か。それは、法を制定してやつて、その手続を明確に示してやることです。それが第一の政治責任だと思うのです。それをしなかつたら、自衛隊は超法規的行動し、あるいは何をするかわからない。こんなことは許されないです。それだけならばともかく、それが終わつた後、日本という国は、超法規的行動をする、言うならば、何をするかわからぬ国家だと、国際的信頼を全く根本から失うと僕は思つてなりません。

したがつて、定めるべきは定め、一つのたがをはめ、そして、しっかりと国際信頼を獲得していくべきだと思つております。

そしてまた、部隊あるいは自衛隊、こういったものは士気というものがあります。いわゆるモラールといつもののが存在するわけですが、このモラールは、どうしていいかわからないというようないいもんが存在するわけですが、このモラールは、非常に長時間食われるでしょうから、それは若干おくれるかもしれません、私は、これは一刻も早く完成させるように努力すべきではないか、こう思うのです。

大体、大きいところは以上のようなことです

が、民主主義国家の国民の権利と義務という問題

で、私は、義務なるものが余りない、日本には徹底もない、いわゆる諸国家の、近代国家の中でも見ると、非常に恵まれているというか、ルーズな面がございまして、ある面では幸せをエンジョイしているのかなと思うのですが、しかし、非常事態においては国民の権利というはある程度制限されるのは当たり前です。そして、その後に、最小限の被害でエンジョイできる権利を主張できる世界というのを切り開くべきだと思うのですね。それも、全く平和時だけが存在して、緊急時には何もそんなことは制限しないんだというんだから、ちょっと正常な頭脳で考えられる問題ではないと私は思います。

したがつて、ある程度の制限はやむを得ない、しかし、それが無制限でないようにながをはめ、これが法ではないでしようか。そう思つております。

最後に、国民のライフライン確保とか国民保護法の整備、国民の協力をこの法案はうつたつておりますが、この国民のライフライン確保等の法整備についてもできるだけ早く整備する必要があります。諸陳述者の皆さんたちもこれについてはよく言つておりますが、私は、やはり自衛隊が動くといふのは、何のために動くのや、それは国民ある

いは国民の生命、身体、財産、あるいは国土の荒廃を防ぐためにあるわけでありまして、その中から、自衛隊は動ける、しかし国民についての庇護というものを余り取り上げないというのは片手落ちだと思います。

ただ、先ほど言いましたように、自衛隊というのが動く場合でも、訓練というようなものがあるて、タイムラグがありますよと。そういう間に一

刻も早く、この部分が同時に、非常に広範で、自衛隊関係の問題はある面では絞られると思いますが、それ以外は諸機関、自治体あるいは省庁間の調整に非常に長時間食われるでしょうから、それは若干おくれるかもしませんが、私は、これは一刻も早く完成させるように努力すべきではないか、こう思うのです。

確かに、我が国に対する大規模な国土への侵攻があることを前提としての、以前の冷戦時代に研究された有事法制の中間報告をもとにその法制化を進めることは時代に逆行しているのではないかという批判があることも事実でございます。

しかしながら、私は、先ほどからお話を

ておられますように、昨今の状況を考えたときに、特に米国の九・一の同時多発テロなどを見るにつけ、冷戦崩壊後の今こそ、武力攻撃の形が、国家間を超えて、まさに千差万別、いついかなる形で国家国民に対する武力攻撃が行われるか、極めて予測困難な時代に入りました、このようにも思つておるわけでございます。

そんな時代だからこそ、国内の守りの基本である有事法制の整備を国民の御理解のもとに進めていくことにより、さきのない我が国の国防体制を早期に確立すべきだとも考えておるのでございま

す。

馬郡さんは、先ほど、日本の西における守りのかなめである佐世保市民の立場からお考えをお述べいただきたわけですが、有事法の整理備の必要性についてどのように認識をしておられるのか、もう一度お伺いをすることができます。

馬郡さんは、先ほど、日本の西における守りのかなめである佐世保市民の立場からお考えをお述べいただきたわけですが、有事法の整理備の必要性についてどのように認識をしておられるのか、もう一度お伺いをすることができます。

馬郡謙二君、ただいまの田中先生の御質問であります、私ども、佐世保に住んでおりまして、自衛隊の皆さん方とのかかわりの中で、自衛隊の方々が精励されていらっしゃることは先ほど申し上げたとおりでございますが、要するに、国がそういう意味で独立国家として生きていく中で、自衛隊の人たちの姿を見ていても、有事立法がないことの方が不思議だというふうに考えてい

るわけであります。

先ほど私が申し上げましたように、もっと、地球という、世界という規模で見れば、本当に手をとり合つてお互いの平和と安全を守つていくとい

してまいりますが、まず、サセボコンパス21代表幹事の馬郡さんにお尋ねをしてまいりたいと思います。

午後一時二分開議

○衛藤座長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後零時三十四分休憩

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○衛藤座長 どうありがとうございました。

以上で私の陳述を終わります。

ありがとうございます。

私は、お話をありましたように、今までこのようないいもんがなされなかつたのかと、こんな基本的な法整備がなされなかつたのかと、こういう意見もたくさんございました。まさしく、こんな整備がおくれたというのは、何とつても政治の責任が一番だと思っておりますし、私自身、大きな責任も感じなければならない、このように思つております。

それでは、時間の関係もござりますのでお尋ね

うことは必要でありますけれども、それは、何よりも、自國の安全が保障され、そこに住む國民の生活が保障されることが第一だというふうに考えますので、その法制がないということ自体に非常に疑義を感じていたわけであります。ですから、逆に、遅かったんじゃないですかということも申上げたつもりでございます。

○田中(和)委員 重ねて馬郡さんにお伺いをいたしますけれども、有事法制に関する必要性やその内容について政府からの國民に対する説明がまだまだ不足しているとの御意見が各方面からございます。私としても、その指摘については同意見を持つておるわけでございます。

馬郡さんは、セサボコンパス21という經營者の方々による会をつくれて、我が國の安全保障に関する研さんを積んでおられるというふうに私は承つておるわけでございます。大変立派なことだと思います。その立派な経験をお持ちの立場から、どのようにすれば有事法制の整備について國民の御理解がより得られるようになるのか、ぜひこの点についても御意見をお聞かせいただければ幸いだと思います。

○馬郡謙一君 先ほど申し上げましたように、世界に目を向けて、残念ながら、まださまざまみな紛争があることも事実でありますので、これは全く仮定論じなくして、現実なものととらえて今この時期に考へることであるというのがまず一つであります。

ただ、先ほど先生御指摘のように、全部を、全文を考えていますと、先ほど市長もお話しになりました国民保護法制の整備であるとか、その辺は若干、まだまだ今から議論をしていく点があるかと思いますので、こういう公聴会を通じて知らせしていくことが大切だというふうに考えております。

ただ、それより、意義的なものをもう少し國民の皆さんにお知らせをいただきたい。なぜ有事法制かということだけじゃなくて、日本が世界の中

で独立した国家であり、治安も含めた中で、守らなければならぬもの、國民の財産であるとか、そういうものは、まず形があつてからこそ議論をしていくべきだというふうな気がします。法制化が進みまして、また、変えるものは変えていくべきであろうし、それによって時代も変わつていくであろうと思いますが、ないものの中からは多く生まれてこないのでないかというふうに持っております。

○田中(和)委員 意義についても、私たちも含めて、しっかりと國民の皆様方に御理解いただけるように努力をしてまいりたいと思いますし、本当に大変いいお話を承つたと思っております。

済みません、もう一度お尋ねをさせていただきたいんですが、地球市民型の活動という提言をただいまお聞きしたのでございます。日本だけが平和であればいいとか、俗に言う一国平和主義、一国繁栄主義、これはもはや今日とり得ないということは私も全く同感であります。

現在、我が國も、PKO活動だとテロ撲滅に対する支援という行動に積極的に取り組んでおるわけでございます。当然に、自衛隊自身もその役割の重要な部分を担うべきことは論をまたないところでございます。

今述べられた地球市民型の活動として、今後、自衛隊のみならず、政府全体がどのような活動について特に重視すべきと考えておられるのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○馬郡謙一君 実は、そういう意味では、期待も込めてですけれども、日本がそういう各國共通の地球市民型のリーダーになつてももらいたいという気持ちが十分あります。といいますのは、国連等を含めても、アジアの中では雄でありますし、世界の中でも類を見ない繁栄を見たわけであります

から、これは当然だというふうに考へているわけであります。

これは、援助を含めたそういう金銭的なものであります。

じやなくて、今からは、やはり人的な派遣、マン

パワーも必要だというふうに考へるわけです。自衛隊が今支援という形で出ていっていただいているわけでありますけれども、今後は、もつと國民レベル

で、そういうボランティアも含めた中で、そういうこともしていただきたいと思つております、協力の中で。

ただ、その条件となるのは、我が國がそういう独自の國家としての存立をしていくこと、それは、とりもなおさず、この法案が持つ意義がます

はでき上がってからのことだというふうに考へたまでは、先ほどは地球市民型という言い方をさせていたまいたわけでございます。

○田中(和)委員 馬郡さん、ありがとうございます。確かに、物、金だけではなくて、身をもつて、心をもつて國際社会の中に貢献できるよう

で、心をもつて地球市民型の活動をしていくことにはでき上がつてからのことだというふうに考へたまでは、先ほどは地球市民型という言い方をさせていたまいたわけでございます。

○田中(和)委員 馬郡さん、ありがとうございます。確かに、物、金だけではなくて、身をもつて、心をもつて國際社会の中に貢献できるよう

で、心をもつて地球市民型の活動をしていくことにはでき上がつてからのことだというふうに考へたまでは、先ほどは地球市民型という言い方をさせていたまいたわけでございます。

それでは次に、光武市長さんにお尋ねをさせていただきます。

光武市長さんは、我が黨の衆議院議員としても御活躍をされた大先輩でございまして、どうぞ、

ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。地方公共団体の責務を決めておきながら、責務を果たすための権限や具体的な仕事は、二年以内に整備されるという個別の法制を確認しなければ

なりません。

そもそも地方公共団体が住民の生命あるいは身体及び財産を保護するその責務については、この法案により新たに定められるものではなくて、

摘要があつたわけでございます。

不確であり、法案を二年も先送りするというこ

とはどうかと、タイムラグについても厳しい御指

さいます。この法案をもつて地方公共団体の新た

な義務が課せられるものではありません

が、今まさに武力攻撃事態が発生した場合には、地方公共団体においても、住民の生命、身体などを保護するための現行の法律を根拠にして、警察、消防の措置など、可能な限りの努力を尽くす

ことがあります。

そのためには、この法案を一刻も早く成立、施行させて、次の国民保護法制を、広く意見を聞きつつもスピード的に整備していくことが重要であります。

國民保護法制の整備に当たっては、関係機関の意見のほか、國民的議論の動向を踏まえながら、十分な國民の理解を得られるような仕組みをつくることが必要でありますので、法案では、二年を法整備期間内として取りまとめるタイムリミットにしておるわけでございます。しかし、おつしやるとおりに、早くこれをやつていく、そのためには、今提案されている法律を我々は一刻も早く成

立させるべきではないか、このような立場におけるべきでございます。

そこで、今後、國民の保護法制の整備をしていくに当たって、武力攻撃事態において市町村が果たすべき役割はどのようなものと考へておられるのか、もう一度お伺いをさせていただければと

思つております。

○光武顯君 この問題については、国会でいろいろな議論があつておりまして、私も関心を持って拝聴しているのでありますけれども、事柄が細かくなりますと、個別法案で整備していくこというよ

うな答弁が再々あつてゐるわけですね。

私どもも、実は、しかばこの先行する処理法

案が通つた場合にどうやつて対応するのかといふことになりますと、既存の、それに似たと申します

ことがあります。私が対応できるものとしては、災害対策基本法

というものがございます。そこでは、住民の避難誘導とか警報の発令だとか、そういうふうな

ことがあります。私が対応できるものとしては、災害対策基本法、このこととともにかくも対応しなければならないのかなというふうには思つて

すけれども、しかし、事柄が、戦時体制という中で、経験のない地方自治体の長として、やはり一つの指針なり方向なりというものが明確にならないと、責任を持つて遂行することができない、そんなふうに考えます。

そこで、実はもう一つ、技術的なと申しますか、本質的な話があるんです。

つまり、国民の権利を保護するということについて、これが並行的に議論されていくとするならば、例えば私どもも、議会において当然質問がこれからあると思うんですね。その質問に対しても、今のような個別法では、というようなことになりますと、結局、私どもも、質問に対する答弁は先送りになる。先送りになるということは、実は、ある意味で質問をはぐらかしてしまうということもあります。

本来、先ほど来お話をありますように、こういった非常に國の根幹にかかわることですから、全体が真剣に議論をしなきやならない。その議論をしなきやならないことが、國民の保護に関する法案がないばかりに我々としてはそこまで踏み込んでやれないということで、実は、この法案自体が國民的な関心になかなか入にくいのではないか。むしろ、それがあつた方が、私どもとしては、あわせて一本でやつたらもつと國民はこの問題に対して関心を持つようになるのではないか。技術論と申しますか、そういったこともございます。

いずれにいたしましても、しかし、我々としては、これから、今までの国会の議論等々を踏まえながら、地方自治体の、とにかく今日的に果たすべき役割ということについては勉強していくべきならない、そう思つております。

○田中(和)委員 地方自治体の長のお立場として、私どもも大変重く受けとめていかなければならぬ御意見だと思います。ただ、先ほど来少しお話ししておりますように、ややタイムラグが出ております理由も市長さんはおわかりをいただいているんだろう、このように思うわけでございま

す。

今、大変いいお話を聞いたわけでございますけれども、その中でも、これから我が党としても、スピード一貫で国民保護法制をこの法律を

つくり上げた後に整備していかなければならないわけでございますけれども、地方自治体の長として、豊かな政治経験をお持ちの市長さんとして、特に留意をしておかなければいかぬな、こういう

ことがあれば、率直に語つていただければと思

ります。

○光武顯君 私は、介護保険法が通りました際に、佐世保市内でも十数カ所、私自身が出ていて法案の説明をしたり、それから、介護保険料の決め方などが市民の意思と深くかかわっているといったようなこと、そんなことをやりまして、し

りたいたいと思うんです。

今日、この法律が、先ほど申しましたように、国民的な関心が徐々に高まりつつあるとはいえたがって、皆さんにはその辺のことは十分おわかれりいたいと思うんです。

いつたようなこと、そんなことをやりまして、し

りたいたいと思うんです。

ただ、代執行ということになりますと、それが決め方などが市民の意思と深くかかわっているといったようなこと、そんなことをやりまして、し

りたいたいと思うんです。

ただ、代執行といふことになりますと、それ

は、国と地方自治体の間で信頼関係ができるといふこと、それが決め方などと、それが決め方などと、そんなことをやりまして、し

りたいたいと思うんです。

ただ、代執行といふことになりますと、それ

は、国と地方自治体の間で信頼関係ができるといふことになりますと、それが決め方などと、それが決め方などと、そんなことをやりまして、し

りたいたいと思うんです。

ただ、代執行といふことになりますと、それが決め方などと、それが決め方などと、そんなことをやりまして、し

りたいたいと思うんです。

ただ、代執行といふことになりますと、それが決め方などと、それが決め方などと、そんなことをやりまして、し

りたいたいと思うんです。

ただ、代執行といふことになりますと、それが決め方などと、それが決め方などと、そんなことをやりまして、し

りたいたいと思うんです。

ただ、代執行といふことになりますと、それが決め方などと、それが決め方などと、そんなことをやりまして、し

りたいたいと思うんです。

指示や代執行ができることとなつております。武力攻撃事態において、極めて限定された場合に、万全の措置を担保するためのこうした措置を講ずることは必要であり、地方自治との関係でも

思いますが、その点について一言、市長さ

んに最後にお尋ねして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたしま

す。

○光武顯君 一たん事柄がそういう状況の中であつては、國、地方自治体が協力をして、そしてお互いの信頼関係のもとに事柄を実行していくと

いうことは、私は、絶対必要であると。

ただ、代執行といふことになりますと、それ

は、国と地方自治体の間で信頼関係ができるといふことになりますと、それが決め方などと、それが決め方などと、そんなことをやりまして、し

りたいたいと思うんです。

ただ、代執行といふことになりますと、それが決め方などと、それが決め方などと、そんなことをやりまして、し

ありますけれども、党内のコンセンサスとして、緊急事態における法整備は必要だというふうに思っています。自身は強く思つてゐる一人でもあります。

問題は二つあります。一つは中身ですね、法案の中身、そしてもう一つは、先ほどから話も出ていますけれども、國民の理解と合意、この問題だというふうに思つていています。

特に、中身という意味では、これもほとんどの陳述者の方がおっしゃつたと思ひますけれども、いわゆる國民の保護をどうするかということ、緊急事態法というの、國家を防衛し、國民を保護する、そういう法律なんだと思ひますけれども、その國民を保護する部分が残念ながらないと、いうのが本当に強いのかどうかという問題意識は、当初から非常に強く持つてゐるのですね。

各論を言えば切りがありませんけれども、例えば、國会の関与がこれで十分なんだらうかとか、それが本当によいのかどうかという問題意識は、当初から非常に強く持つてゐるのですね。

陳述者の方がおっしゃつたと思ひますけれども、いわゆる國民の保護をどうするかということ、緊急事態法というの、國家を防衛し、國民を保護する、そういう法律なんだと思ひますけれども、その國民を保護する部分が残念ながらないと、いうのが本当に強いのかどうかという問題意識は、当初から非常に強く持つてゐるのですね。

各論を言えば切りがありませんけれども、例え

ば、基本的人権は、確かに一部御指摘がございました

ようですが、それは緊急事態において一定の制約を受けるのは当然なんですけれども、でも、絶対受け

ない、例えば精神的な自由というのは何なのかと

か、その他補償の措置というのが果たしてこれで十分なのかという議論も当然あるだろうというふうに思ひますし、いろいろ中身も詰めなきやいけない議論がありますねと、そう思つています。

それで、一つは光市長さんに、これは私だけ思ひます。

次に、玄葉光一郎君。

次に、玄葉光一郎君。

とても印象的な陳述でございました。つまり、一つの具体的な提案、関連法整備ができるまで、仮にこのプログラム法が成立をしても凍結をすべきではないかという、これは極めて具体的な、建設的とも言つてもよいのではないかとも思ひますけれども、そういう提言があつたわけでありま

す。あるいは、もう一つの考え方として、國民の理解を得るために、おっしゃつたとおり、國民保護法制が出てこないとなつかな関心も出ない

我々は最初からこういう立場なんです。本来同

時に出されるべきだよね、でも、出てきちゃった以上、さあ、このプログラム法を議論すること

で、国益とかあるいは新しい公という精神を、ある意味では正面から国民と一緒に議論しながら、議論を継続していく中で個別法が出て、そこで、ある意味では決着を図るというのも一つの方向ですねという感じも実はしているわけでありますけれども、そういう運びの問題ですね。私は、今の時点では、運びの問題というのはとても大事じゃないかと。

茅野病院長さんも、まさに最後に書いてあるところ、國民を守るという立場を明確にして、詳細を提示した上で、十分な討議を経て審判を仰いでもらいたい、こういう議論がありました。この運びの問題について、光武市長さんと茅野病院長さんに御意見をいただきたい。

もう一つだけ、恐縮ですけれども、せつかくなつて、光武市長さんに。

ここは米軍も、そして海上自衛隊もあるということです。これもまた、おっしゃるとおり、具体的な法整備はこれから、具体的なアメリカとの交渉はこれからということなんですけれども、結局、自衛隊は、これから適用除外を受ける日本の法律もあれば、逆に言えば、守らなきやいけない日本の法律も出てくるわけですね。では、米軍は

といえども、尊重しなければならないといふことは、守る必要は必ずしもない、守る義務はないということですね。

ですから、結局、自衛隊の動くルールと米軍の動くルールというのは、このままいつちやうとある程度変わってくる。自衛隊は守らなきやいけない、米軍は守らなくてもいい、このままでいいとこ

ういう話になりかねないのでされども、そういう点で、御地元にいらつしやつて、要望があれば

というか御意見があれば、おっしゃつていただけ

ればありがたいというふうに思います。

以上です。

○光武顧君 第一点の、運びの問題についてお答えいたします。

この問題は、地方自治体の長であれば、どなたでもそんなふうに受けとめておられるのではないかなどというふうに私は思うのですね。現実に、自治体の長として例えば指揮命令をするといったようなことになりますと、本来その責務を果たすべき基準というものがなければならぬわけですね。ですから、先ほど申しましたように、災害対策基本法みたいなもので、当面何があつたらやらなきやならないかな、こう思つておられるわけに対して、私としては、あらまほしきといいますか、期待としては、実は、この法案と保護法案が一緒に議論されればよかつたなと。

ただ、この問題については、既に法案が提案されておりまして、先ほど最終的に申しましたけれども、入り口にとどまらずに進めてもらいたい。

しかし、その中で、二年を目標としてと、こういふのは、もう少しきちつとした担保を我々としては欲しいなというふうに思つておるわけです。その担保のことについては、先ほど私が言つたようないことも一つの考え方としてあるのではないかということを申し上げたわけです。

二つ目。米軍と自衛隊のことに関しては、自衛隊法の改正等々も読ませていただきたのですが、これは一般的に言つて、戦時になれば、国土防衛をするということになれば、一定の権利の制限

があるのはやむを得ないと、ううに思つております。

○茅野丈二君 運びの問題ということで、ちょっと一言話をさせてもらいます。

私は、何度もこの話の中で申しましたけれども、実は基本的に入権が制限されるんだということが皆

の担保のことについては、先ほど私が言つたようないことを申上げたわけです。

二つ目。米軍と自衛隊のことに関しては、自衛隊法の改正等々も読ませていただきたのですが、これは一般的に言つて、戦時になれば、国土防衛をするということになれば、一定の権利の制限

があるのはやむを得ないと、ううに思つております。

○茅野丈二君 運びの問題ということで、ちょっと一言話をさせてもらいます。

私は、何度もこの話の中で申しましたけれども、

実は基本的に入権が制限されるんだということが皆

の担保のことについては、先ほど私が言つたようないことを申上げたわけです。

二つ目。米軍と自衛隊のことに関しては、自衛

隊法の改正等々も読ませていただきたのですが、これは一般的に言つて、戦時になれば、国土防衛をするということになれば、一定の権利の制限

があるのはやむを得ないと、ううに思つております。

○茅野丈二君 運びの問題ということで、ちょっと一言話をさせてもらいます。

私は、何度もこの話の中で申しましたけれども、

実は基本的に入権が制限されるんだということが皆

の担保のことについては、先ほど私が言つたようないことを申上げたわけです。

二つ目。米軍と自衛隊のことに関しては、自衛

隊法の改正等々も読ませていただきたのですが、これは一般的に言つて、戦時になれば、国土防衛をするということになれば、一定の権利の制限

があるのはやむを得ないと、ううに思つております。

だ我々としてはよくわからないところがあるわけです。

米軍につきましては、これはもう日米安保条約、地位協定、そのことについては、我々も今まで何遍となく、言つてみれば、苦しんでる面もありますけれども、しかし、日本国家が成り立つて、私としては、あらまほしきといいますか、期待としては、実は、この法案と保護法案が一緒に議論されればよかつたなと。

ただ、この問題については、既に法案が提案されておりまして、先ほど申しましたけれども、入り口にとどまらずに進めてもらいたい。

しかし、その中で、二年を目標としてと、こういふのは、もう少しきちつとした担保を我々としては欲しいなというふうに思つておるわけです。その担保のことについては、先ほど私が言つたようないことを申上げたわけです。

二つ目。米軍と自衛隊のことに関しては、自衛

隊法の改正等々も読ませていただきたのですが、これは一般的に言つて、戦時になれば、国土防衛をするということになれば、一定の権利の制限

があるのはやむを得ないと、ううに思つております。

○茅野丈二君 運びの問題ということで、ちょっと一言話をさせてもらいます。

私は、今までこの話の中で申しましたけれども、

実は基本的に入権が制限されるんだということが皆

の担保のことについては、先ほど私が言つたようないことを申上げたわけです。

二つ目。米軍と自衛隊のことに関しては、自衛

隊法の改正等々も読ませていただきたのですが、これは一般的に言つて、戦時になれば、国土防衛をする

ことがあるのはやむを得ないと、ううに思つております。

○茅野丈二君 運びの問題ということで、ちょっと一言話をさせてもらいます。

私は、今までこの話の中で申しましたけれども、

実は基本的に入権が制限されるんだということが皆

の担保のことについては、先ほど私が言つたようないことを申上げたわけです。

二つ目。米軍と自衛隊のことに関しては、自衛

隊法の改正等々も読ませていただきたのですが、これは一般的に言つて、戦時になれば、国土防衛をする

ことがあるのはやむを得ないと、ううに思つております。

○茅野丈二君 運びの問題ということで、ちょっと一言話をさせてもらいます。

私は、今までこの話の中で申しましたけれども、

実は基本的に入権が制限されるんだということが皆

の担保のことについては、先ほど私が言つたようないことを申上げたわけです。

二つ目。米軍と自衛隊のことに関しては、自衛

隊法の改正等々も読ませていただきたのですが、これは一般的に言つて、戦時になれば、国土防衛をする

ことがあるのはやむを得ないと、ううに思つております。

○茅野丈二君 運びの問題ということで、ちょっと一言話をさせてもらいます。

私は、今までこの話の中で申しましたけれども、

実は基本的に入権が制限されるんだということが皆

の担保のことについては、先ほど私が言つたようないことを申上げたわけです。

○末松委員 民主党の末松義規でございます。

意見陳述者の方々には本当にありがとうございます。

また、ここに来るに当たりまして、地元の高木

義明議員にも大変参考的な意見をいただきま

して、何遍となく、言つてみれば、苦しんでる面も

ありますけれども、しかし、日本国家が成り立つて、私としては、あらまほしきといいますか、期待としては、実は、この法案と保護法案が一緒に議論されればよかつたなと。

ただ、この問題については、既に法案が提案されておりまして、先ほど申しましたけれども、入り口にとどまらずに進めてもらいたい。

しかし、その中で、二年を目標としてと、こういふのは、もう少しきちつとした担保を我々としては欲しいなというふうに思つておるわけです。その担保のことについては、先ほど私が言つたようないことを申上げたわけです。

二つ目。米軍と自衛隊のことに関しては、自衛

隊法の改正等々も読ませていただきたのですが、これは一般的に言つて、戦時になれば、国土防衛をする

ことがあるのはやむを得ないと、ううに思つております。

○茅野丈二君 運びの問題ということで、ちょっと一言話をさせてもらいます。

私は、今までこの話の中で申しましたけれども、

実は基本的に入権が制限されるんだということが皆

の担保のことについては、先ほど私が言つたようないことを申上げたわけです。

二つ目。米軍と自衛隊のことに関しては、自衛

隊法の改正等々も読ませていただきたのですが、これは一般的に言つて、戦時になれば、国土防衛をする

ことがあるのはやむを得ないと、ううに思つております。

いう地元の皆さんとの理解を得ないで何か事ができるのか、私はちょっとできないんじゃないかと思うんですが、地元の首長さんとして先ほどちょっと御不安もお述べになられましたけれども、お聞きをしたいと思います。

それから、続けて茅野先生の方に、突然の質問で恐縮なんですけれども、今ちょっとプロセスの中で二年ぐらいかけてというお話をございました。一方、政府の方からは、とりあえずこの法案を成立させていただきて、そしてその改正という形でやつていけばいいんじゃないかというよう、私が見たらやや瑣末な意見に感じます。が、その御意見に対してどう思われるか、その点をお願い申し上げます。

○光武顯君 先ほど、私は、災害対策基本法といふものについてやるべきだ、やるのが当面必要ではないかというふうに申し上げました。

このことについては、私どもの市、よそでもそうだと思います。毎年一回訓練をやっております。そして、その上に、我が市では、原子力潜水艦に万一何らかの事故があつた場合にそれにどう対応するか、この訓練も、昨年やろうとしたんですが雨が降つたために流れましたが、ことはやるようになります。そういうことを通じての訓練といふものが市民の皆さんには経験としておありですか、個別に決まっていくことに応じての訓練といふものは、地方自治体の長としては、市民の生命財産を預かる人間としては、やはりやつていいかなきやならない。

では、どれぐらい必要なのか。これは、今やつてある災害訓練といふものも、あくまで訓練であり、それは確かに有効ではあると思いますが、十全であるかどうかということになると、これも何とも言えない。したがいまして、どれぐらいいあればということはなかなか想定しがたいと言わざるを得ませんが、非常に難しいことではあるというふうに思います。

それから、代執行について言えば、先ほど申し

ましたように、ない方がいい、ないように努力をすべきだということを申しました。ただ、イデオロギー的に従わない、こういう指示に従わないところにはあります。

そこで、そのことについては、疑いを持たずに、これがどうすればいいんだ、こういうふうになってきた場合に、私は、やはり法に従つてやるということは、常識的に考えて、あるのではないかというふうに思います。

したがつて、代執行というところに至らない形での状況を、絶えず信頼を醸成するという努力は必要であろうかと、これは、先ほど来言つております期待ということで、余り確実な返事にはなりません。

○茅野丈二君 とりあえず成立をさせるという言葉なんですねけれども、そういうふうに思つてます。例えば、あなたはもう胃がんですよ、だからもう手術をしなきゃいけないんですよ、あとはすべて私に任せなさいというのが今までの医療のスタイルです。ところが今のインフォームド・コンセントという言葉があります。

例え、あなたはもう胃がんですよ、だからも

う胃を取除くことができますよとか、いろいろな説明をして、そして患者さんが、だつたら、こういうふうな手術をしてもらいたいと、そういう納得の上で事を進めていく。これが非常

に常識になつてゐるわけで、国と国民の間の関係もやはりそうあらなければならない。具体的な形をちゃんと示した上で、だつたらこうだと納得するものを見せてもらって、そして了解をする。それが、これからの方だというふうに思つてお

地に来たのですから、非核三原則について、市長さんの立場を、政府の発言を踏まえて一言お伺いしたいと思います。そして、終わります。

○光武顯君 この問題は、私はやはり、日本の国家というものが、言つてみれば非核三原則といふふうになつてきた場合に、私は、やはり法に従つてやるということは、常識的に考えて、あるのではないかというふうに思つております。

ただ、我々は、日米安保条約という中で、米原子力潜水艦、まあ潜水艦に限りませんが、そうしまして、そのことについては、疑いを持たずに、これからもそういう主張を続けていかなきやならない

家というものが、言つてみれば非核三原則といふふうになつてきた場合に、私は、やはり法に従つてやるということは、常識的に考えて、あるのではないかというふうに思つております。

ただ、我々は、日米安保条約という中で、米原子力潜水艦、まあ潜水艦に限りませんが、そうしまして、そのことについては、疑いを持たずに、これからもそういう主張を続けていかなきやならない

家というものが、言つてみれば非核三原則といふふうになつてきた場合に、私は、やはり法に従つてやるということは、常識的に考えて、あるのではないかというふうに思つております。

もう一度確認させていただきますが、そういう意味での法制化の必要性ということが、私は国民の五割ぐらいはあるんだろう、というふうに世論調査等で感じておりますけれども、市長さんとしても國土攻撃のような事態がなかつた、そういう

ことで、そういう複雑な地域における市の行政の最高責任者として、率直な気持ちとしてどういうふうにお考えといいますか感想をお持ちなのか、もう一度確認させていただきたいと思います。

○光武顯君 今回の有事三法でありますけれども、冒頭申しましたように、私は、この法案に対する評議會であります。ぜひ成立をさせてもらいたい。しかし、先ほど来申し上げるようなことも一度確認させていただきたいと思います。

○衛藤座長 これにて末松君の質疑は終了いたしました。

次に、田端正広君。

○田端委員 御紹介いただきました公明党の田端正広でございます。

さきほど、八人の先生方、どうもありがとうございました。今いろいろお話をございましたが、ざつと皆さんの御意見を伺つていて、今ようやくこういう議論ができるという意味において、有

事に関する法整備を日本国としてやつていくといふふうに思っています。私も、そういう意味では、今までなかなか議論できなかつたことが正面から議論できるようになつたという意味においては、大きな意味が今日的にあるんだろう、こう思つてお

ります。

そこで、こちらは被爆県であり、そしてまた、

○末松委員 最後になりました。せっかく長崎の

法定化の必要性は、絶対に必要だと思います。○田端委員 ありがとうございます。

そこで、国民の保護に関する関連法案が入つてない、二年後という、先送りされているということについて、そこそこはつきりしないから市行政を預かる責任者としてなかなか難しい面もある、こういうお話をございますが、例えば、私は、来年の通常国会に国民保護関連法が提案されるよう、つまり二年後ではなくて一年後というふうに、これは政府のほうに頑張っていただいたら可能だと思うわけであります。

そういう意味で、何らかの、例えば総理がそういう答弁をすると、何か担保すればそういうこ

とはぜひ可能だと思いますので、そこは、そういう

うふうに一年繰り上げるといいますか、来年の通常国会を目指すようにやつていく、こういふうにしてはどうかと考えておりますけれども、その

点についてはいかがでしょう。

○光武顯君 直近であれば直近であるほどよろしいかと思います。

○田端委員 ありがとうございます。

そういう意味で、さらにまた国会の方でもそういう方向で議論を進めさせていただきたい、こう思います。

北川先生にお伺いいたしますが、国際政治の現場でいろいろ若い青年とのかわりの中での意見の陳述をきょうはいただきました。大変具体的で貴重な御意見だったと思います。

特に先生のお話を伺つて感じた点は、そ

いついた意味で、留学生の方がこの問題に対して大変強い関心を持っているという、数字の上でもそ

ういう形が出ているということで、この点については私も改めて認識をした次第であります。このところは、日本人の留学生の方と留学生の方との感触が、相当温度差があるなど一つは思つております。

そして、特に留学生の方の場合は、つまり、過去における日本の国言動といいますか、行動と

いいますか、そういったことも含めた日本に対するイメージというものがその根底にあるのかな

と、こんな感じもしたわけあります。

そして、こういう大事な、国の基本にかかわるような法案、法律になつてきますと、国民の感情としてのイメージというものが大変大事だなどということを、この留学生の方の御指摘から私直接今印象を持たれていますが、そういう意味では、いかに日本という国のイメージがこの法律を論議する中で大きく影響しているかということを、現場で教育に当たつておられる先生の立場から、もう一度、イメージの大しさといいますか、日本のあるべき姿というものがいかに大事かということを御報告いたしました。

○北川誠一郎君 私は、ここ六、七年、留学生さんとつき合つたり、私自身も一九八四年から九二年までアメリカの方に留学しておりまして、外から見る日本、あと、帰ってきて内側で見る日本、そして内側にいる外国人の人たちが日本をどう見ているかということ非常に興味がありまして、常々、何かあるごとに授業等で取り上げているんですけれども。

先ほど申し上げました、まずこの法案だけに限つて言いますと、きちつと説明すれば、例えば日本人であれば、よくわからないけれども、最後は、これは自衛隊のシビリアンコントロールですよ、それが目的ですよということを言うと、ああ、なるほど。それでもおかしいと言う人もいますけれども、それはそれで理解がされている。

ただし、留学生に関しては、過去の侵略、特に中国、韓国では非常に、特に韓国では非常にそのような教育を最近までやつきました。日本に来ている子たちは、そんなに日本に対する反感はないんですけども、毎年、教科書の問題とか、歴史認識の違いによる問題とか、首相が靖国神社に参拝するとかなんとか、それがニュースで取りざたされますと、必ず、日本は信用できないというふうなイメージを持つてしまふんですね。前からそうだったけれども、日本へ来て、非常にやはり周囲の人たちはよい、ところが政治家はだめだ、政府はだめだ、首相は信用できないというようなことが、日本の側からそういう原因をつくつてしまつて。そういうことで理性に訴えて説明するよりも以前に、もうイメージができ上がってしまつていて、そのような理解ができないのではないか。

○中塚委員 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 自由党の中塚でございます。

私は、おととし、仙台の地方公聴会にも出席させていただきました。きょうは佐世保でいろいろな御意見をいたしましたけれども、非常にやはり地域色あふれる意見をいたしましたなどというふうに思いました。

それで、今回、政府が武力攻撃事態対処法といふのを出しました。外二法出ておりますけれども、私ども自由党といたしましては、それに対し、また法案の中身、そして多くの皆さんの意見を吸い上げるようにしなきやいかぬなというふうに思いました。

そこで、政府が武力攻撃事態だけではなく、常事態においても、國民主權 基本人権の尊重、平和主義といった日本国憲法のこの三つの理念というものは絶対に守らなければいけない、守り抜かなければいけないというふうに考えております。そういう観点から意見をお伺いしたいと

がそのようなものを邪魔している。そういうことになります。

政府の責務は基本的人権を守ることで、これは有事であれ平時であれ変わらないと思うわけです。生命、自由、財産に対する権利というものを擁護するということになるわけですが、政府

案は武力攻撃事態ということに特化しております。また場合にも総理大臣が基本的人権を守るという観点に立つて非常事態の布告を行なうということができるというふうにしております。

その基本的人権を守るということについて、次に、日本国憲法の国民主権の原則ということに関しまして茅野陳述人に伺いたいんですけれども、私どもは、総理が非常事態を布告した場合でも国会の事前承認が必要であるというふうに考えております。また、その後も六十日ごとに国会に報告をし、国会で不承認の議決があつたときはこの布告を廃止しなければならないというふうに考えております。

現実問題として、今政治への信頼というのは非常に低下をしていることは私も否定はいたしませんけれども、やはり国会というのは国権の最高機関であつて、しかも全国民を代表するという国会議員によって構成されているということで、先ほど意見陳述の中でも国会軽視ということをおつしやつておられましたが、その点についてもう一度、御意見はいかがでしよう。

○茅野丈二君 政府が決めるということでおつしやつておられましたが、その点についてもう一度、御意見はいかがでしよう。

○茅野丈二君 政府が決めるということでおつしやつておられましたが、その点についてもう一度、御意見はいかがでしよう。

それは、非常に論議が、話していくと非常に極端になつて、もう緊急の緊急のさらに緊急のことばかりが非常に主張されてきて、そして、だから国会では論議する時間がないんだという話が出て

くるんですけども、そういう場合というのは非常に少ないと思うんですね。そういうことを考えれば、原則として、あるいは基本的に国会で論議をするということをやはりきちっとしておかなければいけないと私は思つております。

○中塚委員 特に昨年のテロ特措法なんかでも計画というのが出されたわけですから、では、それがいつ終わるんだということについて明らかではなくて、政府自体が終わらせられないときに、やはり国会がそれを終了させるような仕組みというのはつくつておくべきなんだろうというふうに私は思つております。

次に、日本国憲法の平和主義、国際協調主義といふことも含む平和主義だと私は思つておりますが、先ほど来、有事法制ができて戦争に巻き込まれるというふうなお話をあったと思うんですが、やはりそういう意見が出るのもむべなるかなと思うところがあります。

それは、今まで我が国の安全保障の基本原則といふものが定まっていないことが一番大きな原因で、例えば武力攻撃を受けた場合に限っても、自衛権行使する、どういうときに行使をして、そしてそれをどこまで行使をするのかというところについて明らかになつていなければね。そもそも、自衛権があるのかないのかという議論さえいまだにあるというふうなことで、私は、自衛権の限界あるいは自衛権行使の条件といったことをこの安全保障基本法でしっかりと定めることにより、日本国内はもとより周辺諸国、世界各国でそういう懸念、不安があるということならば、それを払拭するべきだというふうに思つております。

また、もう一つ、平和主義の中に国際協調主義ということがあるといふことに思つております。昨年、テロ対応特別措置法というのが成立をしまして、国連の武力行使容認決議もないわけです

が、米軍の後方支援ができるようになってしまったわけです。十年前の湾岸戦争のときはできないと言つていたことが、急にできるようになった。十年前は武力行使容認決議があつた、今回はない。府のやつていることは本当に支離滅裂だなど。こういうことが、世界じゅうから、また国内から誤解を招く、懸念の目で見られる原因だろうというふうに思つております。

この国際協調主義というものを明らかにすると、そこで、国際連合の決議をもつて行われる活動については積極的に参加するべきだというふうに考えておりますが、辻陳述人にお伺いをいたしました。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢でございました。私は、沖縄県の出身であります。先ほどきょうは、意見陳述の先生方のお話、大変貴重な御意見を聞かせていただきまして、ありがとうございました。せんだけでも沖縄の県議会で、特に米軍基地の中での米軍の事故について、市民の安全を確保するためにもいち早く通報していただきたい、こうおいても日本の積極的な発言というものがちゃんと反映されるよう、そういうふうな仕組みに変えていくべきだというふうに考えております。

○光武顯君 私、御趣旨について十分理解できたかどうかわかりませんが、アメリカ、米軍が基地を佐世保市内に持つていて、今まで事件がなかったわけではありません。ただ、問題は、有事の際にどういうふうになるのかということについては、これはやはり国民の選択というものが重要なのであります。私どもも、安保条約、そしてそれに伴う地位協定というものが、これは国民がそう選択した以上、そして我々も国家を守る上においてそのことが必要であるというふうに考えていて、よその地域、市町村にはないそういう負担というものを負わされているということは事実でありますけれども、一面やむを得ないものと、その中で、市民の生命財産が可能な限り守られるように努めていくのが地方自治体の長としての役目であると、私はそう考えて今日まで参つておるわけであります。

○赤嶺委員 私、意を尽くせず大変申しわけありませんでした。先ほど伺いましたのは、事件のことではなくて、米軍の事故等です。

○赤嶺委員 私、意を尽くせず大変申しわけありませんが、米軍の部隊の事故、航空機の事故等がなかなか通報されない。そして、米軍の方もいろいろ防衛秘密上の盾があつて、そこをうまく意思の疎通がいつていいという問題が起きているわけですから、やはりそれらの問題についてのものは、地方の住民の命と安全を預かるという立場からは、原潜の事前通報も含めて、譲れない一線が

たのではないかというふうな気がいたします。

したがいまして、ここは、有事関連三法案をまざ成立をしていただいて、それに派生いたしますかというふうに思います。

○光武顯君 私、御趣旨について十分理解できたかどうかわかりませんが、アメリカ、米軍が基地を佐世保市内に持つていて、今まで事件がなかったわけではありません。ただ、沖縄県のいろいろなことをお伺いしますと、佐世保においては比較的そういう事件も少なく、そして、共存共生といったような市民の理念をアメリカ軍もそれなりに理解してもらつていています。

○光武顯君 私、御趣旨について十分理解できたかと思います。

○赤嶺委員 これにて中塚君の質疑は終了いたしました。

あるのではないかということありますか、いかがでしようか。

○光武顯君 具体的に原潜の通報について申し上げますならば、一度、通報がなされずに寄港したということがございました。私は、国に対しても嚴重に抗議をいたしましたとともに、その際に、その事件の内容、そして今後の対応というものが明らかにならない以上は入港を御遠慮願いたいということを申し上げたことがあります。確かに、その間入港はございませんでした。

問題は、我々としては、テロ事件が起きた、あの事件のときに、要請があつた入港については連絡をするが公表してもらいたくない、こういう要請に対し、地方自治体の長としては非常に考えたのでありますけれども、仮にそのことによってテロ事件が発生したとするならば、これはそれを拒否したという私の責任になりますし、どちらが蓋然性が高いのかということを一生懸命考えながら、我々としては、当面の間、入港について公表しないという選択の道をとったわけであります。その間、非常に苦慮したことは今でも記憶をいたしておりますし、今日、その状況があの当時と違つてきているのではないか。そこで、その辺にについては、政府がまたどう考えるのかということは、今後ひとつ、これまでにお尋ねいたしておりましまして、これからもまた政府に問うていきたい、このように思つております。

○赤嶺委員 それでは、次に北川先生の方にお伺いしたいんですが、先ほどは、若い人たちのアンケート、意識調査、大変貴重な資料をいただきまして、ありがとうございました。

それで、先生のレジュメを伺いますと、今回の法律は「集団的自衛権の行使を認めていいこと」という表現があるわけですが、実は国会の中そこが入っているということは、日本に武力行使が起こる以前から、すなわち、国会の答弁では、私が質問等にも答えて、周辺事態はその一つのケー

スだ、こういうことを防衛庁長官は述べておられるわけです。となりますと、周辺事態ではもう米軍が武力行使を始めている、それが日本が予測されるに至つた事態に当たり、そして日本の自衛隊は武器弾薬等の提供もできる、こういう政府答弁になっているわけですね。

ですから、これは本当に、集団的自衛権の行使につながっていく、そういう危険な仕組みを持つた法律ではないかというぐあいに考へるんですが、その点、先生はどんなふうにお考へでしようか。

○北川誠一郎君 私のつたない学習によりますと、集団的自衛権、これが、そのように認定した場合、米軍に対する後方支援ができるようになるために、集団的自衛権の不行使という憲法との関係で、双方の事態を明確に整理する必要があります。私の学習でまだつたないんすけれども、これからその関係について、より議論が深められていくというふうに考えております。

ここで言明しておりますけれども、当然のこととして積極的に認めていない、そういう意味で私は書きました。

○赤嶺委員 それでは、前原先生にお尋ねいたしましたけれども、やはりこの法律の仕組みの中に集団的自衛権の行使につながる危険は大いに含まれているのではないかと思ひますけれども、先生の御意見はいかがでしょうか。

○前原清隆君 私が先ほど、この法案は万ーの事態に、いわゆる我が国に対する武力攻撃に備えるというよりも、むしろアメリカ軍の軍事行動に対して後方支援をするものだというふうに言いまして、それは、まさにその点にかかるわけでして、軍事問題の専門家の方々の御意見などを見まして、その点、今回の法案は、非常に貴重な資料をいただきまして、ありがとうございました。

その点、今回の法案は、非常に顕著に、先ほど述べたとおり、武力攻撃事態の概念が新設されたことと、それから、今述べました、認定システムといふふうに言われています。

そういうふうに思ひます。

その点、今回の法案は、非常に顕著に、先ほど述べたとおり、武力攻撃事態の概念が新設されたことと、それから、今述べました、認定システムといふふうに思ひます。

われるのでないかといふうなことも考へておられりまして、安全保障会議設置法の改正案が、武力攻撃事態の認定にかかる事項はメンバーを絞つて審議することを定めておりますけれども、実際にはそこにいわゆる制服組の方が入ることになる

というふうにされておりますし、安全保障会議に進言をします事態対処専門委員会というものが設けられることになつていますけれども、この専門委員会というのが、日米ガイドラインの枠組みの中での事態認定を日本側に伝達する仕組みとなるのではないかというふうに指摘されていると思います。

○今川委員 社会民主党の今川正美でございました。

私は、この地で生まれ育つてまいりましたので、このように貴重な地方公聴会がこの佐世保で開かれることをだれよりも喜んでおります。

二点ほど、この有事関連三法案に関して私の考え方を申し上げた上で、舟越先生と地元佐世保市長でございます光武市長に、二、三点お伺いしたいと思います。

まず、私は、この佐世保というものは沖縄と同様に、佐世保の港を見ておられますと、日米安保の姿がよく見える町でもあります。遠くは一九五〇年にこの佐世保市は市民投票で圧倒的な賛同を得て平和都市宣言を行つた町として、この佐世保は過去の戦争を十分に反省しながら、平和産業港湾都市として発展していくこうということを決意しましたが、皮肉なことに、その年、その後に朝鮮戦争が起つたために、この佐世保の運命というものは大きく変えられていく、そういう歴史的な節目の年でもございました。

私は、やはりこういう国民の生活に直結する大事な法案であるだけに、これまでの、特にアジアの国々と日本の関係を論じるはずでして、そういった意味では、過去の負の遺産といいますか、アジアに対する侵略であつたり植民地支配であつたり、そうした過去の歴史に対する謙虚さをなくせば大変な議論になつてしまふうに思ひます。

少なくとも日本は、よく平和憲法と言われますけれども、憲法前文、とりわけ九条で示されたものは、右から見ても左から見ても、これは非武装憲法です。では、いざというときどうするかといふのは、少なくとも当時は、吉田首相の国会答弁にもあるように、国連に依拠したいと。つまり、

ただきました。

○衛藤座長 これにて赤嶺君の質疑は終了いたしました。

次に、今川正美君。

何か生じたときには、どの国であれ、国際紛争を含めて、再び軍備を持つて戦うではなくて、国連ですべて対処をしていく、そういう崇高な理念なり方向性が示された。

そういった意味で、やはり私は、この日本国憲法のすごさといいますか、すばらしさというのではなく、それぞれの国が勝手に軍備を再び持つて戦うのではない、すべては国連が対処をしていくということにあつたんだと思います。その後のことでは、冷戦が本格化することと、なかなか現実的なものとはなっておりませんけれども。

そういった意味で、この朝鮮戦争を契機にして、警察予備隊の名のもとに自衛隊が一九五〇年発足しますけれども、先ほどいろいろ御意見がありましたが、なぜ今ごろか、もつと早くつくるべきだったという話もありますが、それは、そういうこれまでの半世紀の歴史をつっかり踏まえて見るならば、欧米諸国とは違つて、日本だからこそ自衛隊に関しては非常に自己抑制的なさまざまな制約が課せられていたということをやはり客観的に認識して議論をする必要があるとうふうに私は思っています。

今日これだけ平和で豊かな日本があるというのには、二つの要件があつたと思います。

これは、憲法第九条自衛隊とか安保ではない。これは、自衛隊とか安保ではない。これがなければ、今まで恨まれても仕方のないあのアジアの国々に、そこそこの信頼関係を得たこと。それと、経済的には、サンフランシスコ講和条約で事实上いわゆる戦後賠償を免れたこと。これがなければ、今日、自給自足がやつとの日本であつたろうというふうに私は思うのであります。

いま一つは、時間の関係もありますので簡単に申し上げますが、今回いきなり、自衛隊の行動をどう円滑にするか、そのための法整備というのがどんどん出てきています。しかし、クローバル経済と言われますように、今日、日本とアジアの関係において見ますならば、日本は大変な経済援助をアジアに与えています。それと、外交問題です。今日の国家間の相互依存関係からしますと、

外交努力をどう果たしていくのか、あるいはそういう経済関係、経済協力をどのようにしつかりやつていくのかということがあれば、九割九分、日本の、あるいは一国の安全保障というのは果たなものとはなつておりませんけれども。

アジアの国々の実際の戦力を見ましても、日本をいきなり攻撃する、そして制圧し、支配する、そういう能力を持つている国が果たしてあるのだろうか。あるのだとすれば、世界の中で米国を除いては。しかし、それは極めて非現実的な話であるというふうになつてくると思うんですね。

そういう意味で、外交問題なり経済協力なり、市民と市民の間の文化交流なり、そういう最も大事な議論を欠いたまま、軍事対応をどうするのかという話だけ、その話から始まつていて、ころに、この有事法制の議論の、ある意味で不自然さというものを私は感じてしまつわけあります。

さてそこで、まず舟越先生にお尋ねなんですが、実は昨日、長崎に米海軍のミサイル駆逐艦が入りました。これは、九二年、ちょうど十年前に当時のブッシュ大統領が、海外に配備をしている戦術核のほとんどは米国に、米本国に撤収するという声明を出されまして、ただし、そのときに、有事の際には再び核兵器を搭載することもあり得るという条件がついていました。

今回、米海軍にとつては、アフガニスタン戦争をやつておられるわけですから有事ですね、米軍にとっては。そうしますと、きのう長崎に入つたカーテイス・ウイルバーという駆逐艦は、核兵器を搭載している可能性があるんじやないかと私は思っています。そうした中で、金子県知事とか伊藤長崎市長は、在日大使館や日本政府、外務省に何かに入港することを遠慮してほしいということを申し入れられたにもかかわらず、入つてきちゃつた。それともう一つは、例の福田官房長官の非核化をアシアに与えています。

三原則の見直し発言等もございました。

○舟越耿一君 私は軍事の専門家ではありませんが、前原さんが言ったように、包括的なメカニズムを日米で構築し、緊急時には調整メカニズムを発動する、それを平素からやつておくということが明確に書かれております。したがつて、日本と米軍と自衛隊との緊密な関係というのは、私ども、九七年の日米防衛協力のための指針というのに、前原さんが言ったように、包括的なメカニズムを日米で構築し、緊急時には調整メカニズムを発動する、それを平素からやつておくということが既にでき上がっているんだと思います。

さてそこで、まず舟越先生にお尋ねなんですが、実に報道しておりますけれども、私は、日本政府は別に奨励しているわけじゃない、しかしながら、軍としてはとにかく有事法制を成立させたいというような意図がイメージ艦の入港の背景にあるふうに考えております。地元の新聞が、米国の有事が長崎に持ち込まれたと、そういうふうに報道しておりますけれども、私は、日本政府や自衛隊の判断よりも米軍の判断の方が優先する、そういう状況が進行しているんじやないかと考えています。

○今川委員 時間がほとんどございませんので、本当にほんとたくさん質問したかたなんですが、光武市長に一点だけお尋ねしたいんです。

実は、佐世保の場合には、佐世保重工業、SSKですね、非常に佐世保市にとっても大事な企業Kです。本当に佐世保市にとっても大事な企業だと思うんですが、これはまさに、有事じやなく光武市長に一点だけお尋ねしたいんです。

実は、佐世保の場合には、佐世保重工業、SSKにとつては、もしそれを明け渡すということに六年前に、SSKの第三ドックを明け渡すようになれば危機的な状況になる、こういうことで、代替の浮きドックをもつて、修繕をして事なきを得たということがあります。

その後、そうしたことになんがみまして、今の佐世保の港を可能な限りひとつ再整理しよう、こういうことから、御承知のように、第三、第四というSSKの現在共用しているそこを民間へ払い下げてもらう。したがいまして、ジユリエットベースンに別途岸壁をつくつて、そして民間に譲

り渡してもらえるものは譲り渡してもらつ。これは、昨年、そういうことで一応約束事みたいな話がございまして、今着々と進めているところであります。

我々としては、戦時体制になつたときにはどうなるかということは、これは自衛隊も含めてそうでありますし、米軍は、日米安保条約等々の問題あるいは周辺事態法といったようなことが背景に、平時とは違つた形になるであろう、こういうふうな想定はできますものの、そうしたことがないよう、今、不斷に努力をしていかなければいけないということでやつてゐるわけであります。

佐世保の市長といたしましては、将来どのようになるかということについては大きな関心を持つつ、いざという場合でも、港の再整理、再編といふことによりまして、そうした事態を避けていきたいというふうに願つております。しかし、戦時体制といふものは非常に厳しいものでありますし、そのとき日本の国家そのものがどういう選択をしているのかということは、地方自治体にも大きな影響を及ぼすであろうというふうに思つてお

○衛藤座長 これにて今川君の質疑は終了いたしました。

次に、井上喜一君。
○井上(喜)委員 保守党の井上喜一でございま
す。

きょうは、意見陳述者の皆さん、本当に御苦労さまでござります。

この佐世保という地域は、自衛隊の基地もありますし、米軍もいる、あるいはこの近くを各国の船が通る、あるいは不審船なんかも恐らく出没している地域じゃないかと私は思うのでありますて、この地域に住まれる皆さん方は、日本の他の地域の人とは若干違った感覚でもつて有事のことを考えでおられるんじゃないかな、そんな思いでこちらに出席をさせていただきました。

れいですが、言葉をかえて言いますと、これは金もうけですね、金もうけを将来の国家像のようなことにして歩んできたわけでありまして、そういう点で安全保障の体制の整備というのは非常におくれてきましたと思うのでありますけれども、今回ようやつとの有事の三法が提案されるということになってきて、大変いい方向に行きつつある、こんなふうに認識をしております。

しかし、これまでの経緯から、なかなか皆さんに、こういう有事ということ、通常はないわけで

ありまして、やはり平和のうちに暮らしていくと
いう最大の努力を政府はするわけでありますか
が、万々が一の場合になるわけですが、そ

のときにはどう対応をするかということについて、なかなかこれは理解を得られないような状

況じやないかと思うのであります。

ありますが、これはどうすればもう少し理解が得られるのか、もちろん政府等の努力も足りないと

思うのでありますけれども、どういうことを考えていけば、あるいは対応していくべきこの有事の法

制の理解が得られるのか
御意見があらばお伺い
いたしたいと思います。

（千日暮君 やはり戦後五十七年のこの長い月日の中に、日本というのは、どなたかも最初に発言されましたとおり、あつものに懲りてなますを吹

いてまいりました。そのことが、そう言えば言うほど、結果的に、本当に平和というのが守られた

ような形で五十七年が過ぎてきた、こういう一つの錯覚があるんだと僕は思うのですね。このこと

は、平和というのは、日本の場合は水と空気のようにただでいただける、こういうような感じが非

常にあつたと思うのですね。

国の方かむじろ逆に戦後も負担をされてきた、したがって、こういった国の、今まで生きてきた、先進国というものが苦労してきた、その分野の安全

保障にどれだけ努力してきたのかということをやはり教えるべきだと思うのですね。能動的な努力

る特別委員会議録第十六号(その二) 平成十四年六月

第二類第七號

とを個別具体的にはつきりしなければ有事の法律としては不十分じゃないかというようなお話をあつたようになりますけれども、有事というのは、どういう事態が起こるかわからないんですね。こういう事態というふうにはつきりしておれば、それはいいのでありますけれども、いろいろな状況が起こると思うのですよね。だから、一々個別具体的にどうするなどというようなことを法律に書くなどというのは、到底これは不可能だと思うのですね。もし何かお考えがあれば、どういう法律をつくつたらいいのか、お聞かせいただきたいのです。

○茅野丈二君 私は、きょうの議論を聞いておりまして、イメージ的ですけれども、国家あるいは政府と国民の関係は、私たちの医者と患者の関係に非常に似ているなど思っています。

どうしたことかと申しますと、国家は常に正しいんですよ、私たちはすべて情報を持つています。だから、ある程度のことは言うけれども、あとは私に従つてくださいと。医者もそういう立場の人は結構多いわけで、それが簡単なんです。だから、私たちも、何も言わない患者の方がやりやすいんですけども、しかし、それではダメなんだというのがインフォームド・コンセントなんですね。だから、国家もやはり可能な限りの情報提供をしてもらいたい、そして、その上で、国民を信じて、国民に判断を仰いでほしい、これが私の考え方です。

ですから、確かにいろいろな具体的なこと、いろいろなシミュレーションはできると思いますし、すべてが出てくるとは思いません。ただ、そういうことをすることが国民の信頼を得ることだと思うのです。今、信頼を得ていないとは言いませんけれども、非常に薄い。だから、そういう具体的なことを一つ一つ国民に提示することが、やはり政府に対する信頼をかち得ていくことだろうと私は思います。ですから、すべて出しなさいと私は思いませんけれども、そういうことをやることがやはり大事だというふうに思っています。

○衛藤座長 これにて井上君の質疑は終了いたしました。

これにて委員からの質疑は終了いたしました。この際、一言ございさつを申し上げます。

意見陳述者の方々におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。

本日拝聴させていただきました御意見は、当委員会の審査に資するところ極めて大なるものがあると存じます。ここに厚く御礼を申し上げます。また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして、重ねて感謝の御礼を申し上げます。

それでは、これにて散会いたします。

午後二時四十二分散会